

「近世の座頭と当道座」

熊本大学大学院社会文化科学研究科

2012年度 学位論文

文化学専攻

歴史学領域

氏名 緒方晶子

目次

序章	1
1 問題の所在	
2 論文の構成	
第1部 熊本藩における座頭組織	
第1章 熊本藩における座頭集団の確立	11
第1節 熊本藩における当道座の初期形態	
(1) 近世初期の座頭の様態	
(2) 近世初期の座頭集団の形態	
第2節 座頭の集団的成長	
(1) 「座頭・盲僧諍論」への熊本藩の対応	
(2) 座頭集団の組織整備をめぐる検校と座本の動向	
第3節 熊本藩における座頭集団の確立	
(1) 熊本藩の制度整備	
(2) 当道座の完成形態 ー高官座頭の存在と座本支配ー	
第3節 藩庁当用方と「座頭帳」	
第2章 熊本藩における当道座の座本・聞役選出	40
第1節 座本役の選出	
(1) 選出の過程	
(2) 選出される座頭の要件	
第2節 聞役の選出	
(1) 聞役候補者の多様性	
(2) 聞役選出と座内勢力の変動	
第3節 当道座の内部編成と運営	
(1) 「熊本惣座頭中」と「座外」高官座頭の確執	
(2) 藩の関与	
(3) 座本・聞役選出に見る座の展開	
第2部 熊本藩における座頭の存在形態	
第1章 在方における座頭の存在形態	61
第1節 在方座頭の組織	
(1) 組の概要	
(2) 座法の周知による組の結束	

第2節	座頭と師弟関係	
	(1) 師弟関係を基礎にした組の成員	
	(2) 座頭の弟子入り	
	(3) 師弟関係による座頭業の縄張り	
第3節	在方における座頭の2元性	
	(1) 宗門人別の中の座頭	
	(2) 在方での座頭の身分的立場	
第2章	熊本城下町における座頭	83
第1節	府中座頭	
	(1) 府中座頭の組織	
	(2) 府中座頭への入り方	
第2節	町社会の受容	
	(1) 府中座頭の祝物収集権と拡大	
	(2) 府中における座頭員数の固定化	
第3節	町社会との関係の深化	
	(1) 「町人」としての座頭	
	(2) 「御間拝借」の願い出に見る府中座頭と上層町人との関係	
第3章	当道座と座外競合者	108
第1節	座頭を取り巻く職業的環境	
	(1) 他集団との競合	
	(2) 門弾と音曲指南	
第2節	座頭と座外盲人	
	(1) 座外盲人	
	(2) 「俗盲人」の発生と当道座の対応	
第3節	当道座の志向性	
	(1) 座外盲人との確執に見る座頭の志向性	
	(2) 当道座の排他性	
第4章	熊本藩制下の座頭と当道座	125
第1節	座頭の本質的性格	
	(1) 座頭への道	
	(2) 座頭の2元性	
	(3) 藩制下の当道座	
第2節	救済の権利化	
	(1) 職業独占と生命の保障	
	(2) 救済権利化の要求	
第3節	座頭による救済権利化の背景	

- (1) 存在主張の契機
- (2) 「役」の変容と由緒の強化

終章.....143

序章

1. 問題の所在

本論稿では、当道座という組織と、そこに所属する座頭の実態およびその歴史的展開の解明を行う。またその検討を通して社会の中での座頭の身分的な位置付けを行い、近世身分制社会の在り方を考察する事を目的としている。

当道座は盲目の芸能者であるとされる座頭の属する組織であり、公家の久我家を本所とし、京都職屋敷がその中心機関となっていた。京都職屋敷は、検校・勾当・座頭という独自の官位授与を通して全国の座頭を支配していたとされる。そのような当道座と座頭に対して、ここでは具体的に4つの点から考えたい。

第1点目は、近世社会における盲人の生業手段としての座頭である。当時、座頭は盲人が「自立」して暮らせる、ほとんど唯一の公的な方法だったと考えられる。第2点目には、京都職屋敷と地方の座頭集団の関係は、官位授与を通じた個人的なものだった事である。従来は近世期を通じて両者は組織的に強固な関係にあったと言われているが、両者の関係性は時代によって個人的なものへと比重を移していると考えられる。第3点目は、地方の座頭集団の実態的な側面である。地方の座頭集団には、京都職屋敷を中心とする官位制に基づく緩やかな秩序の原理と、その集団を運営していくための行政実務的な原理があった。これまでは第2の点にも関係して、前者の面のみが強調され、両者の下に編成される座頭集団の実態的な側面はほとんど論じられてこなかった。第4点目に、座頭は領民であり座頭であるという存在形態の2元性を持つ事である。さらにこの2元性が近世の身分制的社会の中でどのように捉えられるかという問題がある。

この4点について、先行研究を交えて以下に述べる。

(1) 盲人の生業手段としての座頭

近世の盲人比率からいって、盲目者の誰もが座頭になっているわけではない。加藤康昭の試算によると「仮に、いずれの調査も盲人の定義を等しくするものとし、かつ近世期を通じて盲人の出現率がほとんど変わらないものと仮定すれば」¹⁾ という条件で、近世の盲人比率は0.2%から0.28%、おそらくは0.25%以上となっている。本論稿で対象とする熊本藩の、安政5年(1858)の総人口は62万人余であり、それに対しての盲人数は1240人から1740人程度となる。藩内座頭数は同時期で700名程度だが、正式な座頭に数えられていない弟子を入れると、1000人強である。これは盲人比率から言うと、およそ60%から80%の高い割合になる。座頭になるには、費用がかかる。座頭の最低位である打掛という官位を京都職屋敷から得るのに4両、最高位の検校になるためには計719両の金額が必要だったとされる²⁾。ここに座頭になる事に対する強い積極性が指摘できる。

従来、座頭は「年貢負担者＝本百姓を主体として構成され、運営されている近世村落にあっては、これら田畑持たざる『遊民』の社会的地位はきわめて低く、一般村民からも差

別され、ときには賤視されていたのである」3) というように、座頭は障害者としての社会的弱者という位置付けと共に、周縁的な存在であるとの視点から論じられる事が多い。生瀬克己も近世の厳しい障害者の生活を論じる中で盲人の境遇に言及し4)、広瀬浩二郎は「当道の輩は実態はともかく、近世身分制社会の最下層に位置づけられていたのである」5) とする。

また「盲人は、現実の地縁・血縁社会からの疎外の代償を、当道の階級の昇華に求めた」6) など、一般社会から疎外された異質な集団に属する座頭の姿も強調される7)。中川みゆきは、廻在して人々から祝物を得るという座頭の活動形態から、座頭の地域社会における異質性を問題にし、彼らが共同体から疎外された存在である点を具体的に示した8)。兵藤裕己は座頭の芸能者の面に注目し、文化を伝播し担ったという側面を肯定的に捉えたが、それでも定住性のない漂泊の芸能者という印象が強い9)。

確かに近世社会の中での障害者の境遇は過酷である。近世の記録には見世物小屋に出されたか、他者からの施しを受ける窮民として現れる事も多い10)。またほとんどは記録にすら残らない。その中で、座頭は集団を形成していたために11)、比較的各地に記録があり、史料を使つての座頭集団の研究も成されてきた。その中では、座頭への障害者としての社会の憐憫や蔑視が強調され勝ちであるが、座頭になるという行為は、そのような視点だけでは説明できない。

座頭とは、盲目という理由で自動的になれるものではない。ある時期に自ら座頭に弟子入りし、師匠を通じて京都職屋敷から官位を授与され、初めて座頭になれるのである。座頭はこの時点で、一般の盲人ではなく、社会的に座頭と認知され、座頭業を行う事が出来るようになる。彼らはただの盲人という境遇から脱するために座頭になる道を選択したのである。座に所属した彼らは、京都職屋敷によって当人の官位や師匠筋を記録され、いわば名簿上で官位編成される。この官位制度の中で、彼らはより上を目指す事も出来た。高官位を得た検校や勾当といった当道座内の上層座頭は、高利貸しを営み暴利を貪る富裕な存在としても、近世期の随筆や川柳、幕府の裁判記録に登場するようになる12)。同じ座頭であっても、官位によって彼らの社会的位置付けや経済力には格差がある。座頭としての座内での栄達は、座外での社会的地位にも反映された。しかし程度の差こそあれ、近世社会の中で「役に立たないもの」13) として本来的には差別され、他者の施しによって生きる可能性の高い盲目の障害者が、座頭になり、それを利用する事によって「自立」して生きるという状況が見られたのである。ここでは座頭になる事の積極的な意味に注目したい。

(2) 京都職屋敷と地方の座頭集団との関係

京都職屋敷自体の研究は、盲人史研究の一環として始められた。民衆の歴史の一部として盲人史を捉え、初めて総合的な盲人史を著した中山太郎は、盲人の代表者としての座頭と盲僧を取り上げ、その中において京都職屋敷についてその発生・発展の経緯や、組織的な盲僧との対立の歴史を明らかにした14)。さらに中山の研究を受けて、主に近世期を中心

とした盲人史についての社会史的研究を行なった加藤康昭によって、京都職屋敷について、当道座の中央機関としての側面や歴史的な成り立ち、組織の概要などはほぼ明らかにされたと考えられる。

その中で、加藤は京都職屋敷の持つ権限は「①告文状（官位免許状）の発行権、②官金（官位免許料）を座内に下物として配分する権利、③座員に対する広範な裁判権」であるとし、さらに「地方座役の人事権を掌握し、さらに諸国の支配組織は中間権力として裁判権の一部、および下物に代わる配当の権利を握り、かくして中央の権力は惣検校—支配役—座元・組頭—平座頭のヒエラルヒー組織をつうじて末端にまで拡散浸透するのである」¹⁵⁾と述べている。また「諸国の支配組織」について「幕藩体制の封建支配機構に対応して、当道座は諸国にそれぞれ領内の座頭を支配する地方支配組織をもっていた。一般に各藩には一名の支配役（仕置役ともいう）がおり、その下に城下町には座元、郡中には組頭若干名を置き、領内の座頭を幾組かに編成して支配していた」¹⁶⁾とする。

このように、従来は京都職屋敷は諸国に存在する「領内の座頭を支配する地方支配組織」を組織的に支配し、その組織的支配関係の下で当道座を捉える傾向が強かった。しかし、結論を先に述べると、地方の座頭集団は、京都職屋敷の授与する官位制度によって緩やかに編成されつつ、集団を維持運営する地方的な実体を持っていたと考えられる。

両者の関係には時代的な変遷がある。確かに加藤の指摘するように、17世紀の段階では熊本藩における座頭集団も、裁判権や人事権などを通して京都職屋敷を中心とする中世的な芸能座としての側面が強かった。例えば熊本藩でも、寛文13年（1673）には検校が座員を独自に吟味し、検校屋敷に「召寄」という事が行われている。この時期、検校は座員の生殺与奪の権限さえ行使出来る程の人的関係を座員に対して有していた。そのため検校を通しての組織的な連帯があったと考えられる。いわば京都職屋敷によって編成されていた地方集団という側面が強かった。しかしその後、競合相手である盲僧との対立の激化や排斥の過程において、座は藩庁との行政的なつながりを強くしていく。熊本藩においては、宝暦の改革時に領主権力の主導の下に座頭集団の組織的改変が行なわれ、領主権力の下で地方的な実体が強くなっている。ここに至り当道座は質的な変換を遂げたのであり、以降、両者の関係は官位授与を通じた個人的なものとなり、従来考えられている程組織的に強固なものではなかったと考えられる。

また座頭は京都職屋敷から官位を授与されなければ座頭にはなれないため、そういう意味では個々の座頭を支配していると言えるが、しかしそれが組織的な支配といえるかどうかは曖昧である。何故ならば、各地域の座頭集団については不明な点が多いからである。地方それぞれの座頭集団に関して、実証的ないくつかの個別研究があるものの、これまでまとまった研究はなく、全容は不明である。

安田宗生は、民俗学の立場から近現代の熊本における琵琶師の活動形態を近世の当道座に求め、熊本藩の座頭集団の在り方を検討している。座頭の直接的な競合存在として、寺社に属する盲僧がおり、盲僧の勢力が強かった九州地方では熊本領内と天草領においては

当道座が圧倒しており、特異な地域となっていた。安田は、延宝 2 年（1674）の「座頭盲僧諍論」を期に盲僧との競合に勝った座頭が、当該地における躍進を果たし、その活動形態が後の琵琶師のそれを規定していると論じた 17)。永井彰子は福岡地域の盲僧研究を主としており、盲僧の社会的な位置付けを行っているが、両者の関係から座頭集団にも言及している。福岡では盲僧と座頭が組織として混在している姿が認められている 18)。朝尾直弘は、17 世紀における武家の家政を検討するために、尾張徳川家の上級家臣である生駒家について論考しており、家政の一環としての法事の際の座頭との関わりを述べている。家政を含めた武士の家が他の集団とどのように関わるかについての追及であるが、当該藩における座頭集団がいくつかの座に分かれていた事、また特定の上級武士の家との関係がその力関係に反映していた事等、尾張地方における初期の座頭集団の様相を明らかにしている 19)。信州松代藩の座頭について、山田耕太は「盲人を含み込んだより広い目で近世社会を見てとること」を目的に、幕末に起こった瞽女関係の訴訟問題を中心に藩内の当道座の研究を行っている。訴訟問題が起きたのは、盲女が瞽女になるのを座頭が卑賤身分である事を理由に阻止したためであり、それをきっかけに藩当局による当道座の実態把握が行われるようになったが、それは藩当局の領民救済の姿勢によるものだったと論じている 20)。また、中国四国地方の一部地域における、座頭への施物米制度を扱った事例も報告されている 21)。さらに大和国においては、中川みゆきが、主に座頭の祝物収集を巡って起こる座頭と地域社会との軋轢を材料に、共同体の外にある座頭存在を地域社会における差別という観点で浮き彫りにした 22)。

これらの先行研究では、各地において座頭や集団の在り方に相違が認められ、特に領国地域と非領国地域とでは、それが著しい。また同じ領国地域であっても成立の過程や領主権力の関わり方などで違いがある。

領国地域では、当該地方の領主権力との関係を見無視できないが、その中でも各藩毎に差異が認められる。熊本藩は宝暦の改革時には座が藩制下において確立していると考えられるが、信州松代藩では藩が介入したのは幕末であり、それまでは特に問題にもされていなかったように思われる。福岡では延宝 2 年の「座頭盲僧諍論」以降も盲僧と座頭が混在しているが、どのような状況下に混在していたのかについては不明確である。さらに四国や中国地方のいくつかの藩では座頭に対して年に 2 回の救米制度があり、窮民保障という面が強調されるが、それがどのような意識下で行われたのか、座の実態、藩内における位置付け等は明確にされていない。また盲人に対する救済的な側面は共通して論じられるものの、彼らは座頭であり通常の盲人ではない。双方をどのように捉えるのかといった視点が不足しているように考えられる。

一方、非領国地域の大和国では、座頭が集団としてどのような形態をとっていたのか、ほとんど実態が掴めない。座に対する地域社会の対応も固有の領地内に規定されず、そのような事態に至った時には村同士が領域を越えて結びついた姿がある。座も同様で、各領地の座頭というより大和国の八木・桜井地方の座頭組というまとまりであり、検校が統括

している。領主権力の介入がほとんど見られず、座は独自に活動しているように見える。

以上のように、地方の座頭集団は各地の支配体制に影響される面が大きいと考えられるが、現段階ではまだ個別事例的な研究であり、まとまった実証研究に乏しく、座頭存在そのものを追求した上での各地座頭集団の総体としての当道座の姿が捉えられていない。実際にそれぞれの地方で活動していた彼らの実態が判らなければ、各集団の実態に即した京都職屋敷との関係の強弱等も不明である。従って本来の当道座全体の社会的な位置付け、どのような組織であったのかも曖昧となっている。

(3) 地方座頭集団を編成する 2つの原理 一官位制と座本・聞役体制一

京都職屋敷と地方の座頭集団との関係に関連して、後者には京都職屋敷を中心とする官途と官金授与によって秩序付けられた緩やかな官位制的原理と、それぞれの地域社会の中で集団を運営していくための行政実務的な原理の 2 つがある。それによって地方の座頭集団は 2 重に編成されていたと考えられる。それらは本論稿で対象とする熊本藩内の座頭集団の中では、京都職屋敷と領主権力の影響力となって現れ、さらに前者は高官座頭、後者は領主権力によって最終的に任命される座頭集団の長、座本・聞役の存在に象徴される。

しかし、各地の座頭集団の解明がほとんどなされていない状態において、彼らの集団的在り方に対しては、従来は座頭の官位授与権を持っている京都職屋敷の影響力についてのみ語られる事が多かった。その最も顕著なものは、座頭集団の座員に対する裁判権と人事権である。加藤康昭は「仲間支配をもっとも特徴づけるのは裁判権である」とし「職十老や地方の座頭は公事をつうじて死罪を含む制裁によって座内の不法や紛争を処理」し、また「座衆が座外で一般人に行なった犯罪についても、幕府・諸藩は犯人を吟味したのち、座に引き渡し、刑罰の適用と執行を座法にゆだねた例が多い」²³⁾と座頭集団の独自の裁判権を強調している。また人事権についても「支配役には検校・勾当などの高官者、また座元・組頭には現座の衆分以上（座落は不可）の者で支配地域の座上を選ぶのを原則とし、その任免権は最終的には京都職十老の掌中であつた」としている²⁴⁾。

(2) の京都職屋敷との関係性の観点にも関係して、地方の座頭集団は時代によってその内実が変容しているのではないかと考えられる。熊本藩では、裁判権と人事権については、同藩の行政改革である宝暦の改革以前には上記のような状況が見られたが、以後には両者共に京都職屋敷はほとんど介入出来なくなっている。宝暦の改革以降、座頭の犯罪はたとえ高官位を持つ座頭であっても「庶人」と同等に藩庁が裁くようになった。さらに京都職屋敷の規定する「支配役」は姿を消し、「座元・組頭」は組織の再編成により「座本・聞役・組頭」となり、さらに組頭を除いて彼らの最終的な任命権は藩庁が有する。熊本藩では、当道座の官位制の中で最高位にある者が自動的に座本になれない状況があり、同藩内で当道座という集団を滞りなく運営するためには、藩庁と行政的なやり取りを行い、座員の面倒をみるなどの運営実務的な手腕が求められるようになったと考えられる。また京都職屋敷の影響力に加えて、時代が下るにつれて、領主権力や藩内座頭の行政実務的な力が強く

なっており、その結果、上記 2 つの原理により編成されるようになった。座本・聞役の成立は、座頭集団の行政実務的な原理が実体化する大きな分岐点だったと言える。

この両者は補完し合う場合もあり、また対立する場合もあるというような相互作用的な関係にあった。その時々によって両者の強弱は部分的に変化するが、それらをも含めて、座頭が集団として安定した運営を行うためには共に重要なものであったと考えられる。問題はこの相互作用がどのように集団を規定したかであり、その具体的な諸相の解明である。

(4) 座頭の存在形態における 2 元性と身分

座頭には存在形態として、領民であり座頭であるという 2 元性がある。

座頭になるためには、京都職屋敷に所属して官位を得なくてはならない。同時に、熊本藩では藩内の座頭集団に所属しており、年に 1 度、集団の長である座本宅で「札替」を行い、藩内での座頭業の許可を得ていた。藩内の座頭は全てこの集団に所属せねばならず、座札を持たずに座頭業をする者は処罰の対象となった。座本は藩庁から扶持を下されており、藩庁の一部局である当用方の管轄とされた。藩庁から集団としての認知を受け、さらに行政的な支配を受けていたのである。座頭は基本的に一代限りであり、彼らは血統的には座頭の家を存続、形成出来ない。その意味では継続性のない存在を、藩庁は行政的な枠組みの中で捉えたとも言える。

しかし一方で、座頭は組織的に集住していたわけではなく、それぞれが町や在に散在して暮らしていた。彼らは座頭となったからといって町在人数から離れるわけではなく、村の中、または町の中という地域社会に基礎を置く地域住民でもあった²⁵⁾。そのため「百姓株」の相続など百姓身分に関する事は在方で処理され、座頭業など座頭の属性に関する事は座本を通して当用方が対応していた。座頭は、座頭であると同時に地域社会における存在としても把握されていたのである。その上、盲目という障害のために「篤疾ある領民」だったと考えられる。このように、座頭存在には、藩庁の把握の上でも、座頭自身にとっても、存在形態の 2 元性が強く現れている。

このような座頭の 2 元性について、加藤康昭は「幕府が座頭仲間を一つの身分としてとらえ、これに士農工商など他の諸身分とは異なる法制的処遇を与えていたことは明瞭」であるとし、その身分は「賤民ほどに厳格な差別はなく、どちらかといえば僧尼に類似しており、また他の身分との地位の上下についていえば、座頭内の諸身分＝階級に応じて上は武士と重なり、下は賤民身分と一線を画しながらも、事実上は非人身分である下層雑芸能者と重層して」おり、「その仲間組織をつうじて支配するとともに、村々においては彼らを入別改をつうじて把握」²⁶⁾ していたとする。加藤は座頭を 1 つの身分であると捉え、その身分的地位の上下を他身分に比して説明しているが、しかし問題はこのような座頭の 2 元性が、近世身分制度に対してどのような意味を持ったか、何故同じ座頭でありながら地位の上下がこれ程変化するのかについてではないだろうか。そもそも座頭が身分であるのかすら曖昧である。

座頭は百姓や町人などの政治的な基幹身分の範疇に入れられず、現在は身分的周縁論の中で、朝廷権威を源泉に組織化を遂げた全国組織的な集団の 1 つとして論じられている事が多い。政治的身分に対して社会的な身分に重点を置いた身分的周縁論は、近世社会において政治的身分の中では捉えきれない身分的存在を対象に、多種多様な社会集団の実態を明らかにした²⁷⁾。その意義、功績は大きい、本来身分の大きな枠組みには支配身分・被支配身分の 2 つがあり、それは「士農工商・穢多非人」という観念に表される²⁸⁾。横田冬彦はその職分的序列を「武士(士)－平人(百姓・町人)－賤民(穢多・非人)」として捉え²⁹⁾、武士を支配身分、平人・賤民を被支配身分に配した。ここには明らかに政治的な上下の社会秩序がある。

熊本藩内における座頭の行政的に特殊な地位は、領主権力との関わりの中で生まれている。宝暦の改革による座頭集団の内実の変化は、領主権力による身分の捉え方の変化をも表している。官位制の原理の強い検校に、集団内座頭の裁判権と人事権を委ねている状況から、同改革を期にそれが領主権力に移っている事は、彼らのような存在を領主権力が藩制上に位置付けた結果であると考えられる。この時に、あらためて座頭の領民的な側面が確認されたのではないだろうか。彼らは決して当道座という全国組織の中でだけ生きたのではない。身分的周縁論では『『権力』が見えてこなくなっている』との批判もあるように³⁰⁾、「支配－被支配」の部分明確にならず、統一権力あるいは領主権力との関わりが希薄化されている。序列や領主権力の視点を据え置いたままでは、座頭存在、ひいては近世身分制社会の本質が曖昧になってしまうのではないかと考えられる。しかしこの事はもちろん領主権力からだけの集団の編成を意味しない。

本論稿においては、座頭は座頭になるというだけでは戸籍が抜かれなかった点を重視して、本質的には彼らの身分は政治的身分に重点を置くものとする。さらにそこに重なる社会的身分を政治的身分とは区別して、ここでは職業的な社会的地位とした上で、その 2 つを立体的に捉えつつ、座頭存在の 2 元性が身分とどのように関わるのかについて考えてい

以上 (1) ～ (4) の点を踏まえて、座頭の実態を明らかにするため、本論考では、領国地域と非領国地域の差異を考慮に入れて、九州の大藩である領国地域の熊本藩を例に分析を行う。熊本藩では領主権力の影響力の強さから比較的早い時期に座頭集団が確立している。藩内の座頭集団は、領主権力の下で奉行所の当用方を監督機関として、座本・聞役という役職を中心に編成されるなど一面行政的な側面を持っている。そのため当道座の地方集団として、座頭に関する行政上の記録が他地域に比べて現況では比較的多い。これまで地方の実態的な座頭研究があまり進んでいないのは、まとまった史料に乏しく、地域社会における座頭存在性が不明だったからだと思われる。熊本藩内の座頭の実態を明らかに出来れば、領国地域における座頭存在の 1 つの形を提示する事となり、全国を視野においた座頭研究にとっても意義があると思われる。

2. 論文の構成

論文は、2部構成とし、第1部で熊本藩の座頭組織の歴史的編成の経緯や、集団内部の実態的解明を行い、第2部において、座頭が地域社会と取り結んだ関係をもとに、その存在形態の解明を行う。

第1部、第1章では、延宝年間の「座頭盲僧諍論」以後、熊本藩に座頭集団が社会的に認められた歴史的経緯を明らかにする。さらに宝暦の改革において、座頭の長が藩内独自の編成を受けたように、藩内の座頭集団には領主権力の影響が強く現れ、その分京都職屋敷の影響力が減じている。この歴史的経緯から京都職屋敷と地方の座頭集団との関係の変化を論じる。また改革刑法の下で、座頭は「庶人」と同様に裁かれるようになったが、盲目であるという「篤疾」を考慮して笞刑は罰金刑になるなどの配慮がなされている。ここにおいて藩内では、座頭は座頭である一方で「篤疾のある領民」という立場が確定し、座頭の存在形態の2元性が明確になったと考えられるが、それを改革刑法の執行を元に考察する。また藩庁当用方で作成された「座頭帳」の分析を行ない、これによって座頭集団と領主権力との行政的な関係、藩内における当道座の位置を確認する。

座頭集団の社会的認知に至る藩内の歴史的経緯は、藩内座頭集団の中に、京都職屋敷を中心とする官位制度に基づく秩序の原理と、領主権力の影響の強い、地域社会における集団運営に関する実務的な原理を生んだと考えられる。第2章では、藩内座頭集団の長である座本・聞役の選出の事例を元に、この2つの原理が座頭集団を編成する上で深い影響を与えていた事を明らかにする。なおかつ両者の相互作用によって集団が運営されていた座の実態的な在り方についても言及する。

第2部では、座頭の本質的な存在性を含めて、地域社会での生活実態に焦点をあてる。第1章・2章において、兵農分離によって編成されたとされる在方と町方（ここでは熊本城下町）のそれぞれの座頭の存在形態を明らかにする。また領主権力との関係で、熊本城下町には座頭集団内の権力が集中している。さらに在方の座頭より熊本城下町の座頭の方が職業的な優位があり、それらが地域的な経済的格差を生んだと考えられる。これは座頭間では在方から熊本城下町への志向性となり、座内のヒエラルキーの形成につながっているが、これらの状況について、座頭が領民でありつつ座頭であるという2元性を元に考察し、それがどのように作用したのかを論じる。

また第3章で当道座と座外競合者の問題を取り上げる。座頭が当道座として集団を作る重要性はここにあり、彼らは「自立」して生きるための特権的要求を、座を通して行っていた。座外競合者の中でも最も座頭に近い「俗盲人」との争いの際に提出される座頭側の要求から、当道座の志向性を明らかにする。

最後に第4章において、第1部・2部を通して明らかになった藩内座頭集団の実態を踏まえて、熊本藩制下における座の位置付けを行う。その中において座頭になるという事が盲人の「自立」化をある程度保障し得た内実を明らかにする。また近世身分制社会における「座頭身分」と、その位置付けについて論考する。これをもって近世身分制社会の理解の

一助としたい。

- 1) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社 1974年。62－72頁。
- 2) 前掲『日本盲人社会史研究』。180－181頁。
- 3) 前掲『日本盲人社会史研究』。59頁。
- 4) 生瀬克己『近世障害者関係史料集成』明石書店 1996年。
- 5) 広瀬浩二郎『障害者の宗教民俗学』明石書店 1997年
- 6) 前掲『障害者の宗教民俗学』。
- 7) 前掲『日本盲人社会史研究』。大隅三好『盲人の生活』雄山閣 2000年。
- 8) 「巡在座頭の活動をめぐる地域社会の一動向」1994、「座頭祝銭に関する研究ノート座頭と寺院の争論」1995、「地域社会と巡在一天保期大和国の巡在座頭取り締まりをめぐって」1996、「座頭祝銭に関する研究ノート一座頭と寺院の争論」1997、「幕末・明治初期の巡在座頭に関するノート」1998（『研究紀要』5・6・7・10・11号 奈良県立同和問題関係史料センター）。
- 9) 兵藤裕己『平家物語の歴史と芸能』吉川弘文館 2000年。
- 10) 前掲『近世障害者関係史料集成』。
- 11) 座頭と同じ盲人で、寺社に所属して活動していた盲僧も小集団を形成していた。しかし他の障害者が組織的な集団を形成していたとの記録は、現在のところ発見していない。
- 12) 前掲『日本盲人社会史研究』。361－368頁。
- 13) 高木昭作は士農工商などの身分は「個々の身分の者が果たす国役」に関係があり、「役」を果たす事によって身分たり得るとした（「最近の近世身分制論について」『歴史評論 404』1983）。また尾藤正英は「役」を「社会の中で個人が担当する役割と、その役割にともなう責任とを、合せた意味で用いられる所」のものであるとし、その「役」を負担する事によって社会的な権利を得るという社会原理を説いた（「徳川時代の社会と政治思想の特質」『思想 685』岩波書店 1981）。横田冬彦は、近世の社会通念の変化を職業の観点から捉え、近世期には生産性のないものが厳しい評価を受けるようになったと論じている（「芸能・文化と〈身分的周縁〉」『身分を問い直す』吉川弘文館 2000年所収）。身分と「役」については対応関係があり、そのような社会の中で、座頭に現実生産的な「役」があったとは考えにくい。
- 14) 前掲『日本盲人史』。
- 15) 前掲『日本盲人社会史研究』。219頁。
- 16) 前掲『日本盲人社会史研究』。215－216頁。
- 17) 安田宗生『肥後の琵琶師』三弥井書店、2001年。
- 18) 永井彰子「筑前・筑後の盲僧集団とその周辺」（『身分的周縁』部落問題研究所出版部 1994）。『日韓盲僧の社会史』葦書房、2002年。
- 19) 朝尾直弘「生駒家と座頭・瞽女仲間」（『京都橘女子大学研究紀要』所収。京都橘女子大学研究紀要編集委員会、2002年）。
- 20) 山田耕太「松代藩領の盲人」（『藩地域の構造と変容－信濃国松代藩地域の研究－』岩田書院、2005年）
- 21) 廣江清「近世瞽女座頭考」（『土佐史談』土佐史談会、1981年）。松本瑛子「近世社会における座頭・

瞽女の考察」(『鳴門史学』鳴門史学会、1992年)。河合南海子「宇和島藩盲人養米制度史料」(『記録史料と日本近世社会 2巻』千葉大学大学院社会文化科学研究科、2002年)。

22) 中川みゆきの一連の研究については8)参照。

23) 加藤康昭「近世の障害者と身分制度」(『身分と格式』中央公論社、1992年)。156-157頁。

24) 前掲『日本盲人社会史研究』。216頁。

25) 検校とその妻については文久3年6月に「一、検校勾当之子弟人数離有無之事、妻も同断」と明記されている。これは同文書中の「御郡方僉議」によると「御当用方より本文之通問合有之、根元市在之人数より検校勾当之官を受候者之倅二男ハやはり市在之人数ニ加り候筈之段、安政五年御刑法方より依問合相究申候付、子弟ハ右之趣を以て返答可申候得共、妻之究相見不申候、惣躰御家中地筒ハ其身一人村人数筒被差放候得共、妻は夫ニ属し候ものニ付、村人数ハ放レ候御取扱ニ御座候、其外在御家人家族人数離れ、妻はやはり右同様之振合ニ御座候間、本文検校勾当之妻も夫ニ属、市在人数ハ放レ方ニ可被仰付哉」との判断によるものである。また四度以上の官位を得た者は、それを当用方に報告する。その報告を受けて、当用方は関係部に連絡して、その座頭を生所の人数から外す手続きを行っており(永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」、それまでは町在人数として把握されていると考えられる。

26) 前掲『日本盲人社会史研究』。231-233頁。

27) 「身分的周縁論」研究会の提唱した研究方向の一つとして、それぞれの社会集団を対象とした研究がある。特に実態研究については、『身分的周縁』(部落問題研究所 1994)や『シリーズ近世の身分的周縁』(全6巻)(吉川弘文館 2000)や『<江戸>の人と身分』(全6巻)(吉川弘文館 2011)にあり、蓄積も多い。

28) 吉村豊雄は「士農工商」という認識にある程度の社会実態を認め、その序列化を熊本藩は志向したとする(「近世の身分制編成に関する覚え書」『文学部論叢 第78号』2003年)。

29) 横田冬彦「近世的身分制度の成立」(前掲『日本の近世 7 身分と格式』所収)75-76頁。

30) 宇佐美英機「身分的周縁論の分析方法を考える」(前掲『<江戸>の人と身分 6 身分論をひろげる』所収)。190-191頁。またこの事に関して、畑中敏之は、身分的周縁論で論じられているのは「職分」であり、そこに身分的装いが施されているとしても、身分=職分とはできず「血統・世襲の問題や意識の問題を組み込まずに、身分論が成り立つとは思えない」と批判している(『身分・差別・アイデンティティー「部落史」は墓標となるか』かもがわ出版、2004年 134-135頁)。

第1部 熊本藩における座頭組織

第1章 熊本藩における座頭集団の確立

はじめに

当道座は公家の久我家を本所とし、京都職屋敷を中心機関とする座頭の全国組織である。従来京都職屋敷は、各地に支部組織を持ち「支配役検校一名、座本二名」を置き、彼らを通して全国の座頭を支配していたとされる¹⁾。しかし各地の支部組織とされる座頭集団がどのような歴史的経緯をもって各地に成立したのか、またその実態についてほとんど判っていない。この状況においては、京都職屋敷の「支部組織」という捉え方も曖昧である。さらに領主権力との関係性も不明となっている。

そこで本章では、熊本藩の座頭集団が京都職屋敷や領主権力とどのような関係性の中で、集団としてその勢力を伸ばしていったのか、その結果起きた3者の関係の変化を含めて、その歴史的経緯を明らかにしたい。

先に結論を述べておくと、熊本藩では、近世初期には座頭は京都職屋敷を中心に中世的な芸能座としてのつながりを強くもって活動していたと考えられる。その在り方は徐々に変化し、延宝年間に小倉藩で起きた「座頭盲僧諍論」の結果、幕府裁定により座頭側が勝利を収めた件を契機として、座頭集団は集団として社会的に認知され、また領主権力との結びつきを強めていったと考えられる。盲僧は、座頭と同じ盲目という特徴を持ち、寺社に所属して宗教的活動や芸業活動をしていたが、それ故に両者は競合関係にあり、各地で紛争を引き起こしていた²⁾。熊本藩でも、17世紀末頃までは座頭と盲僧が同時に存在する時期があったが³⁾、それ以降座頭集団が圧倒的な優位を占めてきた。集団として盲僧との対立関係を克服し、座頭が藩内に勢力を伸ばす過程の中で、座頭集団は藩庁の行政上の組織改革である宝暦の改革の一環として再編成され、藩内に明確に確立した。この時に座は中世的な芸能座としての在り方から質的な変換を遂げたと考えられる。

ここでは座頭集団の熊本藩における組織的な成長の過程を制度面から跡付け、それに至る京都職屋敷の動向を含めて、藩内の座頭集団が領主権力の下でどのような位置を占めるようになったのかを、熊本藩の刑法上の変化から考察する。またその際、領主権力の下での座頭集団の確立は、領民としての側面の確認でもあった事に留意する。

1) 加藤康昭「近世の障害者と身分制度」(朝尾直弘編『日本の近世 7 身分と格式』所収。中央公論社、1992年) 156頁。

2) 中山太郎『日本盲人史』八木書店 1976年復刻(初版1934)。360-363頁。加藤康昭『日本盲人社会史研究』、未来社、1974年。261-264頁。

3) 安田宗生『肥後の琵琶師』三弥井書店、2001年。41-57頁。

第1節 熊本藩における当道座の初期形態

当道座は、琵琶法師を起源とする芸能的な座仲間である。中世の盲人芸能座を源流として京都や鎌倉を根拠地として諸国を遊行し、やがて有力な平曲家集団を中心に京都に座が形成されていったという。その状況の下、京都では京都職屋敷を中心機関としていくつかの座が当道座としてまとまっていく歴史的経緯がある。座頭の官位授与の仕組みも15世紀には成立していたとされる¹⁾。京都職屋敷から盲人は官位を得て座頭となるが、その中で熊本藩にも、その一員としての座頭がいたと考えられる。彼らが同藩内で社会的認知を受ける程に集団として成長していたかどうかは不明であるが、少なくとも検校を中心とした秩序の中で活動していたと考えられる。

ここでは近世初期の藩内における当道座の形態を考察する。

(1) 近世初期の座頭の様態

熊本藩における座頭の存在を示す早い史料として、寛永10年(1633)の「肥後国玉名郡伊倉之内八箇村人畜帳」があり、座頭10人・「ごぜ」2人・「めくら」19人の記載がある²⁾。この時期の人畜調査では、座頭と盲人を区別せず、単に「めくら」として記載している例も多いので、本人畜帳において「座頭」と区別された記載は注目される。彼らが果たして実際に京都職屋敷から官位を得た正式の座頭なのか、自称座頭なのかも明確ではないが、少なくとも座頭と称して生活していた者は存在する。また寛永13年(1636)には座頭城隍に扶持を³⁾、寛永19年(1642)には座頭不清に切米10石を下し召抱えている⁴⁾記録がある。藩と個別的な関係を結んでいる事から考えて、城隍や不清といった座頭は、当道座に属し、座頭として自他共に認識されていたと考えられる。

これらの事から、近世初期の熊本藩において、すでに座頭が活動していた事は確かである。ただし、それが名実共に当道座に所属する座頭なのか、また社会的認知を受けた集団だったかどうかは不明である。

当道座の形成についてはこれまで文学史や芸能史、社会史などにおいて研究の蓄積がある。それらによると、当道座は「中世の盲人芸能者の座を源流として」おり、鎌倉時代に平家物語が平曲として語られるようになると、それがひろく琵琶法師をとらえるようになり彼らは「筑紫・明石・八坂・坂東などを根拠地として諸国を遊行し、やがて中央に進出した有力な平曲家集団を中心に座が形成されていった」という。さらに「権門寺社を本所としてそれに隷属することによって、その権威の庇護下に上演権の保護独占を図る琵琶法師の座が形成されていく」とされる。このように権門寺社を本所とする座がある一方で、中院家や久我家を本所とする座があり、様々な勢力争いの結果、久我家を本所とし、京都職屋敷を中心機関とする近世的な当道座が形成されたという⁵⁾。

このような芸能座としての当道座にあって「中央では平曲上手の検校たちが貴紳の門に出入りして才芸をつくし、さらに多数の琵琶法師たちが田舎わたらいの中で民衆に平曲を語りかけていた」という活動形態があったとされる。熊本藩において座頭と称する者も、

細川家から扶持を受けて「貴紳の門に出入り」したり、「田舎わたらい」するような者達だったと考えられる。

一方座頭に対して、寺社に属して活動していた盲僧と呼ばれる類似存在がいた。彼らは琵琶を奏し、地神経などの経を読み、竈の神・土の神・水の神を祀って生計を立てていた。座頭と盲僧は本来同根であり、『平家物語』を語る事を専業とする盲人が盲僧から分離し、当道座を形成して座頭と呼ばれるようになったと考えられている⁶⁾。芸能を主な職業として発展した座頭集団に対して、盲僧は有力な寺社に属し、地神経を読み、祓いをする事に専念していたが、近世初頭から民衆の要望に合わせ「くづれ」と呼ばれる語り物や端唄を語るなど、座頭と職掌が重なるようになった。また座頭の側でも宗教行為を行う者がいたため、生活権益をめぐって盲僧と座頭は対立を深め、各地で紛争を起こしている。

熊本藩で盲僧が活動していた記録は、時代は下るが、延宝3年(1675)の「地神経読盲目名附帳」⁷⁾にあり、313人の盲僧が居た旨が記されている。彼等が活発に活動していた事が推察される。一般に盲僧は寺社に属して活動していたとされるが、熊本藩においては、どこの寺社に属していたのか具体的な活動形態はよく判っていない。

座頭は久我家や京都職屋敷を、盲僧は各寺社を中心として、独自に集団化し混在して活動していたものの、「地神経読盲目名附帳」に記載された盲僧の名前や服装などは座頭と重なるものがあり、社会的には座頭、盲僧、それらに類する者達との区別は曖昧な状態で混在して存在していたと考えられる。

(2) 近世初期の座頭集団の形態

近世初期の頃の座頭が社会的な認知において曖昧な状態にあったとは言え、彼らは検校を中心に中世的な芸能座としてのまとまりはあったと考えられる。

座頭集団の在り方として、加藤康昭は「仲間支配をもっとも特徴づけるのは裁判権である」とし「職十老や地方の座頭は公事をつうじて死罪を含む制裁によって座内の不法や紛争を処理」し、また「座衆が座外で一般人に行なった犯罪についても、幕府・諸藩は犯人を吟味したのち、座に引き渡し、刑罰の適用と執行を座法にゆだねた例が多い」⁸⁾と座頭集団の独自の裁判権を強調している。このような裁判権と人事権を持った京都職屋敷を中心とした座頭集団について、藩内で最も早い時期の記録がある。これは検校を中心としたまとまった集団が形成されていた事と、弟子の取扱いや師匠に背いた場合など、座律を乱す者に対する制裁の自律的な取り決めがあった事を窺わせるものである。

(「御奉行所日帳」寛文13年条)

一星野勾当を以山瀬検校被申越候、此中申上候盲目春理儀、今日遂吟味候処ニ申度儘を申、此もの壺人前々之座ニ不立帰候而誅伐仕候、此後御奉行所より沙汰仕候様ニと被申上候、依之御月番四郎右衛門殿へ松野八郎右衛門・松田角兵衛参候而、右之様子を申達候へハ、此儀ハ助右衛門殿御支配之由之儀ニ候間、助右衛門殿へ可相達

由ニ付、助右衛門殿へ全申達候、檢校申上儀ニ候間、檢校屋敷ニ召寄候はいかゞニ候間、請取候而召籠候様ニと被仰付、則為請取人田勝市右衛門二人を相添遣候、町籠ニ遣候、尤御町奉行衆へ差出申候事〔中略〕

一勾当を呼び、右春理儀、檢校吟味之上右之通ニ候へハ別儀無之候、いか様之わけ有之候やと内定尋候へハ、勾当申候ハ、此もの儀前々之座ニ戻り不申事は対檢校勾当、慮外を可仕との儀ニ御座候、ケ様之慮外ものニ而候を、其通ニ而ハ難召置候、最前より座頭与ニも入不申ものハ構無之候、殺儀不便成儀ニ候ゆへ、色々異見を申聞せ候へ共、承引不仕候上、放仕候にも天下一統ノ御法度之儀ニ御座候へハ、何方へ遣可申様も無御座ニ付、殺申より外無御座由申候事 9)

春理という座頭が当道座に戻らないため、山瀬檢校が独自に吟味を行い「誅伐」したという記事である。またその事を山瀬檢校は星野勾当を使って藩庁に言上させている。檢校は座法にもあるように当道座内での座頭の処分には自由裁量があるとの態度で臨んでいるが、奉行所は「檢校屋敷ニ召寄候はいかゞニ候間、請取候て召籠候」として、春理の処分を奉行所で行っている。

ここで座に「不立帰」とは座頭が座を抜けた事を意味し、それは「対檢校勾当、慮外を可仕との儀」であり、このような者をそのままにしておくのは「天下一統ノ御法度」でもあるとする。座に属した者が座を外れるのは、檢校勾当にとっては決して容認される行為ではなかったのである。また「檢校屋敷ニ召寄候」とあるように、檢校屋敷が座の役所的な要素を備えており、座をまとめている檢校の座員への檢断権は、座員にとっては周知の事実としてあったと考えられる。最終的な処分は奉行所が行ったわけだが、檢校の意見としては座法を乱す「慮外もの」は殺すより他になしとしている。この時期、檢校は、座員の生殺与奪の権限さえ行使出来る程の人的関係を座員に対して有していたのである。

以上のように、寛文年間には、具体的な座頭の人数は不明であるものの、少なくとも檢校を中心にまとまっていた座頭集団がいた事が判る。そこでは檢校が座員に対して座の権威を背景とした強い影響力を持ち、かつ行使している姿がある。しかしまたこの頃になると、奉行所の介入も行なわれている。寛文 13 年の件が公けになり、結局誅伐を必要とする程の事件は奉行所が裁く事になっている。刑罰を通して、檢校主体の座頭集団と藩庁との関係が確認された時期であるとも考えられる。

- 1) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年。134-144頁。
- 2) 東京大学史料編纂所『肥後藩人畜改帳』東京大学出版会、1984年。
- 3) 『熊本県史料 近世篇第二』熊本県、1965年。392頁。
- 4) 永青文庫 107, 29, 3「光尚公御印物」。
- 5) 前掲『日本盲人社会史研究』。
- 6) 永井彰子「筑前・筑後の盲僧集団とその周辺」(塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』部落問題

研究所出版部、1994年)、258—259頁。

- 7) 永青文庫 8, 5, 10「諸文書集」。「米家旧記抄」の抄出であり、その中に「地神経読盲目名附帳」が含まれている。
- 8) 加藤康昭「近世の障害者と身分制度」(『身分と格式』中央公論社、1992年)。156—157頁。
- 9) 永青文庫 11, 8, 6「御奉行所日帳」。

第2節 座頭の集团的成長

熊本藩において、前節で見たような状況が大きく変わる画期となったのは、延宝元年に起こった「座頭・盲僧諍論」である。この時に領主権力と座頭との関係も変容したと考えられる。小倉藩において端を発したこの諍論は幕府裁定に持ち込まれ、座頭と競合関係にあった盲僧に対して座頭が勝利し、座頭の優位性が確立した。この事が熊本藩の座頭集団と領主権力をより強く結びつける事になったと想定される。本節では「座頭・盲僧諍論」をはさむ座頭と領主権力との関係の推移について検討する。

さらに諍論の結果として確定した座頭の優位性は、座頭集団の組織的整備の動きとなって表面化した。この整備は、京都職屋敷の権威を象徴する検校と領主権力との関係性の中で進められた。京都職屋敷で作成されたと考えられている規定に「支配役検校一名、座本二名、郡は組頭数名」として、地方の当道座運営のあり方が定められている事から 1)、従来の研究では、座頭集団は京都職屋敷を中心とした全国組織の下部組織としての位置付けが強かった。しかし熊本藩内の当道座は、京都職屋敷と地方の領主権力による 2 重の編成関係の中で主に組織化されていくものとする。また両者と座頭集団との関係性が領主権力の側に比重が置かれるようになった様子を、その編成過程から明らかにしたい。

(1) 「座頭・盲僧諍論」への熊本藩の対応

近世初期の頃の熊本藩では、座頭と盲僧が併存している状況があった。座頭の競合相手は盲僧だけではないが、両者はその活動形態の類似性から、すでに各地で紛争を引き起こしていた。

こうした状況は、幕府が「座頭・盲僧諍論」を契機に、延宝2年(1674)、「官位院号袈裟停止」(院号・官位・袈裟衣の禁止、三味線など一切の遊芸禁止)の触れを出した事で変化する。この「座頭・盲僧諍論」とは、小倉藩での座頭と盲僧との対立に端を発している。延宝元年(1673)12月、小倉の城中において、藩主小笠原遠江守の歳暮の賀儀に出席した当道座の香坂検校と盲僧寿光院が、座順を巡り口論となった。どちらが上座につくかは、座頭と盲僧の身分的な序列に関わる重要な問題であり、これが発端となって両派は対決し、ついに当道座によって、座頭と盲僧とどちらが正統であるかという幕府の公事となったのである。幕府は、筑前の盲僧が比叡山正覚院から袈裟・院号・紫衣を許されたのは故実ではなく「新儀」であるとして、盲僧の言い分を退け、当道座の勝訴とした。これ以後、盲

僧は一派を存立する事は許されたものの、院号・袈裟・官位・袈裟衣および遊芸をもって渡世する事は禁止されており、盲僧が本山を失い、大きく勢力を削がれた事件となっている 2)。

安田宗生の研究によると、幕府は盲僧の由緒を「新儀」として退けた後、盲僧の袈裟衣の着用・院号等の使用・芸事の一切を禁止した。これを受けて熊本藩でも、幕府の決定を盲僧に伝え、それを守らせる事と、幕府の触れに加え、色衣色袈裟を着て検校などと名乗る盲目は 50 日の籠舎、法橋上人などと名を付けていても黒衣を着ている者は籠舎には及ばない旨などを触れたのである。そして違反者については名を明らかにし報告するようにとの命令を受けて作成されたのが、先述の「地神経読盲目名付帳」である。

「地神経読盲目名付帳」には、それまで熊本藩内で活動していた盲僧の名前と、違反した盲僧に対する処分が記されている。延宝 3 年に盲僧 313 人の内、違反者である 162 人が規定通り籠舎となっている。地域によって処罰実施月日には若干の違いが見られるが、延宝 2 年 12 月晦日から翌年 1 月 13 日にかけて 2 週間以内にはすべての処分を終えている。幕府の意向に追随した、熊本藩の断固とした姿勢が窺える。

しかし全ての盲僧がこれによって活動を止めたわけではなく、この後も盲僧と座頭のせめぎ合いはしばらく続く事になる。延宝 3 年 8 月には、衣服の違反や平家座頭に紛れて三味線を弾く者が居るので実態を調査し、御触れに違反した者を江戸へ通知するようにと公儀の検校から岩船、香坂両検校に申し伝えたという。これに対しても、熊本藩では国中に触れを出して取締りを行っている 3)。

芸業を禁止された後も「盲目共」は相変わらず地神経を語り、従来通りの活動を行っており、また座外の盲目と区別するために、当道座の座頭には判形木札を持たせている事などから、幕府及び熊本藩の禁令以後、座頭と盲僧の競合はより激しさを増している様子が窺われる。

しかしこの件が盲僧の活動を著しく阻害し、座頭の活動を後押しした事は間違いない。

藩側も盲僧に対してさらに厳しい対応を行い、元禄元年（1688）から 2 年にかけて盲僧に対して派替えの処置をとっている 4)。貞享 4 年（1687）、関川検校 5) は平家派 6) になっても「官九つ」7) までは盲僧業で渡世をしても良い旨を触れ出し、多くの盲僧が平家派になり、山鹿郡の 7 人の盲目も平家派になった。しかし元禄元年 5 月に、今更芸能稽古は出来ないとして平家派を辞めて盲僧に戻りたい旨を訴えてきた。この件に関して藩は次のような方針を示している。

（「白金御役所御日記抄出」元禄元年 5 月条）

惣而仏説盲目共之儀、頭連も無之事ニ候間、仏説派之儀ハ一向御国中御停止被仰付、平家ニ成候盲目共ハ其通、是非仏説派ニ而居可申と存候者ハ、心次第御国を罷出候様被仰付候而ハ如何可有御座哉 8)

盲僧は実質上本山を失い、集団としては「頭連も無之」状態になっているため、いっそ熊本藩領では禁止にし、どうしても盲僧のままで居たい者は国外追放にしてはどうかとしたのである。この7人に対する最終的な処分は不明であるが、さらに翌年10月にはまたも盲僧に戻りたい者が出現した。飽田郡弓削村の長善、糸山村慶雲、大田尾村恵輪、西木村宗善の4人であり、一度平家派になった者は派替えはならず、惣庄屋からも度々説得したが承引しないので「召籠」たところ、その内2人は平家派になった。しかし慶雲と宗善はきかなかつたため「御国追放被仰付可被下候」事で落着いている。先年の盲僧国外追放方針が実行されたのである。また「関川検校去々年座頭仲間仕置仕節、地神経之盲目共、派替可仕と公義江御請申上候もの五拾九人」9)とあり、盲僧から座頭への派替えが進んでいる事が判る。

盲僧の勢力は著しく削がれ、以後直接的な競合集団のなくなった熊本藩内では、座頭は盲人の集団として、着実に勢力を伸ばして行ったものと考えられる。享保13年(1728)9月には、熊本藩は延宝の禁令を守るよう、あらためて「地神経読、盲官位・院号・袈裟衣御停止之儀、先年被仰出候処、遠国ニ而ハ猥ニ相成候と相聞候間、向後在々所々ニ至迄猥無之様急度可被申付候」10)との触れを出し、盲僧はますますその活動範囲を狭められていった。

熊本藩としては、幕府の当道座保護の姿勢に順応する形で、盲僧を退け、盲人集団としては当道座だけに整理したのではないかと考えられる。座頭は盲僧を抑えて、熊本藩の座頭保護の姿勢に後押しされ、藩内で勢力を伸ばす素地が出来たのである。

(2) 座頭集団の組織的整備をめぐる検校と座本の動向

延宝期以降当道座に入り座頭になった者の数は飛躍的に増加したが、座頭集団は元盲僧という他存在を受容しており、少なからず集団としては変容したのではないかと考えられる。このような状況に合わせた集団としての組織的整備を巡る展開を述べる。

熊本藩において、座頭の組織の様相が判る史料は断片的に残されている。寛文13年(1673)に山瀬検校11)、元禄2年(1689)に皆川検校と12)、元禄7年に池永検校、座本学都・菊都13)の存在が確認される。これらは、検校が座本の要求を取り次ぐなど座頭に関して藩との交渉を行っている事から考えて、当道座の規定にある「支配役検校一名、座本二名」の記述に合致する。これはこの時期の熊本藩の座頭集団が、検校を中心とした京都職屋敷の秩序の強い影響の下にあった事を示している。

「座本」の初出は、天和2年に藩庁から法事配当金をもらったという記録であり、この時も座本は2名となっている。集団の長に位置付けられる支配役の検校に対して、座本2名は座内の実務を行なう、座頭集団の世話役のような地位にあったと考えられる。

さらに座頭に触れを出す時の藩側の扱いについて記した「御花畑(御奉行間)日帳」の元禄2年(1689)8月7日の記録から、検校と座本、藩との関係が窺える。

〔御花畑（御奉行間）日帳〕元禄2年8月7日条）

一御座頭之諸触之儀、去年以来奉行所より座本之兩人ニ当て相触候へとも、先頃皆川
檢校罷下候付、右檢校ニ当て触申ニ而可有之候哉、又ハ檢校方へ御側方より諸触有
之候ハハ、此方より之沙汰ニ及申間敷哉と、此間申談候、前応之様子致吟味候処ニ、
山瀬檢校時分は御奉行所より相触候迄扣相見申候、関川檢校方此方より相触候儀ハ
見へ不申候、然共当時迄座本之兩人ニ触申たる儀ニ候へハ、皆川檢校御当地ニ居候
内ハ、皆川ニ当テ奉行所より諸触之沙汰仕ニ而可有御座哉と存候、御頭方ニ居申者
之儀ニ候へハ、右之様子返事したるも、沙汰難仕存被申候間、御側衆迄可申達候、
皆川檢校江戸へ罷上り候ハハ、又座本之兩人へ今迄之通相触申ニて可有之哉、御城
御奉行所より申合候ニ付、柏原要人方へ右之趣相達候處、承届被申候、重而様子可
被申聞由被申候事 14)

「御座頭」は藩主に個別的に召抱えられている座頭と考えられるが、その者に対しての触
れの伝達経路を記している。元禄元年以来、奉行所から座本 2 名に宛てて触れを出してい
たが、先頃皆川檢校が国許に帰って来たので檢校に宛てて出した方がいいのか、または檢
校へ「御側方」から触れがある時は奉行所からの触れは必要ないのかとの伺いが出ている。
これに対して檢校が国許に居る時は、触れは檢校に宛てて出すとしたものである。また檢
校が江戸へ戻れば座本に対して触れを出すという。伝達経路の確認であるが、ここでは藩
庁は檢校を「御頭方」と認識し、その立場を尊重している様子がある。

この背景には、「檢校方へ御側方より諸触有之候」として側方から檢校へ触れがあるよう
に、檢校と細川家には法事などの家政的なつながりがあったと推測される。17) そうした場
合、檢校は藩主との関係が深く、檢校が江戸に登るのは藩主の参勤交代に随伴し、近侍し
ていたとも考えられる。つまりは檢校は、京都職屋敷の權威を背景に、藩主とのつながり
を持ち、それにより内外に權威と権力を有していたのである。それが前節で見たように、
内には「誅伐」ともなり、外には敬意をもって接せられる状況を作ったと考えられる。

一方で、座本と藩庁との関わりも強くなっているように考えられる。この時点ではまだ
檢校がいない時に限っての事かも知れないが、それでも元禄 2 年からは、座本と藩庁との
触れのやりとりが始まっており、相対的に座本と藩庁との関係が接近している。檢校が国
許にいない間、実務は座本に委ねられていたと考えられる。そのため、藩庁としては実務
上、座本との関係を緊密にする必要性があったのではないだろうか。

また元禄 7 年の記録に現れる座本の学都・菊都の兩人が、いかに座頭に関わったか、ど
のような地位にいたかについては、同年 2 月に藩庁に提出された願書から推測される。こ
れは座内部の事について座頭が所々で問題を起した際には、まず座本に報告し、座本が調
べた上で奉行所に報告したいとの願い出である。

〔御花畑（御奉行間）日帳〕元禄7年2月条）

一右座本口上書奥之ケ条ニ、座頭共所々ニ而出入ケ間敷儀、自然仕出申候ハ、其所より右兩人方へ申参候様ニ仕度候、兩人手前ニ而遂吟味、其上ニて御奉行所へ可相達由調出候付、付札ニ座頭迄之出入ニ而、常之者加り不申節ハ、右之通ニも可有之哉、相手常之ものか又ハ糸山村慶順恰合ニ御関所等ニ押候類ハ不成儀ニ而可有御座哉と相調候處、右座本之宿、在中之者ハ存間敷候間、御奉行所へ相達候ハ、御奉行所 座本へ聞せ、可然由舎人殿被仰聞候事 16)

これに対して、付札には、座頭同士の争いは構わないが「常之者」が関わっている犯罪、関所破りなどの重犯罪はならないという方針を記している。結局、座本の宿を在中の者は知らないで、まず奉行所に知らせ、その後奉行所から座本へ通知するという事に決まった。この時点では座本は座内のもめ事は座内で処理したい旨を願い出ているが、藩の判断としては、奉行所が把握した上で座本に通達するとなっている。「座本之宿、在中之者ハ存間敷候」という理由は、権限の所在の明確化というよりは実務の迅速化を意図してなされた措置であり、座本と藩庁との行政的な接近のように思われる。またこの「座本之宿」は、「座頭共所々ニ而出入ケ間敷儀」の際に「手前ニ而遂吟味」との文言にあるように、寛文13年時の「検校屋敷」と同様に座の役所的な意味を持つようになったと考えられる。

このような一般の座頭の実務的なまとめ役であったと考えられる座本の立場に関して、検校の意向を記す興味深い史料がある。「御花畑（御奉行間）日帳」、同7年（1694）の2月には次のような記述がある。

（「御花畑（御奉行間）日帳」元禄7年2月条）

一池永検校方より口上書を以被相達候ハ、御國中座頭共支配之儀、座本菊都（学都）兩人ニ而相勤候處ニ、大勢之座頭共ニ而、同官之者も餘多故、諸事及沙汰申儀、品ニより不締成儀多候、恐多儀候得共、御序之節右兩人御目見被仰付被下候ハ、締宜敷可有之由ニ付、此段舎人殿（大木）へ相達候處、御目見可被仰付儀ハ難被計候得共、御側方へ達候様ニと被仰候付、続弾右衛門方へ可相達と、御次へ参候得とも見へ不被申付、弾右衛門方へ被相達候様ニと藤介方へ渡置候事 17)

池永検校が座中の取りまとめについて奉行所に申し出たものである。座頭共の支配は座本である菊都と学都が勤めているが、国には大勢の座頭がおり、座本と同官の者も多いため非常にやりにくく、それは座中の「不締」であるとし、それを解消するために、座本兩人の「御目見」を願っているのである。検校の願い出は「御側方」へと達している。

この時点ではまだ座本は検校と違って藩主に「御目見」できる存在ではなく、座内には座本と官位が同じ者も多く、その立場は相対的に弱い。その事によって起こる「不締」を正し国許の座頭を円滑に支配するために、検校は座本の権威を強化しようと、一般座頭との差異化を図っていると考えられる。また検校はその際、当道座の官位ではなく、藩主の

「御目見」を求めている。これはその地域で生きるために熊本藩独自の権威を求めたという事であり、検校は自身の藩内における立場を活かして、座本の立場を強化しようとしたのである。

結局「御目見」はこの時点では叶わなかったが、これは検校が座本を通した地方集団の強化を図り、それを藩庁に働きかけた事を示している。またそれは検校の細川家とのつながりの中で試行されたものであったと考えられる。

この件と関連して注目されるのが、正徳3年(1713)から享保5年(1720)にかけて細川家の法事の際に出現した「平家語」の座頭の存在である¹⁸⁾。またこれは享保17年(1732)の霊雲院初法事において「頓写有之候得共平家語不申」¹⁹⁾との記述を最後に確認出来なくなる。この「平家語」において座本の役割が明示され、そこに座本の優位性が確認出来る。

細川家の各種法事帳によると、法事は菩提寺で営まれ、日程・時刻・参加者・参加人数などが、法事の軽重・誰の法事かによって細かく規定されている。この法事において「平家語」は概ね2人で行われている。徳川家の頓写で「平家語」を検校がやる事から考えて、細川家のそれも検校、もしくは座本が行うものであると考えられる²⁰⁾。「平家語」を行った座頭の名は享保元年、同5年の加与都と喜和都のみ判明しているが、その内の加与都は元文6年(1741年)に座本であった嘉予都ではないだろうか²¹⁾。2人であるとの記述から、平家を語ったのは座本であった可能性が高い。

また正徳年間から享保年間の限られた時期に「平家語」は見られるが、その期間で「平家語」を行った法事はいずれも7日間ないし3日間行う格式の高い法事であった。これらの法事の際に「今度御法事頓写之節、座頭共之内平家語申度由願候」²²⁾という記録が見られ、「平家語」は座頭側からの要求であった事が判る。細川家の法事中、座頭の座本が「平家語」を行うという事は、座本が藩にその役割を公認されたという事であり、内外に対しての重要なアピールであったと考えられる。

検校が座本2人の「御目見」に託した権威付けは、このような形で表現されたのではないだろうか。また「平家語」を通した座本の存在感は、座頭全体の立場を藩内において引き上げるものであったと考えられる。

座本の立場がより強くなっていった事は、「役員蹟覧」元文6年の「座頭座本役」の記述から確認できる。

(「役員蹟覧」元文6年条)

座都嘉豫都、座本役被仰付置、御給扶持^金老人ニ古金拾両宛被下来候、然處右御給金、御扶持方被直下候様願出候、御国中大勢之座頭共を支配いたし候付而ハ、常々物入も有之候故、御扶持方被直下候へハ、月々被渡下候付而勝手取続之為ニ宜由、右御給金御扶持方被直下候へハ、六人扶持程ニ当り申候積ニ候、御扶持方之儀ハ重キ儀ニ付、元文六年二月五人扶持被直下候²³⁾

これによると、座本は藩から「御給扶持」として 1 人に「古金拾両宛」を貰っている。いつからかは不明であるが、これは寛永期に座頭が藩から個別的関係として下されていたものではなく、正式に集団の座本としてのものであったと考えられる。さらにその給金を扶持に直して欲しいと願い出たものであるが、それに対して藩側は、給金を扶持に直すと 6 人扶持に相当する上「御扶持方之儀ハ重キ儀」なので、元文 6 年 2 月に 5 人扶持に直して下している。座本の給金が藩から下されており、その給金が元文 6 年に扶持に変わったという事実は、座本が正式に藩内の組織に組み込まれた事を示しているのではないだろうか。藩の扶持取りになった彼らの任免、進退等は藩の正式な記録に反映されるため²⁴⁾、広い意味で細川家の「家臣」として認められたと言える。これは座頭集団の藩内での新たな地位の獲得となったのである。

座頭は京都職屋敷に所属しているが、生活するのは地域社会であり、地方にいる大勢の座頭を支配するには、藩政上の必要もあったと考えられる。

座本の立場が強くなるのと同時に、座本の補佐役の成立も見られる。補佐役は、宝暦 5 年 (1755) に「聞役」として制度化されるが、その前身の存在はすでに形成されていたと考えられる。

補佐役の形成に関して、宝暦 3 年 (1753) の「口書」²⁵⁾ に、不行跡を訴えられた了染という座頭に対する藩庁の取調べについての記録がある。了染は飽田郡五町手永太田尾村に居住している座頭であり、座本から呼び出しを受け、まずは「坪井座本」の所に行くが、そこで楯都という座頭の所へ行くように指示され、さらに「今日よりハ内坪井早や都承り候」と言われる。了染の師匠替えに関する不行跡の話聞いた早や都は、この事件の解決策を座本に相談の上、了染には応急の手当てを行っている。了染の行動から、当時の座本宅は城下の坪井町にあり、その近くに楯都や早や都も居住している事、早や都は座本の代わりに了染の話聞き、座本と相談の上解決策を計るなど座本と座頭の間を仲介しており、集団内での位置としては明らかに座本を補佐する役割を負っている。これが後の「聞役」の前身であり、この時期、座頭集団は集団としての体裁を独自にある程度整えていたと考えられる。

一方で、この件は結局藩庁が座頭を裁いており、座員に対する座の裁判権には後退が見られる。代わりに藩庁との結びつきの強化を思わせる。同件によると、訴えられた了染の不行跡は師匠への背任行為、違反祈祷の執行、宗門改めの不実行となっている。師匠への背任行為は、了染の師匠嘉潮都が去年正月に没したために了染は嘉潮都の師匠戸潮都の支配となった。その後師匠を替えようと思い、人を介して戸潮都に申し入れたところ、高官座頭の支配になる事だけはならないとの条件で、戸潮都の支配を放れたという。話を聞いた早や都は戸潮都の出した条件はおかしいので、いっそ金井検校の支配になれば文句も言われまいと座本に相談し、木札（金井検校支配の札・両座本の印形有）を一枚了染に渡した。ところが戸潮都が故障を申し立て、金井検校の支配も受けられない事になった。また座頭法式にない祈祷を了染がしているというのは、若輩の時に心得違いでやっていた

だけで、現在はしていない。河内村に方々あった元師匠の嘉潮都の祈祷旦那は、嘉潮都亡き後は船津村の了智の旦那になってしまっているため、現時的にも祈祷を行っていないという。最後の宗門改めの件は、「宗門判形」は例年正月 9 日に両座本の所へ行き師匠と自身の名前を記して判形し、役銀もその時に納める事になっているが、師匠が決まらなかったため出来なかったという 26)。

本来これらの件は師匠と弟子の関係、座法の遵守、座員である事の証明など、3 点ともに当道座の規律に深く関わる事案である。それにも係らず座本がその吟味を藩に願い出たため、藩庁が裁く結果となっているのである。結局藩庁は、上記の事情から、了染は不届というより不心得なだけであり、祈祷も止め、無官の者の弟子になるならばお構いなしとした。

ただし、この時点ではまだ座員に対するの座の裁判権に、内外共に混乱が見られる。同年 9 月には、座頭が武士に無礼をはたらいた事件が起きている。井口庄左衛門が伊勢に参詣途中で 27)、宮寺近辺在住の座頭 2 人に行き会ったところ、座頭に何かと悪口された。そのため翌朝座本を庄左衛門宅へ呼び寄せ、昨日の事を申聞かせ、取締りが緩んでいるのでこのような事になったとして「急度追込可申」旨を申し渡したという。この座頭は侍に対しての無礼の罰として 50 日程の逼塞となっている 28)。この件では、奉行所を通さずに当事者などが一応座本に知らせた上で、座本を通して処罰を加えたように読み取れる。侍を通して圧力がかかったにせよ、最終的な処分は座本にある事になっている。責任の所在に混乱が見られる。

そのためこの時期の座員に対する裁判権は、一体どこまでが座本の権限に帰するものなのか判断しづらいが、概ねその権限については規定が曖昧のように見える。これは座頭集団の藩内における集団としての位置の曖昧さを示すものでもあった。しかし、元文 6 年には座本役への扶持の支給が決定されるなど、藩庁と当道座の接近が見られる。またそれに伴って裁判権も座から藩庁へ移りつつあるのではないかと考えられる。同時に、座本の地位の向上や、補佐役の存在など、徐々に座が組織的に整備されている様子があり、この時期、領主権力の下で座頭集団は藩内での地位を固めていったと考えられる。

- 1) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974 年。215-216 頁。「座頭格式」および「当道記」に記載がある。
- 2) 永井彰子「筑前・筑後の盲僧集団とその周辺」(塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』部落問題研究所出版部 1994 年)。260-263 頁。
- 3) 安田宗生『肥後の琵琶師—近世から近代への変遷—』三弥井書店、2001 年。45-62 頁。
- 4) 永青文庫 11, 15, 5「御花畑(御奉行間)日帳」。永青文庫 8, 5, 6 の 1 の 1「白金御役所御日記抄出」。永青文庫 8, 5, 6 の 2 の 2「白金御役所日記抄出 卷之二」
- 5) 当時肥後をまとめていたと思われる支配役の検校。
- 6) 「平家派」「平家語」共に当道座に属する座頭を指すと考えられる。盲僧と座頭は本来同根であり、平家

物語を語る芸能者としての座頭が当道座を組織したとされる（永井彰子『日韓盲僧の社会史』葦書書房、2002年）。

7) 当道座は私の官位制度を擁しており、無官の「初心」から最高位の検校まで4官16階73刻もの階級があった。「官九つ」は下から9官目「座頭二度中老引」の官位を指し、末端の座頭には盲僧業を許している。また「座頭」は本来官位の一つを表わす言葉であるが、一般には官位に関係なく、当道座に属する盲人を指す。本稿でもその意味で「座頭」の語を用いている。

8) 前掲「白金御役所御日記抄出」。

9) 前掲「御花畑（御奉行間）日帳」。

10) 藩法研究会編『藩法集 熊本藩』1966年。212頁。

11) 永青文庫 11, 8, 6「御奉行所日帳」。

12) 永青文庫 11, 15, 5「御花畑（御奉行間）日帳」。

13) 永青文庫 11, 16, 2「御花畑（御奉行間）日帳」。

14) 前掲 11, 15, 5「御花畑（御奉行間）日帳」。

15) 近世初期、尾張徳川家の上級家臣である生駒家では、家政の重要事項の一つである法事で座頭と深く関わりを持っていた。生駒家においても座頭は重要な存在だったが、座頭にとっても、上級武士の家との関係は藩内にいくつかあった座頭集団に大きな影響力を持ったという（朝尾直弘「生駒家と座頭・瞽女仲間」『京都橘女子大学研究紀要』所収。京都橘女子大学研究紀要編集委員会、2002年）。

16) 永青文庫 11, 16, 2「御花畑（御奉行間）日帳」。元禄7年2月。冒頭「右座本口上書」は、座員に対して座本名判のある「座札」の所持を徹底し、札を持たない者は町在所々にて改めてくれるように、池永検校を通じて藩庁に願い出たものである。

17) 前掲 11, 16, 2「御花畑（御奉行間）日帳」。

18) 正徳3年家宣一周忌、正徳5年妙応院1周忌・享保元年妙応院3回忌・享保2年光寿院百回忌、享保2年家継1周忌・享保3年家宣7回忌、享保5年妙応院7回忌に、御施物として、他国座頭と御国座頭、座本2人に加えて、銀3枚を「平家語座頭」に下されているという記述がある。

19) 永青文庫 4, 5, 170「御代々様御法事帳」（享保11年から元文4年）。

20) 「平家語」は徳川家光が家康の大祭の際に復活させ、代々の将軍の新喪の時など重要な法事の際、頓写の節に語られるものであったという。館山漸之進によると、将軍家光は家康の大祭の時に古式に倣い、上野寛永寺・芝増上寺において法華頓写の式を設けて平家を弾かせ「爾来代々将軍の新葬祭祀に之れを行ひ、将軍家茂公の喪に検校福住順賀平家を演ずるを以て終りとなす」とあり、代々の将軍の新葬の時など重要な法事の際に頓写が行われ、平家が語られたという。また「将軍職の新喪大法会には、必ず検校職長者の奏楽あり、是れを名けて頓写」と言い「此の時検校は、諸太夫以上の格式を以て参殿するの待遇」であり、そこで平家を語るのは「検校職長者」すなわち江戸においては惣検校の職にある者であったという（『平家音楽史』（芸林舎 1974復刻）。将軍家の法事の頓写会において、平家を語る事がいかに重要な役割であったかが推察される。また兵藤裕己によると、座頭は平家物語を弾じる琵琶法師の系譜にあるとされるが、「平家」は平家一門の鎮魂の物語であると同時に源氏の将軍家にとっては、「家」の草創・起源を語る神話であり、現在に永続する秩序・体制の起源神話との位置付けが可能であるという。座頭は「平家」を語る

事により、その昔の天皇家における神話の語部的な役割を担ったのである。そのため將軍宣下に際して、惣檢校は江戸城に出仕し、新將軍の前で「平家」を演奏する習慣があった。「平家」は將軍の法会の節にも演奏される、重要な幕府の式楽との位置付けがあった（『平家物語の歴史と芸能』吉川弘文館 2000年）。

21) 永青文庫 8, 5, 11の20「役員蹟覽」。

22) 永青文庫 4, 5, 169-1「御自分方法事帳」（正徳5年妙応院1周忌）。この他にも同史料の享保元年妙応院3回忌に「今度御法会頓写之節、座頭加与都喜和都平家語申度由御寺迄願候」、享保5年妙応院7回忌に「今度御法事頓写之節、座頭加与都喜和都平家語申度由御寺迄願候」（「御自分方法事帳」4, 5, 168-2）とある。

23) 永青文庫 8, 5, 11の20「役員蹟覽」。

24) 熊本藩の行政文書の中で「達帳」や「讚談帳」といった、藩士を含めて藩庁から扶持を下されている者に対する任免の記録の中に座本・聞役についての記載もある。

25) 永青文庫 13, 13, 3「口書」。

26) 永青文庫 13, 13, 3「口書」。

27) 現在熊本市内にある新開太神宮の事と考えられる。

28) また同史料には、今度新たに格が定まり、座本は「諸奉行殿に被仰付」、衆分以下の座頭がもし侍に対して「慮外」をはたらいたならば追放との旨が仰せ渡されたと記してある（永青文庫 草稿 927「辛亥雜録」宝暦3年9月条）。宝暦4年にも同様の事例がある。紫分座頭留衛都が式都・幾都と同道し、藪市太郎に「悪口慮外」を働いた事件である。藪は座頭に悪口されても、盲人のためそのままにしていた。ところが留衛都が座頭仲間にそれを手柄のように吹聴しており、それを聞いた佐三都という座頭が、堀平太左衛門に告げた。そのため侍に対しての不服を座本に申し届けて、すぐに「追込」になったとの事である。留衛都は座本八重都の弟子であるが、官位を剥ぎ、三味線を取上げ、熊本居住を禁止され、式都は「追込」、幾都は構いなしとなったというものである（永青文庫 草稿 927「辛亥雜録」宝暦4年条）。

第3節 熊本藩における座頭集団の確立

熊本藩の座頭集団の組織整備は、京都職屋敷の官位授与関係を前提に、領主権力との関係の中で、宝暦5年（1755）の座本・聞役体制の成立、その後の高官座頭との分化を経て、一応の完成を見たと考えられる。

宝暦年間の組織改変は、同時期に行われた熊本藩の宝暦の改革の一環であるが、この改革は、藩庁の行政上の様々な組織の改変を行い、再編成し、身分制的分類の強化を強く打ち出したものとなっている。そのため支配機構の改革が進むにつれて、座頭集団の集団としてのあり方も藩行政の中で明確に位置付けられて行く事になった。

刑政面の整備は宝暦の改革の重要な柱の一つであるが¹⁾、刑法上で座頭の処遇が確定し、一般の座頭はもちろん、檢校も庶人と同等に置かれるとされた。これをもって座頭集団の藩内での確立と考えるが、その変化が座頭集団に何をもたらしたか、どのような意味を持ったのかを検討する。

(1) 熊本藩の制度整備

検校が組織強化を藩に働きかけ、着実に存在感を増した座本役と、宝暦3年(1753)の時点で確認される補佐役の熊本藩における制度化は、宝暦の改革を通して成された。

「役員蹟覧」には、「座頭座本役」として次のような記載がある。

(「役員蹟覧」宝暦5年11月条)

座本八都儀、連々支配不宜候付、座本役被差除被下置候、御扶持方被召上候、右跡役之儀、兩人被仰付置ニハ不及、此節より一人ハ被減候、尤座頭共大勢居候付、配当物彼是座本取計筋、委細難知儀も有之候事ニ付、衆分座頭之内より兩人聞役ヲ極置、座本身分ニ付不直之儀等有之候ハ、此者共より御役所江内達仕候様申付置、尤座頭共平日之儀付而は、諸事右兩人之者より座本江申談、且又平日代々座本へ罷越申談、座本役故障有之節ハ、代役をも相勤候様被仰付置、左候ハ、聞役兩人之者江は為役料一人半扶持宛被下置候、宝暦五年十一月2)

座本八都という者は「連々支配不宜」座本役を外されたのであるが、これを期に2人いた座本は1人になっている。また「聞役」という役割の者2人が新設されている。座頭は大勢いるため「配当物彼是座本取計」の事は座本1人では難しく、2人を選んで聞役に任命したものであり、平常は諸事座本に相談し、座本の代役を勤め、座本に不直の事があれば役所に内達する役目をも負っている。聞役は座本の補佐兼目付役として機能するように新設されたのである。先に見た「早や都」や「檜都」のような存在を追認したものであるが、目付役という点で、より藩庁に近い存在として設定されている事が窺える。

この座本1名の再編成、聞役2名の新設は、幕末に京都職屋敷から熊本に送ってきた座法にも記載が見られないため3)、京都職屋敷の関知しない熊本藩独自のものではないかと考えられる。またここでの座本1名の罷免は、明確な藩庁の座頭集団の人事介入を示しており、近世初期の検校中心の官位制的な秩序の原理に対して、領主権力の行政的な支配体制の原理が存在感を増している状況が指摘出来る。

以上のように、検校による座本の権威付け、「平家語」を通した座本の台頭と扶持化、それに伴い補佐役が成立するなどの段階を経て、藩の関与した組織的な整備が進んだ事が判る。幕末においても、座本・聞役の体制と共に扶持の高も変わる事なくそのまま受け継がれており4)、熊本藩の座頭集団はこの体制で明治4年(1871)の当道座廃止まで運営されていくのである5)。この事からも、この宝暦5年の制度の刷新は、座頭集団にとっては体制の定まった画期的な出来事であったと考えられる。

(2) 当道座の完成形態 —高官座頭の存在と座本支配—

熊本藩領の座頭集団は、前項で見たように、当道座の規定を踏襲しながらも熊本藩独自

の制度の下で運営されるようになった。しかし座頭の収入源の配分を巡る集団の内部区分を見ると、宝暦以降、座本の支配系統とは別に存在する勾当、検校といった高官座頭の姿が浮かび上がる。このような分化は、組織内にさらなる整理が行われた事を示していると考えられる。ここでは座頭の収入源である配当金 6) の授与先について、座頭集団内部の区分に考察を加えたい。

熊本藩では、細川家の凶事である法事に対して下された配当金の記録は、各種法事帳に記載されている 7)。〈表 1〉に延宝 9 年 (1680) から天明 2 年 (1782) までの記録を抽出した 8)。これを見ると同じ座頭集団に下されていても、配当金の宛先・金額にはその時期により差異がある。配当金は生活の糧であると同時に、領主からの授与は座頭集団の由緒にも関わる重要な事柄であり、その宛先の差異は、直接に熊本藩の座頭集団の組織の変容を示していると考えられる。

年号	名称	金額	宛先	法事日数	出典
延宝 9 年	徳川秀忠 50 回忌	1 貫文	大坂座頭一人	五日	「御法事綱目」
		96 貫 666 文	他国座頭		
		22 貫文	御国座頭		
天和 3 年	徳川家光 33 回忌	96 貫 666 文	他国座頭	七日	「御法事綱目」
		20 貫文	御国座頭		
		銭 2 貫文	御国座本二人		
元禄 13 年	徳川家光 50 回忌	銭 96 貫 666 文	他国座頭	二日	「御法事綱目」
		20 貫文	御国座頭		
		2 貫文	座本		
貞享 4 年	徳川家綱 7 回忌	銭 96 貫 666 文	他国座頭	二日	「御法事綱目」
		銭 20 貫文	御国座頭		
		銭 2 貫文	御国座本		
宝永 7 年	徳川綱吉 1 周忌	銭 96 貫 666 文	他国座頭	七日	「御法事綱目」
		銭 20 貫文	御国座頭		
		2 貫文	座本兩人		
正徳 3 年	徳川家宣 1 周忌	96 貫 666 文	他国座頭	七日	「御法事綱目」
		20 貫文	御国座頭		
		2 貫文	座本兩人		
		銀 3 枚	平家語座頭		
正徳 4 年	細川綱利初御法事	118 貫 666 文	座頭共	二日	「御自分方法事帳」
正徳 5 年	霊源院(細川尚方か)法事	30 貫文	御国座頭共	速夜・翌日	「御自分方法事帳」
正徳 5 年	細川綱利 1 周忌	白銀 6 枚	平家語候座頭二人	三日	「御自分方法事帳」
		118 貫 666 文	座頭		
正徳 5 年	徳川家康 100 回忌	96 貫 666 文	他国座頭	二日	「御法事綱目」
		20 貫文	御国座頭		
		2 貫文	御国座頭座本		
正徳 6 年	清高院(細川綱利母)7 回忌	118 貫 666 文	座頭共	二日	「御自分方法事帳」
享保元年	細川綱利 3 回忌	銀 3 枚宛	平家語候座頭加与都喜和都	三日	「御自分方法事帳」
		118 貫 666 文	御国座頭共		
享保 2 年	徳川家継 1 周忌	96 貫 666 文	他国座頭	三日	「御法事綱目」
		20 貫文	御国座頭		
		2 貫文	御国座本二人		

		銀3枚	頓写之節平家語座頭一人		
享保2年	細川麿香(藤孝正室)100回忌	銀3枚宛 118貫666文	平家語候座頭二人 座頭共	二日	「御自分方法事帳」
享保3年	徳川家宣7回忌	96貫666文 20貫文	他国座頭 御国座頭	二日	「御法事綱目」
享保5年	細川綱利7回忌	銀3枚宛 118貫666文	平家語候座頭加与都喜和都 御国座頭共	三日	「御自分方法事帳」
享保6年	高正院(細川宣紀母)初御法事	118貫666文	座頭共	二日	「御自分方法事帳」
享保7年	徳川家継7回忌	20貫文 2貫文	御国座頭 座本二人	速夜・翌日	「御法事綱目」
享保7年	円明院(細川綱利子)17回忌	30貫文	御国座頭共	速夜・翌日	「御自分方法事帳」
享保7年	清高院13回忌	118貫666文	座頭共	二日	「御自分方法事帳」
享保7年	高正院1周忌	118貫666文	座頭共	二日	「御自分方法事帳」
享保8年	施餓鬼	118貫666文	座頭共		「御自分方法事帳」
享保9年	徳川家宣13回忌	96貫666文 20貫文 2貫文	他国座頭 御国座頭 座本二人	速夜・翌日	「御法事綱目」
享保10年	徳川綱吉17回忌	96貫666文 20貫文 2貫文	他国座頭 御国座頭 座本兩人	速夜・翌日	「御法事綱目」
享保11年	細川綱利13回忌	118貫666文	御国座頭共	二日	「御代々様御法事帳」
享保11年	清高院17回忌	50貫文	座頭共		「御代々様御法事帳」
享保12年	高正院7回忌	50貫文	座頭共	当日	「御代々様御法事帳」
享保14年	徳川家綱50回忌	錢96貫666文 20貫文 2貫文	他国座頭 御国座頭 座本兩人	当日	「御法事綱目」
享保14年	法輪院(細川綱利子)初御忌	30貫文	御国座頭共		「御代々様御法事帳」
享保15年	円明院25回忌	20貫文	御国座頭共		「御代々様御法事帳」
享保15年	細川綱利17回忌	118貫666文	御国座頭共	二日	「御代々様御法事帳」
享保16年	徳川秀忠100回忌	96貫666文 20貫文 2貫文	他国座頭 御国座頭共 座本兩人	速夜・翌日	「御法事綱目」
享保17年	細川宣紀初御法事	118貫666文	頓写有之候得共平家語不申 座頭共	二日	「御代々様御法事帳」
享保18年	細川宣紀1周忌	118貫666文	座頭共	二日	「御代々様御法事帳」
享保18年	徳川綱吉25回忌	50貫文 1貫文	御国座頭 座本兩人	当朝	「御法事綱目」
享保19年	細川宣紀3回忌	118貫666文	座頭共	二日	「御代々様御法事帳」
享保20年	正受院(細川光尚正室)100回忌	118貫666文	座頭共		「御代々様御法事帳」
元文3年	徳川家宣27回忌	50貫文 1貫文	御国座頭 座本兩人	当日	「御法事綱目」
元文3年	細川宣紀7回忌	118貫666文	座頭共	二日	「御代々様御法事帳」

					帳」
元文3年	細川綱利 25 回忌	50 貫文 1 貫文	座頭共 座本兩人	速夜・翌日	「御代々様御法事帳」
寛保2年	徳川家継 27 回忌	50 貫文 1 貫文	御国座頭 座本兩人	当日	「御法事綱目」
寛延3年	徳川家光 100 回忌	50 貫文 1 貫文	御国中惣座頭共 座本兩人	当日	「御法事綱目」
宝暦3年	細川宗孝 7 回忌	118 貫 666 文	座頭共	二日	「御自分方法事帳」
宝暦8年	徳川綱吉 50 回忌	50 貫文 壹貫文	御国座頭 座本聞役二人	当朝	「御法事綱目」
宝暦9年	細川宗孝 13 回忌	118 貫 666 文	座頭共	二日	「御自分方法事帳」
宝暦11年	徳川家宣 50 回忌	50 貫文 1 貫文	御国中座頭共 座本聞役兩人	当日	「御法事綱目」
宝暦12年	英心院(細川宣紀室)1 周忌	30 貫文 1 貫文	御国中座頭共 座本并聞役	当朝	「御自分方法事帳」
宝暦13年	英心院 3 回忌	金子 100 疋 30 貫文	中尾勾当 御国座頭共	当朝	「御自分方法事帳」
宝暦13年	細川宗孝 17 回忌	金子 100 疋 50 貫文	中尾勾当 座頭共	速夜・翌日	「御自分方法事帳」
宝暦14年	細川宣紀 33 回忌	金子 100 疋 50 貫文	中尾勾当 座頭共	速夜・翌日	「御自分方法事帳」
明和3年	徳川家康 150 回忌	金子 100 疋 50 貫文	中尾勾当 御国中座頭	速夜・翌日	「御法事綱目」
明和3年	徳川家継 50 回忌	金子 100 疋 50 貫文	中尾勾当 座頭共	当朝	「御法事綱目」
明和4年	光寿院 150 回忌	金子 100 疋 50 貫文	中尾勾当(此稜当時無之) 御国中座頭共	当朝	「御自分方法事帳」
安永8年	徳川宗孝 33 回忌	50 貫文	御国中座頭共	速夜・翌日朝	「御自分方法事帳」
安永9年	静證院(細川宗孝正室)初御月忌	50 貫文	御国中惣座頭共	速夜・翌日朝	「御自分方法事帳」
天明元年	細川宣紀 50 回忌	金子 100 疋 50 貫文	杉谷檢校 座頭共	速夜・翌日朝	「御自分方法事帳」
天明元年	静證院 1 周忌	金子 100 疋	杉谷檢校	速夜・翌日朝	「御自分方法事帳」
天明2年	静證院 3 回忌	1 貫文 50 貫文	杉谷檢校 御国中惣座頭共	速夜・翌日朝	「御自分方法事帳」

(表 1) 延宝 9 年から天明 2 年までの各種法事帳における配当金額・宛先・法事日数など

表のように、延宝 9 年から宝暦 9 年 (1759) までは微妙な変動はあるものの、概ね「他国座頭」と「御国座頭」(座本 2 人を含む) に対して合計 118 貫 666 文を下す事になっている。内訳は他国座頭に 96 貫 666 文、御国座頭に 20 貫文、座本兩人に 1 貫文宛である。

ところが宝暦 9 年を最後に他国座頭への下賜が無くなり、宝暦 8 年には初めて「御国中座頭共」と「座本・聞役」に分化する。その後勾当や檢校などの高官座頭と「御国中座頭共」に分化し、そのまま幕末まで続く。この時点での「御国中座頭共」への配当金は座本・聞役を含んで下されているため、それが一つのまとまりであったと考えられる。これ以降、変化は確認されない。

法事配当金の他国座頭への配当金をなくした事は、熊本藩がそれまで藩内外の座頭に「座

頭」というだけで与えていた特権を、藩内の座頭に限ったという事である。そこには自領の座頭集団への藩の保護の姿勢が見られる。また集団がそれだけ成長し、藩から特別扱いされ得るようになった事をも示しており、その事実が「座本・聞役」の再編成に繋がったと考えられる。

「御国中座頭共」と「座本・聞役」の分化は宝暦5年の組織の改変によるものであるが、その後の高官座頭とその他の座頭への分化に、集団内のさらなる整理を見る事が出来る。

時代は下るが、弘化4年(1847)の細川斉茲13回忌の折に、鳥目1貫文が古庄勾当と松沢勾当に、鳥目50貫文が御国中座頭共にそれぞれ下されているが、付札に松沢勾当は「座頭之座元被仰付、五人扶持被下置候付、御施物ハ不被下置候事」9)として高官座頭枠からは除かれている。また「座頭帳」には「初官より三度之晴と申迄は座元之支配下ニ而御座候、四度勾当検校を三官と申候而、別御支配被成下候」10)として、高官座頭は、座本の支配する範囲とは別枠に存在する事が判る。高官座頭は座本の支配を受けないという事であり、京都職屋敷の官位に対しての熊本藩の配慮であるとも考えられる。これ以降当道座が廃止されるまで高官座頭には別枠で法事配当金を渡しており、藩が官位を尊重している姿が窺われる。

このような配当金の分配構造に、当道座の官位を基にした秩序と、座本・聞役を擁する地方集団としての秩序が併存する状況が明確に現れており、この2つの秩序が併存する状態が、熊本藩の座頭集団の完成形態であると考えられる。

またここで確定した座本の支配は高官座頭には及ばず、支配系統において高官座頭は別枠で存在するようになったが、ここに座頭集団に対する京都職屋敷と熊本藩の相互補完的な姿を見る事が出来る。

(3) 改革刑法における当道座官位の否定

座内の裁判権に関しても、宝暦の改革を経て、前節で見たような権限の曖昧な状況は一変している。改革以前は、検校は藩内座頭に対して刑法上の権限を行使していたが、宝暦11年(1761)の「宝暦十一年施行の刑法草書(第一次草案 刑例)」11)により、一般の座頭と同じく検校も庶人と同列に置かれるようになった。刑法上、座頭の「処分」が明確化したのである。

(「宝暦十一年施行の刑法草書(第一次草案 刑例)」)

沙門並ひに神職之者、罪を犯す事 修験者・陰陽師の類准之 凡沙門並ひに神職之者、罪を犯きは庶人に准して論ず、若寺院の主並ひに法官有る者と、大社の神職及位階有てたゞちに刑に処し難き者にして、贖刑の例に依るへきハ臨時論決、但座頭ハ検校・勾当等の法官有之者と云共、庶人に准し、篤疾を以論、被召抱候ハ、其段式に准可申付事、

沙門・神職が罪を犯す事について、庶人に准じて論ずとされ、寺院の主・法官にある者

と、大社の神職・位階があつて直ぐに刑に処せない者については贖刑によるとの論決がなされている。また但し書きとして、座頭は検校・勾当など法官にある者といえども、犯罪を犯したら庶人に准じるとされている。当道座に入っているものの、座頭は刑法の範囲では庶人と同じ扱いになったのである。ただし「篤疾」つまり盲目である事を考慮し、また藩に「被召抱」ている者については「其段式に准可申付事」となっている。

これ以後の事例を 2 件挙げる。

(「口書」の寛政 3 年 5 月条)

呼出

杉谷検校

瞽女かよ

御呼出就御吟味仕上口書

一私生所熊本新壱町目ニ而、父は生嶋屋庄次郎と申候、私儀瞽女かよと密通仕、女子出生致せ申候段、座本 相達候旨ニ而、御吟味被仰付候

[中略]

一私儀御国内仲間中ニ而は上も無キ官職ニ相成居候、付而は御国法は勿論仲間中之掟も正相守可申筈之处、瞽女かよと致密通候段、不届之儀と被仰聞奉誤候、以上

寛政三年五月十九日

杉谷検校

歳四十一

[中略]

寛政三年十二月六日

右之通致口書候付、左之通目付札如例相達、今日及其達候事

美昏付札

此杉谷検校儀、支配方及支配之郡内ニおいて姦犯之儀ニ就て、官を剥キ、庶人ニ申渡せ候上七十答、かよ儀は和姦之儀ニ就て五十答 12)

杉谷検校が瞽女と密通し、官位を剥奪され「庶人ニ申渡せ候」上、答 70 の刑となったというものである。瞽女は答 50 の刑を受けている。

もう 1 件は、慶応元年 6 月の「口上之覚」として、座本若一から奉行所の当方根取に對して出された願書である。

(「座頭帳」慶応元年 6 月条)

竹迫手永富村

座頭 珍賀

右は先年不届之儀御座候而、座頭官御取揚被仰付置候处、近年厳敷相慎申候ニ付、右之段御達奉申上候处、帰官被遊御免候段、昨年八月被為在御達、其身は勿論於私も無

此上難有奉存上候、然処珍賀儀元官は粉色衆分と罷成居申候得共、先年は先一官之八木打掛迄差免置申候処、遂日益辛抱仕、仲間交は不及申、外見之覚も宜御座候段、聞役始彼方角座頭共よりも承届申候間、此節元官粉色衆分江帰官申時候間、右之段口上之覚書を以奉申上候間、宜被成御達可被下候、以上 13)

「先年不届之儀」により座頭珍賀は官位を取上げられていたが、ようやく帰官を許されたので、このほど元の官位への復官を願い出たというものである 14)。

この 2 件の事例から、座頭に対する処分が明確化した事が判る。密通を犯した杉谷検校は官位を剥奪されており、法の下には確かに当道座内で最高位を有する検校といえども例外ではない。珍賀の事例においても、彼の官位剥奪と復官の許可は藩が行っている。これらの事から考えて、改革刑法以降、京都職屋敷は官途（上納金）による官位授与にしか関知せず、座頭の「処分」は藩の刑法に属していたと言える。

以上のように座頭集団の刑法上の取扱いについて、宝暦の改革を経て座頭の処遇が明確化した事が判る。これらは座頭的生活、生存に関わるものであり、またその根本的な帰属を示すものである。

座頭の「処分」について、検校や座本の権限が強く発揮されていた時期を経て、刑法の整備が行われ「但座頭ハ検校・勾当等の法官有之者と云共、庶人に准」じるとされた事で、座頭はその処遇の曖昧さから脱し、根本的には藩に帰属する事が決定したと考えられる。

制度上、座頭集団はそのあり方が整理されていき、宝暦の改革を通して熊本藩内に定置化されたのである。これは熊本藩の改革の成果でもあり、座頭集団にとっては熊本藩内での地位の確立であると同時に、検校でさえも「庶人」と同等であるという状況をもたらした。さらに「篤疾」を考慮し、「被召抱」ている者は別種の扱いをすとの文言は、藩独自の視点をもって座頭集団を新たに規定した事をも示している。

以後もこのような状況が続いた事は、天明 3 年（1783）の青蓮院によって行なわれた各地の「盲僧改め」の際に確認出来る。この「盲僧改め」は「座頭・盲僧諍論」の後、本山を失った九州各地の盲僧が、本山獲得運動を展開した末に起きたものである。この運動はおよそ 100 年近く、京都職屋敷や久我家の妨害によっていずれも実現を見なかった。しかし、権門寺社の側からも末寺支配による経済的利益に着目して、盲僧を支配下におこうとする動きが現れるようになった。天明 3 年、盲僧が本寺として求めていた天台宗の門跡寺院である青蓮院は、幕府に対して西国・中国筋盲僧の支配を幕府に直接交渉し、結局幕府は盲僧の内上野寛永寺末寺を除き、青蓮院に盲僧支配の許可を与えたのである 15)。そのため青蓮院は各地の「盲僧改め」を実施して現状把握に努め、その組織化を図ろうとした。これは熊本藩内においても実施されているが、この通知を受けて、同藩では同年 10 月に盲僧業をしている者を調べて報告するようとの通達を手永全てに出している。

（「度支彙函十五 十六」天明 3 年 10 月条）

一地神経を読諸祈祷相勤候盲僧共之儀付而、青蓮院御門主様御使者を以御届被仰遊候御口上書之写一通相渡候、然處御國中ニ而は、座頭組之外、御書付ニ相見へ候、無本寺ニ而諸祈祷等相勤候盲僧と申者無之候得共、座頭共之内地神経を読、土用祓等ニ而渡世之助ニいたし来候者も有之様子ニ付、此等ハ盲僧之名目ニ可相成哉、先右之類被遂吟味、一手永限名付取揃可被相達候、勿論唯今迄は右躰之作業仕候者も以来は相止、座頭之業一遍之諸芸ニ而可然渡世を申出候者は、今迄之通座頭組ニ罷在候儀、子細無之間、其段をも御惣庄屋より委ク申聞、又書附取揃指出候様、可被相達候、以上 16)

藩庁としては、盲僧はいないが、盲僧業をする座頭がいる事は認識しており、もし盲僧業をする座頭がその業を以後は止めて座頭業に専念するならば、そのまま「座頭組」にいても良いとしている。さらに「御國中ニ而は、座頭組之外、御書付ニ相見へ候、無本寺ニ而諸祈祷等相勤候盲僧と申者無之」と言い切っているところから見て、この頃には盲僧という名目で活動していた者はいなかったであろう事が判る。熊本藩の中では、地神経を読み、竈祓いなどをするかつての盲僧が、当道座の座頭として生きている姿が窺われる。また現在のところ、以降藩内において青蓮院を本所とする盲僧の存在は確認されていない。

藩庁はかつての盲僧も所属するような「座頭組」を掌握しており、また調査の際には「一手永限名付取揃」とあるように、行政区域での把握を可能にしているのである。藩庁の行政原理の中に組み込まれた当道座の姿を表出していると考えられる。

- 1) 高塩博・小林宏編『熊本藩法制史料集』創文社、1996年。3頁。
- 2) 永青文庫 8, 5, 11の20「役員蹟覽」。
- 3) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。明治2年に座法の抜粋が京都職屋敷から送られてきた。
- 4) 永青文庫 9, 2, 21・9, 4, 17・9, 5, 6・9, 8, 6「讚談帳」、永青文庫 9, 14, 4「達帳」。それぞれに座本役・聞役の選出記事があるが、そこにも座本は5人扶持、聞役は1人半扶持を拝領するとある。
- 5) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。文久3年から明治3年までの記録があるが、座本、聞役の体制に変化はない。
- 6) 京都職屋敷の主な収入源は、官途による上納金と、吉凶の際に武家および民衆から座頭が徴収する配当金(施物)である。上納金については、官位を与える代わりに、全国の座頭から京都職屋敷に納められる。上納金は職屋敷の運営資金を除き、検校・勾当の収入になるが、一般の座頭には恩恵はない。それに対して配当金は一般座頭の収入源となる。地方の座頭集団にとっては、検校・勾当の数は少なく、配当金こそが彼等の重要な生活の糧であった。配当金の徴収は、徳川幕府創建当時に家康から公認されたという伝承を持ち、座頭集団は近世期を通じてその特権を活用していく。配当金を受取る吉凶の種類は、家康が公認したものを基本として、その土地によって差異があったとされる(前掲『日本盲人社会史研究』、188-195頁)。熊本藩でも、宝暦6年に「御家中大身衆より品を遣被申候節、縁組・袴着・疱瘡・平産・髪置・紐解・額直・剃髪・子共登山・役入・役晴」の時は祝物を受け取ってはならないとして配当金の種類の規定を行

なっている（「市井式稿」『熊本藩の法と政治』鎌田浩 1998）。これは座頭集団の生活権に対する規制であり、熊本藩がそれだけ強く集団内に介入してきた事を示していると考えられる。

7) 永青文庫内で細川家の法事について記された各種法事帳は、歴代の藩主はもとより、その縁に連なる人々のものも多数あり、1周忌、3回忌、7回忌などの度に記録が残されている。ただし、詳しい記録は延宝年間辺りからのものになり、近世初期の事については詳細は不明である。細川忠興の法事に関して寛政6年に記された「松向寺様御法事帳」（4, 6, 163）に、法事の軽重についての記載がある。冒頭に忠興の150年御忌を「二日御法事」で良いかどうかの伺いが出されており、それに対する回答が記されている。これによると、「御代々様御尊体」が納められている寺では「三日御法事」、「御尊牌迄」なら「二日御法事」と決まっている。ただし「喪祭之儀共ニ祖之末流之遠近、基業之差別を以式重ク式殺キ候事」はあり、2日と3日では費用も莫大に違う事から、「御尊体」を納めている寺でも、前々から御遠忌は大体「二日御法事」で済んでいたという。しかしその中でもまた藩主によっては、その功績や現在の藩主との「御親ミ」（高祖父・祖父・父などの縁）の遠近で2日か3日かが決まるとされている。

8) 永青文庫 4, 6, 73-1「御法事綱目」、4, 5, 169-1「御自分方御法事帳」（正徳3年～享保3年）、4, 5, 168-2「御自分方御法事帳」（享保3年～享保10年）、4, 5, 170「御代々様御法事帳」（享保11年～元文4年）、101, 16, 35「御自分方御法事帳」（宝暦3年～天明3年）。この4冊の法事帳を元に表1を作成した。

9) 永青文庫 101, 16, 31「諦了院様法事帳」。

10) 前掲「座頭帳」。慶応2年3月、勾当（高官座頭）から座格の件について奉行所への訴状中の文言。

11) 前掲『熊本藩法制史料集』。本文の条項は、実際に施行される前の草稿のものであるが、編纂者の意見が付札などによって書き込まれており、編纂者の意図をより細かく知る事が出来るものと考えられる。この後実際に施行された「刑法草書」においても編纂者は同一である。「刑法例書」では「扶持人犯事」として「一独礼以下之扶持人并有官之僧侶・社人、由緒有る浪人、且陪臣中小姓以上、其餘右に可准者、犯事有之ハ刑條に不拘、遠慮、逼塞・減棒・奪棒又ハ追放等、逐々の見合を以判断、犯姦・出奔・盜賊且死罪犯候者ハ刑條に因て判決 但、本條外之犯事たり共、刑條に因て可論ハ臨時論定」「一無苗之者并無官之僧侶・社人、浪人、陪臣歩之者以下、且都市籍之者、犯事有之ハ都て刑條に因て論決」「一有官之僧侶・社人、刑を加候節、僧ハ還俗せしめ、社人ハ神官を刷キ平人になし刑を加、各本所之籍に還附ス」の条文となっている。ここでは座頭の事には触れられていないが、了解事項として上記本文中に取り込まれたものと考えられる。

12) 永青文庫 13, 15, 4「口書」。

13) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。慶応元年、嘉永3年にお咎めを受けて官服を取上げられた座頭珍賀の復官を座本が藩庁に願い出たもの。

14) 前掲「座頭帳」。元治元年3月に、座本から珍賀について、元の官職（才敷衆分）より下の「半打掛」にし、「一」号を名乗らせて欲しいと藩庁に願書が出ている。

15) 西日本文化協会編纂『福岡県史 文化史料編 盲僧・座頭』西日本文化協会 1993、523-529頁。

16) 永青文庫 1, 5, 4 (14)「度支彙函」。天明3年10月。

第4節 藩庁当用方と「座頭帳」

時代は下るが、熊本藩の当用方では当道座に対する「座頭帳」という専門帳簿を作成するに至っている。当用方と、座本または高官座頭とのやりとりの記録が書き綴られている。現存する「座頭帳」は、文久3年(1863)から明治3年(1870)間の1冊だけである。表紙には「秋十印」「文久三癸亥年正月ヨリ」「座頭帳」と墨書されている。

1枚目には「文久三癸亥年」と年号を記し、続けて座本から官金依頼があった事を記す当用方根取の記事がある。

(「座頭帳」文久3年正月27日条)

座頭座本若一より官金八両各様江添状一通宛、御勘定所為替被取組差越候而、例之趣ヲ以可取計可被下候、以上

文久三年也

正月廿七日

笠熊七

斎藤久助 1)

官金手続き依頼は、座本が当用方根取を通して勘定所に為替にしてもらい、京都へ送ってくれるように差し出したものである。この願い出は、座頭帳内では頻繁に見られるものであり、8年間で官途した座頭はのべ223人になる。年間数人ずつまとめて8件程の依頼があり、座本も当用方も随時受け付けており、日常的な案件となっている。「座頭帳」はこの官金手続き依頼から始まっており、「座頭帳」に対する説明も一切ない。この事からもこの「座頭帳」は何年も続いてきたものであり、たまたまこの1冊だけが現存しているものと考えられる。

「座頭帳」は基本的には、原文書の写しを綴ったものであるが、原文書が綴じられている例もある。また、後筆による書き込みや、朱書きなどがあり、必要に応じて閲覧、整理されていたと考えられる。時系列に沿いつつ、継続される一件文書の累積という形をとっている。一件文書は、全てまとめて綴られているものもあれば、数年に亘って、間に別の文書を挟みながらも一定分量ずつまとめられているものがある。

文書は上達下達の形式を取る。上達の場合は「御国中座頭中」「御国中組頭共」からの座本宛の訴えがあり、それを座本が添状をもって当用方根取へ取り次ぐというものが多い。基本的に当用方根取は一般座頭からの直接の文書は受け付けない。座本を通して出された案件に関して、当用方は、それが当用方内で処理できるものについては当用方で判断を下し、座本へ通知する。また内容によって町方や郡方など他の部局に関わる場合は、そちらに廻し、その結果を座本に通知するのである。座本はそれを受け取り、一般座頭へ通知する事になるが、「座頭帳」にはその部分の記載はない。

内容に関しては、多岐に亘っている。例外もあるが基本的に時系列に記載されている。内容的には、①願書類(座頭から藩庁へ)と②通達類(藩庁から座頭へ)、③報告書類(座

頭から藩庁へ)、④の一件書類に分類される。

〔表 1〕「座頭帳分類」 ※「座頭帳」を元に作成

分類	内容	備考
①願書類(座頭から藩庁へ)	官金手続き願(54件)	
	「倅」帯刀願	差出人は星沢勾当
	「上々様御歎」御祝配当金徴収の願出(4件)	
	珍歌(=里之一)、座官回復の願出	
	「さらえ講」許可願(4件)	
	座頭組入願(3件)	
	座本屋移りの願出	
	旅行願(4件)	
	御救米支給の願出(3件)	
	門松建方願(9件)	
	元之一、処罰(謹慎)の件、願出	
	「倅」進退伺	差出人は古庄勾当
	師匠の法要願(3件)	
	転居願	差出人は古庄勾当
	「倅」長崎遊学願	差出人は古庄勾当
	札替徴収金引き上げの願出	
	寸志差し上げの願出	初差出人は萩之一
	養子縁組の願出	差出人は古庄勾当
	夫銭徴収高について願出	差出人は古庄勾当
	出仕場所変更願	差出人は聞役
	官途続行の願出	
	左馬一、座頭業変業の件	
	勾当官を持つ者の序列について改正願	差出人は藤芳勾当
	「倅共」の将来について願出	差出人は座本聞役、高官座頭連名
	「畝懸り之願出」	初差出人は「御国中座頭、組頭共」
	「御間拝借之願出」	初差出人は「御府中、座頭中」
	門弾に対する「合力米銭」徹底の願出	初差出人は「御国中、座頭共」
	違反芸業者の摘発願(6件)	
	瞽女の正式な座員化願	差出人は座本聞役、高官座頭連名
	「千人講」発足の願出	初差出人は「御国中座頭仲間、組頭共」
	御国中門弾許可、徹底の願出	初差出人は「御国中座頭共」
	荒神祓いの儀について願出	

②通達類(藩 庁から座頭 へ)	法事配当金授与(28件)	
	祝事配当金授与(5件)	
	正月座本御札の件について通知(7件)	
	座頭支配替えについて通知	明治3年、当務局から民政小属へ支配替え
③報告書類 (座頭から藩 庁へ)	土御門家への運上金支払いに関する報告書	
	配当金内訳の報告(33件)	
	官位昇進の報告(四度官以上)(10件)	
	官金高書出	
	旅行帰着の報告	
	穩便中、座頭三味線弾き方について報告	
	座頭、賞美の事	
	婚姻の報告	差出人は本田勾当
④一件文書	告文状未着一件	
	井本虎太郎妹よつ三味線指南一件	
	檀家出入り一件	
	座内座着一件	
	西小川村の座頭打擲一件	
	門松建て方についての調べ書	
	志賀一の作株横領一件について	
	古庄勾当、京都職屋敷からの呼び出し一件	
	元座員春次取締の一件	

①は座頭からの願書である。往来手形やさらえ講開催、子供の遊学願いや官金の手配など、個人レベルで完結するものと、集団レベルの「国中座頭」や「国中組頭」などの名前で出されるものである。施物一律徴収、施物増加、官途続行、国家安泰祈祷、芸業違反者の摘発などがある。集団の願書は、座頭集団の地位向上や生活向上など、集団の在り様の改善を願うものとなっている。個人レベルのものも、それが集団の在り様に影響があると判断されると、集団化させる事もある。文久3年4月に星沢勾当が、自身の子供の将来を心配し「農商之家ニ無御座候得は、幼少之頃より芸業之事ニのみ馴居申候得は、生長之後も右之稼は何程ニ有御座哉」として「武芸をも修練為仕、乍恐御国用之端ニ而も為勤上申」ため「悴共江帯刀之儀」を願い出た²⁾。これは星沢だけの願い出であったが、元治元年5月には、座本・聞役・高官座頭の連名で「悴共江は文武之端をも為習、御用之節は課役をも為勤上申度奉存候」³⁾との嘆願に変化している。ここでは、集団の中でも上層の座頭に限ったものではあるが、彼らは座を代表する者達であり、認められれば一般の座頭にもその影響は及ぶものと考えられる。また晴眼の息子の将来に対する願い出は、座頭という集団を越える側面があり、藩庁の対応によっては集団の在り様に多大な変化をもたらす可能性があった。

②は通達類である。種類は多くない。現存する「座頭帳」内では、座本への年始御礼の出席要請、細川家からの配当金下賜、明治3年の座頭集団の管轄部局の支配替えの3種類である。藩庁から座頭集団へのものとなっている。年始御礼は、年末に座本への出席要請と手順等のやりとりであり、座本は例年1月7日に登城する決まりだった。配当金下賜については、細川家の吉凶の行事の際に、高官座頭と「国中座頭中」に下されるものであり、金額と下賜金受渡しを通達している。3つ目の管轄部局の変更は、明治期に入ってから藩庁の改革の一環である。また明治4年には当道座自体が解体する。

③の報告書は、一番多いものが、聞役が吉凶の際に「国中座頭」に下された配当金をいかに分けたか、その配分の報告など定期的に行なわれるものである。他には不定時に、四度官以上の官位昇進や、座頭が旅行から帰ったという藩内手続きのための報告や、藩庁からの諮問に答えるものなどがある。

最後に④は、①②③とは違い、何か問題が起きた時に調書の類をまとめた一件書類となっている。問題が複雑化し、関係者が多くなった場合や長期化した場合、または座頭集団内の統制に関わるような場合に、当用方が中心となって問題の解決にあたった記録となっている。

このように「座頭帳」は、座本を通した座頭集団と藩庁との行政文書である。しかし行政的には一律の扱いだか、「座頭帳」の1つの特徴は、集団の枠組みを明確化する、あるいは確認するという側面が特化している事にあると考えられる。それは藩庁からの通達に象徴される。座本の「年始御礼」は集団の公認であり、藩主一族の吉凶時における配当金の授与は座頭存在の公認である。座頭は、町方、郡方、寺社方などの部局ではなく「家老・各奉行が政務をとる藩政中枢部門である『当用』方」4)の管轄だった。それは、座頭が行政的に町人や百姓、僧侶・神職などと異なる枠組みにあった事を示している。「座頭帳」は、藩が座頭という集団に対して作成した独立した文書であり、基本的に町在などの地縁的に結ばれた存在に対するものではない。藩内に散在する座頭という集団を相手にしたものである。寺社方が僧侶や神職の集団を管轄したものに近いが、座頭の場合は座本が一括して中継しているため、藩庁では、より1つの集団であるという認識が強いように考えられる。そのためか、座頭の願書に対しては、藩が考える座頭の枠組みの範囲を逸脱しないような返答がある。座頭による寸志願いや、町人数である古庄勾当の息子の「御昇組」養子縁組の却下などがそれである。これらは座頭の身分的、あるいは行政的な枠組みを明確にするものである。また違反芸業者など「常之者」との諍いについては、それが座頭業であるために、座頭側の論理が優先された判断を行なっている5)。座頭業もしくは座頭存在の範囲を確認しつつ、「常之者」を裁いていると言える。これには座頭集団の境界線を明確にすると同時に、逆にそれを以って他存在の秩序も整備される側面があったとも考えられる。これは、座頭集団を政治的身分に位置付けるものではないが、座頭という社会的に認められた存在を、藩庁が公認し、行政的に位置付けた事による特徴ではなかつたらうか。

「座頭帳」がいつ書き始められたのかは判らないが、このような形で1冊にまとめられ、

書き写されたのは、座頭集団の内部組織が確立してからではないかと考えられる。座頭集団は宝暦の改革において公認され、座本・聞役を中心として領主権力との関係から熊本城下町において座を運営する存在が制度的に突出した。藩庁と座頭との間を仲介しているのが座本であり、「国中座頭」「熊本惣座頭中」「国中組頭」などの記述がある事から、座の中核にいる座頭がその実質的な地位を固めるに従い、内部の組織や序列が確定する段階の時期がそれに相当すると考えられる。具体的には、座頭集団が熊本城下町において町社会との関係で、その存在を認可された天明年間的事と推測される⁶⁾。「座頭帳」の作成は、座頭集団が行政上に明確に位置付けられた事を示すと同時に、またそれを維持する役割があった。藩庁の認識の表れでもある。

藩の行政上の位置付けは、座頭にとっては座頭集団が熊本藩において行政的な立場を確保した事を示す。当用方と座頭との行政的なつながりが出来たのである。座頭は一般の座頭に至るまで、この経路を使って、座頭業の確保や地位の向上、生存権の確保を訴え続けていた。それが叶うかどうかは、その時々々の状況や藩の認識によるが、座頭の要望を藩庁に取り上げる、行政的な経路が確保されていた事は重要である。「座頭帳」の成立は、座頭集団の熊本藩における1つの行政的成果の現れであると言える。

- 1) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。文久3年正月。
- 2) 前掲「座頭帳」。文久3年4月。
- 3) 前掲「座頭帳」。元治元年5月。
- 4) 国文学研究資料館編集『藩の文書整理』名著出版、2008年。25頁。
- 5) 座頭業と重なる門弾や音曲指南について、一般の芸業者が行う時には、藩庁から雑芸札を取得したり、銀3枚を藩庁に納めねばならなかった。これに反すると思われる者を座頭は積極的に藩庁に摘発しており、調査の結果、違反者は法に照らし合わせて罰せられる事になる(前掲「座頭帳」)。この件については第2部第3章で、座頭と元警女よつとの争いや、本妙寺開帳の見せ物について起った俗盲人との争いについて検討している。座頭業など、座頭の権益に関わる事は徐々に形を整えてきたものであり、時期によって他者との関係で変動があると考えられる。
- 6) 座頭が熊本城下町に受容される過程については、第2部第2章で、後述している。

おわりに

熊本藩において座頭は、近世初期には検校を中心とする人的関係の強い集団として存在していた。当道座での最高官位である検校は、本所や京都職屋敷の権威の象徴でもあり、官金は検校位を持つ座頭しか京都職屋敷に取り次げないため、藩内において実質的には座員の処遇を一手に掌握していたと考えられる。座員の「誅伐」などの検断権を有していた検校の居宅は、それに対応するように「検校屋敷」として役所的役割を備えていた。しかもそれらの権威を背景に、検校は細川家と法事などの家政的な面でつながりを持っており、

座外にもその特権的地位を獲得していたと考えられる。

しかしこのような検校を中心とした官位制的秩序の在り様は、徐々に変化を遂げる。その画期となったのは「座頭・盲僧諍論」による座頭側の勝訴である。このため幕府・熊本藩の後押しを得た藩内座頭集団は、近世初期の座頭と盲僧の併存する状況から、盲僧を集団内に取り込み、集団としての勢力を増大させる事となった。座頭集団が地域社会で形を成してくるに従い、実務を執る座本への権限の強化が図られるようになったが、それは検校主導により進められた。この動きは熊本藩の宝暦の改革で藩行政の中に座頭集団が定置化された事により達成されたと考えられる。この時に座頭集団は藩庁の行政的な意志の下に再編成されており、座本1名・聞役2名という新たな体制は、明治4年に当道座が解体されるまで続いた。藩内の座頭集団は、京都職屋敷と領主権力との関係性の中で、藩内に集団を確立させたのである。これが座頭集団の地方における確立であり、集団としては、本所・京都職屋敷と領主権力の権威を併せ持つ安定性を獲得する事になったのである。

またその時に、検校が主導し、集団内の組織的整備と強化を進めたが、同時に地方の集団内部からも組織運営のために自主的な動きが現れるなど、必ずしも検校側からの一方的な編成に留まらない姿が見出せる。集団の確立は、京都職屋敷と領主権力、地方の座頭集団という3者の関係の上で成されたものだったと考えられる。

しかし、藩内におけるこの集団の確立は、当道座の官位形態をある面では否定するものであった。それは刑法上庶人と同等であるという取り決めに象徴される。当道座という集団としての特殊性が、藩内では平準化されたのである。さらに領主権力は、座頭が座頭である事を考慮する条件として「篤疾」と「被召抱」という基準を設けており、座頭に対する制度上の新たな視点が持ち込まれるようにもなった。行政の中における定置化、確立は当道座本来の官位制度という秩序の否定という側面を持っており、初期の頃の検校を中心とした芸能座としての座頭集団の在り様は後退し、座頭が座頭である前に領民であるという側面の確認と共に、領主権力の影響力が強化されたと考えられる。

第2章 熊本藩における当道座の座本・聞役選出

はじめに

熊本藩の当道座は、第1章で述べたように、宝暦の改革により藩行政の一部に位置付けられた。組織は奉行所当用方の管轄下に置かれ、座の長である座本が1名、その補佐として聞役が2名新設されている。本来当道座は検校を頂点とする厳正な官位制度を採っており、座の運営も官位上位者が行う事になっていたが¹⁾、熊本藩では宝暦の改革を期に、高官位を持つ座頭とは限らない者が座本として座の運営の中心に置かれるようになった。官位制度に、熊本藩独自の制度が持ち込まれたのである。当道座本来の官位制を中心とする秩序の原理と、行政的な側面を重視する2つの原理によって熊本藩の当道座は編成される事になったと考えられる。

本章では、この行政的な側面を代表する座本・聞役の選出過程の分析を通して、この2つの原理が集団の編成にいかに関与していたか、その具体的な諸相の解明を課題としている。

通常座本は亡くなった後、聞役は欠員が出来た時に、それぞれの跡役が藩内座頭の複数の候補者の中から選ばれる。この時に候補者は2つの経路を経て当用方に推薦されると考えられる。座本跡役選出の際には「熊本惣座頭中」と表される府中座頭と高官座頭であり、聞役跡役選出の際には座本・聞役と高官座頭となっている。両者はそれぞれの候補者を擁立し、選出に向けて対立する事になる。最終的には藩当局が任命を行うのであるが、この選出の過程には、座本・聞役を中心とした城下町に住む府中座頭と高官座頭との確執、在方の座頭に対する府中座頭のヒエラルキーの上位性や藩庁の役割などがよく表れている。

両役の選出に関しては、宝暦の改革以降初期の段階においては、藩による任命の記録のみ記載されているが、後には座頭側から立てられた複数の候補者の中から藩が選出するという形を取る。この選出の事例を元に、座本・聞役の任命に至る過程の具体像を明らかにし、座の内部編成の在り方を検討したい。

1) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。明治2年(1869)、京都職屋敷から熊本藩の座頭に送ってきた座法に「座本役并組頭之儀は、国々於城下は、現在之座上を以座本役、在々ニ而は、組内現在之座上を以組頭役、併組内座上之もの不人柄、亦はおろかしきものニ而役儀難為勤候節は、次席ニ而可相勤候」との記述がある。

第1節 座本役の選出

本節では座の長である座本の選出過程を通して、座内には官位制的な秩序と行政実務的な原理があり、それが座を編成する重要な要素になっていた事を明らかにしたい。

通常座本は終身制であり、亡くなって初めて跡役が選出される。跡役の推薦をめぐっては、2つの経路が想定される。「熊本惣座頭中」と高官座頭であり、この両経路が、当用方に候補者の推薦を行うものと考えられる。候補者にはそれぞれ支持する勢力があるが、座本跡役選出の折に、当用方に候補者の推薦を行えるのはこの両者しかなく、ある座頭が候補者になるためには両者いずれかの手を経なければならない。そのため候補に挙がる座頭は、いわば両者の公認を得た存在であると考えられる。

「熊本惣座頭中」という名称は、文政4年(1824)7月の座本跡役選出の際に使用されたものである¹⁾。この名称は、藩内全ての座頭とも解釈されるが、彼らが当用方根取に直接文書を提出している事から考えて、藩内座頭の委任を受けた実質的な運営集団の意志の表現であると考えられる。さらに第1章で述べたように、座本・聞役という座内の役職体制は、最終的には領主権力の関与によって完成されており、その関係から座の運営主体は熊本城下町に置かれたものと考えられる。兵農分離を軸として形成された町と在との区別により、町に住む座頭と在に住む座頭とは、職業の種類や生活状態に差異が生まれている。町の中でも、特に城下町に住む事の出来た座頭は限られており、その中で座本・聞役を中心として座の運営を担う集団が形成されたと考えられる。そのため、ここでは内実としての運営主体という意味で「熊本惣座頭中」の語を用いる。またここでの「熊本」は「府中」を表わすものと解釈する。

その意味で「熊本惣座頭中」は、座本跡役選出の折に出現する際には、特に座の代表としてのまとまりを表すため、もう一方の推薦経路である高官座頭とはそれぞれ候補者を立てる事で対立する構図がある。座本を選ぶという最終的な局面に、官位制的秩序と行政的な原理が対立するのである。

両者が推薦する候補者とはどのような座頭で、座本に選出されるためには何が必要だったのかを、主に文政4年(1821)と安政5年(1858)に行われた座本跡役選出の事例を元にその具体像を明らかにする。

(1) 選出の過程

文政4年(1821)7月、座本原田勾当が病死したため、跡役の選出が行なわれた²⁾。原田勾当がどのような経緯で座本に就任したのかは不明であるが、今回の座本選出は、高官座頭である座本の死去に伴う選出事例である。

最終候補者となったのは稲崎勾当・米沢織之一・聞役順一の3人である。この時に注目したいのは「熊本惣座頭中」が当道座を所管する奉行所当用方の実質責任者である根取に対して、次のような聞役順一の推薦を申し入れている事である。

(「参談帳」文政4年7月条)

奉願口上之覚

舟場壺丁目居住

順一

右順一儀仲間聞役数十年来手全出精相勤、高下之無差別、兼々支配中之取計和順ニ有之、何れも帰服仕居、且御用向等節々無滞取捌、当時老切ニ至り弥以座頭中も信服仕、惣躰実義之人柄ニ付、今度原田勾当跡之儀、右順一江被仰付被下候様奉願上候、尤聞役座順を以繰上被仰付儀は、以前より之御見合に付、自然座外ニ役付等被仰付候様ニとも御座候而は、御国中之仲間末々迄色々煩敷事等指起候而ハ、奉恐入候次第奉存候間、惣座頭中より之御内意御達仕候間、可然様御讃談を以、願之通被仰付被下候様ニ奉願上候、以上

七月

熊本

惣座頭中

沢村彦作様

平川丈助様 3)

「熊本惣座頭中」は、聞役順一の聞役としての経歴、能力、人柄を評価し、それを元に座本跡役に推薦している。座本は死去までの終身職であり、聞役は座本の補佐役として、長期に亘って在職する事になる。順一の場合は「仲間聞役数十年」を経験しており、その間に座頭仲間との間に確固とした関係が築かれ、「支配中之取計」や「御用向等」の「取捌」といった職務能力、人柄が理解されるようになったと考えられる。したがって座頭仲間中から「信服」され、聞役が「座順を以繰上」げ、座本に就任するのが「以前より之御見合」である事を主張し、「熊本惣座頭中」は順一の座本就任を当用方根取に強く申し入れたのである。

さらに「自然座外ニ役付等被仰付」では「御国中之仲間末々迄色々煩敷事等指起候」と述べており、「座外」とは当道座の官位で四度以上になった高官座頭の事であり 4)、ここでは稲崎勾当・米沢織之一の 2 人を指す。彼等は高官座頭を「座外」と呼び、座内における聞役順一の経歴等を強調する。当道座は検校を頂点とする官位制を取っており、その高下は厳格な上下関係で貫かれていた。しかしこの時の「熊本惣座頭中」にとっては、順一のように長年座の仕事をし、その仕事振りから座頭中が「帰服」「信服」している者が座本になる方が望ましかったのである。

これに対して、稲崎勾当と米沢織之一の 2 人に関しては、直接の推薦状はないが、高官座頭の自薦による可能性もあると考えられる。その意味でここでは「熊本惣座頭中」に対して、官位制に則った高官座頭という対立の構図があると言える。

2つの経路による候補者が出された後、奉行所根取は次の書状を「御目附」に提出している。

(「参談帳」文政4年7月条)

御内意之覚

稲崎勾当
米沢織之一
聞役
順一

右は座頭座本原田勾当此間病死仕候間、跡役之儀右三人之内、何れ江被仰付候様、尤順一儀は聞役当年迄二十四年相勤、近年は座本原田勾当聞役儀山一兩人共病氣勝ニ罷在、順一一人程ニ而相勤、座用手全取計座頭共氣受も宜様子ニ見聞仕居候間、頓は此者江座本被仰付候様、宜被成御讃談可被下候、左候而順一跡之聞役は別紙名付之内より、何れ江被仰付度奉存候、此段御内意御達仕候、以上

七月

沢村彦作
平川丈助 5)

この後「御目附御横目」による候補者 3 人の調査が行われる事になるが、この時のものは形式的なものであり、「熊本惣座頭中」によって申し入れがなされた時点で、事実上次期座本は決定していると考えられる 6)。順一に関して根取は、長年聞役を勤め座頭共の「氣受」も良く「頓は此者江座本被仰付候様、宜被成御讃談可被下候」として、順一が座本になった時の聞役の跡役候補まで挙げているのである。

また原田勾当ともう一人の聞役が病身であったため、長く順一が中心となり座の運営を行っており、この頃には実質的に順一が座本的な存在であった事も窺える。その状況の中での座本役選出であったと考えられる。

結局「御目附御横目」は「稲崎勾当儀手堅人物、織之一順一悦一儀柔和成者之由、只一儀は壮健成者之由、順一儀聞役数年相勤事馴居候由に付、此節は同人江座本被仰付、右跡聞役并悦一ニ被仰付候ハ、何れも可致相応由唱承申候」として、座本役には順一が相応しいとの調査結果を「御目附衆中」に提出しており、順一の選出が決定したのである。

以上のように、高官座頭の座本が死去した後、高官座頭ではなく、座本を「数十年来」にわたって補佐してきた聞役が跡役に選出された。

次に高官座頭ではない四度官以下の座本死去後の、座本跡役選出事例について検討する。

安政 5 年（1858）8 月、座本四潮一が病死したため跡役を選出する事になった 7)。その時候補に挙がったのは古庄勾当、星沢清泉一、聞役住一、直一という座頭であった。文政 4 年（1821）の座本候補者の例にもあるように、高官座頭自身が候補者になっている。高官座頭はその官位の高さから、通常は突然座本の候補者になると考えられる 8)。

この 4 名に対して、文政 4 年の時と同様「御目附御横目」の調査が行われており、以下の調書を提出している。

〔達帳〕安政 5 年条)

本紙古庄勾当儀は相応ニ才覚も有之、先年暫組頭もいたし一躰之事物は相捌居候由之處、此々唱之趣有之、傍ニは不氣受之者も有之候様ニ付、座本役被仰付候而は、戴方何程と可有之候哉、清泉一儀之山鹿町ニ居住いたし候付、是迄座中之役向杯相勤儀も無之由、住一儀は組頭以来聞役も数年相勤、座法一ト通りハ呑込居世話筋も懇ニいたし候由、然ニ同人儀、矢部在出生之由ニ候處、在方出生之者は座頭役筋ニは以前より内輪色々と説を成シ候由ニ候得共、何ぞ相唱候儀も無之、右之通相勤居候付、旁本文之通可被仰付哉、直一儀は琴指南一偏ニいたし、大名衆杯ニは計多度出入いたし候由ニ候得共、兼々座方付合は一切いたし不申、一手共咄合事等ニ付て寄合候節々も是迄罷出不申由ニ付、何れも場を明ケ居候位ニ有之、若座本役被仰付候而は、座頭共之氣受何程ニ可有之哉之由、承申候段演舌 9)

この「御目附御横目」の調書に、当用方の座本選出の判断基準がよく示されている。ここでは、古庄勾当については才覚もあり、座内の事についても「一躰之事物は相捌」けるだろうが、「此々唱之趣」がある点は好ましくない。また一部の座頭の「不氣受」であり、座本役には向かないとしている。星沢清泉一は山鹿町に居住しており、これまで「座中之役向杯相勤儀も無之」、直一は「琴指南一偏」で「大名衆」10) には出入りするが、座方の付き合いは一切せず、座の寄合などにも出ないとの理由で 3 人とも落選している。一方、住一については「組頭以来聞役も数年相勤、座法一ト通りハ呑込居世話筋も懇ニいたし」ており、これまで無事に務めている。さらに「在方出生之者は座頭役筋ニは以前より内輪色々と説を成」すものであるが、住一についてはそれが無いとして座本役に選出されたのである。

この時の 4 名の候補者に対する推薦状は残っておらず、誰が候補に挙げたのかは明確ではない。しかしこの当選と落選の理由を見る限り、選出された聞役の住一は「熊本惣座頭中」の推薦する座頭と同様の性質を持っている。それに対して他の 3 人は座内における不人気と経験不足が指摘されるなど、座の運営主体の求める座本像とはかけ離れている。そのため、ここでも候補者については文政 4 年時の座本選出と同様、「熊本惣座頭中」と高官座頭との対立の側面があったと考えられる。

(2) 選出される座頭の要件

座本役に選出された座頭の性質として最も重要視されているのは、(1) で見たように座内での経験である。

文政 4 年に座本に就任した順一は、特に「座外」の高官座頭に対して「聞役数年相勤事馴居」として「熊本惣座頭中」の信任を得ている。また安政 5 年には住一も「組頭以来聞役も数年相勤、座法一ト通りハ呑込居」とされ、対立候補者であった古庄勾当・星沢清泉一といった高官座頭を抑えて座本に就任している。特にここでは「住一儀江聞役被仰付置、

先は順選とも可申儀」として、聞役から座本になる事は「順選」と捉えられている事がわかる。

反対に、「座外」の高官座頭は官位を得てからは、聞役を経ずに座本に推薦される事が通常であるために、座内での経験を積みにくく、組頭から聞役に進んだ座内の経験者に敗れる傾向がある。また直一という座頭は座内での仕事を全くしないという理由で落選している。直一は琴指南で「大名衆」に出入りする程であり、音曲の技術は高かったと思われるが、そのために座内の仕事をないがしろにしており、それが大きなマイナス要因となったのである。

宝暦年間以降〔表 1〕のように、座本になった四度以下の座頭はほとんどが聞役を経ている。座本になるためには、座の仕事を忠実にこなし、組頭を数年務め 11) 聞役となる事が重要であると考えられていたのである。山鹿の星沢清泉一は山鹿町に居住しているため「是迄座中之役向杯相勤儀も無之」として落選しているが 12)、山鹿町に居住しては「座中之役向」は行えないものであった。ここでいう組頭・聞役とは、府中において座の運営に携わる仕事をする者の事であり、「熊本惣座頭中」と呼ばれる存在であったと考えられる。彼等の出身は、住一のように矢部出生であるなど様々であったが、ある時期に府中座頭になり、さらに「熊本惣座頭中」への仲間入りを果たさねばならなかったものと考えられる。そしてそれが座本の主要な選出の理由となったのである。

しかし座内での経験という要件は、主要なものではあるが、絶対的なものとはならない。座本役には官位が優先する事もある。

〔表 1〕 座本役一覧(宝暦年間以降)

名前	年齢	就任	没年	前身
八重都			宝暦 11 年(1761)	
察都	37 才	宝暦 11 年(1761)		聞役
久嶋勾当			安永 3 年(1774)	
中尾検校		安永 3 年(1774)	安永 8 年(1779)	
津一		安永 8 年(1779)		聞役
妻一			天明 3 年(1783)	聞役
皆川勾当		天明 3 年(1783)		
左喜一		寛政 3 年(1791)		聞役
津ノ一	46 才	天明 6 年(1786)		
三津一			享和元年(1801)	
米沢	38 才程	享和元年(1801)		
原田勾当			文政 4 年(1821)	
順一	72 才	文政 4 年(1821)		聞役
松沢勾当				

四潮一			安政 5 年(1858)	聞役
住之一	57 才程	安政 5 年(1858)		聞役
若之一	34 才程	文久 2 年(1862)		聞役

※「達帳」「讃談帳」「覚帳」「町在」を元に作成 13)

高官座頭が座本に選出された事例が、享和元年（1801）11 月にある。座本三津一が病死した後、米沢 14) と佐野一という座頭が跡役候補に挙がっており、「御横目」が 2 人について「米澤座頭儀発才成人物之由、佐野一儀実躰成人物之由、兩人共気働も有之、各別優劣は無之由ニ付、何れニ被仰付候而も相勤可申由承申候、尤米沢座頭儀は些権高ニ有之様子ニ相聞申候、且兩人共ニ行跡ニ付相替唱も相聞不申候」15) との調書を提出している。米沢座頭は「些権高」だが、2 人の候補者には「各別優劣は無之」、共に「気働」の出来る人物として報告されている。この時は結局米沢座頭が座本に就任した。ただし同時に行われた聞役の選出で 16)、佐野一が聞役に選ばれているため、佐野一にも座本の資格は充分にあったと考えられる。この例のように、同程度の人物であった場合には官位が優先したのではないかと考えられる。また〔表 1〕によると、歴代の座本には久嶋勾当・中尾検校・皆川勾当・原田勾当・松沢勾当といった高官座頭が座本となっている時期があり、いつでも座内座頭の段階を踏んだ人事が優先されるわけではない事が判る。

「熊本惣座頭中」に「座外」と呼ばれ、選出時に強く対抗意識をもたれる高官座頭の存在は、当道座内では無視する事はできない。当道座において官位は絶対的なものであり、また座は師弟関係を一つの軸として展開しているが、高官座頭の弟子の多くは座内の者であり、その面からも影響力が大きいと考えられる。さらに彼等は直接当用方根取に跡役の推薦を行なう事の出来る立場にある。

熊本藩では宝暦の改革により独自の形が取られるようになったが 17)、当道座本来のあり方としては、地方組織を「支配役一名、座本二名、組頭数名」で支配するという規定があり 18)、城下町で最も高官の者が座本を、在所々においてもやはりそこで最も高官の者が組頭を勤めるようになっていた。高官座頭も元は座内の者であり、彼等の弟子の多くも座内の者である。制度上、あるいは意識の上で「座外」となっても、その師弟関係により座内の座頭とは密接な関係があり、官位上位者が座を束ねる事でうまく座が治まる状況もあったと考えられる。そのような時には「熊本惣座頭中」として座内経験者を推薦するという座内の意思統一が成されなかった可能性もある。

以上のように、座本になるためには、府中座頭の中で組頭になり—「熊本惣座頭中」に入り—、聞役へと進み、座内の段階を踏まえた経験が重視されるが、必ずしもそればかりが優先されるわけではなかった。高官座頭の存在は、その派閥を背景に常に複数の候補者となって現れ、その時々状況によっては官位制的秩序が優先される事もあった。座内の経験が豊富でも官位的に低い候補者が座本になる場合は、座の長を選ぶというその最終的な局面において、座内座頭の信任が官位制的秩序を凌駕したという、いわば手続き的な証明が必要だったのではないかと考えられる。それが座本跡役選出の過程だったのである。

- 1) 永青文庫 9, 2, 21「参談帳」。文政4年(1821)7月、座本原田勾当の跡役が選出された際、「熊本惣座頭中」として藩庁に候補者の推薦を行っている。
- 2) 前掲 9, 2, 21「参談帳」。
- 3) 前掲 9, 2, 21「参談帳」。
- 4) 前掲 9, 2, 21「参談帳」。
- 5) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。座頭は熊本藩では四度以上になると、座本の支配を抜け、当用方の直接の支配になる。慶応元年12月に右左一という座頭は四度官を得て本田治部之一と改名したが、奉行所当用方根取から「四度官ニ相成候間、先例之通私共より諸触可仕と奉存候」として、右左一の元々の所属である町方へ「御当用方根取之支配可致旨ニ付、及其達申候、此段別当江も御知せ之事」と通達が行われている。また当用方の直接支配という事は、座本の支配からも抜ける事を意味しているため、彼等は「座外」と呼ばれたと考えられる。
- 6) 先に出された「奉願口上之覚」とこの「御内意之覚」は対応しており、座本選出にあたって、この時は奉行所根取と「熊本惣座頭中」との間に了解があったと考えられる。
- 7) 永青文庫 9, 14, 4「達帳」。
- 8) 当道座は検校を頂点とし、72階に細かく官位が分かれている。官位の上下は厳格であり、座法により、本式の座頭の集会時におけるそれぞれの官位に応じたやりとりが決まっている。座順はもちろん、下官の者が上官の者に対する受け答えまで細かい規定がある。それらは上下の区別を明確にするものであり、いかに官位が座頭の行動を拘束していたかが判る。当道座内では、役の上で、上官の者が下官の者の下につく事は考えられない。聞役は座本の補佐を行い、藩庁との連絡等、座の運営に深く関わる存在である。寛政年間に座本三津一が聞役の候補者を提出した際、佐野一という座頭は三津一より一官上の者であったため「下役之儀は座方ニ相背申候儀ニ御座候間、右聞役之名前相省申候」として佐野一の名前は挙げなかったとされる(永青文庫 9, 9, 9「達帳」)。そのため、熊本藩では古庄勾当が一時期組頭をしていた事はあるが、高官座頭が座本でない限り、通常高官座頭は聞役にはならなかったと考えられる。
- 9) 前掲 9, 14, 4「達帳」。
- 10) 直一は熊本府中在位の座頭であり、ここで言う「大名衆」とは、熊本藩における大身の家臣や有力な町人を指すと考えられる。
- 11) 永青文庫 9, 5, 6「讚談帳」。聞役候補に挙がった秀之一は「相替唱は無之候得共、当七月頃組頭之跡ニ相加り候付、座法等委敷と申段ニは至りかね居候」として、組頭の経験が浅い事を理由に落選している。
- 12) 前掲 9, 14, 4「達帳」。
- 13) 永青文庫 9, 8, 4・9, 8, 6・9, 8, 9・9, 8, 11・9, 8, 15・9, 5, 6「達帳」、9, 6, 3「覚帳」、9, 19, 4・9, 24, 4「町在」、9, 2, 21・9, 3, 17「讚談帳」、101, 16, 31「法事帳」。
- 14) 座頭は四度以上になると苗字を名乗る事が出来るようになるため、米沢という座頭は、四度官以上の高官座頭であると考えられる。
- 15) 座本と聞役の選出が同時に行われるのは、多くの場合、聞役が座本に就任して欠員が出来るためであ

る。しかし米沢座頭も佐野一も聞役ではなかったため、この同時選出は偶然であると考えられる。

16) 永青文庫 9, 9, 9「達帳」。

17) 拙稿「近世肥後における当道座の確立」(『熊本大学社会文化研究 9』熊本大学大学院社会文化科学研究科 2011)。

18) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年。215-216頁。「座頭格式」および「当道記」に記載がある。

第2節 聞役の選出

ここでは座本選出の前哨戦とも言うべき聞役選出についてのいくつかの事例から、その候補者の多様性に注目し、座に行政実務的な原理が定着した事による影響を明らかにしたい。

座本と同様、聞役も複数の候補者の中から選出される。候補者の推薦を行えるのは、座本・聞役か高官座頭となっているが、座本選出時に比べて、より多くの候補者が見られる。座本との立場の違いから、聞役選出の段階では比較的自由的な競争がなされた事が推測される。またこれは座内にそれだけ多くの勢力分布がある事を示しており、候補者を通してそれが強調されて表出するものと考えられる。

(1) 聞役候補者の多様性

2人制である聞役に欠員が出た時には、現職の座本がその候補者を推薦するが多い。

聞役跡役の推薦で、現在最も古い記録は安永8年(1779)のものであり、それまで聞役だった津一が座本になり、聞役に欠員が出来たために行われた¹⁾。座本はこの時、「向流壺人」として光一、「方流より兩人」²⁾として豊一・左喜一という3人の候補者を挙げている。

(「達帳」安永8年10月条)

覚

向流壺人

光一

此者十分ニハ存上ヶ不申候得共、書出申候

方流より兩人

豊一

左喜一

右座置之通、兩派より三人書出申候、尤豊一ハ妻一弟子兄弟ニて御座候得共、如此御座候、以上

亥

十月

座本

津一 3)

これは「右は座頭聞役之儀、当時迄之聞役は同派之者ニ而、物毎片打可相成哉と、皆川
勾当より内意申出候由」として、皆川勾当の座内の人事に異議申し立てがあった事を受け
ての人選であった。

ここで注目されるのは、向流の光一について座本が「此者十分ニハ存上ヶ不申候得共、
書出申候」と言っている点であり、光一の推薦は座本の意味ではない事を示している。こ
の事は候補者を挙げるに当たって、座本に光一を支持する者の存在を感じさせる。座内に
それぞれの座頭を支持する勢力が形成されており、座本は自身の意志だけではなく、この
頃には座内の座頭が支持する候補者の取次ぎも行うようになっていたと考えられる。

この時は誰が聞役に就任したかの記録はないが、後に左喜一が聞役を経て座本になって
いるため、同人が聞役になったと考えられる。光一はやはり座本の推薦の意思が弱く、豊
一は当時の聞役であった妻一の兄弟弟子であった事が関係して落選したのだろう 4)。

また座本と聞役が強く推薦している例もある。

文久 2 年 (1862) 6 月、聞役であった若之一が座本に就任したため、聞役の補充を行う
事になった。この時に、座本若之一と聞役宮尾一は連名で 5 人の座頭を推薦している。

(「讃談帳」文久 2 年 6 月 30 日条)

組頭

新坪井職人町

秀之一

鋤身崎

高雄一

聲取坂

彰一

上小沢町

早之一

新古門町

千之一

右五人兼而精実ニ御座候間、座本聞役打寄、組頭申付置候間、右之者共内江孰茂聞役
被仰付被下候様奉願候、以上

六月晦日

聞役

宮尾一

座本

候補者はそれぞれ熊本府中に居住している組頭 5 名となっている。明治 3 年 (1870) の「座頭帳」によると「組頭と申候而十人二十人、或は三十人宛組を立候、一組之内ニ而可然人物ヲ選ミ、其組之頭ニ申付」6) るものとされていた。慶応元年 (1865) には府中の座頭はおよそ 40 人となっており 7)、人数の上から考えて、座本・聞役は府中の組頭をほとんど候補に挙げたものと考えられる。また上記史料によると、この府中の組頭は座本と聞役が独自に任命できるものであり、両者は将来自分達の後継者になる事を想定して、組頭を任命していると考えられる。座本に任命された彼等こそ座の運営を担う「熊本惣座頭中」の一員であった。その意味で、この時の座本にとってはいずれも後継者たるべき存在と言える。この時は彰一が「数年組頭いたし評判も宜、理非も一通弁へ座法も能吞込居候」として選出された。他の 4 人は、秀之一は座本の兄弟弟子であり、高雄一と早之一は人柄に難があり、千之一はあまりに貧窮しているという理由で落選している。

さらに候補者の推薦状がなく、当用方根取から目付けへ候補者の座頭の調査を依頼している史料がある。

弘化 2 年 (1845) 11 月に聞役卒郎一が病死したため、跡役を 10 人の内から選びたいとの「御内意之覚」が上申されている。

(「讚談帳」弘化 2 年 11 月条)

御内意之覚

八重ノ一
四潮一
房ノ一
都之一
住ノ一
雪一
菟ノ一
君一
堀江ノ一
須磨ノ一

右は座頭聞役卒郎一儀、此間病死仕候付、跡役之儀右十人之内何れ江被仰付被下候様、有御座度奉存候、此段御内意仕候、以上

十一月

近藤文蔵
山上次郎八 8)

ここで候補に挙げられている 10 人の座頭がどのような者であったのか詳細は不明であり、

誰が彼等を推薦したのかも明確には判らない。しかしこの内八重ノ一は「聞役助役」9) を経て後に聞役になっており、四潮一はこの時聞役になり、後に座本役を勤めた。住ノ一も同様に後に座本になっているなど、いずれも座内で有望な者達であったと考えられる。そのため、座内にはそれぞれ支持する座頭が居たと考えられ、聞役選出を期に様々な勢力がぶつかり合う状況があった事が窺える。

さらにこれに加えて、高官座頭が候補者の推薦を行う事もあった。

安政5年10月、座本住之一は梶ノ一・渚ノ一・采女ノ一・秀ノ一・宮ノ一・早ノ一という座頭を推薦しているが、それに対して、高官座頭も対立候補者を推薦している。

(「讃談帳」安政5年10月条)

奉願口上之覚

今度住の一跡役之儀、御府中ニ私下筋之者二十人余御座候得共、御役被仰付置候者無御座候付、此節私弟子主計の一儀江御役被仰付被下候者、於私も難有仕合ニ奉存候、右主計の一江若御役被仰付被下候者、相応之御用ニも相立可申候見込申候間、何卒此者江御役被仰付被下候様乍恐重畳奉願候、以上

十月

古庄勾当

齊藤久助殿 10)

府中には自分の「下筋之者」が20人余りもいるが、役を仰せ付けられている者がいないので、弟子の主計の一を推挙したいというものである。「下筋之者」は弟子を指すと考えられるが、弟子を推薦し役に就かせる事によって、弟子を通じて座内における古庄勾当の発言権を増したいとの思惑があったとも考えられる。また「下筋之者二十人余」を従えている古庄勾当の勢力は隠然たるものがあつたと想像される。しかし、結局この時には座本が推薦した候補者の一人である宮ノ一が選出され、主計一は落選している。

以上のように、聞役の候補者になる座頭は府中の「熊本惣座頭中」の一員である事が多く、座本からの推薦という形を取る。その際の「熊本惣座頭中」内での多数の候補者の存在は、彼等の中で必ずしも常に意思の統一がなされていたわけではなく、いくつかの派閥が勢力争いを行っていた事を窺わせる。それに加えて高官座頭も弟子を推薦しており、聞役選出の際に表出する座頭間の勢力争いはさらに複雑さを増すのである。

(2) 聞役選出と座内勢力の変動

(1) で見たように、聞役候補者は座内の多様な勢力分布を表していると考えられる。座本・聞役の予備軍と考えられている組頭など「熊本惣座頭中」の有力な座頭や高官座頭の弟子である。彼等にはそれぞれに支持基盤があつたと考えられ、座本・聞役、高官座頭という2者を通して、あるいは2者の意向が強く働き、当用方根取へ候補者として推薦され

るのである。

この候補者の多様性は、座内勢力の変動とも関わっている。宮之一 11) という座頭は安政 5 年 2 月と 10 月に 2 回聞役候補になっており、2 月の時には座本四潮一のもとで「職分抜方」の者であるとして、早い段階で候補から外されていた 12)。その数ヶ月後四潮一が病死し、聞役だった住之一が座本に就任する事になった 13)。その跡役を選出した際には、宮之一は以前土用祓いをしていたが現在は止めており「数年組頭之部ニも相加り、座中之儀も吞込居候付、聞役相応可致由承申候」として当選している 14)。同じ座頭が数ヶ月後には全く逆の評価を受けているのである。これは座本が四潮一から住之一に替わった事とも無関係ではなく、この間にあった座頭間の勢力の変動が大きな理由であると考えられる。

またこのような勢力の変動は聞役候補者の多様性を生み、その多様性は座本選出の時に比べてより広い層に可能性がある事を示している。そのためその選出に対しては非常に活発な選挙運動が展開したと考えられる。

(1) で述べたように、安政 5 年 10 月に古庄勾当は弟子の主計一を候補者に挙げているが、その数ヶ月前の 2 月にも聞役跡役の選出が行われた。その際にも聞役候補として同じ座頭 15) が候補に挙がっており、推薦人の名前はないが、この時もやはり古庄勾当の推薦だったと考えられる。候補者本人が勾当に働きかけた可能性もあるが、候補に挙げている時点で勾当の公認を得たと考えられる。この 2 度とも弟子の主計一は落選しているが、2 度続けて候補者に挙げるという行為自体が、勾当が当選の可能性を見ていたという事に対する証左である。実際に先述の宮之一は 2 度目には当選を果たしており、座内の状況次第では当選の可能性も十分にあったと考えられる。

また聞役は、在任中に「熊本惣座頭中」の信任を得る事が出来れば、座本跡役選出の際にその推薦を得、将来的に座本になる可能性が高かったと考えられる。高官位を持たない座頭が座本になった場合、前身は聞役である事がほとんどであり、聞役就任は座内の勢力争いに一つの区切りをつけるものであった。その意味で聞役選出は将来の座本選出の前哨戦であったとも言える。

また以上のような候補者の多様性は、座内に官位制だけではなく、座を運営していくための行政実務的な原理が強く働いていた事を示していると考えられる。

1) 永青文庫 9, 8, 6「達帳」。

2) 座頭の芸能の流派として、鎌倉時代末期には八坂流と一方流の 2 系統があった。さらに、15 世紀半ば頃から一方流から妙観派・師道派・源照派・戸嶋派の四派が起り、16 世紀初めには八坂流から妙聞派・大山派の 2 派が起ったとされる。「当道要集」「当道大記録」等、京都職屋敷の座法に「当道之派」として認められている流派は妙観派・師堂派・大山派・妙門派・戸嶋派・源照派となっている。向流と方流は、所属する座頭が「一」名を名乗っていることから一方流の流れを汲む芸能の流派であると考えられるが、実態は不明である。

3) 前掲 9, 8, 6「達帳」。

4) 妻一はこの当時の聞役である。座本律一は、豊一は聞役妻一の兄弟弟子なので、聞役には相応しくないと言外に言っていると考えられる。ここでは誰が結局聞役になったのか記録がないが、寛政3年(1791)に左喜一は座本に就任しているため、この時には左喜一が就任したのではないかと考えられる。

5) 永青文庫 9, 3, 17「讃談帳」。

6) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。明治3年6月。

7) 前掲「座頭帳」。慶応元年4月。

8) 永青文庫 9, 4, 17「讃談帳」。

9) 永青文庫 9, 24, 4「町在」。聞役久清一は老齢で勤めも困難になってきたため、聞役跡役を選出すべきではあるが、生活に困窮しており、聞役を解任されてはたちまち路頭に迷うとして、座本松沢勾当から、聞役はそのまま、補佐役として「聞役助役」に八重之一を任命して欲しいとの訴状が提出されている。嘉永2年(1849)11月、僉議を経て受理された。

10) 永青文庫 9, 5, 6「讃談帳」。

11) 宮之一は、後に宮尾一という名前で聞役に名を連ねている。聞役に就任した時期から考えて、両者は同一人物と考えられる。

12) 永青文庫 9, 14, 4「達帳」。

13) 前掲 9, 14, 4「達帳」。

14) 前掲 9, 5, 6「讃談帳」。

15) 主計の一は「員衛之都」「数衛之一」と同一人物と考えられる。

第3節 当道座の内部編成と運営

ここでは座本・聞役跡役の座頭による選出制度は、座が安定的に運営されるために、座内の官位制的秩序と行政実務的な原理の克服の側面があった事を明らかにする。

座本・聞役跡役の選出に際しては、熊本藩における当道座の持つ内部的な編成要素がよく現れている。座本や聞役は座を運営する上で中心的な存在であり、これまで見てきたように、候補者となる座頭にはそれぞれ高官座頭を含めて支持集団がおり、その座を巡って水面下で運動が展開される。特に座本は原則として一度就任すると終生その座にあるため、誰が座本になるかは座における自分達の処遇にも影響がある大問題だったのである。

一方最終的な人事権は藩が掌握しており、座本・聞役の選出はあくまで藩の公的な認定を必要とするものであった。複数の候補者の中から、藩は座がうまく治まる事を第一義に、座本の長を選んだと考えられる。

地方の座頭集団における、官位制と実務的な座の運営者、領主権力の問題について考察する。

(1) 「熊本惣座頭中」と「座外」高官座頭の確執

座本跡役選出の際に、際立って対立するのは「熊本惣座頭中」と四度以上の官位を持つ

「座外」の高官座頭である。

座内の者が推薦する座頭は、座内において府中組頭を経て聞役になるなど座の仕事をし、経験を積んだ者となっている。座本の条件の1つに「世話筋」の良い者が挙げられているが 1)、盲目である座頭は一般的な生業には就けず、芸能関係や宗教、門弾など特殊な職業に就いていた。座頭が生きていくためには、座頭職業の権益を守る事と、座頭同士のなわばりをうまく調整する事が求められていたと考えられ、そのためには座内のしきたりや人間関係、習慣などを熟知していなければならなかったのである。また盲目であるため、紙に書いたものよりも口伝を大切にする傾向があり 2)、その意味でも長く座の役に就き、座のしきたりを覚える必要があった。特に座本の跡役は当人が死亡してから選出されるため、経験が重視され、順一のように座本の病中にその代理を務める聞役は、次期座本になるには有利な地位にあった。

これに対して、高官座頭は当道座の官位系統の上では座内座頭の上に位置し、四度官を得た時点で「座外」の者となる。高官の座頭が下官の者の下について仕事をする事は、厳正な官位社会である当道座では考えられない。そのため、文政4年の稲崎勾当や米沢織之一、安政5年の古庄勾当や星沢清泉一のように、通常高官座頭は聞役を経ずに、一気に座本跡役の候補に挙がる事になる。もともと高官座頭も座内の者であるが、若くして高官位を得た場合、座内の経験はほとんど積めない。ここに「座外」の壁があり、高官座頭は自分が座本になるか、座内の弟子を推薦する事でしか座の運営に深くは関与できない状況があったと考えられる。

当道座に属する座頭にとっては、官位が上がる事は物理的にも心情的に希求されるものであるが 3)、高官位を得た座頭が座本になる時には「自然座外ニ役付等被仰付候様ニとも御座候而は、御国中座頭之仲間末々迄煩敷事等指起」4)として反発を得る事もあった。座の運営は座内の者である「熊本惣座頭中」が行うとの意識が強かった事が窺われる。

熊本藩の当道座においては、以上のように「座外」高官座頭とその他座内の一般座頭による構造的な矛盾による確執が常に存在していたと言える。

この矛盾は、座本跡役選出において、2つの原理が対立し、そのどちらか一方が座員の信任を得るという手続きを経て、形式的にせよ克服されねばならなかった。それが座本が長として座を運営する条件だったのである。またそのために選出制度が生じたと考えられる。

(2) 藩の関与

座本・聞役選出において表出する座頭間の確執は複数の候補者の存在となって現われ、その任命は藩が行なう。

藩が座本・聞役の座頭に望む資質は、藩との関係を含めて、一貫して座をきちんと治め得る者、座頭を統括出来る者であると考えられる。

この事は安政5年2月の聞役選出の際によく表れている。この時座本四潮一は当用方根取宛に候補者を4人立てて、その内から聞役を仰せ付けてくれるように願っている。

(「達帳」安政5年2月20日条)

御内意之覚

四十六歳
渚之一

〔後筆〕「職分抜方」

右は廻江手永宮地村之産ニ而御座候

四十四歳
早之一

右は上小沢町産ニ而御座候

四十六歳
宮之一

〔後筆〕「職分抜方」

右は新壺丁目産ニ而御座候

三十四歳
若之一

右は山^{玉名座本ノママ}鹿郡内田手永菰田村産之者ニ而御座候

此四人之者共之内と奉存候間、是以御見込ニ被仰付被下候様奉願候、以上

二月廿日

座頭座本也
四潮一

御当用方根取名宛 5)

候補者となったのは渚之一・早之一・宮之一・若之一の4人であるが、その内渚之一と宮之一は後筆で「職分抜方」の者との書込みがある。他の2人はこの時、座内で組頭をしている。座の役については座本・聞役・組頭、他に「外索之者」6)等があり、「職分」というのはそれらの役に就いている者を指し、「抜方」は、以前はその職に就いていたが、現在は辞めているものと考えられる。

これを取次いだ当用方の文書はないが、この時の「僉議」において

座頭聞役八重一跡役之儀、渚之一列四人之内江被仰付候様、本紙并御当用方根取添書之通ニ御座候、尤抜方職分之者は戴薄ク有之ニ付、願曰早之一若之一兩人之内江被仰付度由、内意口達之趣も有之、猶追而数衛之一儀も右人数之内ニ被差加候様、別紙達之通ニ付、右三人御横目聞方及達申候処、右之内若之一儀聞役被仰付可致相応由達之通ニ付、若之一儀座頭聞役被仰付、壺人半扶持可被下置哉 7)

として、当用方は5人の座頭の名前は挙げているものの、「尤抜方職分之者は戴薄ク有之ニ

付、願曰早之一若之一兩人之内江被仰付度由」を「内意口達」しているのである。この事は座内の経験を重視する座本の希望であるとも考えられるが、当用方の明確な意思をも表している。当用方は、座の役にある者が座内座頭の「戴薄」者では座の治まりが悪いと考えていたのである。これに対して横目の調査は「内意」の通り、「抜方職分」の渚之一と宮之一については除外され、他 3 人についてのみ行なわれている。

当用方にとっては、座本や聞役は「人物取計之程ニより、惣座頭共気受ニ係申儀有之」ものであるため、座の治まりがいいように「座頭共気受も宜」者 8) や、「座頭共戴能」者を両役に据える事が最優先の課題であったと考えられる。そのため「座本役之儀は高官之者江被仰付度段、先年京都より申来趣も御座候処、座本役は大勢之座頭共抑揚をも仕事ニ付、其任ニ不叶者ハ難被仰付、強チ高官之者ニ限被仰付候儀ハ難成」9) として京都職屋敷からの要望も退けるなど、独自の姿勢を保持するのである。もちろん高官座頭がその任に叶えば、座本に任命される事もあったと考えられる。また逆にその任にないと判断した候補者については「座中之戴何程可有之哉」10) として退けられるのである。

このように、座頭が推薦した複数の候補者の内にその任に叶う者がいれば、藩はその者を座本・聞役に任命するが、そうでなければ跡役の人選に介入する事もあった。

安政 5 年 9 月、座本跡役の選出において、藩は古庄勾当・星沢清泉一・聞役住一・直一という候補者に対して調査を命じているが、その際の「御横目」の調書がある。

(「達帳」安政 5 年 9 月条)

右は人柄行跡一躰之様子共如何程ニ有之候哉、座頭共座本役をも可被仰付人品ニ有之哉、左候は、四人之内何某江被仰付、別而相応いたし可申哉、右之外座頭共戴能座本役被仰付、猶以其器ニ当り候人柄も有之候哉之旨ニ付承繕申候処、何れも柔和成者之由、人品は格別優劣有之間敷候得共、住一儀座本役被仰付相応いたし可申、尤別而相応いたし候儀は何程ニ可有之哉、右之外座頭共戴能座本役被仰付、猶以其器ニ当り候と申程之人柄は是又何程ニ可有之哉之由承申候、且行跡ニ付相替唱も相聞不申候、以上

午九月

御横目連名 11)

ここでは 4 人の候補者について調査すると共に「右之外座頭共戴能座本役被仰付、猶以其器ニ当り候人柄も有之候哉之旨ニ付承繕申候」として、他に相応しい人物がないかどうか探そうよにとの指示があり、その聞き込みも行なっているのである。この時には他に人はいないとして聞役の住一が選ばれ、結局は候補者の中からの選出となっはいるが、この人事は座の治まりを考えた末の妥協ではなかったかと考えられる。もし藩の求める座本・聞役と候補者の間に甚だしい乖離があれば、最終的な人事権を握っている以上、座の治まりとの兼ね合い次第では藩の意思が強く介入する事もあったと考えられる。

座本・聞役の跡役には、座頭側から通常複数人の候補者が挙げられる。候補者はそれぞれ

れ座内の勢力図を反映しており、最終的な任命は藩に委ねられる。藩は出来るだけ「座頭共之戴能者」を選出し、座の治まりを優先させる人事を行う。その際に適任者がいないと考えれば、候補者以外の座頭を探す事もあったのである。必ずしも藩が自らの意思を貫きはしなかったが、最終的な任命権を持つ事にこそ藩の役割があったと考えられる。藩は最終的な任命権を持ち、必要であればそれに介入できる存在であったがために、藩による選出は座頭を納得させる事が出来たのではないだろうか¹²⁾。いわば座頭間の確執を、最終的な人事権でもって藩は調整したのである。調査・僉議・決定という一連の作業は、複数の候補者の内から 1 人を選び出し、いかに「座頭共之戴能者」に近付けるかの公的な道程であったと考えられる。

(3) 座本・聞役選出に見る座の展開

熊本藩において座本・聞役の選出制度が採用されるようになったのは、「座外」とその他の一般の座頭とに制度上区別を設けた事が大きいと考えられる。

本来当道座は官位制度によって形成されている。京都職屋敷が地方の座頭集団の長として想定しているのは、その地方で最高位の官位を持つ座頭である。京都職屋敷の座法には「座本役并組頭之儀は、国々於城下は、現在之座上を以座本役、在々ニ而は、組内現在之座上を以組頭役、併組内座上之もの不人柄、亦はおろかしきものニ而役儀難為勤候節は、次席ニ而可相勤候」¹³⁾と明記してある。また安政 5 年には「座本役之儀は高官之者江被仰付度段、先年京都より申来趣も御座候」として、幕末に至るまでその方針を変えていない事がわかる。京都職屋敷自体、検校位を持つ 10 人の座頭が合議制で座の運営をする事になっており¹⁴⁾、運営上も厳正に官位制が貫かれているのである。

これに対して熊本藩の当道座は、宝暦の改革により藩の行政組織の一部として位置付けられており、その中で高官座頭と座本が率いる座頭集団とを制度上分離させている。これが「座外」とその他の座頭との区別となり、そのため座の運営の長である座本に、「座外」の高官座頭がそのまま就任する事が出来ない状況が現出したのである。

安永 8 年 (1779)、聞役津一が座本になったために行なわれた聞役跡役選出は、この状況をよく表していると考えられる。この時は皆川勾当が選出の際に「当時迄之聞役は同派之者ニ而、物毎片打可相成哉」として人事に異議を唱えており、座本は「同派」にならないように候補者を 3 人立てている。この異議申し立ては高官座頭だからこそ出来た事であるが、逆に高官座頭の支配の及ばない状況が座内に形成されている様子を示しており、その意味でも「座外」という立場の葛藤が生まれたのではないかと考えられる。また 3 人の内 1 人の候補者について座本は「此者十分ニハ存上ヶ不申候得共、書出申候」と言っている事から、この頃になると座内の座頭間で各勢力が人事に主張を唱える状況が生じていたと考えられる。

さらに座本の選出に関しては、宝暦の改革以降初期の段階においては、藩による任命の記録のみ記載されているが、寛政 3 年 (1791) 11 月に座本津ノ一が病死した後、その当時

の聞役であった寿恵一と佐喜一の両名のいずれかを座本に選出したいとして奉行所根取から「選挙方御奉行中」に伺いが提出されているのが、現在のところ選出記録の初出である15)。跡役の選出制度ははじめに聞役跡役において現れ、その後座本跡役にも適用されるようになったのではないだろうか。聞役の選出は、座本の選出に比べて多様な支持勢力による座頭の推薦があり、その選挙に勝ち抜いて聞役になった後は、有力な座本候補者となり得るため、座本跡役選出の前哨戦という性格も帯びていたと考えられる。

これは官位制に則った秩序に、あえて座本を中心とした秩序を取り入れ、高官座頭をそのまま座本としなかった事で、座内座頭による高官座頭からのある種の独立心を養い、それが後の「熊本惣座頭中」を形成する一因になったと考えられる。「熊本惣座頭中」は官位制に拠らない自分達の候補者を立てるまでになっている。また藩の方でも、安政5年(1858)に高官座頭を抑えて聞役住之一を座本役に決定した「僉議」において「座本役は大勢之座頭共抑揚をも仕事ニ付、其任ニ不叶者ハ難被仰付、強チ高官之者ニ限被仰付候儀ハ難成」16)として、状況により、それを支持する姿勢があった。

熊本藩では宝暦の改革以降、高官座頭の不満、座本の要望、各座頭の支持者の形成などの要因が相俟って、初期の任命制から「座外」を含めた座頭による選出制度へと発展したと考えられる。この両役の選出では、座頭間の支持を得た府中の有力な座頭・組頭・聞役・高官座頭・在の高官座頭など、様々な種類の座頭が跡役に推薦される。その時々勢力図によって推薦される候補者は変わるが、何度も候補に挙がる者もあり、この事はそれだけ推薦する側が熱意、あるいは希望を持ってこの選出に臨んでいる証であり、また選出される可能性がある事をも示している。

熊本藩の当道座には「座外」高官座頭と実際に座の運営を行なう「熊本惣座頭中」との確執を軸に、両者にまたがる師弟関係の複雑な構造や、「熊本惣座頭中」のその他の座頭に対する優位性などが存在し、彼等の勢力図は常に緊張関係をはらんでいる。その緊張関係が、座本・聞役の選出という出来事において一気に表出するのである。選出の度に活力ある選挙運動が展開され、最終的な任命は藩に委ねられるものの、座頭によって座頭の長が選出されるのである。この選出制度によって描き出される様々な葛藤が、藩内における当道座の内実を示すものであったと考えられる。

1) 安政5年に座本に選出された住一は「組頭以来聞役も数年相勤、座法一ト通りハ呑込居世話筋も懇ニいたし候」(永青文庫 9, 14, 4「達帳」というのがその理由の一つになっている。また逆に文久2年には高雄一は「土臺氣六ヶ敷者之由ニ候処、不怪難題いたし、近年弟子中も過半相離候由ニ付、一躰之世話筋何程ニ可有之哉」(永青文庫 9, 3, 17「参談帳」として落選している。

2) 明治2年、座本であった若之一は「全躰座元替り之節々、旧記引譲之手数諸事無漏様行届居申候哉、私先役より請取候旧記も不足ケ敷稜々数多ニ而、疑惑之条ニは其節々奉伺候得共、申継ニ而取計居候稜々、私儀は勿論座中安心」(前掲「座頭帳」)していると述べている。ここでは受け継がれた「旧記」よりも「申継」の方に信頼を寄せている様子が窺える。

3) 物理的には、座頭は四度以上になると、京都職屋敷から「配当金」が支給されるようになる。この場合の「配当金」は、全国の座頭が官位を得るために納めた官金を分配したものの事であり、慶応3年に勾当になった本田右左一は、明治4年の頃に1年に20両内外京都から支給があると記している（熊本県立図書館「明治四年覚帳 熊本一」）。さらに勾当にでもなれば弟子は増加し、稽古の礼金や、座頭の弟子からは官位取次ぎなどの度に礼金が入る事になる。

4) 永青文庫 9, 2, 21「讃談帳」。

5) 永青文庫 9, 14, 4「達帳」。後に員衛之一も加わって、候補者は5人になった。

6) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。

7) 前掲 9, 14, 4「達帳」。

8) 前掲 9, 2, 21「讃談帳」。

9) 前掲 9, 14, 4「達帳」。

10) 前掲 9, 14, 4「達帳」。

11) 前掲 9, 14, 4「達帳」。

12) 天明6年(1786)8月には、座本皆川勾当が「勾当儀、一躰我意ニ有之、惣而之取計筋座頭中氣請も不宜趣ニ相聞、不心得之至ニ付、座本役差放被下置候」として扶持を召上げられている例がある（永青文庫 13, 6, 12, 2「遠慮帳」）。通常座本は終身制であるが、稀には罷免される事もあり、藩は実際に任免権を行使していた事が判る。

13) 前掲「座頭帳」。明治2年、京都職屋敷から熊本藩の当道座に送ってきた座法に記載がある。

14) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年。213-214頁。

15) 永青文庫 9, 8, 6「達帳」。

16) 前掲 9, 14, 4「達帳」。

おわりに

近世後期を中心に行われた熊本藩の当道座の座本・聞役の選出は、座本・聞役と「熊本惣座頭中」、高官座頭によって候補者が立てられる。この候補者は座内の勢力図を反映するものとなっている。この複数の候補者の中から、最終的な人事権を持つ藩が、調査・僉議を経て座本・聞役を選出する。

藩の「僉議」で抽出される座本・聞役の主な条件は座内での経験であり、それは「座頭共之戴能者」として表現され、1つの座頭間の了解事項となっている。これは宝暦の改革で座頭を座本率いる座頭集団と、官位制度に則った四度以上の高官座頭とに分けた事によって形成された観念であると考えられる。座頭が府中座頭になり、「熊本惣座頭中」の仲間入りをし、組頭から聞役へと座の段階を経る事で、座本への道は大きくひらけていたのである。それは京都職屋敷において定められた座法の「座本役并組頭之儀は、国々於城下は、現在之座上を以座本役、在々ニ而は、組内現在之座上を以組頭役、併組内座上之もの不人柄、亦はおろかしきものニ而役儀難為勤候節は、次席ニ而可相勤候」1) との条とは、本来

的には齟齬を来たすものでもあった。

ただし熊本藩の当道座において、段階を踏んだ経験は必ずしも絶対的条件とはならなかった。ここには当道座本来の官位制的秩序が強く働いている。それは座頭間の勢力図の複雑さとなり、座内の経験を経ない高官座頭が座本になる事も、師弟関係を軸として座頭間の勢力の変動が選出を左右する事もあった。また府中座頭と在の座頭との格差が明確に表れもした。それらの勢力図いかんによっては藩の介入もあったのである。「座外」を含めて座は複雑で重層的な構造を持つものであり、それらをうまく調整できる者が座本・聞役には求められていたのである。

最終的には藩の任命によって「座頭共之戴能者」が跡役に据えられる事になるが、極端に言えば、彼は「座頭共之戴能者」だから任命されたのではなく、任命されたからこそ「座頭共之戴能者」になる事が出来るのである。この称号を得るためには数々の関門があり、座頭集団の長となるためには「座外」を含めた多くの座頭に認定されなくてはならなかった。この認定を受け持っていたのは藩であり、その任命をもって完了する。選出の際に表出する座内の対立は、座内の官位制的秩序と実際に座を運営する行政実務的な編成によって生じた集団の充実でもある。またそれら座内の勢力を調整し得たのは領主権力であり、それによって座は安定した運営を行う事が出来たと考えられる。

1) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。

第2部 熊本藩における座頭の存在形態

第1章 在方における座頭の存在形態

はじめに

熊本藩内には、慶応元年（1865）の時点で、座頭は1000人程いたとされる。座頭は、京都職屋敷の官位制度の中で、官位を得て初めて座頭として認知され、当道座に正式に入る事が出来る。この時に座が把握している座員の数は700人弱であるため、他はいまだ官位を持たない弟子という扱いであると考えられる¹⁾。正式に当道座に加入した座頭は、毎年3月に熊本城下町にある座本宅に行き、前年の古札と札料を納める札替を行わなくてはならない。そうして初めてその年の座頭としての活動が制度上保証されるのである。全国的には、この時に師匠の名前も申告し、師弟関係の派閥的所属も明確にする。これが地方集団の長である座本による藩内座頭の把握となっている。

本章では、まずは圧倒的多数を占めた在方における座頭を対象にして、座頭の存在形態を明らかにする。通常盲人で座頭を志す者は、師匠を選んで弟子入りする。在方には妙音講と呼ばれる座頭の地域的小集団（組）があり、多くはそこに所属して活動していた。座頭側から見た場合、弟子入り、座頭業の習得、妙音講への参加という形態が見られるが、座頭として活動していても、百姓・町人といった出身身分を離れるわけではない²⁾。在方の出身身分のまま座頭として生きていくのである。ここでは、その2元性が在方ではどのように認識されていたのか、妙音講の活動と、それを支えた師弟関係を中心にした座頭間の実際的な在り方を検討する。さらに宗門人別に記載される座頭の姿と、「百姓株」を巡る座頭の家継承の問題から、座頭になっても在中に基礎を置く座頭の存在形態について、その本質の身分的属性について明らかにしたい。

座頭が町在の中で把握されるのは行政上の枠組みが大きく関わっている。町方では座頭は町に把握されるが、在方では村に把握されるのである。また藩庁は「府中之座頭は四十人計も居候由、諸御郡ニ懸候而も七百人余も居候」³⁾として、熊本城下町とその他の地域の捉え方に差をつけている。座本・間役を擁する熊本城下町は、藩内で特異な地位を占められていると考えられる。このような熊本城下町居住の座頭に関しては、次章で論考する。

なお〔資料1〕は在方における座頭の表である。在の座頭に関しては、本章中の座頭と対応する。

1) 永青文庫 12, 7, 79「座頭帳」。

2) 検校とその妻については文久3年6月に「一、検校勾当之子弟人数離有無之事、妻も同断」と明記されている。また四度以上の官位を得た者は、それを当用方に報告する。その報告を受けて、当用方は関係部に連絡して、その座頭を生所の人数から外す手続きを行っており（前掲「座頭帳」）、それまでは町在人

数として把握されていると考えられる。

3) 前掲「座頭帳」。明治元年。

第1節 在方座頭の組織

熊本藩の当道座には、下部組織ともいうべき「組」が各地にあり、それぞれ組頭がまとめていたとされる。この組は在地において、個々の座頭が所属する重要な小集団を形成していたと考えられるが、その近世的実態については明らかになっていない¹⁾。

ここでは慶応元年(1865)に行なわれた藩内各組での般若心経読誦の記録と、玉名郡の「相模一組」の活動を元に、藩内にあった組の組織的概要を明らかにしたい。あわせて、組内で伝えられ、組員の精神的支柱となっていたと考えられる座法についても言及する。

(1) 組の概要

在には座頭が700人程も居るが、無官の者²⁾も合わせると1000人弱になるとされる³⁾。これら藩内の座頭は皆当道座に所属し、座本が統括するのであるが、しかし座本はその全てを詳しく把握しているわけではない。

座本によると「惣躰内輪ヲ申上候得は、御国中之仲間莫大之人数ニ而、いつれも音曲祈禱杯ニ而渡世之業といたし、指南方祈禱或は門ひき等之弁利宜敷ヶ所々々、不断転居借宅等いたし日ヲ送」っているので、座本には個々の座頭の行動は一々判りかねるとしている。さらに「毎歳三月中御定法之通、御国中之仲間ヲ呼出、御條目読聞せ、札引替無滞相濟候得は、座元之安心と申訳ニ而御座候」⁴⁾とあり、札替えの時に来さえすればそれで良しとするものだった。

ただし、この札替えの時も、藩内に散在する全ての座頭が個々に座本宅に集ってきたかどうかは疑問である。藩内座頭は、地域ごとに10人から30人位の人数で組を立てており、小集団を形成していた。そこでそれぞれふさわしい人物が組頭となり、組中をまとめていた⁵⁾。これは熊本藩当道座の各地域における下部組織と言えるものである。慶応元年(1865)「乍恐天下泰平御国家御長久之為、別禊之通各前之者組中打寄、氏神又は組頭宅ニ而般若心経奉読誦候」という事があり、組中でそれぞれ集り修行した後、その祈念の札を「遠在近在共ニ座本若一手許差出候ニ付、弁才天神前江備置候」⁶⁾と座本宅に届けている。

[表1]はその時般若心経を読誦した組と組頭の名前を記したものである。これによると、この時祈念修行したのは「古庄勾当組」「星沢勾当組」「府中惣組」を除くと、在中には82組あり、座頭は在地にくまなく小集団を作っていた事が判る。またこの藩内座頭を挙げての祈禱は「座本より触を廻らし候由ニ而、夫々修行いたし」たものであり、座本の触れによりなされている。この82組の組頭と座本との間には、組織的連携が行なわれているのである。札替えなどの公的な手続きや座本からの触れを受けるのはこの組頭の仕事であり、座本は日常個々の座頭を相手にするというよりは、下部組織である組の組頭に対していた

と考えられる7)。

しかし、座本と組頭との連携の一方で、個々の座頭にとっては、この小集団こそが実際の生活や活動に深い関わりを持っていたと考えられる。

〔表1〕慶応元年の座頭組。「座頭帳」より作成

	名称	郡	手永	村
1	清一組			河尻外城町
2	春歌組	飽田	五丁	庄村
3	緑一組			河尻新町
4	澤一組	詫摩	本庄	八反田村
5	梅一組	飽田	横手	大保村
6	春了組	飽田	池田	池上村
7	松一組	詫摩	本庄	十禅寺村
8	関一組	飽田	横手	荒尾村
9	咲一組	飽田	銭塘	新開村
10	上総一組	飽田	銭塘	海氏村
11	三輪一組	上益城	鯨	小坂村
12	嘉知一組	下益城	杉嶋	永村
13	八重一組	下益城	河江	小野村
14	房一組	下益城	河江	下郷村
15	唯一組	上益城	沼山津	木山村
16	注連一組	下益城	河江	東海東村
17	時一組	上益城	沼山津	寺中村
18	学一組	下益城	河江	住吉村
19	三門一組	上益城	沼山津	沼山津村
20	瀧一組	上益城	矢部	永田村
21	雪一組	上益城	矢部	仁田尾村
22	梅一組	下益城	砥用	岩小野村
23	城亭組	下益城	廻江	藤山村
24	沖一組	下益城	砥用	土喰村
25	柵一組	下益城	中山	馬場村
26	八重一組	上益城	沼山津	小谷村
27	君一組	上益城	矢部	寺河内村
28	組一組	上益城	矢部	戸次村
29	式一組	下益城	中山	木原河内村
30	玉一組	上益城	沼山津	木山町
31	城三喜組	宇土	郡浦	郡浦村
32	歌一組	芦北	田浦	久多良木村
33	礼順組	宇土	松山	大口村
34	鷺一組	宇土	郡浦	下長崎村
35	茂一組	芦北	湯浦	歳村
36	加賀一組	宇土	郡浦	郡浦村
37	注連一組	八代	高田	古閑村
38	濱一組	八代	野津	内田村

	名称	郡	手永	村
44	栄一組	八代	種山	河俣村
45	千代一組	八代	高田	下松求麻村
46	城一組	八代		八代本町
47	四季一組	山本	正院	仁連堂村
48	三笠一組	山本	正院	鏝田村
49	豊一組	菊池	深川	高野瀬村
50	本龍組	山鹿	中村	相良村
51	鉄一組	山鹿	山鹿	椿井村
52	政一組	菊池	河原	神来村
53	簾一組	合志	大津	中代村
54	東一組	上益城	甲佐	岩下町
55	水戸一組	合志	大津	中代村
56	久一組	合志		大津町
57	友一組	玉名	坂下	上野口村
58	国一組	玉名	坂下	高道村
59	城逸組	玉名	小田	寺田村
60	出羽一組	玉名	中富	藤井村
61	春曆組	玉名	南関	外目村
62	須賀一組	玉名	荒尾	長洲町
63	久賀一組	玉名	小田	大濱町
64	栄一組	玉名	小田	横嶋村
65	松尾一組	玉名	中富	宮村
66	加賀一組	玉名		高瀬町
67	相模一組	玉名	南関	坂上村
68	巻一組	玉名	荒尾	宮内村
69	雲一組	玉名	中富	分田村
70	代々一組	玉名	荒尾	長洲町
71	嵯峨一組	阿蘇	坂梨	中原村
72	出羽一組	阿蘇	坂梨	役犬原村
73	栄一組	直入郡	久住	波野村
74	豊一組	阿蘇	菅尾	柳村
75	尾一組	阿蘇	高森	色見村
76	若一組	阿蘇	布田	上久木野村
77	鷹一組	阿蘇	布田	鳥子村
78	八重一組	阿蘇	小国北里	宮原村
79	乙一組	飽田	五丁	大多尾村
80	星沢勾当			
81	古庄勾当			

39	筆之一組	八代	種山	小浦村
40	河海組	八代	種山	岡谷川村
41	豊一組	八代	高田	下松求麻村
42	葛一組	八代	高田	井上村
43	嵯峨一組	八代	種山	下竹(下岳)村

82	惣組共	御府中		
83	満一組	下益城	廻江	六田村
84	知元組	八代	高田	松求麻村
85	砂尾一組	玉名	坂下	滑石村

在地の小集団である組の一つに、玉名郡南関手永坂上村「相模之一組」がある。この「相模之一組」は、玉名郡における妙音会（講）の事例を示す「妙音会順回記帳」における、相模一が組頭を務める組と同一のものだと考えられる。「妙音会順回記帳」は、嘉永6年（1853）に南関手永坂上村組頭相模一が「先例を相改、後年のため記帳致置」として書き始められたものであり、妙音会の会員（組員）が順にヤド元になり、妙音講を開いた記録である〔表2〕。これは明治25年（1892）まで続いており、開催日とヤドとなった座頭の名前と所在地が記されている8）。

〔表2〕『妙音会順回記帳』の巡回記録 ※嘉永7年から明治25年「妙音順回記帳」を元に作成

	名称	郡	手永	村	年月日	備考	
1	勝弥	玉名	南関	江田村	嘉永7年2月18日		
2	教順	玉名	南関	九重村	安政2年2月10日	会所	天保6年(1835)生、明治10年没。この時20才
3	相模之一	玉名	南関	坂上村	安政3年1月16日	会所	組頭。会の事は嘉永6年に、相模ノ一宅において、各会席之上改めた
4	栄寿	玉名	南関	下坂楠村	安政4年2月3日	会所	
5	栄順	玉名	南関	上坂楠村	安政5年2月12日	会所	
6	順歌	玉名	南関	下和仁村	安政6年11月15日	会所	
7	相模之一	玉名	南関	坂上	安政7年2月23日	会所	2月にするはずが、「家内病人且又親類ニ無常」があり日延べ
8	専両	玉名	内田	岩しり村	文久2年2月25日	会所	文久元年は不作につき会なし
9	養順	玉名	南関	中和仁村	文久3年2月2日	会所	
10	両せつ	山鹿	山鹿	つばい村	文久4年2月17日	会所	
11	惣順	上益城	鯰	小坂	元治2年2月22日	会所	
12	直順	玉名	南関	関村	慶応2年2月8日		
13	長栄	玉名	南関	野田	慶応3年2月14日	会所	
14	明順			平山	慶応4年3月4日	会所	鉄ノ一が勤めるべきところが、同人死去のため(明治二己二月六日)
15	春地	玉名	内田	下津原	明治3年2月22日	集会	
16	教山			平山	明治4年1月28日	集会	「米壺升代出銅相始メ申候事」
17	両清				明治5年2月14日	集会	
18	教春				明治6年3月7日	集会	
19	誓山	玉名	南関	田原	明治7年3月17日	集会	
20	教林				明治8年3月17日	集会	
21	大和ノ一				明治9年3月22日	集会	凶作
22	法山	玉名	南関	安原		集会	「牛年いくさ二つき一年ぬび」
23	関順				明治11年4月25日	集会	
24	善順				3月16日	集会	
25	妙林			小原	明治12年3月20日	会所	

26	相模ノ一	玉名	南関	坂上	明治13年3月20日	会所	
27	法山	玉名	南関	坂上	明治14年3月20日	会所	
28	勤主:口山			坂ノ用		会所	
29	堀近江一	玉名	南関	久重村	明治20年	妙音講	
30	勤メ主:肥猪柴山				明治21年	妙音講	
31	松岡久恵	玉名	南関	関下村ニテ	明治22年		
32	勤メ主:堀近江ノ一・明林・井上関順	玉名	南関	南関町	明治23年		
33	藤原関山	玉名	南関	関本村	明治24年		
34	宮本孝峯			迎野村	明治25年3月17日		

当道座に正式に入るのが官位を得た時であるように、妙音会に正式に入れるのも、官位を得て正式に座頭になった者だけだと考えられる。

ヤド元になった座頭の所在地を見ると、山鹿手永・鯉手永を含み、玉名郡の広範囲に亘っている。相模一組の場合は、玉名郡北部を中心にした大きなものだったと考えられる。しかし同じ玉名郡には「小田手永寺田村城逸」「横嶋村栄之一」「大濱村久賀一」「坂下手永滑石村砂尾一」「上野口村友之一」「高道村久代一」「荒尾手永長洲村須賀一」「長洲町代々一」「宮内村卷之一」の組があり、地理的に組頭の所在地は近接している。組員である座頭の所在地も地理的には交差している可能性が高い。

相模一組で定められている妙音会の規則は「一、勤方之儀先例通御守へき事」「一、勤已前酒を禁る事」「一、勤已前三ツ組ニして御前まで可出事」「一、勤後呑物二度可出事。尤肴儀者、取肴・すゝりふた・にしめなど可出事」「一、夜食ハ先例の通いたすへき事」「一、明日の日、猶又右之通ニて、本膳までニ而は〔わ〕らじいたし不申候事」9) というものであり、ヤド元になった座頭は、会の「勤方」や食事の世話を負担しなくてはならない。「勤方」とは妙音会とあるように、妙音弁才天の祭祀であり、近代の例では、弁才天の掛け軸を掛けて会員で般若心教を読誦していた。慶応元年の藩内の組が揃って般若心経を読誦した折も、その祈祷札を座本宅に届け、座本はそれを弁才天前に祭祀している。近世期の妙音会も祭神を同じくし、同様の「勤方」をしていたものと考えられる。祭神の祭祀は重要な儀式であり、藩内の組は、相模一組のように毎年妙音会を開いていた。会員は、妙音弁才天祭祀を支柱として精神的に連帯していたのである。またそれは座本宅の弁才天祭祀にまでつながるものだったと考えられる。

各妙音会では、府中座本宅で3月に札替えの行事が行われていたように、その時に、組は組で組員の存在確認を行っていたと考えられる。それを元に組頭は札替えに座本宅に行ったのではないだろうか。ヤド元になれるのは、それらを引き受ける程の力のある者であり、こういった座頭の「イエ」を小拠点として、在方には80組余の組が存在していたのである。彼らは年に1度の妙音会を守り、組の結束を固めていたのである10)。

(2) 座法の周知による組の結束

座本が札替えの際に「御條目読聞」をしていたように、妙音会の時にも同様の事が行われていたと考えられる 11)。

「御條目」とは座内に流布していた、当道の祖神伝承を含む座の法度類を指すと考えられる。近世期の座内には、当道座の歴史や座法を記した当道伝書が数種類流布していた。

慶長年間に伊豆円一惣検校は、徳川家康に室町期以来の当道座の由緒や特権を承認されているが、寛永 11 年 (1634) には、当道座はそれらを整理して「古式目」として幕府に提出している。さらに元禄 5 年 (1692)、幕府の要請を受け、「古式目」を整理発展させた形で「新式目」を成立させた 12)。この時に決まった祖神および由緒、座の在り方・法度等を基にして書写されたものが、全国に大同小異の多くの当道伝書となって流布したと考えられる。

伝書は大きく分類すると「妙音講縁起」系統伝書・「当道略記」・「当道要集」の 3 種類になる。「妙音講縁起」系統伝書は 17 世紀半ばから後半にかけて成立したものとされ、他の 2 つに対して成立時期が早い。祖神伝承も賀茂大明神が光孝天皇の皇子として降誕し「小宮太子」または「天夜尊」となったという独自の伝承を載せている 13)。「当道略記」は当道の式目を抜粋して一書にまとめたものであり、伝書中最も数が多く、地域的に広範に存在した。転写時期は 18 世紀後半のものが多い。「当道要集」は、当道の由来・「古式目」・「当道の要抄根源」を記載したもので、寛保元年 (1741) 以降の成立とされる 14)。「当道略記」と「当道要集」はほぼ内容は変わらないが、祖神を、前者は「光孝天皇の御子天夜尊」とするのに対し、後者は「光孝天皇御同腹の御弟、人康親王」とするなどの変化がある。祖神伝承的には、祖神自体の多様期を経て、光孝天皇の皇子であり普通名詞と思われる「天夜尊 (雨夜尊)」になり、最終的に実在する光孝天皇の弟「人康親王」になったと考えられている 15)。この祖神伝承の移り変わりから、「妙音縁起」系統文書、「当道略記」、「当道要集」の順に完成したと思われるが、ただしその時々々の写本が広範に存在するため、全国的にはこの 3 種が混在し、明確な統一はなされていなかったと考えられる。

熊本藩の場合は、宝暦 12 年 (1762) に京都職屋敷から下された座法を遵守していた。しかし高官座頭と座本・聞役との座順を巡る争いを発端として、当用方が当道座の礼式を調べるに当たり、明治 2 年 (1869) に京都職屋敷から新しい座法が送られてきている 16)。その際、明治 2 年 7 月に、職屋敷の役人は「座中一同心得方ニも可相成候条、書拔差下可申間、以来此分相守候様、勿論以前之分は真偽不分明ニ付、取捨候様御達シ可被下候」17) と言っており、それを受けて同年 12 月、当用方から座本に「座法書稜々別冊并検校座中之役人橋本忠造より書翰之通申越候間、則差越候条以前之分は取捨、此節座法書之通相心得、座中末々迄不洩様、時々可被示置候」18) との話があった。さらに翌 3 年 4 月、座本・聞役から当用方に出された文書に「去冬座法御格式帳壱冊被差遣、委細御達之趣奉承知候、寄々座頭共江示置候様との儀も、右様先年被仰付置候座法之振合は打捨、此節之趣を以総て取計候」19) との文言があり、実際に新座法を採用し、藩内の座頭にも「示置」くようになったのである。

旧法として「座頭帳」に記載されているものに祖神伝承の部分はないが、それまでに座頭は嘆願書等を提出する時に、当道座の祖神伝承を引用しており、その内容は広く流布されている「当道略記」「当道要集」のものと同様である。この時には礼式のみを調査の対象にしているため、祖神伝承の部が割愛されただけで、別に完全な座法（旧法）があった可能性が高い²⁰）。札替えの際には、座員にそれを読み聞かせており、藩内の座頭の間には、座法は広く流布されていたと考えられる。

旧法は、「座法大概」として座頭が守るべき要項を記し、「当道六派之事」「公事批判之次第」と続く。これに対して、新法は、祖神伝承に始まり、「配当もの之儀」として配当を得られる吉凶の種類を記す。さらに「於国々ニ末々之もの可心得置座法荒増左ニ記ス」として「当道之派」「当道出仕式礼之事」「官服之事」、礼儀作法の事、「列席之節、盃之事」「暇之事」²¹）と続き、最後に一つ書きで、座頭が守るべき規範ともいうべき条項が並ぶ。旧法と新法では祖神の変化はあるものの、座法の内容自体には基本的な相違はない。ただし新法の方が内容が詳細になっており、時代を経て複雑化したのではないかと考えられる。以下に挙げる。

（「座頭帳」明治2年7月条）

- 一、参会之節、長髪ニ而出仕不可致事
- 一、式事列席之節は、高声ニ咄并拍子扇子煙草、其外猥々間敷儀無之、万事可為實法事
- 一、火之改メ身之清メ無沙汰之輩は、其日之出仕差留可申事
- 一、精進之事、主人親師匠ニ限るべし、其外之精進は不苦、若其外之精進ニて不参有之者は、勾当より可改事
- 一、茶之礼は下壺人ニ限るべし
- 一、他門之輩指南之儀、師匠より断無之時は、猥諸芸不可教事
- 一、法春之儀は不苦、乍然師匠之差図を請可致指南事
- 一、師弟之中ニ公事有之間敷事
- 一、兄弟共壺人之名附ニいたす間敷事
- 一、他国は勿論、我組を離れ罷出候節は、仕置并支配亦は座本組頭へ相届罷越可申事但其日帰り候得は、届ニ不及事
- 一、末之もの途中ニ而上衆中老対面之節は、笠并履物をぬぎ可有一礼事
- 一、上衆中老四度、右三官之住居、町内末座頭之ものニ而は乗打不相成候但同官之門前乗打不苦候、尤勾当四度たりといへとも、上衆住居町内は乗打不相成事
- 一、渡船橋賃、不及差出事
- 一、上三官之宅へ罷越候節并途中たりとも、対面之砌、羽織高そく裏付草履不相成事
- 一、雨傘之事、衆分之者番傘、打掛は菅笠、初身竹之皮笠、尤上三官無之節は、衆分

- 渋蛇之目、打懸番傘、初身菅笠不苦事
- 一、日傘之事、衆分白張、打懸渋張、初身は日傘不相成候、尤上三官無之節は、衆分水色張、打懸白張、初身渋張不苦事
 - 一、初身十五歳以上は単袴を着いたすべし
但十四歳迄は用捨可致事
 - 一、総て悪口狼藉無之、万事可為柔和事
 - 一、科有之不座之輩へ、堅く対面致間敷事
 - 一、他門之公事、決して取用ひ申間敷事
 - 一、当道之者、帯劔并刃物、都て所持致間敷事
 - 一、初身之もの羽織不相成事
 - 一、俗盲人座にう無之内、鍼治導引琵琶琴三味線之業を伝へ申間敷事
 - 一、才敷衆分より勾当迄、五年目為参賀上京可致候、若参賀不致時は落座と相成、配当物ニ可抱候て引継官途可致事
 - 一、官途ニ付勸化いたし三年を過、昇進不致ニおゐては、其組座本組頭共より京都へ可申立事
 - 一、虚官相名乗候もの於有之は、誰下某何官を名乗候次第、具に口書を取、其組内へ留メ置、京都へ申立、下知を可請事
 - 一、学問所坊主永請暇之節、取立之向は、實親同様五十日忌十三ヶ月服可懸ル事、末座頭ニは忌服是なく
 - 一、座法之儀は都て学問所并坊主之下知ニしたがひ可申事
 - 一、鍼治導引琵琶琴三味線売ト等を以、当道之家職と可致事
 - 一、初身ニ而も名附之弟子を取候儀、不苦事
 - 一、国々ニ而初身之もの名附坊主死去之後、近辺之座頭を頼、寄坊主と唱候儀有之、其もの官途昇進之節は、全名を附ケ候坊主明細ニ可申登事
但心得違ニ而寄坊主之弟子ニいたし、為差登候儀は決して不相成、若万一右様之事有之候節は、組内より其旨京都へ可申立事
 - 一、勾当四度ニ而、祖父之もの不可取、若心得違於有之は、其組座頭より明細可申立事
 - 一、座本役并組頭之儀は、国々於城下は、現在之座上を以座本役、在々ニ而は、組内現在之座上を以組頭役、併組内座上之もの不入柄、亦はおろかしきものニ而役儀難為勤候節は、次席ニ而可相勤候
但座落ニ而は不相成事
 - 一、才敷之座落配当高ニ而、式割引はぎ之座落は壱割引、中老引之落は不可引、右引取候銀子は現座之者へ割遣すべく、兎角言葉并文通ニ而も、一官たりとも座上を敬ひ可申、勿論末々之身分ニ而中老以上は、かげニ而も、殿付不可致事
 - 一、名附之弟子を取に、其もの十五歳迄は親との契約次第、十五歳以上は本人との契

約、先ニ可立事

一、万事依怙之取計致間敷事

一、舞々猿楽之ものは業を止メ、二代をへずしてハ不可交ル事

一、賤筋目之者住居いたし候屋敷、当道之もの直ニ不可買取事
但買取候主老入隔候ハ、不苦候

一、賤筋目之もの之子、弟子に不可取事

一、筋目悪敷もの弟子に取申間敷候、亦其類之もの之住たる屋敷不可求、尤中三代過候ハ、不苦候、惣て筋目悪敷輩へ出入致間敷事 22)

これらは主に派閥の重要性とそれに関連した弟子の所属や、官位の上下関係による礼儀作法の徹底などの秩序、職業上の決まりであり、さらにそれらに反した者に対する罰則となっている。座頭には座頭の社会の掟があり、彼らは座頭であるならば、その中で規範に従い、生きていかねばならなかったのである。

当道座では、座法は座員に周知されていた、あるいは周知されるように努力しており、その周知徹底の場が、札替えの場であり、また各地で行われる妙音会の場だったのである。

- 1) 安田宗生『肥後の琵琶師』三弥井書店、2001年。19-40頁。宇多懐「近代以降における肥後琵琶の変遷」『肥後琵琶』肥後琵琶保存会、2001年。81-82頁。近代に関しては、明治期から大正期に生まれ、熊本を中心に活動していた琵琶師の活動の聞き書きがある。近世から続くと考えられる組の様子が窺える。
- 2) 当道座の官位を持たず、まだ正式に座員となっていない弟子を指すと考えられる。
- 3) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。元治元年6月。
- 4) 前掲「座頭帳」。明治3年。
- 5) 前掲「座頭帳」。明治3年6月。「組頭と申候而十人二十人、或は三十人宛組ヲ立候、一組之内ニて可然人物ヲ選ミ、其組之頭ニ申付、不断身勞仕り、依之而之骨折賃は老銭無御座候」とある。
- 6) 前掲「座頭帳」。慶応元年。
- 7) 通常、座頭個人では、旅行願いやさらえ講の許可願いや、要望のある者が関わりを持つ程度だったと考えられる。
- 8) 『肥後琵琶』肥後琵琶保存会、2001年。258-261頁。「妙音会順回記帳」は明治25年まで続いているが、ここでは明治3年までしか検討しない。
- 9) 「わらじをはく」とは、出立の時に酒を飲むことだという（前掲『肥後琵琶』258頁）。
- 10) 毎年3月に座本の元に札替えをしに行く時には、座員としての心得等を記した座法の読み聞かせが行われる（前掲「座頭帳」明治2年）。
- 11) 近代の聞き書きでは、天草において「当道略記」の読み聞かせを行っていたという（前掲『肥後の琵琶師』）。
- 12) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社 1974年。146-152頁。
- 13) 兵藤裕己『平家物語の歴史と芸能』吉川弘文館 2000年。97-107頁。

- 14) 前掲『日本盲人社会史研究』152-154頁。
- 15) 前掲『平家物語の歴史と芸能』111-124頁。中川みゆき「近世における当道祖神伝承の変容」(奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』4号所収 1993年)「近世における当道祖神伝承の変容(その二)」(奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』5号所収 1994年)
- 16) 前掲「座頭帳」。明治2年7月。
- 17) 前掲「座頭帳」。明治2年7月。
- 18) 前掲「座頭帳」。明治2年12月。
- 19) 前掲「座頭帳」。明治3年4月。
- 20) それまで藩内の座頭は、祖神を光孝天皇の御子「天夜尊」としていたが、新座法の採用の後には、人康親王祖神説に変化している(前掲「座頭帳」)。そのため、これは「当道略記」系統から「当道要集」系統への変化と見られる。
- 21) 暇乞いの際の受け答えの作法を記している。
- 22) 前掲「座頭帳」。明治2年7月。

第2節 座頭と師弟関係

座頭になるためには当道座の官位を得なくてはならないが、官位取得には師匠の取次が必要だった。そのため盲目の者が座頭として生きていくためには、座頭に弟子入りするのが通常であり、弟子は師匠から様々な事を学ぶのである¹⁾。主として座頭業であるが、座頭業には門弾・音曲指南等の芸業・祈祷・按摩などがあり、座頭として「自立」して生きていくためにはどれも一定期間師匠について修行の必要がある。

当道座もしくは座頭にとって最も基本的な関係は師弟関係であり、熊本藩の当道座における京都職屋敷全体を包み込む師弟関係の枠組みと、座頭が直接に弟子入りする師匠との関係によって組および生業活動が成り立っていた事を明らかにしたい。

(1) 師弟関係を基礎にした組の成員

当道座を支えている大きなものに師弟関係がある。この師弟関係は座頭業の伝授という直接的な師弟関係を基礎にしていると考えられるが、一方で官位取得の官金上納システム²⁾との一体化により、名目上の師匠筋が存在する。

当道座では学問所と呼ばれる検校位を持つ座頭のみ京都職屋敷に官位の取次ぎが出来るため、座員は必ず直接の師匠の系譜を辿り、学問所の派閥に入らなければならない。熊本では、この学問所の派閥を「族筋」³⁾と呼んでおり、慶応2年(1866)には「鶴岡検校・西尾検校・松野検校・平塚検校・濱田検校・松崎検校・長野検校、その他栄門勾当・越塚勾当」という9つの派があるとされる⁴⁾。たとえば古庄勾当は、長野検校の族筋であるため、同勾当の弟子も皆、長野検校の族筋になる。座本は藩内座頭の官金を、藩の手続きを通して伏見屋敷に送り、その後官金はこの学問所に渡るのである。もしこの時藩内に学問

所が居れば、藩内座頭はその族筋に連なる事が多いと考えられる。

学問所は族筋の者の官金を京都職屋敷に納めた後、その人数や金額に応じて「配当金」を得る事が出来るため、座頭にとって弟子の所有は勢力の増減や経済力に関わる大きな影響力を持った。座頭は学問所が亡くなると、次の学問所を見付けなければならず、その弟子の移動には必ず勢力の変動が伴っていたのである。

弟子の所有に関わる不正問題は、当道座の官金システムの根幹を揺るがす問題でもあるため、熊本のような遠国においても京都職屋敷の介入がある。明治2年(1869)、官途のために上京した府中在住の座頭元之一は、自身を含めて弟子数人を不正に所有したとして、京都職屋敷に同じ府中在住の古庄勾当を訴えた。この件で古庄勾当は京都職屋敷に呼び出されており、勾当は訴えられた弟子一人一人について弟子になった経緯を釈明しなくてはならなかった。古庄勾当を呼び出す文書の差出人は「職十老」5)となっており、この件に対する京都職屋敷の問題意識の重さが判る。勾当によれば、不当の所有とされた弟子はいずれも、その弟子の元の師匠が亡くなったか、弟子が破門されたかした後で自分の弟子にしたものであり、正当なものであった6)。この後古庄勾当には特に境遇に変化が見られないため、この釈明が認められたものと考えられる。

座頭の場合、師匠が亡くなったり、破門されたりする事は多々あり、師弟関係の変化はある意味日常的なものだったが、そこには当道座全体を成り立たせる官金システムの変動があった。そしてその大きな師弟関係の派閥である「族筋」の中に、直接的な師弟関係共々藩内の座頭も組み込まれていたのである。

以上のような「族筋」という師弟関係の他に、座頭が生活する上で最も重要なのは、直接に座頭業を伝授する師匠の存在である。これは組の成員にも関わる重要な条件となっていたと考えられる。

本庄村で按摩稼業をしていた座頭が25人いたが、彼らはいずれも家族単位で在所を離れて移住していた。数年経ってその内の13人は在所に戻ったのであるが、この在所に戻った13人の座頭の内4人は銭塘手永の者であり、地域的なまとまりを持つ組内の座頭が示し合わせて移っているようにも思われる7)。しかし先述の玉名郡の例では、組は大きな範囲で地域的なまとまりがあるものの、玉名郡内では各組が地理上に混在している。また彼らの名前には共通性があり、直接の師弟関係があるか、相弟子などのつながりがあると考えられる。慶応元年の組には「古庄勾当」「星沢勾当」が独立して記されているように、組は地縁的でありつつも、師弟関係によって成り立っており、その範囲は郡や手永など行政区画内で厳格に決定されるものではないと考えられる。

その事が判るのが、安永8年(1779)に起きた杉谷検校と新座本津一・皆川勾当との間の弟子の取得争いが起きた際の事例である8)。当時座本であった中尾検校が亡くなったために、杉谷検校が中尾検校の弟子を自分の弟子とした。その時、中尾検校が亡くなった事を知らずに座員達が「宗門判形」を行うために同検校宅を訪れたのであるが、そこに杉谷検校が待ち構えており、彼らから、新しく杉谷検校を師とする「判形」を取り、その後新

座本津一の元に「宗門判形」に行かせたという。この時に杉谷検校は「宗門判形」に來た座頭を「有無之差別なく組限ニ押エ而判形取」とあるように「組限」に押えて「判形」を取ったのである。これは師匠筋を同じくする集団であるために出來た事だと考えられる 9)。この後、杉谷検校の行為を不正であるとして、津一と皆川勾当は 2 人で申し合わせて、杉谷検校の弟子になつた座頭の「判形」を撤回させようと、藩内座頭に別の師匠筋に「判形」するよう促す触れを廻した。しかしこの杉谷検校の行為自体、津一と皆川勾当の捏造であるとされ、結局この件では、津一は座本を辞めさせられ、皆川勾当も謹慎の処分を受けている。

以上のように、在方の座頭が実際に活動の拠点としていた組は、地縁的なまとまりを持ちつつも、直接の師弟関係によって成り立っていたと考えられる。それは「族筋」という官位手続き上重要な関係を持つ師弟関係に内包されていたが、在方で組員として生きていくためには、直接の師弟関係こそが生活を左右したのではないかと考えられる。

(2) 座頭の弟子入り

盲目の者が座頭になるためには、まず座頭に弟子入りしなくてはならない。これが直接の師弟関係となる。在の座頭が弟子入りする時には、大きく分けて 2 つの道がある。在から府中の座頭に弟子入りする道と、在の座頭に弟子入りする道である。

多かったのは、そのまま近在の座頭への弟子入りである。弘化 2 年 (1845)、八代郡高田手永高田村字豊原に生まれた竹之都是「高田手永の役人の子」で、生まれながらの盲目だった。彼の場合は植柳町の「素封家橋本某」から「当村には光瀬之都という三弦師匠がいるから入門させてはどうか」との「熱心な肝入」で弟子入りしている 10)。この他にも、種山手永下嶽村清之一と同村六ツ一・同手永柿迫村伊豆一、高田手永下松求麻村藤都と同村豊都、坂下手永滑石村栄之一と同村政之都の師弟関係など、近隣の座頭に弟子入りする例は多く見られる。在には座頭が 700 人余もおり、これが通常の道だったとも考えられる。

これに対して、在に生まれた盲人で、遠く離れた高名な座頭に弟子入りする例がある。嘉永 3 年 (1850)、益城郡当尾村に生まれた八重之都是「郷土宮原家の長男」で、3 歳で失明したという。彼は幼くして熊本に出て、長谷美須之都 12) について修行した。すぐに頭角を現し、明治 10 年頃には呉服町 2 丁目に居を構え、その後約 40 年間古町一帯を中心に市内外の老若婦女子の指導を行っていたとの事である 11)。また安政 3 年 (1856) に八代の生まれた陣之都是、始めは近在の座頭に弟子入りしている。5 歳で八代の城之都に手ほどきを受け、次に 8 歳で同じく八代の光瀬之都に師事した。その後師匠が没したので、府中に出てきて長谷美須之都に師事したという。この 2 人はいずれも長谷勾当という高名な座頭に弟子入りしており、その後も琵琶の名手として名を馳せている 13)。在から府中在住の勾当への弟子入りはそれなりの伝手と経済力がなければ出来なかつた事であり、彼らの実家はそれが可能な家だったと考えられる。

盲目の者は、ある時自発的に、または周囲からの勧めで座頭になる道を選ぶ。その時に

実家の状態によって選ぶ師匠も決まる事が多い。多くは近くにいる座頭に弟子入りするものと考えられるが、比較的富裕な、または身分的に高位な家の者には、仲介をしてくれる者がいたり、伝手があったりする。その後弟子入りすると、弟子は師匠と共に暮らすものであったと考えられる。船場町只一の弟子である春智は、只一の弟宅に同居する内弟子となり、幼年のため、全ての世話は只一の妻が行っていたという¹⁴⁾。水俣手永陣内村貞順の弟子律次は、貞順の弟宅に内弟子として師弟共々同居するなどしている。そうして弟子は師匠と生活を共にし、職業の習得をする中で、組に出入りし、座内で師匠を通した関係を構築するのである。そのため師匠の活動範囲が弟子の活動範囲になる事が多いと考えられる。府中座頭に弟子入りした者は府中へ行き、在の座頭に弟子入りした者は在で活動するのである。府中の座頭が40人余に対して、在中座頭は700人余であるため、在で生まれた多くの盲人は在で座頭業をする。在では門弾が主な座頭業であり、ここにおいて座頭には地域性が生まれたと考えられる。もちろん八代の陣之一のように、師匠が亡くなったために府中の座頭に師事する道もあり、個人の座頭にとって地域性は必ずしも固定化したものではない。しかしそこには人脈や経済的な条件が関係したものと考えられ、多くの在の座頭にとっては、一旦在の座頭に弟子入りした後は、そのまま在方で生活していく事の方が多かったのではないだろうか。

一方で、ケ由という座頭の場合は、この通常の師弟関係を結ぶ事が出来なかった例だと考えられる〔表3〕。

〔表3〕ケ由(米次)の履歴(「上益城郡矢部手永伝原村影踏帳」より作成)

年号	家名	戸主	家内人	家内人	家内人	家内人
文政9年	幸右衛門家内	自身(36)	女房(40)	悴末次(4)	娘はな(2)	悴米次(17)「菅尾手永大見口村栄八抱」
文政10年	幸右衛門家内	自身(67)	女房(41)	悴末次(5)	娘はな(2)	悴米次(18)「野尻手永尾野村安左衛門」
文政11年	幸右衛門家内	自身(68)	女房(42)	悴辰次(6)	娘はな(3)	悴米次(19)「野尻手永尾野村安左衛門抱」
文政12年	幸右衛門家内	自身(69)	女房(43)	娘はな(4)	悴米次(20)「野尻手永尾野村安左衛門抱」	悴辰次(7)「高森手永上敷見村三助抱」
文政13年	幸右衛門家内	自身(70)	女房(44)	娘はな(5)	悴米次(21)「野尻手永道野村安左衛門方江奉公仕居申候」	悴辰次(9)「高森手永上色見村三助方江奉公仕居申候」
天保2年	幸右衛門家内	自身(71)	女房(45)	娘はな(6)	悴米次(22)「野尻手永尾野村安左衛門抱」	悴辰次(10)「高森手永上色見村三助抱」
天保3年	幸右衛門家内	自身(72)	女房(47)	娘はな(7)	悴米次(23)「野尻手永尾野村嘉助抱」	悴辰次(11)「高森手永上色見村三助抱」
天保4年	幸右衛門家内	自身(73)	女房(45)	娘はな(9)	悴米次(24)「野尻手永尾見口村源左衛門抱」 「(異筆)高森手永上色見村桂治抱」	悴辰次(15)「高森手永上色見村三助抱」
天保5年	幸右衛門家内	自身(74)	女房(45)	娘とき(9)	悴米次(24)「高森手永上色見村桂治抱」 「(異筆)野尻手永市野上文助抱」	悴辰蔵「菅尾手永旅草村永太抱」
天保6年	幸右衛門家内	自身(75)	女房(46)	娘とき(10)	悴米次(25)「野尻手永市野上文助抱」	悴辰蔵(16)「菅尾手永旅草村永太抱」 「(異筆)居村

						幸吉抱]
天保 7 年	幸右衛門家内	自身(76)	女房(47)	娘とき(11)	悴米次(25)「野尻手永市野上文助抱」	悴辰蔵(17)「居村幸吉抱」 「八月五日より菅尾手永旅草村弥三太抱ニ入」(異筆)引入]
天保 8 年	幸右衛門家内	自身(77)	女房(48)	悴「(異筆)奉公」辰次(18)	娘とき(12)「(異筆)奉公」	悴米次(26)「菅尾手永上差尾村佐三次抱」(異筆)破段ニ而野尻手永市野尾村岩下寿介方ニ奉公之由」(異筆)引入ル]
天保 9 年	幸右衛門家内	自身(78)	女房(49)	悴米次(27)「(異筆)十月廿九日座頭ニ成」	悴辰次(19)「菅尾手永楯原村惣平抱」(異筆)方ヶ野村文右衛門抱」	娘とき(13)「当手永安方村藤助抱」
天保 10 年	幸右衛門家内	自身(79)	女房(50)	悴座頭ヶ由(28)	悴辰次(20)「菅尾手永方ヶ野村文右衛門抱」	娘ゑき(14)「菅尾手永岩尾野村万作抱」
天保 11 年	幸右衛門家内	自身(80)	女房(51)	悴座頭ヶ由(29)	悴辰次(21)「坂梨手永宮地村喜助抱」	娘ゑき(15)「菅尾手永岩尾野村万作抱」
天保 12 年	幸右衛門家内	自身(81)	女房(52)	悴座頭ヶ由(30)	悴辰次(22)	娘ゑき(16)「菅尾手永岩尾野村万作抱」
天保 13 年	幸右衛門家内	自身(82)	女房(53)	悴座頭ヶ由(31)	悴辰次(23)	娘ゑき(17)「菅尾手永岩尾野村万作抱」
天保 14 年	幸右衛門家内	自身(24)「居村幸吉抱」	母(54)	座頭ヶ由(32)	妹ゑき(18)「菅尾手永馬見原町和右衛門抱」(異筆)引入」(異筆)病死」	
天保 15 年	喜右衛門家内	自身(25)「居村幸吉抱」	兄座頭ヶ由(33)	母(55)		
弘化 2 年	喜右衛門家内	自身(26)	母(56)「(異筆)病死」	兄座頭ヶ由(34)		
弘化 3 年	喜右衛門家内	自身(27)	兄座頭ヶ由(35)			
弘化 4 年	喜右衛門家内「(異筆)欠落」	自身(28)「居村幸吉抱」	兄座頭ヶ由(36)			
弘化 5 年	(記載なし)					
嘉永 2 年～7 年	(記載なし)					
安政 2 年～7 年	(記載なし)					
万延 2 年	(記載なし)					
文久 2 年～4 年	(記載なし)					
元治 2 年	(記載なし)					

「上益城郡矢部手永仏原村影踏帳」15) には、天保 9 年(1838)に座頭になった「幸右衛門家内」の長男米次という者がおり、この米次がヶ由である。「幸右衛門家内」には妻と二男一女があり、文政 9 年 3 月時点で、幸右衛門 66 才、妻 40 才、米次は 17 才、次男末次 4 才、長女はな 2 才である。米次は、文化 6 年(1809)上益城郡矢部手永仏原村の生まれで、この時にはすでに「菅尾手永大見口村栄八抱」として他家に奉公に行っている。その後、次男末次も 7 歳の時には「高森手永上色見村三助抱」になり、娘はなも 11 才で奉公に出さ

れている。子供は皆幼い時期から奉公に出ており、耕作地もない貧しい家だったと考えられる。米次は栄八方にさらに1年、「野尻手永尾野村安左衛門」方に4年、「野尻手永尾野村嘉助」方に1年、2年の間に「野尻手永尾見口村源左衛門」方、「高森手永上色見村桂治」方、「野尻手永市野上文助」方と奉公先を替え、文助方に足掛け3年奉公している。翌天保9年には「菅尾手永差尾村佐三次抱」となり、「破談ニ而野尻手永市野尾村岩下寿介方ニ奉公」した後、天保9年、27歳の時に突然「十月廿九日座頭ニ成」、家に戻った。この時に名前もケ由と改めている。

正式に座頭になるのは、当道座での官位を得た時であり、ケ由の年齢からすると、座頭になったのが遅いように思われる。座頭は盲目でなければなれないため、ケ由が奉公先を短期間で移り変わっているのも、視力低下による労働の困難さが原因ではなかったかと考えられる。しかしそのケ由の経歴が物語るように、ケ由は特定の師匠に就いて修行が出来たとは考えにくい。当道座の最下位である「半打掛」を得るためには4両の金が必要であり16)、在での奉公でその貯蓄が出来たとも思われにくい。これにはケ由の最後の奉公先である岩下寿介の計らいがあったのではないだろうか17)。師匠から破門された元之一を一時期座本・聞役が拾った例もあり18)、師匠に弟子入りし修行した末に座頭になる者の他に、ケ由のような者のために、座本が身元引受人になる形で座員にする事も一部では行なわれたのではないかと考えられる。

ケ由はその後、座頭になった年から家に戻って生活している。天保13年(1842)には父親が82才で没し、その少し前には22才になった弟も帰っており、家は弟が継ぎ「喜右衛門家」となって存続する。天保15年(1844)、妹が奉公先から帰ってくるが、その年の内に病死し、弘化2年(1845)には母も病死している。その間、弟も自宅と「居村幸吉抱」を繰り返すなど、病気の母や妹、盲目の兄ケ由を抱えて、依然として生活は苦しかったものと考えられる。母や妹の死後、家内は兄弟2人だけとなり、とうとう弘化4年(1847)には2人とも「欠落」してしまう19)。

座頭になれたケ由だが、その後の経緯を見るに、座頭として「自立」して生活する事は出来なかったように思われる。座本は本来幼少時から師匠について芸業だけではなく、生き方、さらには縄張りや弟子等も受け継ぐ事があり、直接の師匠の有無、師匠の力量に弟子が負う所は大きかったと考えられる。ケ由は直接の師匠としっかりとして師弟関係を結べなかったために、結局はその土地で座頭として生きていけずに、弟もろとも「欠落」する事になったのではないかと考えられる。

座頭になり「自立」して生きていくためには、まずは師匠を得る事が重要であり、さらには誰を師匠にするかで活動する地域が決まり、その後の生活が大きく左右されたものと考えられる。

(3) 師弟関係による座頭業の縄張り

座頭業には、音曲指南・按摩・門弾・荒神祓いなどがあるが、在中では「難渋薄身之盲

人共は、稽古人迎は無御座、所々江門弾ニ罷出、漸今日を押移申候」20) という状態であった。また「間ニは土用祓針治按摩等ニて渡世仕候者御座候得共、土用祓と申候而は四季ニ一度十余日宛之稼ニ而、是より外は唄三味線を以暮方仕候、針療稼ぎも迎も眼精自由之医家之人ニは難及、按摩之儀是ハ夏中之稼ニ而、是迎も身上宜仁之外為撫候無御座、中々御百姓且貧家之弄ニ無御座候」21) とあり、「土用祓針治按摩」なども単独の生業とはなり得ず、門弾が在中座頭の主な職業だった事が判る。特に門弾は「於御国は元禄年中之頃迄は人別ニ式人扶持宛被下置候由御座候処、其時分豊饒打続候哉、米穀至而下直ニ有之、代銭ニいたし候得は纒計之事ニ有之候故歟、右式人扶持之儀は差上、在中門弾御免被仰付被下候様願替為申しハ、連々申伝有之候」22) とあるように、自分達に正式に許可されたものと座頭は主張しており、またそのように慣わされていたと考えられる。

門弾は廻在を伴うものであり、その様子については、文久3年5月に「御国中座頭、組頭共」から座本に提出された、生活状況改善を願う嘆願書の中に窺う事が出来る。

(「座頭帳」文久3年5月条)

近十年之凶作打続、在中之儀は別而御取締被仰付置候儀ニ御座候得は、小唄三味線稽古いたし候者無之、殊ニ江戸稼之長唄流行仕、併長唄之儀は依願芸者札所持不仕者は難相成段、先年御差止被仰付候得共、猶近来ニ至候而ハ専右様之類門弾増長いたし候間、盲人共廻在仕候ても、一向渡世ニ相成不申、殊更山野を隔候所は譬大村と申候而も、人家疎ニ打散居、峰谷を懸居候所も間ニは有之、手引無之盲人ハ漸杖を力として慕寄候而も、施物無之候得は、空敷引返候外無之、左候へハ、短日之砌扱は彼是奔走仕候内、及暮候程之儀にて、其身一己之賄も出来兼、農繁之時分は過半鎖居候家居有之得而、家人迄留守仕居候得は、門弾いたし施物を受候儀ニ行兼、加之御所務最中之節は、渡世方迎乍申三弦弾不申而は難相濟、就中収納時晴雨之模様ニ寄、闇敷折柄罷越候へは、悉相断候のみならず、実物被並有之候様子ニも不心附無何處踏散候様之儀有之、就而は亭主々々立腹いたし候段は素、第一御年貢米等拵立之中は弥以奉恐入候次第 23)

彼らは、手引きの者と共に、または手引きなしに杖を頼りに「山野を隔候所」「峰谷を懸居候所」などを「彼是奔走」して施物を得ていたのである。

通常、座頭業は師弟関係により受け継がれるものであった。高田手永下松求麻村豊都は、荒神祓いなどの祈祷をしている座頭と思われるが、師匠藤都にその方法を習っており、嘉永元年(1848)にはその変化形とも言える盗人祈祷を行なっている 24)。水俣手永陣内村貞順と弟子律次は、連れ立って4、5年門弾をしたという。また種山手永柿迫村伊豆一と同手永下嶽村同村六ツ一は、共に同手永下嶽村清一の弟子であり、相弟子2人が一緒に門弾をするなど、師弟や兄弟弟子同士で助け合って廻在する例も多かったと考えられる。弟子は師匠と共に廻在する事で、師匠の職種や縄張りを共有、あるいは継承するのである。ま

た独立しても、長い修行の結果、通常は師匠と同じような生活を行なうものと考えられる。そこでは、縄張り内の地域住民との関係も構築される。下益城郡砥用手永早楠村順了は、気安くなった小田手永二俣村厨助宅を拠点に、文政6年(1823)5月13日から27日までこの方面を廻在し、廻ってしまったら、次は隣村内田手永木葉村へと場所を移している(25)。天保12年(1841)8月、坂下手永滑石村政之一は、水俣手永を廻在し(26)、近辺の蔵掛村では七郎兵衛方、内野村では武右衛門方、野中村では新右衛門方に宿泊するなど、常宿がある事が判る。時折共に廻在する水俣手永濱村の若之一ともその宿で会っているため、この地域の座頭の縄張りのルートだと考えられる(27)。座頭にはそれぞれ廻在するルートがあったが、そのルートも師弟関係が元となり培われたものである。師匠筋を同じくする者が地域的にまとまって組をつくり、その組自体の縄張りを形成していたのではないだろうか。

門弾は、いかに座頭に許可された正式な職業だったとしても、彼らが廻った在中では、生産業に携わる「百姓」にとっては彼らは非生産的な存在であり、他の「物乞い」と基本的には変るところはなかったと考えられる。このような座頭存在の「弱さ」と、また縄張りの確保の必要から、座頭にとって組は重要なものだった。さらにその組を成り立たせる直接の師弟関係こそが、個々の座頭にとっては最も重要な要素だったと考えられる。

座の下部組織である実際の生活を補佐する組は、師弟関係の網の目のような繋がりを元に構成されていたと考えられる。

この中にいけば、ある程度の生活が保障されていた。12年間無断で各地を放浪し帰国した志賀一という座頭がいたが、彼は元々同村の組頭小野一の養子になった者だった。そこで組入りもしていたと考えられる。後に離縁して放浪していたものの、志賀一の子供は1人小野一の家に残しており、つながりは切れていなかった。そのため放浪先から帰って来た時に「元々之様座頭仲間ニ入度由、委細組中を以願出申候ニ付」として「組中」の助けがあったと考えられる(28)。

当道座の下部組織として、また在方において師弟関係の集合体として存在していた組は、個々の座頭にとっては生業に直接結び付く重要な拠点だったのである。

- 1) 座頭には素人弟子と、将来座頭になるべき玄人弟子がいた。両者では、修行の仕方も習う音曲の種類も違った。
- 2) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年。179-188頁。
- 3) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。慶応2年4月。
- 4) 京都職屋敷に官位取次ができるのは、検校位を持つ者に限られていた。栄門勾当と越塚勾当の2人は勾当であるため、おそらくこの上に検校が存在すると考えられる。
- 5) 前掲『日本盲人社会史研究』。156頁。
- 6) 前掲「座頭帳」。慶応3年8月。
- 7) 前掲「座頭帳」。慶応2年2月。
- 8) 永青文庫 10, 15, 19「御家老中窺控」。安永8年。

- 9) これと同様に、相模一組の場合も、名前に「順」や「栄」の付く座頭が多く、彼らは師弟関係か兄弟弟子の関係にあるものと考えられる。
- 10) 米村共司『熊本芸能界物語』日本談義社、1976年。45－47頁。明治期には笹尾竹之都と名乗っている。
- 11) 前掲『熊本芸能界物語』。45－47頁。明治期には宮原八重之都と名乗っている。
- 12) 前掲「座頭帳」。慶応3年に勾当になった長谷幸輝勾当の事である。
- 13) 前掲『熊本芸能界物語』。49頁。明治期には坂本陣之都と名乗っている。
- 14) 永青文庫 13, 18, 5「口書」。文政4年。
- 15) 城後尚年編『肥後藩切支丹宗門改影踏帳 二』細川藩政史研究会、2005年。文政9年から元治2年までの「上益城郡矢部手永仏原村切支丹宗門御改影踏帳」にケ由一家の記録がある。
- 16) 前掲『日本盲人社会史研究』。180－181頁。
- 17) 岩下は名字を持っており、在御家人であると考えられる。
- 18) 前掲「座頭帳」。慶応3年8月。師匠である米沢座頭に破門され「無寄方漂泊之身」となった元之一を当時の聞役八重之一が憐れみ、座本の松澤と相談して「上一官世話をいたし」たという。
- 19) 前掲『肥後藩切支丹宗門改影踏帳 二』。
- 20) 前掲「座頭帳」。文久3年10月。
- 21) 前掲「座頭帳」。文久3年10月。
- 22) 前掲「座頭帳」。文久3年10月。
- 23) 前掲「座頭帳」。文久3年5月。
- 24) 永青文庫 14, 1, 5「口書」。嘉永元年。
- 25) 前掲 13, 19, 2「口書」。文政6年。
- 26) 手永を越えて組に入っている例もある。師匠の関係などで、生所を離れて拠点に移したとも考えられる。
- 27) 前掲 13, 23, 8「口書」。天保12年。
- 28) 前掲「座頭帳」。明治2年。

第3節 在方における座頭の2元性

座頭は在に散在して生活していた。当道座では四度以上の官位を得なければ町在の人数を離れないとされていたため、盲目の者が座頭になり四度官を得るまでは、座頭は町在で把握されている事になる。また同時に「半打掛」という座官の最下位を得た座頭は、当道座の管轄する座員でもある。町在人数でありつつ座頭でもある彼らが実際にはどのように把握されていたのかを、前節の上益城郡矢部手永仏原村の座頭ケ由と、「作株」を横領されて訴訟を起こした高森手永座頭志賀一の事例を元に考察する。

(1) 宗門人別の中の座頭

座頭は、その存在形態において、座頭側と居住地の2つに把握される存在である。

座頭側の把握は、座本が中心となり、座によって行われる。座本宅に晴眼者の物書が1名勤務している。聞役は藩庁の当用方に定期的に出役し、座本宅にも不定期には出役しており、座本宅がそのまま熊本藩の当道座の役所となっていたと考えられる。そこで「毎歳三月中御定法之通、御国中之仲間ヲ呼出、御條目読聞せ、札引替」¹⁾とあるように、藩内座頭は3月中に府中の座本宅に行き、札料を納め、古札と新札を取替えていた。また同時に座法の読み聞かせを行うなど座員としての自覚を促しており、この時に座では座頭としての、その年の営業権の保障と座員の確認をしたと考えられる。座にとっての最も重要な行事と言える。

また宝暦6年(1756)12月16日の御町方根取中の記事に「御曲内座頭共之儀、二十ヶ年余も影踏不致、宗門改は座本より沙汰有之候、然処影踏之儀ハ重キ事ニ付除儀ハ難成候、来春よりハ前々之通致影踏候様被仰付候段、座本え沙汰いたし候様御達有之候」²⁾とあり、宗門判形は座本宅でも行うものとされている。さらに安永8年(1779)には、3月の札替えの時に「宗門判形」を行っていた記録もある。座本でもあった中尾検校が亡くなった時に、それを知らずに座頭等が中尾検校方に「宗門判形」に来て、改めて新座本の元に行き「宗門判形」したというものである³⁾。

札替えや宗門改めにより、座本は独自に座員の確認をしており、それを元に細川家吉凶時の配当金下賜の際も座員に均等に分配していたと考えられる。

一方で、座頭は居住地の影踏帳にも記載されている。前節の「上益城郡矢部手永仏原村影踏帳」に記載のある米次、座頭名ケ由の例である。彼は、文政9年(1826)から天保9年(1838)に家に帰るまで、「幸右衛門家内」の米次として各地の奉公先名と共に記されている。天保9年に座頭になって、名前もケ由となっているが、そのまま「幸右衛門家内」に記載され続けている。これは、当用方根取が「四度官以上并座本聞役は私共支配仕候」⁴⁾と言っているように、座頭は四度以上にならないければ町在人数を離れない事を裏付けている。

以上の事から、制度上、座頭は町在人数に把握されつつ、同時に座頭として当道座にも属する存在だったと考えられる。

(2) 在方での座頭の身分的立場

当道座と村方における座頭の両属性は、実際には座頭にどのように作用したのか、家の「作株」をめぐる訴訟を起こした志賀一の例を見てもみる⁵⁾。

明治2年(1869)4月、座本若一から当用方に「奉願口上之覚」が出された。これによると、志賀一は高森手永色見村の政次という高持ち百姓の息子として生まれたが、父は12歳の時に亡くなっている。その後母に養われ、20歳の頃完全な盲目となったために耕作を諦めた。家と母の事は同村居住の本川民之助という者に頼み、同村小野一⁶⁾という座頭の養子になった。数年後「内輪子細」があり、兄弟子静一の仲介で離縁となっている。そ

の際、生まれた息子は小野一の許に残し、自身は身一つで実家に戻った。しかし家には本川が「家番」を置いており、また志賀一も百姓にはなれないので、居屋敷内に仮宅を建てて母と暮らす事になった。その内後妻を得て、男子が生まれたので跡を継がせようと思った矢先、眼病が酷くなったため、そのまま病氣平癒祈願のため宿許を出てしまった。12年程たってようやく帰郷したところ「御会所」に呼び出され「日数十日之御打方」を仰せ付けられ、親類五人組に預けおかれるように指示があった。一方で、当道座の座本からは5貫文の罰金で座への再加入が認められている。

またこの頃には、息子は14歳になっており、再度本川に「作株」を返して呉れるように頼んだところ、本川は「家番」と組んで「作株」を横領しており、志賀一の要望を無視したのである。そのため志賀一は、まずは親類・五人組に相談して庄屋に訴え、藩庁に事件の究明と「御百姓之家再興」を願い出た。しかしそれでも埒が明かなかつたため、志賀一は今度は座本に話を持ち込み、座本は「高森懸り御惣庄屋」に「懸合」をした。それでも惣庄屋からは何の返答もなかったため、座本は当用方に働きかけて事件を解決しようとした。これが事件のあらましである。

この件で注目されるのは、志賀一の帰郷後の対応と事件の訴訟に関して、当道座と村方の双方がそれぞれに対応している点である。

まず12年間徘徊した後の対応であるが、当道座は「数年宿許立出、先年帰郷仕、元々之様座頭仲間ニ入度由、委細組中を以願出申候ニ付、去ル丑三月従前々仕来之座法通、五貫文過料銭為差出、支配差加置申候」と罰金を取った上で、座への再加入を認めている。しかし惣庄屋は「宿許取出凡十式ヶ年所々徘徊、当年帰郷仕候ニ付、其儘御達申上候処、御会所江御呼出、日数七日之御打方被仰付」として、会所質屋に押込めている。当道座と村方が、志賀一をそれぞれの方法で罰しているのである。しかも、その際には座本が「為支配私江何之懸合も無御座」と言っており、村方は座本に連絡せずに志賀一を罰しているのである。これは双方特に交渉がなく、また御互いが自分の方に志賀一が所属していると認識している事を示していると考えられる。

さらに、志賀一の家「作株」横領についての両者の関わり方も重要である。志賀一は、まずこの件を明治元年（1868）8月に五人組と庄屋と共に訴えている。しかしそれでも埒が明かなかつたため、今度は志賀一は自ら座本の所を訪れ、訴えてくれるように申し出てきたのである⁷⁾。それを受けて座本は独自に「高森懸り惣庄屋」に働きかけたが無駄だったため、座本は明治元年の冬と、同2年3月、4月に続けて当道座の管轄である当用方に話を持ち込み、その筋から解決をしようと試みているのである。

結局、この問題の結果は不明であり、志賀一を巡っての村方や当道座の助力がどの程度効力を発揮したのかは判らない。しかし問題解決に際して双方の助力があった事は重要である。志賀一は村方からは高森手永色見村に居住する者として、また座本からは当道座に加入している座頭として、それぞれ認識されており、そのため訴訟などが起った場合には、双方が対応する事態になったのである。

志賀一自身も双方のルートを通じて問題解決を働きかけており、本人は自身の両属性を明確に意識した上での行動を取っている。当人としては「座頭という村人」という意識があるように考えられる。

その意識は座頭の在での制度上の立場にも深く関わっている。上益城郡矢部手永仏原村のケ由は長男であるが、座頭になっても家は継げなかった。父親が活着している時は父親が戸主であり、父親が亡くなった後は、ケ由と共にその頃には家に戻っていた弟が跡を継いでいる。ケ由は座頭になり奉公を辞め、戻って座頭業を行っていたと考えられるが、彼の境遇としては、父や弟の「厄介者」（同居人）という立場は変わらなかったのである。

さらに志賀一の例では、養子先から実家に帰った後も、自身は家を継がずに、その子が14才になった時に「惣領忝当年十四才ニ罷成申候得は、右株置之儀、親類五人組相談いたし」跡を継がせるよう願ひ出ている。志賀一を飛び越しての家の相続となっている。

ケ由や志賀一の例から、座頭は在において家を継ぎ、戸主として認定される存在ではなかったと考えられる⁸⁾。

彼ら座頭は、実際的に座頭業で家族を支えていたとしても、形の上では戸主の「厄介者」という扱いであり、在においては独立した存在とは成り得なかったのである。座頭には村方と当道座との両属性が見られるが、「影踏帳」に記録されるため、本質的にはより在人数としての側面が強かったと考えられる。ただし盲目という身体的特質と、座頭としての職業が一体化しているために、当道座の座員としての側面も強くはたらいっている。当道座は、強力にその存在を強調し、様々な座頭という属性にまつわる特権—多くは職業—を得て来た。熊本藩においても当道座は集団として確立し、行政的にも社会的にも認知されているために、彼らは戸主のただの「厄介者」ではなく、座頭という独特の属性を付加されるのである。志賀一が訴訟の際に、村方と当道座の2つのルートを使ったように、それが可能となる状況が現出していたと考えられる。またそれ故に、ケ由も「座頭ニ成」と影踏帳に記載されたのである。

ただし、彼らの職業は先述したように在中門弾が主なものであり、それに対して得られる対価は純粋な職業的対価とは言えず、半分は村抱えのような存在ではなかったかと考えられる。

- 1) 永青文庫 12, 9, 79 「座頭帳」。慶応3年8月。
- 2) 細川藩政史研究会編集『熊本藩町政史料 一』1985年143頁。
- 3) 永青文庫 10, 15, 19 「御家老中窺控」。安永8年。
- 4) 前掲「座頭帳」。慶応元年12月。
- 5) 前掲「座頭帳」。明治2年4月。
- 6) 前掲「座頭帳」。慶応元年に記載のある組頭尾之一と小野一は、所在地と年代から考えて同一人物であると考えられる。
- 7) 前掲「座頭帳」。の明治2年3月。

8) 永青文庫 14, 2, 6「口書」。水俣手永の貞順と弟子律順のように、師弟共々弟宅に同居している例もある。

おわりに

盲人が座頭になるためには、官金を京都職屋敷に払い官位を得なくてはならない。しかし通常は師匠を得た時点で、座頭と認識されたと考えられる。座頭の世界では、その師弟関係は大きな核となる。座頭としての生業活動は座頭同士のつながりによって支えられており、しっかりとした師匠を見付ける事が座頭として生きる第一歩だった。この師弟関係によって、地域の小集団である組も構成されていたからである。この組が、座頭が生業活動をするための縄張りや仕来たりなどを規定しており、組での座頭同士の関係を構築出来なければ、座頭として生きていく事は難しかった。これは座内の関係にとどまらない。在中座頭の主な職業は門弾き、按摩、荒神祓いであり、いずれにしても廻在する事が基本だった。歓迎される一方で、地域住人との摩擦もあり、時には危険が伴っていた。この境遇を逃れるためにも、組として結束する必要があったと考えられる。

師匠を得るにも、地域社会での立場は重要だった。その個人に余程の才能がない限り、地域社会での立場の延長上に個々の座頭の地位もあったと考えられる。富裕な家の出身者は、地縁的な関係によらずに有力な師匠を得る事が出来た。有力な師匠の下では、その後の座頭としての活動も容易になり得る。そこに座頭間の格差も生まれたが、それでも多くの在の座頭は、師匠や組という座頭的な関係の中で「自立」した生活を送る事が出来た。

しかし座頭は座頭になっても、在人数としての「影踏帳」への記載は変わらないため、本質的には在方に把握されるべき存在であると考えられる。その面から見れば、彼らは在方ではほとんど戸主にはなれない同居人という立場でしかなかく、独立した存在とは言い難い。しかし「影踏帳」に「座頭ニ成ル」と記入されるように、家族の「厄介」として生活していた盲人とは明らかに一線を画している。「座頭ニ成ル」とは、盲人が新たな職業を手に入れて生活していくという宣言であり、また当道座という社会に生きる者であるとの印でもあった。座頭集団はそれだけの社会的認知を得ていたのである。

ただし、座頭業は芸業を伴ってもいたが、廻在で得られる対価は施物としての側面があり、盲人に対する生活保障の意味合いも否定出来ない。座頭はそれ故に、半分村抱えのような存在だったと考えられる。さらにその不完全性のために、座頭は当道座に入っても在方において宗門人別で把握され続けたのではないだろうか。そうしてこの2元性こそが、在方の座頭の存在形態であると考えられる。

第2章 熊本城下町における座頭

はじめに

座頭集団にとって、熊本城下町は座本・聞役を中心とした座の中心機関が存在する地域である¹⁾。宝暦の改革によって、領主権力との政治的な関係から座頭集団は制度的に整備された。しかし第1部、第1章で見たように、すでに宝暦以前から座の中心は熊本城下町に形成されており、引き続き座本・聞役は藩庁との連携のためにも府中に居を構えていたと考えられる。

本章では、在方の座頭の立場と府中座頭の立場との違いと、在方に対する府中の優位性に留意しながら、府中座頭の存在形態を明らかにする事を目的としている。それによって2元性を持つ「座頭身分」について考察する。

熊本城下町の住民は、基本的に地縁的共同体である「丁」に所属している。また熊本町には「惣町一懸一丁」という行政区域があり、熊本藩の町行政と対応した町側の運営実態が形成されていた¹⁾。町は地縁的共同体である反面、その性質上、常に在から流入してくる人口に対処しなくてはならなかった。その中で朝尾直弘が提唱したように「集団の身分は集団が決定した」²⁾と言われる状況は在方よりも著しく現れ、座頭の移住も制限されたと考えられる。その意味で、座頭は熊本城下町に生まれたからといって無条件で府中座頭になる事は出来なかった。府中座頭として認められるには、1つには座頭同士の関係があり、さらには町人との関係があったと考えられる。府中には座頭の芸能者としての側面を支えるだけの経済力があり、音曲指南を通して築かれる素人の有力な町衆との関係や、金融業での関係の深まりがあった。実際に熊本城下町には座本・聞役や高官座頭など有力な座頭が集中しており、京都職屋敷への官金率も突出していた〔表1〕。府中座頭になるという事は、座頭にとっては大きな意味があったと考えられる。府中座頭にも在方の座頭と同じように組があり、彼らはその組に属して活動していたが、それ以上に府中座頭というまとまりの側面が強かったと考えられる。そのため、ここでは府中座頭になるための座頭側の了解について、座頭の在から府中への移動を元に検討する。また町側の座頭の受容過程は、城下町の町政の確立の中の一環として捉えられるものであり、町と座頭との根本的な接点の1つである祝物収集権をめぐる変遷によって、その歴史的経緯を明らかにしたい。さらに両者の了解の下に府中座頭になった座頭の町社会での位置または身分について、竈銭や夫銭の支払いの例と金融業の面から検討する。

なお〔資料2〕は府中座頭の表であり、本章中の座頭と対応する。

〔表1〕官金高（文久3年から明治3年）「座頭帳」より作成

	手永	慶応元年 座頭組	人数	金額	地域計	備考
御府中			要之一(藤吉四度)	4両		1回

		(官位有)	時之一(高木勾当) 右左一(本田勾当) 古庄勾当 秀之一(西本四度) 簾一(長谷勾当) 主計一(宮村勾当) 元一(稲原勾当)	107 両 77 両 18 両 2 分 36 両 101 両 24 両 50 両	8 人	417 両 2 分	2 回 2 回 1 回 1 回 3 回 1 回 2 回
		(官位無)	19 人	176 両 2 分	19 人	176 両 2 分	2 人が 2 回
(計)					27 人	594 両	(官金した者 1 人当 たり 22 両)

	手永	慶応元年 座頭組	人数	金額	地域計		備考
川尻町		2	3 人	27 両 2 分	3 人	27 両 2 分	緑之一(清崎四 度)11 両
高瀬町		1					
大津町		1					
八代町		1	3 人	38 両 2 分	3 人	38 両 2 分	
飽田郡	五町	2	4 人	19 両	9 人	51 両	1 人が 2 回
	池田	1	1 人	3 両 1 分 3 朱			
	横手	2	1 人	8 両			
	銭塘	2	3 人	20 両 2 分 1 朱			
詫摩郡	本庄	2	9 人	62 両 1 分 3 朱	12 人	73 両 2 分 1 朱	
	田迎		3 人	11 両 2 朱			
上益城郡	鯉		6 人	26 両 2 分 2 朱	28 人	128 両 3 分	
	沼山津	5	7 人	30 両 3 分			
	甲佐	1	4 人	22 両			
	木倉		4 人	13 両 3 分 3 朱			
	矢部	4	7 人	35 両 1 分 3 朱			
下益城郡	杉島	1	3 人	11 両 1 分	23 人	118 両 3 分 2 朱	1 人が 2 回
	廻江	2	4 人	15 両 1 分 2 朱			
	河江	4	5 人	29 両 2 分 1 朱			
	中山	2	4 人	19 両 1 分			
	砥用	2	7 人	43 両 1 分 3 朱			
宇土郡	松山	1			1 人	4 両	
	郡浦	3	1 人	4 両			
八代郡	野津	1	3 人	28 両 2 朱	34 人	182 両 3 分 3 朱	
	高田	5	17 人	96 両 1 朱			
	種山	4	14 人	58 両 3 分			
芦北郡	田浦	1	2 人	7 両 2 分 2 朱	8 人	31 両 2 分 2 朱	
	佐敷		1 人	4 両			
	湯浦	1	2 人	8 両			
	津奈木		2 人	8 両			
	水俣		1 人	4 両			
久木野		1 人	4 両				
山本郡	正院	2	4 人	20 両 2 分 3 朱	4 人	20 両 2 分 3 朱	
山鹿郡	山鹿	1	4 人	18 両	9 人	44 両	星沢勾当が 4 回、3 両 2 分
	中村	1	5 人	26 両			

玉名郡	小田	2	6人	36両2分3朱			
	内田		1人	6両2分			
	坂下	3	8人	40両1分			
	荒尾	3	7人	30両3分			
	南関	1	6人	22両1分1朱			
	中富	3	4人	20両	32人	156両2分	
菊池郡	深川	1	2人	11両2分2朱			1人が2回
	河原	1	3人	24両	5人	35両2分2朱	
合志郡	大津	2	7人	36両			
	竹迫		2人	18両	9人	54両	
阿蘇	内牧		4人	26両1分2朱			
	坂梨	2	1人	3両1分3朱	5人	29両3分1朱	
南郷	野尻		1人	4両			
	菅尾	1	3人	12両			
	高森	1	2人	8両3分			
	布田	2	1人	3両2分2朱	7人	28両1分2朱	
小国	北里	1	2人	11両2分	2人	11両2分	
久住	久住	1					
野津原	野津原						
鶴崎	高田 関						
(計)					223人	1036両3分	(官金した者1人当たり約5両)

1) また一般的にも、城下町は「(諸藩の城下町は)藩領域における政治の中心地であり、経済都市としても商業・流通面において(中略)各地の城下町は中央市場と結びついた領域市場の中心」であり「もっとも藩政が反映された所」(松崎範子「近世城下町の運営と町人」博士論文、2006年。1頁)である。

2) 朝尾直弘『朝尾直弘著作集』岩波書店、2004年。38-41頁。

第1節 府中座頭

座頭は、府中で生まれたからといって、自動的に府中座頭になれるわけではない。逆に幕末の座本住之一や若之一は、それぞれ矢部・玉名出身であり、ある時期から府中座頭になっている¹⁾。

慶応2年に「御救米」を願い出た13人の在座頭は「無余儀様子ニ御座候、雖然本文名前の者共儀、本庄村辺ニ相集、按摩拵ニとところどころより寄り合い」²⁾とあり、生所を離れた生活難渋者は本庄村近辺で生活している。府中の方が職業的には恵まれていたであろうが、無許可では住む事も出来なかったと考えられる。

府中に住んで座頭業を営むという行為は、彼らの芸業の縄張りや師弟関係などからも制限があったと考えられる。府中座頭になった者は、在中と同じように組に所属すると考えられるが、その組の在り方を明らかにしたい。またどのようにして在出身の座頭が府中の組に入り、府中座頭に成り得たのか、その過程を座頭の移動の事例から検証する。

(1) 府中座頭の組織

在中の組と同様に、府中にも組がある。また在中の組が妙音講を行う単位であるように、それは府中においても同様であり、その組が1つの職業的な集まりを示しており、その組に所属しなければ、座頭は府中座頭として生活できなかつたと考えられる。居住権が営業権を持つ具体的な事象は、府中内での組立てにある。

府中では「さらえ講」と呼ばれる芸能の興行がしばしば開催される。「さらえ講」とは、座頭同士で行うものと、座頭の素人弟子が中心となって行うものがある³⁾。一般に後者は「さらい会」と呼ばれ、春秋の2度開かれるものである。春には「弾初め」、秋には「納会」の意味があり、弟子が免許状を持って集まり、日ごろの修行の成果を発表して社会的評価を受けた。「さらい会」では弟子の親はいくつかの座席を買い占め、親戚・知人を招待し、弟子やその親たちの社交場ともなっていたが、師匠にとっては有力な収入源となっていた⁴⁾。熊本でも盛んだつたらしく、文政4年(1821)3月には町の座頭に向けて禁令が出されている。

(「市井雑式草書附録」文政4年3月条)

一 町家にて女子共等三味線稽古いたし候内、三ツ物或は四ツ物なと唱、過分之禮物を出、相傳事等いたし候ものも有之由、藝を以渡世いたし候者は、各別之事候得共、慰ニ稽古いたし候もの、右躰之儀は勝手宜者たり共、先つは無益之失費ニ候、まして不勝手之者なとハ難澁も可致處、一統之振合ニ連レ、又は親子之情ニ引され、無據出方をいたし候ものも可有之哉、其上女之仕習可申織縫之儀も、自然と怠り可申候間、遊藝は其程も可有之哉、右躰之處は親々又は町役人之心持も可有之候、將又、前文之通費多キ儀は無之候、尤座頭并贅女共も慰ニ稽古いたし候ものへ相傳事等相勸、過分之禮錢等取不申様、文化八年五月及達置候處、不相替過分之禮物を取、其外座頭杯上京毎ニ新物なと唱、種々段取を以、各別ニ禮物を取授候由にて、時之勢不得止事處より、其上近年御府中端々寺院等にて、三味線會と唱、人集いたし、晴やかなる躰にて女子共藝を試候ニ付、互に習事等を励、衣服萬端之費も有之、不勝手のものハ別て致迷惑候哉ニ相聞候付、相傳事等之儀、弥以先年達之通相心得可申候、且三味線會となへ、所々え持出興行候儀ハ、費多キうへ雜藝者之所業ニいたし候もの外可為無用候、此段町中末々迄不洩様、町役人より相示可申旨、惣月行司え書付相渡候事」⁵⁾

熊本では「さらい会」は「三味線會」と呼ばれており、「御府中端々寺院等」で行うものだった。さらに日ごろから「新物なと唱、種々段取を以、各別ニ禮物を取授候」とあるように、弟子から事あるごとに禮物を得ている。こうした興行の面では、素人弟子が多ければ多いほど座頭の収入源は大きくなり、座頭は芸能の師匠として生きていく事が出来たのである。府中ではそうした芸能活動が盛んであるという点で、座頭の職業は在中と大きく

異っていたと考えられる 6)。

座頭同士で集まって行う「さらえ講」は、慶応 3 年 (1867) 1 月に「小沢町早之都并同町喜次郎娘替女紺屋町幾、紺屋今町において小唄さらへ講興行いたし度」7)や、明治 2 年 (1869) 5 月の「於京壺町目仲間共打寄小唄三味線浚講相催申度談合申候処、内端相決申候間、何卒御憐愍を被為以、日数十日御免被仰付被下様奉願上候」8) とあるように、日数 10 日程度を区切って小唄三味線興行を行うものであった。またその願い出には「小沢町」「京壺丁目」「本坪井一丁目」などの場所が座頭側から指定されており、同地域の座頭が共に行っている。この場合、この場所自体が彼らの芸業的縄張りを示すものと考えられる。

府中の組は 5 組程度にわかれていたように考えられるが 9)、府中座頭全体の集まりもあり、藩内では府中は 1 つの大きなまとまりとして捉えられる傾向が強い。慶応元年に藩内組中全てで行った「天下泰平御国家長久之為、別紙之通各前之者打寄、氏神又は組頭宅ニ而般若心経奉誦誦」時にも、府中は「府中惣組」として記載されている。特に注目されるのは、それぞれの組が年に 6 回、合同の集会を開いている事である。

(「座頭帳」慶応元年 5 月条)

私共仲間ニ而、巳待と唱、一ヶ年ニ六度宛輪点を以、壺組々々勤行申候儀ニ御座候、右巳待之儀ハ妙音弁才天之御祭礼ニ而、天下泰平御国家御安全之為勤行申候を、其節々承届之為聞役より壺人罷出候儀ニ御座候 10)

これによると府中の組、1 組ずつが「輪点」で「巳待」という集会を主催して、定期的に合同で集まっているのである。会合の内容は妙音弁才天の祭礼とあるが、「承届之為」に聞役が 1 人出席している。さらに聞役はそれを「出役」と任じており、この集会は座内での公的な行事だったと考えられる。これは座本・聞役を中心とする座の中央機関が領主権力との関係で発達し、城下町に存在する事と関係している。府中座頭として認められるのは、それだけ座の中枢に近づくという意味合いを持ったと考えられる。

また城下町の経済力を背景に、府中では座本・聞役をはじめ、その候補者や高官位を持つ者など、多数の有力な座頭を輩出している。藤吉勾当 (要之一) や稲原勾当 (元之一) は、自ら京都に官金を納めに行っている。しかも途中学問所の検校の所に寄り、直接芸業指南を受けるなど、芸能者としての側面が強調される。また船場町の只一の場合は、町でも稽古を引き受けていたように思われるが、在中の 13 か所の「弟子中」に出稽古に行っており、年に稽古料が「鳥目都合式百三拾五匁と銀壺両」になるという 11)。こうした経済力と熊本藩における当道座の中央機関という権力が相俟って、府中座頭は藩内でも突出した存在となっていた。

(2) 府中座頭への入り方

座頭内における府中座頭と城下町という特別性のため、座頭が府中座頭になるためには、

いくつかの要件を満たさねばならなかったと考えられる。

その要件とはどのようなものだったのか、何が必要だったのかを、文政7年(1824)に賞美された了清、嘉永4年(1851)に「丁組座頭」を騙って捕まった里之一の例を元に考えてみたい。

玉名郡扇崎村の松右衛門の弟了清という座頭は、文政7年時は本坪井立町に住んでおり、弟子から「過分之礼物」も取らず、貧富の分け隔てなく音曲を指南している事が殊勝であるとして賞美されている。了清は、徐々に府中座頭として認められた者であると考えられる。以下は、賞美の対象となった了清の調査を「御目附付御横目」が行い、「御目附衆中」に報告している文書である。

(「讃談帳」文政7年9月条)

[前略]

覚

玉名郡坂下手永扇崎村
松左衛門弟二而当時本坪井
立町居住
座頭

了清
歳二十四

右は三味線指南いたし聊礼物等ハ無貪者、大勢之子弟懇ニ指南いたし候儀、且又座頭共三味線致指南、過分之礼物等堅取不申様との趣、追々御達ニも相成居候處、外々ハ其通ニハ行レ兼候哉之由之處、了清儀は御達之趣能相守居候哉之儀ニ付、承繕申候處、了清儀六七ヶ年以前より自分稽古旁ニ付て、御府中古京辺江罷出居候處、去夏之頃より並町ニ借宅いたし、三味線致指南候由、当時は弟子も六七拾人程も有之候由之處、近辺より参候子供江は、一日ニ何ヶ度ニても参候様勸候由ニ付、両三度も罷越候者も有之由ニ候得共、少も面倒ニ存候様子無之、毎度懇ニ致稽古候由、大勢之中ニは至て難渋いたし候もの之子供も参候處、右様之者江は、糸代等之出銅も出せ不申様ニいたし、勿論伝授物等教候節、謝礼等は貧福之無差別、員数等申向候様之儀無之由、尤向々より少々樽代躰之祝儀は無異儀受取候由、惣躰座頭共三味線指南いたし伝授物等教候節は、礼物等之究も有之、或は種々受取いたし、礼物参候様成仕懸有之由ニ候得共、同人儀は追々御達之趣能相守、聊礼物等ニ無貪者、大勢之弟子懇致指南候由、同人儀在所より仕送等いたし候様子も無之、右指南方一偏ニて、母子相暮平日格別貯等も無之由之内にハ、右之次第奇特成者之由、右之通唱承申候、已上

申

九月 日

御目附付御横目連名

御目附衆中 12)

玉名郡出身の了清は、文政元年頃に「自分稽古旁ニ付而、御府中古京辺江罷出」とあるため、おそらくは府中在住の座頭の弟子となり、まずは稽古のために古京町辺りに住んだものと考えられる。その内稽古が進み、座頭としての技量が身に付いてきた文政 6 年夏頃から「立町ニ借宅」し、三味線の指南をして暮らすようになった。その頃にはすでに 60 人から 70 人程の弟子がいる 13)。また在所に兄がいるにも拘わらず、母と 2 人で暮らしており、それなりの生活力を身に付けていた事も判る。了清が立町で営業を始めた時点で、彼は座頭として独立し、また府中座頭になったのではないかと考えられる。

次に「丁組座頭」であると偽り、祝物を騙し取った廉で捕まった里之一の例がある。「丁組」とは、後述するが、細川家の特定の祝事の際に町在の人々から施物を得る権限のあった府中座頭の中での一つのまとまりである。

(「口書」嘉永 3 年 12 月 13 日条)

就御穿鑿仕上口書

私生所五町手永柿原村ニ而、父は忠左衛門と申果候而十五ヶ年ニ罷成申候、私儀幼年之砌盲人ニ罷成三味線稽古仕、門弾いたし渡世仕候、然処丁組座頭之振合ニ而、於所々鳥目かたり取、且中富手永江原村居住医師村井多治満殿家来、福田春澤所持之三味線借受逃去候ニ付而は、誑取候所存ニ而は無之哉之御不審ニ而、当十一月五日廻役衆ヨリ被抑捕、直ニ新牢ニ被召籠置、右始末御吟味被仰付候

此儀私儀、前文之通、幼年之砌難痘相煩盲人ニ罷成、座頭式部都と申者弟子ニ成、三味線稽古いたし、丁組ニ相加居候処、去々年五月酒ニ給酔、師匠式部都江対不都合之儀有之候処ヨリ、同人弟子を放、丁組をも被除候ニ付、暮方難渋いたし差迫候処ヨリ不所存差発、上々様御歡又は所々鳥目貰請、又は三味線誑取候次第、左之通
〔後略〕 14)

里之一の師匠は、府中座頭の式部一である 15)。しかし嘉永 2 年 (1849) 5 月に酒に酔い、師匠に「不都合之儀」があるとして破門され、同時に「丁組」も除名されている。それにも拘わらず「丁組座頭」を名乗り祝物を収集したために、官位を剥奪されたのである。彼は、後に珍賀という名前で竹迫手永宮村に居住 16) しており、府中から去った事が確認できる。

了清と里之一は共に在出身の者であり、府中座頭の弟子になっている。了清の場合は府中に居住し、音曲指南で生活している。里之一は「丁組座頭」として門弾などで生活して

いる様子があるが、いずれも師匠の許可を得ての活動だと考えられる。彼らの例から、師匠が弟子の活動に大きな決定権を持っていた事が判る。つまり、府中座頭になるためには府中座頭である師匠の許可が必要だったのである。

師匠の許可は在中でも同様であるが、しかし、府中は府中を 1 つの枠組みとするものでもあったため、府中座頭である師匠個人の許可だけで仲間入りが出来たとは考えにくい。府中にはそれぞれの組の縄張りも存在していたが、大きく府中という縄張りもあったのである。その縄張りへの新たな参画は、府中座頭間での了解の下でなされたと考えられる。それを具体的に表しているのが、次の史料である。

(「座頭帳」慶応 2 年条)

口上之覚

拙寺支配ニ而八代中嶋町江居住仕居申候三ツ瀬一儀ニ付、此節御座元より立方仕様、御達之趣奉得其意候、然処当時老人并ニ子供相育居候ニ付、急ニ出立之儀出来兼申候間、右之趣筋々手数仕候由申候間、宜敷御願申上候、尤左ニ就而ハ御供ハ不及申ニ諸事拙寺より引受、若万一難相済筋等差起申候付而ハ、拙寺より屹ト取計可申候間、此儘ニ而罷有申候様、宜敷御願申上候、以上

八代町

光円寺 印

御座元

御役人衆中 17)

ここでは、八代中嶋町に住んでいた光円寺支配の三ツ瀬都という座頭が、座本から呼び出しを受けたが、老人子供などを養っていたためにすぐには出立出来ないとある。しかし慶応 2 年 (1866) 4 月には同人は「新三丁目」に居住しており、座本の呼び出しに応じて後、府中座頭になっているのである 18)。

三ツ瀬都のように座本から呼び出しを受ける形で府中に居住し、営業権を得る場合もあった。三ツ瀬都の府中入りに座本の呼び出しを必要とした事については、理由は判然としないが、あるいは直接の師匠がすでに生存していなかった可能性もある。また座本の名前での呼び出しは、府中座頭間の了解を示すものであったと考えられる。

これらの事例から、在出身の座頭は、府中座頭の総意の下に、直接的には師匠の許可を得て、それがない場合は座本からの呼び出しを受ける形で府中に居住することが出来たと考えられる。また居住権は同時に営業権も伴っていたため、府中座頭の仲間入りが出来るのは、師匠や座本の選別によって「選ばれた座頭」だったと言える。

1) 永青文庫 9, 14, 4「達帳」。安政 5 年。

2) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。

- 3) 弟子には職業として座頭となる盲目の玄人弟子と、遊芸稽古を主とした素人弟子があった。
- 4) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年。293-294頁。
- 5) 藩法研究会編『藩法集 熊本藩』1966年。「市井雑式草書附録」の文政4年3月条。
- 6) 第2部第1章で述べたように、在方では門弾が多い。
- 7) 前掲「座頭帳」。慶応3年1月。
- 8) 前掲「座頭帳」。明治2年5月。
- 9) 永青文庫 9, 3, 17「讃談帳」。文久2年。座本と聞役が、聞役候補者を選ぶ時に、当時組頭をしていた5名を候補に挙げている。組頭が5人は確実にいる事が判るが、詳細は不明である。
- 10) 前掲「座頭帳」。慶応元年5月。
- 11) 永青文庫 13, 18, 5「口書」。文政元年。
- 12) 前掲 9, 3, 3「讃談帳」。文政7年。
- 13) 文書の文面から素人弟子だと考えられる。
- 14) 前掲 14, 2, 1「口書」。嘉永4年。
- 15) 前掲「座頭帳」。「聴組」に名前がある。
- 16) 前掲「座頭帳」。元治元年8月。
- 17) 前掲「座頭帳」。慶応2年。
- 18) 前掲「座頭帳」。慶応2年以降「聴組」に名前が載るようになった。

第2節 町社会の受容

座頭には、細川家の吉凶の際に下賜される「配当金」があり、これは高官座頭・座本・聞役を除いて、全座頭に一律に配分された。しかしその中で、特に細川家の当主および世子に関する祝事¹⁾の際には、有力な町人から府中座頭である「丁組座頭」「聴組座頭」に祝物が渡されていた。「丁組座頭」と「聴組座頭」がどのような存在だったのかを、その活動から抽出する。

また有力町人は細川家の祝事に参加できる者となっており、彼等が祝物を渡すのは、細川家の代理という意味もあったと考えられる。その意味で、この時に座頭が受ける祝物は公的なものであり、府中に居住する座頭としての認可の側面を帯びていた。そのため、町社会との関係が重要となる。この御祝の行事における町側の礼式²⁾が定まってくると同時に、祝物の遣り方も変化している。この変化は、府中座頭の確立過程の一環としても捉えられるため、特権の確定（利権化）に至る過程から、府中座頭と町社会との関係を考察する。

(1) 府中座頭の祝物収集権と拡大

府中座頭の中には「丁組座頭」「聴組座頭」と呼ばれる座頭のまとまりが確認出来る。座頭全体の権利として、広く民衆から吉凶の際に祝物を収集できる事になっており、こ

れら「丁組座頭」「聴組座頭」の活動状況も、この祝物収集に関するものである。府中座頭に限って許可された祝物収集は、特に「上々様御歓」という細川家の吉事に際して、祝物を収集出来るというものである。

また府中座頭であるかどうかは判然としないが、彼らよりも早い時期に、藩庁町方から、町に対して出された法度の中に、やはり祝物収集に関して「帳組座頭」という名前が現れる。

(「惣月行事記録抜書」宝暦6年10月条)

帳組座頭共え町在より祝物遣来候稜々之内

一、御家中大身衆より品を遣被申候節

一、縁組 一、平産 一、疱瘡 一、髪置 一、袴着 一、紐解

一、額直 一、刺髪 一、子供登山 一、厄入 一、厄晴

右之稜々は祝物、堅受不申候様ニ被仰付候事、以上3)

ここでは、これまで「帳組座頭」は町在から祝物を貰っていたが、今回史料内の項目については禁止となり、一般の吉凶時に座頭が貰える祝物の種類が決定したという。これは、宝暦の改革時に藩庁が座頭組織の再編成を行ったのに伴い、彼らの主な収入源である祝物収集の整備を行ったのだと考えられる。組織整備と同様、藩内において座頭と他存在との重要な関わりの1つである祝物に対しての藩の線引きは座頭への規制でもあるが、逆に、上記項目以外の吉凶時には祝物を得る事が公認されたとも言える。

以降、座頭の祝物収集は藩の公認下に行われるようになり、習慣的なものから公的なものへと変化した側面があったと考えられる。

この祝物収集に関して、府中座頭の中で明確に名前が出るのが「丁組座頭」である。彼らの初出は、現在のところ天明7年(1787)である。

(「惣月行事記録抜書」天明7年2月3日条)

一、今度御祝付て御能拜見被仰付候町人中より丁組座頭共如先例祝物受可申由申出候段、座本より相達候、依之寛保二年之見合を以拜見ニ罷出候、六百人より壹人四拾文宛懸り々々ニて早々取集メ惣月行司より相わたし候様通達有之、集次第座本律^(ママ)一え可被引渡候

右之通ニ付人別ニ座頭共廻り不申様可申付段も及達候

一、独礼之面々ハ右之見合ニハ難相成可有之候間、壹人前何程位との儀ハ一列申談、兼て祝物遣候見合ニ斟酌いたし相究、是又取集其元より一同ニ座本へ可被相渡候、勿論右之趣独礼之面々えハ其元より可有通達候、以上

二月三日

町方根取中

惣町行司 渡瀬嘉右衛門殿 4)

史料中の「今度御祝」は10代藩主細川斉茲の家督相続であり、そのための御祝能が催されている。その際「御能拝見」を仰せつけられた「町人中」から「丁組座頭共」が先例のように祝物を受けたいとの申出があったと、座本が上申してきた。これに対して町方根取は、寛保2年の先例により、御祝能見学の町人600人から1人40文ずつ「懸り々々」で取集めて座本に渡すようにと惣町行司の渡瀬嘉右衛門に通達している。

この記事から「丁組座頭」は、細川家の祝事に際して御祝能に参加出来る程の有力な町人から、少なくとも寛保2年からは祝物を収集出来る存在だった事が判る。また、はじめは座本を通さずに「丁組座頭共」は「町人中」に申出をしており、これ以降、勝手に座頭が「町人中」から祝物を集めてはならないとの達が出されており、この時期に「丁組座頭」が個別的に収集する状況から、座本が一括して受け取る方式へと改められている様子も明らかになる。

なお「丁組座頭」の名称は、嘉永年間に、里之一や謙蔵という座頭が「丁組座頭」を騙り、祝物を騙し取ったという事件の時にも見られる⁵⁾。彼らの活動範囲がそのまま「丁組座頭」の縄張りであったと考えられる〔表2〕〔表3〕。謙蔵は府中を縄張りとして、上級武士や、府中の富裕な町人を中心に廻っている。里之一は在方や在町の名字のある町人から祝物を得ている。この時は、彼らは細川家の祝事に際して、それぞれ個別に祝物を収集して廻っている。

〔表2〕 謙蔵「丁組」騙り祝物収集 嘉永元年10月中旬から嘉永2年6月28日(「口書」により作成)

嘉永	月	日	相手	金額等		名目	備考
1年	10月	中旬	服部武兵衛	御間預	1匁	死去に「御吊儀申上候振ニ而」	300石、用人
1年	10月	中旬	福間泰安	御間預	5分	死去に「御吊儀として罷出」	
1年	10月	中旬	松本治部丞	現銭	96文	上々様御歎	
1年	10月	19日	有吉清九郎	御間預	2度で10匁	上々様御歎(1度目)	2400石、小姓頭
1年	11月	中旬	堀丹右衛門	御間預	3匁	上々様御歎	3500石、用人
1年	11月	中旬	渡邊平右衛門	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	中旬	岡崎総左衛門	御間預	2度で4匁	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	18日	溝口蔵人	御間預	2度で9匁1分1厘	上々様御歎(1度目)	2800石、中老
1年	11月	18日	田中典儀	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	2000石、比着座2代目
1年	11月	20日	伊藤喜右衛門	御間預	2度で8匁	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	25日	寺尾両三郎	現銭	2度で576文	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	25日	中山武八郎	御間預	2度で10匁	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	25日	永田七右衛門	御間預	2度で4匁	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	27日	市原常太郎	御間預	2度で6匁	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	27日	小寺弥三郎	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	
1年	11月	27日	深水玄門	御間預	2匁5分	江戸で「御用被為有」	
1年	11月	28日	中山桂蔵	御間預	2度で5匁5分	上々様御歎(1度目)	

1年	11月	29日	加納伊右衛門	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	1日	渡邊徳次郎	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	2日	阿部彦右衛門	御間預	2度で8匁	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	5日	清藤小七郎	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	8日	寺尾猪之助	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	中旬	永田清八	御間預	2度で8匁	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	中旬	友枝仁左衛門	御間預	2度で5匁	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	中旬	藤芳新吾	御間預	2度で5匁5分	上々様御歎(1度目)	
1年	12月	中旬	松本治部丞	現銭	96文	「御同人様御用被為在」	
1年	12月	17日	藪三左衛門	現銭	288文	上々様御歎	3000石、家老3代目
1年	12月	下旬	服部武兵衛嫡子、武八郎	御間預	1匁	家督相続	
1年	12月	下旬	福岡泰安嫡子、謙山	御間預	1匁	家督相続	
1年	12月	下旬	段山町、甚助(新2丁目懸)	御間預	1匁	甚助の娘の縁組	
2年	2月	3日	沼田小兵衛	御間預	3度で12匁9分	上々様御歎(1度目)	
2年	2月	4日	嶋又左衛門	御間預	1匁5分	上々様御歎(1度目)	700石、奉行
2年	2月	11日	溝口蔵人	御間預	2度で9匁1分1厘	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	11日	田中典儀	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	12日	有吉清九郎	御間預	2度で10匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	13日	伊藤喜右衛門	御間預	2度で8匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	14日	沼田小兵衛	御間預	3度で12匁9分	上々様御歎(1度目)	
2年	2月	14日	加納伊右衛門	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	20日	渡邊徳次郎	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	21日	阿部彦右衛門	御間預	2度で8匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	22日	中山武八郎	御間預	2度で10匁	上々様御歎(1度目)	
2年	2月	24日	小寺弥三郎	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	25日	寺尾猪之助	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	25日	寺尾両三郎	現銭	2度で576文	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	25日	友枝仁左衛門	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	25日	釘澤市三郎	御間預	5匁	上々様御歎	
2年	2月	25日	吉井章之允	御間預	5匁	上々様御歎	慶応3年200歳奉行知行取席
2年	2月	27日	中山桂蔵	御間預	2度で5匁5分	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	下旬	渡邊平右衛門	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	下旬	永田清八	御間預	2度で8匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	下旬	市原常太郎	御間預	2度で6匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	下旬	岡崎総左衛門	御間預	2度で4匁	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	下旬	藤芳新吾	御間預	2度で5匁5分	上々様御歎(2度目)	
2年	2月	中旬	吉村勘左衛門	現銭	285文	上々様御歎	
2年	5月	23日	吉村源次郎	御間預	2度で4匁	上々様御歎(1度目)	
2年	5月	30日	吉村源次郎	御間預	2度で4匁	上々様御歎(2度目)	

2年	6月	1日	清藤小七郎	御間預	2度で5匁	上々様御歎(2度目)	
2年	6月	4日	永田七右衛門	御間預	2度で4匁	上々様御歎(2度目)	
2年	6月	28日	沼田小兵衛	御間預	3度で12匁9分	上々様御歎(3度目)	

〔表3〕里之都「丁組」騙り祝物収集 嘉永3年7月から10月まで(「口書」により作成)

嘉永	月	日	相手		金額等		名目
3年	7月		五町手永船津村	中村徳助	御間預	3匁5分	徳助方祝事
3年	7月		五町手永船津村	嶋津泰助	御間預	3匁5分	泰助方祝事
3年	7月		五町手永船津村	松本専次郎	御間預	3匁5分	専次郎方祝事
3年	10月	3日	小田手永小天村	金森太郎右衛門	御間預	2匁5分	太郎右衛門方祝事
3年	10月	18日	宇土町	善吉	御間預	1匁	善吉方祝事
3年	10月	18日	宇土町	又吉	御間預	2匁	上々様御歎
3年	10月	21日	川尻本町	松屋忠吉	御間預	5匁	上々様御歎
3年	10月	21日	川尻本町	浅木屋伍八	御間預	1匁5分	上々様御歎
3年	10月	24日	池田手永今新開村	浅山養助	御間預	1匁	上々様御歎
3年	10月	24日	池田手永今新開村	浅山清助	御間預	5分	上々様御歎
3年	10月	26日	高橋町	筑後屋	御間預	2匁5分	上々様御歎
3年	10月	26日	高橋町	濱屋久左衛門	御間預	2匁	上々様御歎
3年	11月	4日	小田手永伊倉町	徳永勝助	御間預	1匁	上々様御歎

次に、幕末になると「聴組座頭」という名前が現れる。

「座頭帳」には、「聴組座頭」が細川家の祝事に際して、祝物収集を行った5件の例がある。文久3年(1863)8月「太守様御参内天盃頂戴」「御前様下国」、慶応元年(1865)正月「太守様官位昇進」「公義ヨリ拝領」、慶応2年12月の「澄之助様」の嫡子認定、明治元年(1868)4月の細川護久の官位昇進、明治2年7月「若殿様御婚礼」という、いずれも藩主一家に関する祝事となっている。

この祝事に際して、まず府中座頭である「聴組共」が連名で、座本を通して「御家中并町在ニ而身分有之面々江御祝ニ罷出度」との願い出が当用方に出される。当用方は「祝物之儀は向方次第」のため施物の多寡に拘わらず受けるようにとして「先例之通」に許可を与えている。彼らは細川家の祝事に際して、それぞれ祝物を収集するために町在の有力者を廻っていた。「聴組」の人数は16人から24人まで、その時々で変動しており、人数には異動がある。文久3年から明治2年までの記録しかないため、その前後が不明であるが、文久3年から慶応元年までが2人、文久3年から明治2年までが8人、慶応元年から明治2年までが3人、慶応2年から明治2年までが6人、明治元年から2年までが2人と、「聴組」に同じ座頭が所属している。また隔年で名前のある座頭も見られるため、府中座頭であれば「聴組」に入る資格があり、その意味で府中座頭は潜在的な構成員だったと考えら

れる。しかし座本や勾当の名前はなく、四度官を得た直後に所属から離れた要之一という座頭がいることから、府中の上層の座頭は構成員にはならないと考えられる。

以上が「丁組座頭」と「聴組座頭」の活動内容である。天明7年の「丁組座頭」が祝物を座本が一括して貰うのに対して、嘉永年間の「丁組座頭」と「聴組座頭」はそれぞれが個別収集をする点が相違するものの、藩主一家の特定の祝事の際に祝物を得る相手が細川家および藩庁ではなく、主に町居住の有力者である点は共通している。そのため「丁組座頭」と「聴組座頭」は本質的には同種のものであり、近世中後期を通じて存在した彼らは、府中座頭の「特権」を持つ共通した存在であると言える。

この祝物収集権は拡大傾向にあった。文化8年(1811)7月、座頭祝物に関して「町方根取中」から惣月行事釘沢宇兵衛に「今度御家督ニ付て、座頭共へも祝物、町家よりハ一懸り限り取揃遣候哉、又ハ一丁々々限りニ遣候哉、或ハおもひおもひニつかわし候哉、明日迄様子可被申達候」との問い合わせがあっている⁶⁾。これに対する返答の記載はないが、町方根取が、これまでは有力町人だけだったものが、それ以外の一般町人までもが座頭に祝物を遣わす範囲だと認識している事は重要である。座頭が府中町社会に、より組み込まれた状況を示しているのではないかと考えられる。

さらに、幕末の「聴組座頭」の段階では、「御家中并町在ニ而身分有之面々」から、座本を通して当用方の許可をもらい、祝物を得られるようになっている。ここでは一般町人から再び有力者へと移行しているが、代わりに「御家中」が増え、活動範囲(縄張り)が「町在」へと地域的に拡大している⁷⁾。その上「聴組座頭」はその都度藩庁に上申し、許可を得ているため、彼らの活動はより明確な公認の下で行なわれたと考えられる。

文化8年から何らかの制度の転換があったと思われるが、現在のところ詳しい事は判らない。しかし最終的には、府中座頭の祝物収集は、「聴組」として藩庁の正式な許可の下で地域的に拡大されて活動出来るようになっている。これは、府中座頭の存在が町社会にそれだけ深く浸透した結果だと考えられる。

(2) 府中における座頭員数の固定化

細川家の特定の祝事の際に、熊本町の座頭の中には、前述のように町の有力者から祝物を得る事の出来る「丁組座頭」が存在した。特定の祝事とは、細川家の当主および世子に関わるものであり、その時には「御祝御能」が催される事が多く、そこに出席する主だった町人が座頭に祝物を授与するのである。

この祝物の遣り方は、熊本町の町政整備との関係によって、いくつかの段階が見られる。町人側と座頭との取り決めが曖昧な時期から、徐々に整備されて確定し、安定していく過程である。この座頭への祝物を巡る過程については「惣月行事記録抜書」に記録がある。「惣月行事記録抜書」は「貞享元年(1684)から弘化三年(1848)まで書き継がれた『熊本市惣月行事覚書帳』(現存せず)一〇六冊から市政の要用に照すべき事項を採り、年中格式はその初出を採り、改革された事項は改革の始終を記録し、また後年参考とすべき事項は旧

例検索の便を図って細目をかゝげ、二五冊の抜書に抄録したもの」8) である。また月番で担当する惣月行事が職務上必要な事項を書き記したものとなっている。以下、これに沿って祝物収集の遣り方の変遷を辿る。

町人による座頭祝物の初出は、寛保 2 年 (1742) 7 月の細川宗孝の入国の祝として行われた御祝能の時である。

(「惣月行事記録抜書」寛保 2 年 7 月条)

[中略]

一、御能拝見ニ罷出候独礼之者、別当役平人打交り、無刀ニて罷出候ニ付、段々願書控有

一、御祝御能拝見ニ罷出候御町町人六百人え座頭共人別へ祝物受ニ参り迷惑仕候ニ付、別当中より願書差出有

[中略]

一、座頭祝物之儀ニ付猶委細願書控有

但、銀九枚銀三百八拾七匁七拾文錢之处、六拾文錢ニて相渡 9)

御祝能には「独礼之者、別当役平人打交り」出席しており、その「御町町人六百人」に座頭が個別に祝物を収集して廻っている姿がある。ここでは町人側にも座頭側にも緩やかな規律があるだけのように見え、座頭側の行いに対して、町人側は非常に「迷惑」している様子が窺える。

また寛延 3 年 (1750) の細川重賢と由婦との婚礼に際しての祝物は、「先例之通」に鳥目 86 匁を座頭に渡したが、座頭は金額が少ないと祝物を返してきたという。結局「家々之格之通」に渡して解決している 10)。

この時期には、未だ祝物の遣り取りには明確な取り決めがなく、町人側も座頭側もどちらかといえば個々に対応している事が判る。

この状態が変化するのは、細川家の祝事に対して町人の礼式の確定化が関係していると考えられる。宝暦の改革により町の支配に専念する奉行が一旦なくなった状態を受けて、天明期の改革で町奉行所の設立が計画されていたが、町政の中心となっていた藪市太郎 11) が寛政元年に没すると、翌年にはその計画が頓挫している。このような状況下で、直接町政を担う者として町役人の存在感が増し、熊本町には町役人中心の新しい体制が生まれる事になったとされる 12)。

この動向は町人の礼式の確立ともつながっており、この時期に、祝事に伴う座頭への祝物授与に対しても整備が志向されるようになった。天明 2 年 (1782) 7 月、細川治年の婚礼の際の祝物授与に関して問い合わせがあっている。

(「惣月行事記録抜書」天明 2 年 7 月条)

一、若殿様御婚禮ニ付て、熊本別当中宅え座頭中より祝物之儀ニ付相廻り申候、夫ニ付安永四年未十二月、大帳吟味仕候処ニ控相見不申候、其年之惣月行司、十一月本坪井町、十二月中古町、右両所へ及取遣候処相見不申由申参候、前廉之覚帳数々吟味いたし候処、はきと相分不申候間、御根取衆様へ如何ニ仕哉と相窺被申候処、別当中家々より兼て遣来候先格も可有之候間、其通ニも遣し申どもニて可有之哉と被仰聞候ニ付、右之趣物書中迄及内達置申候、右祝物之儀ハ別当中より銘々ニ遣し被申候事、〔後略〕 13)

座頭祝物に関して町には記録がなく、「御根取衆様」にどうなっているのかの伺いをたてたところ、別当中家々より以前から祝物を遣わしていたので「先格」の通りにしてはどうかとの返答があった。結局別当中が銘々個人的に渡す事になったが、ここでは座頭祝物について先例を確かめ、整備しようとしている意図が窺える。

また天明 6 年（1786）には、座頭祝物の事は記録に出ないが、細川治年家督相続の「祝儀御礼」に対して、新たに、或いは改めて前例を踏襲するよう様々な取り決めがなされている。正月 18 日の家督相続の御祝いについて「年頭御礼申上候程之町人」はすべて「分職御奉行宅」へ罷出る事や、これまで「町独礼之者」は祝儀には出なかったが、願いにより「御熨斗頂戴」が出来るようになった事が通達されている。続けて同年 3 月には「今度御家督ニ付熊本御町中より御熨斗料白銀百枚差上申候次第、左之通」として、御熨斗台や白銀入箱の雛型が図解され、御熨斗目録の書き方など細かい指示がなされている 14)。

実際に治年が入国した 5 月には「町人御礼之儀」についてさらに詳細な規定がある。この時には、これらの祝儀に参加する者に対して、御礼の順序や座順、作法などが規定され、参加する者も「独礼之町医師」「独礼町人」「別当上座之職人」「町別当」「別当同列併丁頭上座ニ被仰付候者」「御扶持被下諸職人」「諸町人」 15) として明確に範囲が特定されている 16)。これにより、座頭に祝物を渡す「町人」の範囲も決まったのではないかと考えられる。

天明 7 年（1787）2 月 3 日、「御家督御能」の際に能見物をする町人中から「丁組座頭共」が先例の通りに祝物を受けたいとの申し出があったのを受けて、町方根取中から惣町行司に宛てて指示が下されている。

（「惣月行事記録抜書」天明 7 年 2 月 3 日条）

一、今度御祝付て御能拜見被仰付候町人中より丁組・座頭共如先例祝物受可申由申出候段、座本より相達候、依之寛保二年之見合を以拜見ニ罷出候、六百人より壱人四拾文宛懸り々々ニて早々取集メ惣月行司より相わたし候様通達有之、集次第座本^(ママ)律一え可被引渡候

右之通ニ付人別ニ座頭共廻り不申様可申付段も及達候

一、独礼之面々ハ右之見合ニハ難相成可有之候間、壱人前何程位との儀ハ一列申談、兼て祝物遣候見合ニ斟酌いたし相究、是又取集其元より一同ニ座本へ可被相渡候、

勿論右之趣独礼之面々えハ其元より可有通達候、以上

二月三日

町方根取中

惣町行司 渡瀬嘉右衛門殿 17)

これによると、寛保2年(1742)の先例で、能拝見の600人から1人40文宛「懸り々々」に取り集めて、集め次第惣月行司から座本津一へ渡し、個別に座頭共が廻らないように達したという。また「独礼之面々」は先例がないため、1人前何程位と相談して取り集め、これも惣月行事から座本へ渡すようにとの事である。ここにおいて、ほぼ座頭への祝物の遣り方、金額等が決定したと考えられる。

天明8年(1788)10月には、10代藩主細川斉茲の「御家督御祝能」に際しても「御祝御能ニ付て町中より丁組座頭祝物先例之通り、独礼之面々ハ銘々ニ包遣候様」として座頭祝物授与が行われている(18)。この時から、町人の数は700人と増えたが、町中より「丁組座頭祝物」は「先例之通」となっており、独礼の面々も同じく銘々に包み遣わすやり方が踏襲されている。他に「御勘定所御用聞分」として46人が1人前に46文宛取り立てて、惣月行司事から座本へ渡す決定が成された。これ以降「惣月行事記録抜書」には礼式の変化や町人の範囲について細かな指示は記録されていない。

寛政12年(1800)8月の「役晴れ」の御祝能では、一統願いによって拝見が許可されたが、先例のない者は不許可となっている(19)。また享和2年(1802)10月の御祝能(20)の際も、先例により定まった町人に見物が許可されている。この頃になると細川家の御祝能に伴った町人の格式が定まり、先例を重視するようになっており、座頭への祝物授与も、天明7年以降ほぼ同様の状況が現出したと考えられる。

実際に文政9年(1826)11月の御祝能の時には、「丁組座頭」には先例の通りに1人前に40銅宛取り立てて遣わし、独礼衆は銘々に包み一同に取り揃えて遣わす事となっており、天明7年の取り決めが踏襲されている。

このように時期によって座頭への祝物の授与の形態は変化しているが、熊本町の町政との連動によって整備されていった様子が窺える。町人から御祝能の際に祝物を得ていたのはこの熊本町の「丁組座頭共」であり、町人側の礼式が整備されるのに伴って、座頭の側でも祝物に与れる座頭の範囲がより明確に確定していったのではないだろうか。座頭がそれぞれ銘々に町人に祝物を請けに行く状態からすれば、制度化された祝物授与の形態となっていると考えられる。

これは町側の礼式が整うのと同時に、座頭祝物の遣り方も決まるなど、町社会における座頭の位置確認ともなっている。個別収集であった頃にはゆるやかであったものが、祝物の範囲と金額が固定化するに従い、座本が一括して受け取り分配する方式に変わったため、人数或いは「丁組座頭共」という範囲に決定して行ったと考えられるのである。つまり祝物は「丁組座頭共」しか受取れない仕組みとなり、ここに祝物取得権が特権化したと言える。またこの「丁組座頭」の確立過程は、府中座頭の内部構成員の整備の過程でもあり、

町政との連動で、府中座頭の正式な人数もこの頃に定まったと考えられる。

なお「聴組座頭」は「丁組座頭」の幕末の姿と考えられるが、祝物の受け方は一括分配方式から再び個別収集方式に変化している。これは初期の規制のゆるやかな頃に比べて、「丁組座頭」や府中座頭の人数が定まった後の統制の取れた状態での個別収集であり、それだけ府中座頭が町側に受容された姿を表していると考えられる。

また座頭の府中入りに関しては、座頭の生活の場である熊本城下町において、座頭の特異性と職業形態から、受容する町側の了承も必要になると考えられるが、上述のように、府中では座頭の人数は制限されており、この人数制限こそが町側の許可であったと言える。またこの祝物は、在座頭の門弾に代わるものであり、府中座頭は町社会との関係で、特殊な成り立ちを見せていると考えられる²¹⁾。

「聴組座頭」とは、在座頭の大方の立場である「村抱え」の意味合いを持つに相当する者で、「町抱え」の側面があったのではないだろうか。府中で活動していた座頭の中で聴組に所属しているのは半数程であり、四度官以上の者や裕福な座頭の姿があまり見られない。これが本来の「町に居住することを許された座頭」の員数制限とも言える。聴組に所属していない座頭は、祝物収集などで糧を得なくても良い、音曲指南だけで暮らしていける職業的に独立した者だったのではないかと考えられる。

- 1) 藩主一族の初国入り、家督相続、結婚などである。細川家の吉凶の際には、藩内座頭は、直接細川家から配当金と呼ばれる祝物が下されている。それは高官座頭・座本・間役を除いて、藩内座頭に均等に分配される。「丁組」への祝物と藩内座頭への配当金は別物である。
- 2) 主に参加人数と参加者の格式、礼儀作法等の規定となっている。
- 3) 細川藩政史研究会編集『熊本藩町政史料 一』1985年。163頁。
- 4) 前掲『熊本藩町政史料 一』。484頁。
- 5) 永青文庫 14, 1, 7「口書」。嘉永2年、謙蔵の記事がある。永青文庫 14, 2, 1「口書」。嘉永4年に里之一の記事がある。
- 6) 細川藩政史研究会編集『熊本藩町政史料 二』1989年。356頁。
- 7) この「町在」は、嘉永年間に「丁組座頭」を騙った座頭が廻った範囲を考えると、熊本町とその周辺の在・在町であり、それが府中座頭の縄張りだったのではないかと考えられる。〔資料3〕〔資料4〕参照。
- 8) 前掲『熊本藩町政史料 一』。3頁。
- 9) 前掲『熊本藩町政史料 一』。
- 10) 前掲『熊本藩町政史料 一』。
- 11) 町奉行。天明8年から寛政元年にかけて1年3ヶ月間在任した。
- 12) 新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 通史編 第三卷 近世I』、熊本市、2001年。702-710頁。
- 13) 前掲『熊本藩町政史料 一』。413-414頁。
- 14) 前掲『熊本藩町政史料 一』。455-458頁。
- 15) 前掲『熊本藩町政史料 一』。461-462頁。「此諸町人ト申ハ、御扶持方被下候常之町人共」の事とな

っている。

16) これ以前には明確な記述がない。

17) 前掲『熊本藩町政史料 一』。483－484 頁。

18) 前掲『熊本藩町政史料 一』。532－533 頁。

19) 前掲『熊本藩町政史料 二』。170－171 頁。

20) 前掲『熊本藩町政史料 二』。201－203 頁。10 代藩主斉茲の任官と、世子將軍家御目見え・婚姻の祝事に対するものである。

21) 府中座頭の場合は「丁組」（「聴組」）に所属して祝物を得るか、芸能者として生きるか、あるいはその両方で生活出来ていたのではないかと考えられる。

第 3 節 町社会との関係の深化

府中座頭は、府中に住み、町社会との関係を深化させていった。第 1 節でも述べたように、座内でも主要な座頭が輩出されるという、府中で暮らす座頭の優位性がある。府中には、城下町の経済力を背景に祝物収集の「特権」や座頭業本来の芸業の需要があった。またそこで得た金銭を元手に金融業を営む者も存在した。

座頭は町社会に認められていた町居住者であったと考えられるが、どのような「町人」として認識されていたのかを夫銭の徴収の面から検討する。また慶応元年に座頭から出された「御間拝借」の願い出から、具体的に座頭と上層町人との関係性を明らかにし、府中での座頭存在の在り方を明らかにしたい。

(1) 「町人」としての座頭

前節のような手続きを経て府中座頭になった者は、同時に府中居住者ともなる。府中居住者である座頭の内、町の負担金の一部を払っていた者の存在が幕末に確認出来る。

（「座頭帳」慶応 2 年 6 月条）

奉願口上之覚

去ル子年小倉表御人数御繰出之砌、一統町夫御手当被仰付候付、懸々町役より其町居住之もの江相応々々夫銭出家致様、割合を以申来候処、天保十五年辰六月盲人之儀ニ付、竈取之儀御差省被仰付、併夫銭之儀は其町ニ居住致軒口塞、譬ハ脇方五十目出家致候ハ、三十目位之処ニ而出家いたし候様、其砌御口達ニ相成其趣早速町役之方江申向候処、承知致候段、返答ニ及申候、夫故竈取之儀は申付無之、猶又今度町夫御手当被仰付候付、夫銭出家申来候処、私身分不当之高ニ付、脇方江段々聞合申候処、本坪井一丁目居住宮村主計之一儀は壺番手に付五十目、新坪井職人町居住西本秀之一儀は宮村同様、京町本田治部一儀は壺番手に付六十目ニ而御座候有様、私儀壺番手に付百五十目ニ而御座候、尤町々ニ寄聊之違は有敷之儀ニ御座候得共、何分右高当時柄心

底ニ任不申候間、前文御口達之趣を以町役之方江相談仕申筈ニて参り申候處、出家一條ニ付而は一切相談之筋無御座候と申切、夫故ニ何分も談合等出来不申、何卒脇々之通りニ出家いたし度奉存候、乍併右之通町役より一切寄付不申、不得止事、此段書付を以御達申上候間、宜敷様ニ御讃談被成下候様、奉願候、以上

慶応二年丙寅六月

古庄勾当

齊藤久助殿

笠熊七殿 1)

これによると、座頭は盲人なので「竈取之儀」は免除、夫銭は間口に依じて正規の 60 パーセント程度を払うようになっている。町では、町運営のための必要経費を町用銭として家持の町人から徴収していた 2)。古庄勾当や宮村主計之一、西本秀之一、本田治部一といった四度以上の高官座頭は「小倉表人数御繰」の際の臨時の夫銭を払っているのである。

また「本坪井一丁目居住宮村主計之一儀は壺番手に付五十目、新坪井職人町居住西本秀之一儀は宮村同様、京町本田治部一儀は壺番手ニ付六拾目ニ而御座候有様、私儀壺番手に付百五拾目」とあり、負担金は居住地によって相違がある。府中座頭は一つのまとまりを持った集団であるが、いくつかの組を立ててそれぞれに組頭がおり、芸業の縄張りなどを差配していたと考えられる。文中の「壺番手」は居住地を元とした組分けの中の上位者を指しており、さらに「町々ニ寄聊之違」は組分けによる、町ごとの階層性を示しているとも考えられる。座頭は、師弟関係などの縄張りの譲渡があり、その縄張りは府中座頭の中での了解事項となって、住める場所もある程度決まっていたのではないだろうか。「壺番手」はその居住地の代表として負担金を支払っていた可能性もある。町社会から見て同じ府中座頭でも、その中には独自の階層性も見受けられるのである。

他に座頭がどのような「町人」だったかを示すものに、文化元年（1804）5月に「町在」において、賞美された座頭の例がある 3)。洪水の時に高麗門内は「一統水上ケ」となり、その方面の者は禅定寺に避難していた。新細工町居住の和佐都は、座頭仲間の文弥から、洪水被災者の様子を聞き「有合之飯を出、其上白米有たけ壺斗五升程焚出握飯いたし」近所に住む鳥屋町平吉という者を頼んで炊き出しを行ったという。そのため「和佐一儀、盲人之身分別而寄特之儀ニ付、金子百疋可被下置哉」と選挙方から賞美されたのである。

ここでは賞美をされる際に「盲人之身分」が強調されている。座頭は基本的には盲人であり、一部ながら負担金も払っていた古庄勾当などの高官座頭でさえ「竈取之儀」は免除されている。座頭に対しては、町運営に関わるほとんどの負担金は「盲人之儀ニ付」免除されていたのではないかと考えられる。無税で府中に住み、営業することが出来るだけでも座頭にとっては「特典」であり、そのことは町側が座頭を「保護すべき存在」と見ていた証左ではないだろうか。「盲人之儀ニ付」という言葉が表す通り、それは制度的に対等の関係ではなかった。どれ程富裕な座頭であっても、その意味では彼らは町行政からは除外されていたと考えられる。

さらに座頭は一代限りの存在であり、府中座頭も一代限りとなる。先の古庄勾当の息子も、同所に住んでいながら所属は高瀬町人数となっている。

(「座頭帳」慶応2年11月条)

奉願口上之覚

衛士殿家来古庄誠意儀、病氣ニ而奉公勤兼申候間、暇願出候処、願之通被仰付旨、附紙ニ相成申候、依之已来之儀は私育ニ仕申度、尤古庄誠一郎と改名為仕申度、此段宜敷御達ニ成可被下候様奉願候、右口上之覚書を以奉願上候、以上

慶応二年十一月

古庄勾当

笠熊七殿

野田左平殿 4)

古庄勾当の息子古庄誠意は、澤村衛士に奉公していたが病気のために暇乞いをし、以来古庄勾当の育となっていた。古庄勾当は、今度息子を古庄誠一郎と改名させたい⁵⁾と願い出たのであるが、これに対して当用方から同文書中に「願之趣難被叶候、委細は安政六年十二月申達置候通、生所之人数ニ被差加候間、暇出候ハ、其段早速生所江可被相届候」との返答があっている。

古庄勾当は四度以上なので当用方支配であり、また府中座頭としての待遇を受けているが、古庄勾当の子供は本籍地のままとなっている⁶⁾。また八代町の三津瀬都は、光円寺支配のまま府中に来ており、「座頭帳」にはその後移籍をした記録はない。

座頭は、座頭である事も府中座頭である事も一代限りであり、たとえ府中在住期間に子供が生まれて町人数として登録されても、座頭に対してあった優遇措置は子供には継続しない。その意味でも、座頭は町社会の中では特殊な位置にあったと考えられる。

ただし、古庄勾当は小倉出兵の際の夫銭には「又今度町夫御手当被仰付候付、夫銭出家申来候処、私身分不当之高ニ付」⁷⁾と負担金の額が高過ぎる旨を訴えており、制度的な疎外を逆手に取る程の自己存在に対する「特権意識」を持っていた。制度的な疎外がありつつも、町社会の中に集団化し得たためにこのような感覚は醸成され、外に向かつての要求となったと考えられる。

(2) 「御間拝借」の願い出に見る府中座頭と上層町人との関係

府中で生活する座頭は、住む場所によって差があったように、町社会との関わりも一様ではなかった。例えば勾当などの上層座頭を含め、府中の半数程の座頭は「丁組」に所属しておらず、祝物収集以外の町社会との関わりがあったと考えられる⁸⁾。

府中座頭の町社会との関わりの一つに金融業があり、慶応元年正月に「御府中座頭中」から座本を通して「御間拝借」の願い出が出されている。

(「座頭帳」慶応元年正月条)

乍恐奉願口上之覚

〔前略〕乍併私共此節存直候儀は、右躰之高利を貪候訳合ニ而無之、輕利之儀迎貸方仕、中益を以取続申度、尤御家中江は決而取遣不仕、都而市中迄ニ相究置可申候得共、盲ニ而貸渡候余力迎は無御座、其上借用いたし候面々より嘲候類も可有之、就而は思敷利潤を得候儀は有御座間敷、加之去夏以来御出方筋弥増ニ張出候御砌ニ御座候得は、拝借筋等不容易ニ奉願候而は難相濟次第と申儀は、深奉願居候得共、此段押移候ハは一家浮沈之境ニ立候外無之、歎敷次第ニ御座候間、預一割懸込に而十ヶ年賦返納を以、何れ之御間よりそ三拾貫目被為拝借被下候儀ハ被為叶間敷哉、左候得は是迄高利之錢迎借受難渋ニ陥居候面々江、月式歩之利付にて貸渡候而は、高利と打替、困窮を防商売方之基成立之一端共相成候儀は顕然仕居候間、何卒御出格之思召ニ被為以御濟出被仰付置候様宜奉願上候、尤私共手才覚迄ニ而貸方いたし候而は、取立方之期ニ臨迷惑ニおよび候哉も難計、依之右丈ヶ難被為叶御儀ニも被為在候ハは、御見込ニ被為拝借被下候様奉願候、左候ハは返上納之儀は富興行毎ニ祝物錢受取来候分、五貫目余御座候間、聊御難題を不奉懸、年々屹度無置滞相納可申儀は当前ニ御座候得共、拝借被仰付候錢迎之名儀を以貸渡不申而は、取立方速ニ被行申間敷、去迎返弁方等閑ニいたし候面々有之候而も、強チ御役々御手数を懸取立等仕候萌は毛頭無御座候得共、拝借被仰付候錢高を土台ニ仕候而振出、其余貸方相増候分は、私共出入向、間ニは富家之面々も御座候間、追而は相對輕利を以借受振出候覚悟ニ御座候間、以後借用いたし候者ハ、内実為合ニ相成可申、且去冬小倉表江猶御人数御差越被仰付候後は、就中市中一統出方筋頻々に而、弥以難渋打重居候末ニ而、所謂弁利ニ相成可申と奉存候間、何卒御別段御憐愍を被為以、此節ニ限相濟出被仰付被下候様、幾重ニも宜鋪奉願候、左候得は御蔭ニ而飢渴之患も凌、無此上仕合ニ奉存候、此段乍恐口上之覚書を以奉申上候間、可然様被成御參談可被下候、以上

元治二年正月

御府中

座頭中

座本

若一殿 9)

これは、去年夏の蛤御門の変や小倉出兵（長州征伐）等で、庶民の琴三味線の稽古等一切がなくなり座頭が生活困難に陥っているため、藩庁からの「拝借錢」で金貸しを行いたいというものである。また「御家中江は決而取遣不仕、都而市中迄ニ相究置可申」とあるように、町人相手の金貸しである。元々座頭の金貸しは、安永7年（1778）の幕府申渡書に「都而盲人之儀は鍼治導引琴三味線の外渡世も無之、貸金にても不致候而は勾当檢校にも相成兼可申」とあり、盲人保護のため幕府公認だった10)。府中座頭もこれまで「自分才覚」で金貸しを行ってきたが、取り立ての際に踏み倒されないように「官錢之名義」を求めて

いるのである。そのため「何れ之御間よりそ三拾貫目」を借り、「預一割懸込にて十ヶ年賦返納」するという。

さらに「御間拝借」の30貫目を土台にして「振出」、貸し方が増えた分は「私共出入向、間ニは富家之面々も御座候間、追而は相对輕利を以借受振出候覚悟ニ御座候」として、座頭は富裕な上層町人との協力を考えているのである。この「富家之面々」は芸業の弟子兼パトロンでもあるだろうが、金融業のパートナーでもあったのである。座頭には金貸しが許可されていたので、座頭を表に立てて金融業をする「浪人町人」がおり、それを禁止する法令がすでに正徳2年(1712)に幕府から出されている¹¹⁾。府中の一部の座頭は、府中「富家之面々」とそのような関係にあったと考えられる。そうして、この段階において「御間拝借」という形で、さらなる発展を目指したのではないだろうか。

この時に重要なのは府中という町の経済力であり、府中座頭という立場だった。さらにこの幕末における上層町人を巻き込んだ活動が可能にしたのは、上層町人と関係を持つ担保としての座頭の「高官位」だったと考えられる。そういった意味で、高官位は座外にも社会的信用があった。府中においては、高官座頭の下での派閥も、芸業が基本ではあるが、その枠を超えて存在し、派閥の強弱によって取り分(利潤)が増減する。これが府中においてさえ、格差を作っていたと考えられる。

以下の史料が、この願い出に対する当用方の審議である。

(「座頭帳」文久3年9月21日条)

御府中住居之座頭共、一兩年之形勢ニ而三味線稽古相減、暮方難渋仕候付、何れ之御間よりぞ三拾貫目被為拝借被下候様、左候へは夫を以市中江高利之借財いたし、難渋ニ陥り候者江右之残仕之内より打替貸遣候ハは弁理ニ相成、右之利潤中益を以暮方之運を付可申、拝借之引当は富講之祝物錢一ヶ年五貫目程も御座候哉と、別冊書面ニ相見候付、町方承合候処、彼方江は相分不申、何れ富講ニ関係仕候ものニ而も可有之哉との事ニ御座候、拝借高ハ三拾貫目難叶候ハは、其内ニ而も宜との書面ニ御座候て、官錢之名儀を以貸方いたし候ハ、取立之節弁理を得可申との事ニ而も可有候哉、難渋ニ付而右之通之趣、先は尤之様ニも相聞候得共、此砌右様之筋之賄ニても、御振出御本方ハ猶更諸間共一切見込無御座候、府中之座頭は四十人計も居候由、諸御郡ニ懸候而も七百人余も居候処、難渋を比し候へは在中之方強ク御座候由、然ニ御府中居候もの江御手を被付候得は、在中よりも直様願出申候哉之見込御座候、夫共只今飢ニおよひ候申場ニ至候ハ、御取扱之儀は如何様とも御取扱をも可被仰付哉ニ候得共、此節之儀は左様之訳ニては無之、居なからゆるりと世渡仕候運を付候組立と相見申候而、拝借之儀は難叶、自分才覚を以相对借殖筋取計候儀は勝手次第と及差図候而は如何様ニ可有御座候哉

御当用方 12)

拝借高は 30 貫目が叶い難ければ、せめて官銭の名義をもって貸し方をすれば取立てがし易いのはもつとも思われるが、現在諸間一切見込みがない。府中の座頭は 40 人程で、諸御郡には 700 人余もおり、在中の方が難渋している状況で、府中に手を付けるならば在中からも願いが出るだろうとの危惧を抱いている。また本当に逼迫しているならば何とかしなくてはならないが、最近「居なからゆるり」と暮らしているようだと、拝借の儀は不必要との方向で進んでいる。結局この件は「近年莫太之御出方被差湊、其上是迄見合無之、願之趣難叶候、尤自分才覚を以貸殖筋取扱候儀は、可為勝手次第」として却下された。

注目したいのは、当用方は府中座頭と在方の座頭とを明確に区別しており、そこに経済格差を認めている事である。ここでは府中座頭は、府中座頭としてのまとまりをもって行動しており、座全体を視野に入れているわけではない。彼らは町の経済力を背景に、上層町人と活動を共にする事で、座内でも突出した存在となっていたのである。

また「富講之祝物銭」について町方は判らないと返答しているが、実際に富講の時に座頭への祝物授与は行なわれていた。どのような経緯で祝物を受けるようになったかは不明であるが、明治 2 年 (1869) 5 月、伊豆一という座頭が「私共富講興行之節は施物配当仕来申候処、右富講被廢旁以衰微仕申候」ために、京 1 町目の仲間と「小唄三味線浚講」開催を願い出ており、長く続いた習慣だったと考えられる¹³⁾。さらに文化 13 年 (1816) 5 月に、細工町別当箕田八左衛門が「兼々不仁之差捌有之」として密告された事件があり、列挙された「不仁之差捌」の一つに、富講での不正が挙げられている。箕田八左衛門は「富講之儀を被為仰付、莫大之勤料被下候處、尚不飽足、座頭祝物之名借、組共より引立候而、其半高分を座頭ニ渡、残分自益ニ仕候事」¹⁴⁾として、座頭祝物の名義を借りて利益を貪っていると指摘されているが、座頭にも半分の利益が渡されており、ここに上層町人との関係の深まりを見る事も出来る。

以上のように、府中座頭は座頭という存在、または職業的「特権」を生かし、特に金融関係において上層町人とのつながりを強化させてきた。それは座頭が町社会で生きていく上では欠かせぬものであり、町社会との関係の深化でもあった。

- 1) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。慶応 2 年 6 月。
- 2) 新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 通史編 第三卷 近世 I』、熊本市、2001 年。847-848 頁。
- 3) 永青文庫 9, 19, 4「町在」。文化元年。
- 4) 前掲「座頭帳」。慶応 2 年 11 月。
- 5) 古庄勾当の息子古庄誠意は、藩士衛士家に勤めていたために名字を名乗っていた。高瀬町人数の者のため、辞めた時には元の名前に戻るところを、古庄誠一郎としたいとの願い出である。これは古庄勾当が息子の士分待遇を求めたのではないかと考えられる。
- 6) 古庄勾当は嘉永年間までは高瀬に居住していたため、子供もそのまま高瀬町人数として登録した可能性がある。
- 7) 前掲「座頭帳」。慶応 2 年 6 月。

- 8) 「丁組」所属の座頭も祝物収集だけでなく様々な関わりを持っていると思われるが、「丁組」構成員の問題とも関連して、それがどの程度重複しているのか詳細は現在のところ不明である。
- 9) 前掲「座頭帳」。慶応元年正月。
- 10) 中山太郎『日本盲人史』八木書店 1976年復刻（初版1934年）。341頁。
- 11) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年。130頁。
- 12) 前掲「座頭帳」。文久3年9月。
- 13) 前掲「座頭帳」。明治2年5月。
- 14) 永青文庫 9, 20, 4—2「町在」。文化13年。

おわりに

城下町の町政や経済力を背景に、そこで暮らす府中座頭の突出性は、時代を経るに従い顕現化した。その際、町社会と座頭が取り結んだ関係は、高官位を担保として金融業にまで発展するものだった。府中座頭になるのは、座頭の中では「出世」であり、町社会の中で暮らせるという事は重要だったと考えられる。町社会には官位を取得できるだけの経済力があり、高官座頭への師事もしやすく、またそれによる利潤の取得は、府中座頭の特権的地位をさらに拡大再生産させることになったのである。

府中座頭は町社会の受容と、それを土台にした関係性を構築し、さらに各種の座頭業によって深化させたのである。その結果、府中座頭は座内で突出する存在となった。また一部の上層座頭は、座外においても上層町人と結んで金融業を行なうなどの存在感を見せるようになっていったのである。

しかし府中座頭は、在の座頭の事は視野に入れておらず、全体的に府中座頭は府中座頭である事によって、座内ではさらに特権的地位を獲得すると考えられる。府中座頭の座内での突出は、同時に座内に格差を作り、元々当道座は師弟関係による階層性があったが、それにさらに地域的な階層性も加わったと考えられる。在から府中へと座頭の上昇志向の方向性が定まり、座はより複雑な内部の様相を呈するようになったのである。

ただし、在の座頭も要件を満たせば府中座頭になれる道があったため、彼らの存在は、期せずして座頭集団全体の底上げをもしていたと考えられる。

第3章 当道座と座外競合者

はじめに

座頭に許可されていた生業は、音曲指南・土用の祓い等の祈祷・按摩・金貸しなど、芸能関係から宗教関係、医術、金融業まで多岐に亘っていた。座頭はそれぞれ、場所に応じて自分に見合った座頭業を、単独または複合的に行って生計を立てていた。しかし座頭業の幅の広さから、同業者も多数存在しており、彼らは座頭の競合者となった。座はそれらの個人や集団に対して、座として対峙しており、座の権益を守る事に努めていた。

本章では、座頭が集団や個人などの座外競合者に対して取った方法を検討し、当道座の職業保障の側面を論じる。

府中では、音曲指南をする素人の芸能師匠が座頭の職業を浸食し、在方では門弾をする晴眼者または「俗盲人」¹⁾と呼ばれる座に入らない盲人が競合関係にあった。座はまず彼らに直接掛け合いをするが、それでも効果がない場合は、藩庁の管轄機関である当用方に裁定を持ち込み、その権力の後ろ盾を以って他を牽制する方法を取った。しかし、素人芸能者や無許可の門弾への罰則は軽く、座頭存在をおびやかす事象に対しての領主権力の意識は高いものではなかった。そのため、座は自ら他との差別化を図り、優位に立つべく努力する必要があったと考えられる。またそれこそが座頭が「自立」して生きていくための座としての手段だった。一方で、当道座の職業保障は、座頭に対しては積極的な保護となったが、他者への排他という面を持った。座外競合者の中でも、特に俗盲人については、盲目という同一性から峻別の必要性が座頭には強かったと考えられる。そのため両者の争いの中で、より座頭の志向性が明確に現れた。その志向性は職業の自他規制となり、座外盲人を排除する事になった。これらの座頭の保護と座外者への排他性が不即不離の関係にあった事を、本妙寺の開帳の際の見せ物興行をめぐる座頭の主張から明らかにしたい。

1) 座頭業をする座外盲人を、座頭側は「俗盲人」と呼んでいた。

第1節 座頭を取り巻く職業的環境

座頭は室町期に座を形成して以来、琵琶三味線音曲指南・荒神の祓いなどの宗教的活動・按摩・門弾など多岐に亘って職業を獲得してきた。

しかし獲得してきた職業の中には、同じような職業を生業とする者もおおり、中でも祈祷やト占関係を行う者との縄張り争いがあった。この宗教的活動については、座頭と盲僧が発生において同根であるとされているように、本来的に座頭は宗教性を持つものであったため、通常それを行う者は多く、周囲にもそのように受取られていた。また宗教的活動については、他存在も集団を形成しており、ここでは陰陽師と神職の者とのやりとりについて

て、集団同士の争いの面について考察する。

また一方で芸業に関しては、個人による芸業指南と門弾の分野で職業的競合があった。これらの行為には藩庁の規制があり、座頭はそれをもって競合者と対した。集団同士の争いと比して、規制に対する座頭の立場を明らかにしたい。

(1) 他集団との競合

集団同士の争いで表面化したのは、陰陽師と神職に関してであった。

座頭が行っていたのは土用の祓いなどの祈祷やト占が主であったが、同種の業に就いている下級宗教者も多かった。代表的なものは陰陽師であり、彼等は町在で祈祷やト占をして暮らしていた。正式に陰陽師を支配していたのは京都の土御門家であり、熊本藩にも「陰陽師触頭」が置かれている¹⁾。原則として陰陽師として活動する者は触頭から札を得なくてはならないとされていた。土御門家は文化・文政期に組織の支配の拡大と強化を目的として再編成を企図しており²⁾、職掌の類似した座頭にまで及ぼそうとした例がある。

文久3年(1863)、陰陽師の集団をまとめていた土御門家から「御国中座頭仲間之中ニ而占考仕候者江ハ運上可仕旨、追々御役所江申上来候」として、陰陽師のような「占考」を行う座頭に対して「運上可仕旨」の要求があった³⁾。まず町方から当用方に「懸合之趣」があり、当用方から座頭に問い合わせがいつている。これに対して熊本藩の座頭は、どうすべきかの伺いを京都職屋敷にたてた。京都職屋敷からは「文化十癸酉三月江戸表寺社御奉行阿部備中守様より御渡被成候御触書之内ニ、盲人たる者百姓町人段は、武家陪臣之子弟ニて主人屋敷内ニ罷在ル共琴三味線針治導引売ト之類は悉檢校之可為支配、強土御門殿配下ニ可付申名議無之」との返答があった。そのため、座本は当用方根取にその旨を伝え、後日土御門家から懸合があった時にはそのように答えて欲しいと上申した。その後座頭が土御門家に運上したり、傘下に入ったなどという事実は見出されないため、土御門家の要求は熊本藩内の座頭からは退けられたものと考えられる。

次に陰陽師とも職掌の類似する神職からの荒神祓いについての訴えを受けての、座頭側の文書がある。明治2年、座本は「当時ニ至、神職之者より相止候様と申族有之候由申出候」と神職から苦情を言われ、藩庁に「私支配之内ニも前々より且家を以暮方仕申候者も多ク御座候付、前文之通左様成行候て、歎ケ敷次第ニ御座候間、何卒仕来之通荒神払之儀ハ座頭共江被仰付被下候様、此段臥て乍恐奉願上候」との訴えを行い、職業の保障を得ようとした⁴⁾。

これによると、これまで座頭は「四季之土用荒神」祓いを前々からの職業として暮らしていたが、この頃神職の者から止めるように言われるとの事である。座頭にとっては長年続けてきた職業であり、神職側の要求を認めるとたちまち暮らしに困る。それは「歎ケ敷次第」であるため、従来通り「荒神払」は座頭に仰せ付けて呉れるようにとの願い出である。土用の荒神祓いは必ずしも座頭のみが行なうものではなく、地域社会において類似宗教者と縄張りの争いが頻繁に起こっていた事が判る。この件について藩側の文書が欠落し

ており、その後の詳細は不明である。しかし荒神祓い等は、特定の檀家を廻る場合も多く、神職から要求があったからと言って簡単に縄張りを渡せるものでもない。また座頭はこれ以降も、自分達の職業の中に荒神祓いを入れており、禁止されたという事実は見出せない。

近世期に地域社会を廻る下級宗教者は多く、卜占、様々な祈祷、荒神・水神の祓いなど、彼等の職掌はいずれも似たようなものであったと考えられる。そのため彼等が何者で、どの集団に属しているのか（又は属していないのか）は、地域社会の側から見れば大した違いはなかったと考えられるが、宗教者側からすれば自身の生存に関わる大問題であった。他者と競合した場合、上記の例のように座頭は京都職屋敷ひいては本所我家に訴え、また現地では熊本藩に訴えて善処して貰う事が可能だった。そもそも土御門家に関しては、その要求自体が熊本藩を通して成されている。反対に集団に属していない者や、属している集団が弱い場合は、生存権が侵害される恐れが多分にあったのである。土御門家による陰陽師の支配は、寛政3年（1791）4月の幕府の触を契機に拡大しており⁵⁾、その意味では、熊本藩内においては座頭集団の方が先んじていたため、彼等の要求を退ける事が可能だったのではないだろうか。

それぞれの集団の縄張り争いは、お互いの勢力の強弱によって、その時々で決着をつけていたと考えられる。

(2) 門弾と音曲指南

座頭の職業の1つである芸業の面では、個人の競合者が目立つ。その中でも、門弾と音曲指南については記録が多い。これはこの2者については、熊本藩内では座頭に対して優遇措置が取られていたため、座頭側から違反芸業者の告発が藩庁になされる事例が多いと考えられる。

座頭は毎年札料3匁を払い、座に加入していれば自由に音曲三味線指南や門弾をする権利があったが、一般の領民は、音曲指南の場合は藩庁に年銀3枚を支払い、門弾は雑芸札を得なければならない決まりがあった⁶⁾。

特に門弾に関しては、座頭側の記録によれば「於御国は元禄年中之頃迄は人別ニ式人扶持宛被下置候由御座候処、其時分豊饒打続候哉、米穀至而下直ニ有之、代銭ニいたし候得は纔計之事ニ有之候故欵、右式人扶持之儀は差上、在中門弾御免被仰付被下候様願替為申よしハ、連々申伝有之候儀ニ御座候」⁷⁾という理由で、国中どこでも門弾が出来る許可を得たという。この事は在方で門弾による施物を断られたりする行為に対抗して、藩庁への訴状に度々主張される。国中門弾は座頭には権利であり、他存在が勝手に門弾をするのは牽制されるべき問題だった。

まずは座頭は自分達で相手に対するのが通常だったようである。しかし何度自分達で掛け合っても埒が明かない場合に、座本が代表して藩庁に訴える事になる。そのため表出する事例は実際の件数に比べてかなり少なく、座頭側にとっての職業的侵害はほぼ恒常的に起っていたのではないかと考えられる。

この摘発される違反者は、在方の場合には門弾が多く、府中では芸業指南が多い傾向にあり、「方角座頭共迷惑」8) の言葉が示すように、それぞれの地域で座頭は自身の縄張りにとっての違反者を摘発するのである。また座は相手が個人でも集団でも、最終的には座として対応しており、毎年札替えをする座頭の職業保障を引き受けていた。

これに対して藩庁が罰するのは、座頭の競合者であるという理由ではなく、法に触れているからである。雑芸札を得ずに無断で門弾をやっているか、銀 3 枚を納めずに芸業指南を行っている者がそれに当たる。

藩庁の行った無断門弾の処罰の例を見てみる。

文化 6 年 (1809) 4 月、12 名の座頭が違反者の素性を調べ上げて、藩庁に処分を訴え出した。訴えられたのは「飽田郡池田手永上松尾村、茂右衛門」「同郡横手手永戸坂村、貞助」「同郡同手永新戸川原村、用助」「同郡五丁手永中川内村、次右衛門」「詫摩郡本庄手永本庄村、儀平」「同郡田迎手永田迎村、伊助」「合志郡竹迫手永板井村、勇七」「菊池郡川原手永春村、勇助」「右同村、庄助」「同郡同手永川原村、瀬助」「玉名郡坂下手永石木村、幸三郎」「同郡同手永安楽寺村、由助」「高瀬邊者、村不相分、吉蔵」「高瀬邊者、村不相分、和右衛門」「好助」の 15 名である。これに対して、藩庁は一人一人について所在を調べ、事情を聴取してから、大体は「重キ罪状之ものニ而も無之候」という理由で「叱」、1 人の再犯者については盲人であったために「三十笞」とするところを斟酌を加えて「三貫文之贖銭」として罰金の処置を下した。全体的に刑としては軽いものであり、合志郡竹迫手永板井村の勇七のように再犯する者もあり、抑止力もあまりなかったように考えられる。なお河原手永河原村の瀬助に至っては行方知れずのままとなっている 9)。

次に主に町で摘発される芸業者についてである。

座頭は当道座に属していれば、琵琶・琴・三味線などを演奏または指南する事が出来た。世の中が安定し、文化が庶民にも広がった近世期の社会では、三味線などの音曲を習う事が流行していた。しかし芸能などは非生産的なものであり、一方では制限の対象ともなっていた。

芸能に関しては「芸を以渡世いたし候者は、各別之事」であるが、町家で女子共が「慰ニ」三味線稽古をする事は「先つは無益之失費」とであるとされる。その上「女之仕習可申織縫等之儀も、自然と怠るようになるため、遊芸はほどほどにするべきであるという 10)」。また座頭や瞽女も「慰ニ稽古いたし候もの」へ「相伝事」を勧め、「過分之例銭等」を取る事は文化 8 年 (1811) 5 月に禁止されている (注 10 同)。座頭には芸で身を立てる「玄人弟子」と「慰ニ」稽古をする「素人弟子」があったが、「素人弟子」には相伝などは控えるべきものだったのである。このような理由で熊本町では天保 11 年 (1840) に、特に流行の「長唄」や三味線等の指南を座頭以外の者がする事を禁止している (注:『熊本藩町政史料三』)。

(「惣月行事記録抜書 八拾壺番帳」文政 4 年 4 月条)

一、長唄躰新風之唄三味線等指南方ハ勿論、稽古いたし候儀も御停止被仰付前々より

有触候、再々三味線等も盲人にて座頭組ニ不入町家之俗人指南いたし候儀ハ難叶段、天保三年以来再応及達置候通にて処、背御達猶又長唄躰之三味線流行いたし、且俗人にて琴三味線等指南いたし候ものも有之哉ニ相聞、重疊不埒之至難相濟事ニ候、依之向後心得違之もの於有之ハ屹と御咎可被仰付段、委細御達し有之候 11)

さらにこの禁令の付紙には「心得違之者ハ座頭共よりも名前承届相達筈之由」とあり、違反者の糾弾は、座頭の権利を認めた上で藩から奨励されていた。そのため座頭は、違反者を見付けては藩庁に報告している。座頭は芸業の面で藩庁から優遇されている事が判る。

実際に文久3年(1863)から明治3年(1870)までの「座頭帳」の中で、座頭は違反者と思われる者を藩庁に訴えている。事例を以下に抽出する 12)。

①慶応元年 4月

「柳川丁、坂牧慶次郎殿内」「京壺町目、道具屋善吉娘」「同、矢師重助娘」「今京町、柏屋萬助娘」「京壺町目、豆腐屋福蔵後家娘」「今京町、皮籠屋半次郎娘」「同、板屋儀助娘」「寺原、浦庄九郎殿家内」「蔚山町、河内二郎兵衛」「同、庄助」「竹部、石橋彦右衛門内」「同堀道、米之助内」「京町村、横川仁左衛門娘」「岩立村、十右衛門娘」「出京町、五郎助」が「新風之唄三味線指南取囃子」をしている事を訴えた。運上金を払わせるなどの取締りを願ひ出る

②慶応元年 5月

「京町田端小路、中野嘉助娘」「今京町、五郎家内ひさ」「同、中嶋屋弥作家内寿乃」「同、栄屋辰平家内しみ」「京壺町目、福蔵後家娘るい」が「新風之唄三味線指南取囃子」をしていると訴えた。運上金を払っていないならば止めさせて欲しい事、中でも福蔵の後家娘のるいなどは、同年4月に訴えられているにも関わらず、5月には今京町の吉田屋弥平次宅での踊りの会の時には、伴奏するなど全く憚らない様子であるので、重ねて取締りをして欲しいと願ひ出る

③慶応元年 6月

「今京町、皮籠屋半二郎娘」「三軒町、石橋彦兵衛姉」が「新風之唄三味線指南取囃子」をしている事を訴えた。半二郎娘は以前訴えたのに、まだ止めておらず、石橋彦兵衛の姉に至っては、以前にも増して弟子等を多く取り「専取囃子且指南」をしていると「彼方角仲間共より追々申出」があつているので「相止申候坎、運上銀弟子諸共差出候坎」取締まって欲しいと願ひ出る

④慶応元年 7月

「田中典儀殿家来、清原庄五郎家内」「京町西方寺袋丁、小田嘉兵衛娘」「今京町、鱧屋為

八娘」「高瀬御蔵御役人、田尻空平娘」が「新風之唄三味線指南取囃子」をしていると訴えた。中でも清原庄五郎家内は、指南までしているので運上金を支払うように取締まって欲しいと願ひ出る

⑤慶応2年2月～5月

座本宅の隣家に住んでいる安達幸右衛門の娘が「新風之唄取囃子」をしているとして、止めさせるように願ひ出る。双方に聞き取り調査が行われ、結局、安達が娘に以後は行わせない事を申し入れ、座本は訴えを取り下げた

⑥慶応3年7月

「新坪井六間町人数ニて二本木代村居住弥一」「本坪井壺丁目人数、三乃」が「新風之唄三味線取囃子」をしているので運上金を支払うように取締まって欲しいと願ひ出る

⑦慶応3年7月

「竹迫手永高楠村庄屋次左衛門と申者之娘」が「新風之唄三味線取囃子」をしていたので咎めたら「不都合之返答」があったので取り締まるよう願ひ出る

⑧慶応3年7月

「菊池合志山本玉名在之もの多人名前扣略」が義太夫指南をしており「方角座頭共迷惑」に付き、取り締まるよう願ひ出る

座頭は、大体においてこれらの者が本当に銀3枚を払っているのかどうかを確かめて欲しいと訴えている。これらの訴えは座本を通して当用方に提出され、当用方が違反者の所在地の管轄部局に調査を依頼するのである。藩庁のはっきりとした処分の記録はないが、例えば何度も訴えられている者がいる一方で、一度だけ名前が挙がる者も多い。一度だけの摘発者は、これ以降、銀3枚を払ったかやめたかしており、藩庁の刑罰に沿った処分が下されていると考えられる。

藩庁の芸業違反者の処置は、門弾の際と同様に軽い。現に「京壺丁目、福蔵後家娘るい」などは慶応元年（1865）4月に座頭から訴えられているのに、その1ヶ月後にはまた堂々と違反を繰り返している。芸能関係は藩内の風紀にも関係し、度を過ぎると戒められるべき問題ではあったが、決まりさえ守れば藩庁としてはそれ程重大視するものでもなかったのではないだろうか。

ただし法に触れているが故に罰するという藩庁の姿勢は重要である。座頭以外の門弾には雑芸札が、一般の芸業指南には銀3枚を要する藩庁の決まりは、座頭の優位が法制度に反映されたものとも言える。これは座頭がこれまで自己の權益を主張してきた事に対する1つの成果でもあった。

- 1) 盲人でありながら当道座に入らず座頭業を行う者達の事を、主に座頭側が「俗盲人」と呼称している。
- 2) 梅田千尋「陰陽師」(『シリーズ近世の身分的周縁 1 民間に生きる宗教者』所収。2000年、吉川弘文館)
- 3) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。文久3年10月。
- 4) 前掲「座頭帳」。明治2年9月。
- 5) 前掲「陰陽師」。266頁。
- 6) 前掲「座頭帳」。元治元年4月に「本文三味線指南方之儀は嘉永五年十二月一統及達候通、新風之唄三味線致指南候ハハ、銀三枚宛年々出銀被仰付候条、諸事先年一統達之節通可有御達候、以上」との当用方の文言がある。
- 7) 前掲「座頭帳」。文久3年5月。
- 8) 前掲「座頭帳」。違反芸能者の摘発の際にはよく見られる文言である。通常、座頭は自身の縄張り内の違反者を摘発していたと考えられる。
- 9) 永青文庫 13, 6, 15ノ2「遠慮帳」。文化6年。
- 10) 藩法研究会編『藩法集 熊本藩』創文社、1966年。929-930頁。
- 11) 前掲『藩法集 熊本藩』。929頁。
- 12) ①から⑧まで、すべて前掲「座頭帳」による。

第2節 座頭と座外盲人

座外競合者の中には、盲人も含まれている。彼らは俗盲人と呼ばれ、その同一性のために、晴眼の競合者よりも一層座頭にとって排除すべき存在ではなかったかと考えられる。

座頭の多くは、幼少期に失明して座頭に弟子入りし、座頭業を伝授されて一人前の座頭になる。これは琵琶や三味線などの芸事は早い内に習い始めなければ上達しないためだと言われる。しかし、座頭業は芸事だけではなく、また師匠を得るのは座頭業の伝授の他にも縄張りなどの関係があるため、当道座という異なる社会への適応には年数がかかったと考えられる。さらに費用がかかるために、座頭になれたのは、ごく若い時期に盲目になった者や経済的に豊かな者に限られたのではないかと考えられる。そのような座頭にとって、座に属している事は他存在との差別化を図る上で重要な事実だった。

ここでは座頭以外の盲人が歩んだ道を、中途失明者と、彼らの中から出現する俗盲人の生き方を明らかにし、それを元に盲人が座頭になるという事の特別性を抽出する。

(1) 座外盲人

近世の盲人比率に対して、熊本藩内での座頭数は、弟子の数を入れて6割から8割程だったと考えられる¹⁾。全ての盲人が等しく当道座に入ったわけではない。また、盲人には先天性と後天性があり、盲目になった年齢によっては彼らの生活は異なる。たとえばすで

に老齢にある者が盲人になった場合には、家族の対応も心情も違ったものだったと考えられる。

木倉手永居住御郡医師並の渡辺順甫は「先年以来眼病相煩盲人ニ罷成」ったため、医師の仕事が出来なくなった。そこで順甫の孫、渡辺貞吾（31歳）が10年前から祖父の代わりに往診に行くようになったが、その働きが良かったとして、天保13年（1842）藩庁から賞美されている²⁾。また水俣手永御郡筒小嶋作次郎（56才）は、弘化3年（1846）「老母は十ヶ年已然より足痛ニて歩行出来兼申候上、近年眼病ニて盲人ニ相成」という状況の中で、盲目の母に孝養を尽したとして賞美されている³⁾。これらの例にあるように、ある程度の年齢に達した者は、そのまま家族の扶養になるものと考えられる。ここでは盲目は老いの一種であり、自身の子や孫は当然の事としてその扶養を引き受けていたのである。

それに対して、まだ働ける年齢での中途失明は家族の負担が大きい。本人が稼ぎ頭である場合はなおさらである。高田手永鶴崎村卯八女房乃婦（41才）は、「無高同前小高之御百姓ニ而子共無御座、夫婦迄ニ而兎哉角」暮らしていたが、夫舛八が「十一年已前眼病相煩盲人ニ相成候後、農業稼方一切出来不仕、其上病身ニ而平常何之手業も出来兼極々零落仕」という事態になってしまった。それから妻は「晴雨之無差別他村居村ニ懸、托鉢日雇其外近辺貸業之夜稼等ニ而少々宛取合舛八養育仕、勿論遠方罷出候節は、留守内舛八食事并諸式共少々手数も無之様取計置、近辺ニ罷出候得は夜白共ニ頭々罷帰心を付」けて盲目の夫を養ったのである。妻はこの働きにより、天保13年に賞美を受けた⁴⁾。この例では、一家の主が盲目になり、子供もいなかったために妻が働いて夫を養っている。11年もの間、1人で盲目の上に病弱な夫を養うのは過酷な事であったに違いない。

いずれの場合も、家族であれ、盲人を一人養うのは大変な事だったと目されており、賞美されるべき範疇のものとして扱われている。

幼少時に盲目になった者に対しては、将来の長きに亘る困難は容易に想像がつくため、親は障害を受け入れ、何とか自立させたいと考えたのではないだろうか。その1つに座頭への道があったと考えられる。ただし座頭になるには、経済的な問題や座頭業の習得という修行が必要であった。また座頭は座外で座頭と類似する職業を行う者に対して「俗人」または「俗盲人」という呼称を用いており、そこには我彼の明確な線引きが窺える。座頭になるのは異なる世界に入るという事でもあったのである。

さらに眼病が嵩じて盲目になる可能性も高かったと考えられるが、眼病で「打臥」者もおり、働けない事態がある。座頭業は盲目という以外は身体上健康でなければ出来ないものが多く、そのような面でも、座頭になるという選択肢は恵まれたものだったのではないかと考えられる⁵⁾。

座頭以外の多くの盲人は、家庭の中に埋没する存在だったと考えられる。

(2) 俗盲人の発生と当道座の対応

家族に扶養される盲人がいる一方で、積極的に働きに出る中途失明者も居た。しかし盲

目の身で、労働の種類は限られており、自然と彼らは座頭業の範囲に侵出する事が多かった。ここに座頭との縄張り争いが起きるのである。

第1節で見たように、文化6年(1809)4月、座頭12名による在方の門弾者15名が摘発されるという事があった。彼らは一様に「琵琶を挽、在方中方々門挽仕施物を受、村々ニ而座敷を勤礼物を取、打廻」っていたため、座頭から「盲人渡世之妨ニ相成、難渋仕候」として、今後止めるように訴えられたのである6)。

訴えられた者は15名であるが、この中の貞助、用助、次右衛門、好助、和左衛門、幸三郎の6名が盲目または弱視だった。

彼らの積明文を以下に挙げる。

①貞助(飽田郡横手手永戸坂村)

「然処私儀無高ものニ而、当年二十弍歳ニ罷成申候処、近来癩病差発し盲目同前ニ成、何之仕事も成兼、老人之両親并妹弍人有之、都合五人之家内、老人共稼ニ而養ニ相成、私儀病氣とハ乍申、老父母之役害ニ相成候儀、至而歎歎奉存、物貰ニ罷出候而も御百姓之身分残念ニ奉存、師匠をも取不申、兼而聞覚申候唄をうたひ、琵琶を挽施物を受、日々取続申候儀ニ御座候」

②用助(飽田郡横手手永新戸川原村)

「近年目見へ不申農業之稼も成兼申候ニ付、為渡世方琵琶を持歩キ向々江罷越居申候処、矢部在にて長々大病相煩滞居申候由、未本服も不仕候様子ニ御座候、琵琶稽古仕候而挽歩行申ニ而は無御座、目見へ不申渡世難成、物貰仕候儀は残念奉存、無抛右之躰ニ而歩行キ申候由ニ御座候」

③次右衛門(飽田郡五丁手永中川内村)

「私儀元来無之者之上、生得弱柄ニ有之農業之働難成、少々不眼ニ茂有之、旁以渡世方難渋仕居申候處、高瀬在之者之由ニ而琵琶を弾キ罷越候ニ付、浄之袖稽古仕候処、少シ弾キ覚申候間、為渡世当春以来村方ヨリハ日雇稼之躰ニ而罷出、書名山鹿村々ジヌを弾キ滞留仕候」

④好助

「私儀生得極々弱柄ニ而御座候処、先年眼病相煩申候ニ付、療治仕候得共、全快不仕申、兼而難儀之者ニ而御座候得ば、老人之両親育申手立無御座、素り農業之稼ハ難叶、歳長ケ申候而之事ニ御座候得ば、三味線稽古も出来不申、手作りニ琵琶を拵、近村門ト弾仕申候処、カ也ニ両親育申助成ニ罷成申候ニ付、外ニ渡世之所縁も無御座候ニ付、只今迄も琵琶を弾渡世方押移り居申候、尤父ハ先年果申候而、当時八拾余ニ相成申候母并女房育居申候儀ニ御座候」

⑤和左衛門（高瀬）

「私儀高地請持御百姓相勤居申候処、五ヶ年以前眼病相煩、種々療治仕申候得共、快無御座、農業之働仕申候得ば、必多度眼病差重り難儀津仕候得共、渡世ニ相成候程之手業も無御座、歳長ケ申候而之事ニ御座候得は、三味線稽古も出来不申、手作りニ琵琶を拵、近村門ト弾ニ打廻り申候処、両親育申助成ニ罷成申候ニ付、只今迄も琵琶を弾廻在仕、両親相育居申候儀ニ御座候」

⑥幸三郎（玉名郡坂下手永石木村）

「私儀〔中略〕御百姓之身分ニ而如何相心得、右躰之儀いたし候哉、有筋書付を以可申上候旨、御吟味被仰付奉得其意候、私儀纜之局地請持、御百姓相勤居申候処、式拾ヶ年以前眼病相煩、種々療治候得共快無御座、終ニハ盲目ニ罷成申候、幼年之子供迄ニ而、難渋至極の仕合ニ御座候処、琵琶を聞習外ニ渡世之筋ハ無御座、不得止事近在を門ト弾仕、只今迄家内相育渡世押移居申候得共、今度被為仰付趣ニ付而は、御百姓之身分ニ而右躰之業仕候儀、重畳奉恐入候、子供もちり立申候ニ付、以来屹ト相止メ可申候」

以上によると、6人の状態は、貞助は「近来癩病差発し盲目同前ニ成、何之仕事も成兼」、用助は「近年目見へ不申農業之稼も成兼申候」、次右衛門は「生得弱柄ニ有之農業之働難成、少々不眼ニ茂有之」、好助は「先年眼病相煩申候ニ付、療治仕候得共、全快不仕申」、和左衛門は「五ヶ年以前眼病相煩、種々療治仕申候得共、快無御座」、幸三郎は「式拾ヶ年以前眼病相煩、種々療治候得共快無御座、終ニハ盲目ニ罷成申候」となっている。彼らは中途失明者または弱視と考えられる。しかし彼らに座頭になろうという意志は見られない。特に好助と和左衛門はそれぞれ49歳と29歳であり「歳長ケ申候而之事ニ御座候得ば、三味線稽古も出来不申」として、年齢を理由に座頭という選択肢を排除している。座頭は幼少時に弟子入りしてなるものだとの観念が共有されているように考えられる。

また6名いずれもが生活難渋者である。老親や弟妹を養うために、あるいは老親兄弟の厄介にならないために仕方なく門弾をしたと釈明している。貞助が「物貰ニ罷出候而も御百姓之身分残念ニ奉存、師匠をも取不申、兼而聞覚申候唄をうたひ、琵琶を挽施物を受、日々取続申候儀ニ御座候」と言っているように、門弾は物貰いが出来ない代わりに考えられる稼業であり、門弾だけならば特に師匠に習わずとも習得出来るようなものだった。座頭になるには費用がかかり、生活難渋者は簡単に座頭になる事は出来なかつたと考えられる。

彼らは、それが違反であると知りながら他になす術もなく門弾を行っている。しかし彼らの行為は、座頭に訴えられる事となる。

この訴えに対して、結局藩庁は文化7年（1810）5月、「御百姓之身分猥琵琶を弾候付而は、屹御咎をも可被仰付」ところであるが、「重キ罪状之ものニ而も無之候付叱」と判決を

下し、再犯しないように琵琶を取上げただけで済ませている。ここで訴えられている晴眼者および俗盲人はいずれも困窮し、窮余の策として門弾を行っている。彼らの窮状は藩庁としても認識しており、犯罪というよりは、本来は窮民対策の範疇に入るべきものとの意識が軽い処分につながったのかも知れない。

しかし座頭側としては、門弾で得られる糧を座外の者に取られるのは死活問題だった。座頭にとっては「大勢芸を致日々打廻候ニ付、私共仲間渡世方之妨ニ相成」るものなのである。そのため「右名前之者共ヨリ外ニ大勢廻在仕候者共御座候へ共、村所名前等相分り不申候」と違反者の身元を判る限り必死で探し出し、訴え出たのである。彼らがいかに困窮し、また盲目であったとしても、座頭でない限り座頭と俗盲人の間には常に緊張が生まれる。そして少なくとも座頭は座外者を訴え、一時的にせよ活動を止めさせる事が出来るのである。

1) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社 1974。62-72頁。加藤康昭の試算による。

2) 永青文庫 9, 23, 6「町在」。天保13年正月。

3) 永青文庫 9, 23, 11「町在」。弘化2年3月。

4) 永青文庫 9, 23, 7「町在」。天保13年4月。

5) 永青文庫 13, 20, 4(文政10年9月)、13, 20, 3(文政10年4月)「口書」。たとえば南関手永関外目村宇平(47才)は、「去秋之時分ヨリ眼病相煩、長々打臥居候ニ付仕向不申押移居申候」「其節迄も眼病強ク打臥居候」として働く事が出来ない。また、荒尾手永牛ノ水村嘉七(47才)も、「私儀眼病ニ而農業出来兼候ニ付、熊本江罷出日雇稼ニ而渡世仕居候」「然處旅中ニ而益々眼病差重歩行も出来兼候」という状態である。眼病で働く事の出来ない者も多かったと考えられる。

6) 永青文庫 13, 6, 15ノ2「遠慮帳」。文化6年。

第3節 当道座の志向性

座頭の藩政下における職業的な優位は認められるが、座頭はそれだけで満足するものではなく、さらなる権益を得るために、いわばその座頭業の境界を拡げるべく活動をしていった。その活動は、他者との生業の縄張り争いに端的に現れるものであった。

座頭が座頭業を守り、また拡げるために何を主張したのかを、本妙寺開帳における俗盲人とのやりとりによって確認する。さらにはそのような行動が、自己の地位を高め、相対的に他者を差別化する契機となっていたが、逆に座から離れる盲人をも生み出していた事を明らかにしたい。

(1) 座外盲人との確執に見る座頭の志向性

熊本城下町の西側、池田手永花園村にある本妙寺は、病氣平癒や各種祈願などで藩内外から参詣人を集めていた¹⁾。その寺で安政6年(1859)3月、本妙寺開帳につき、多種多

様の見せ物が出される事になった。その中に「座頭共力くらべ角力躰」の興行が打たれていた。これは一般に「盲相撲」と言われるもので、障害を逆手にとり笑いを得るといった類の見せ物である。この時は「座頭共」と銘打っていたが、実際には座頭が2人世話役に入っていたものの、2人は芸はせず、俗盲人による見せ物であった。これに対して「御府中、座頭共」は、放っておいては座頭の体面に関わると座本に訴えたのである。

この時の座頭の苦情には、彼らが持っていた座頭および座頭業に対する強い主張が見られる。

〔浄池院殿御法事帳〕安政6年3月条)

口上之覚

今度本妙寺御開帳ニ付、私共仲間之内熊本并在中之座頭共力くらべ角力躰之儀興行仕候由承り居候付而、糺方仕候處相違無御座候、尤根受之儀ハ何某ヨリ奉願候哉、寺社御町方ヨリ被差免候御模様ニ御座候、然處根元盲人之儀ハ町中之ものハ商用之働難成、在中之者は農業之働等出来兼候處ヨリ、筋々奉願返業等も被差免、座元之支配ニ被仰付、職札も被渡下置候事ニ而、三味線且針あんま等之職業仕候儀勿論之事ニ御座候、且又官服を受候座頭之儀ハ根元長袖之者ニ御座候間、勿論官服を受候仲間之もの、右様有間敷事ニ相加り候様も無御座候得共、座本江伺出故障有無之儀伺取候儀は、勿論之儀御座候得共、左様之手数ハ扱置候、右組立之頭立候もの呼出承り合候處、偽りを以押かくし居候位之事ニ御座候得は、職札被渡置もの共、右様有間敷働を仕候而ハ、私共仲間一統之面目ニも差障り候儀ニ付、力くらべ角力躰之儀執行いたし候儀は御差留被下候様奉願候、尤京大坂江戸表杯ニ而ハケ様成ル儀も有之哉、是ハ勸進盲目など之仕業ニ而も有之候哉、御国中之仲間は職札を被渡置候、盲人ハ外ニ今日を送り候、職業前条申上候通、三味線等之職を以取続候、差免被置候儀ニ付、此節角力躰之儀ハ被差留被下候様、幾重にも奉願候、此段宜敷被及御達可被下候奉願候、以上

安政六年未三月

御府中

座頭共

座元

住之一殿 2)

これによると、座頭は2つの点を強調している。1点目は座頭は「座元之支配ニ被仰付、職札も被渡下置」という座頭業の明確な縄張りの存在であり、座としては当然のものである。盲人が座頭になるためには、京都職屋敷に高い官金を納めねばならず、その上で熊本藩内では座本から毎年職札を受けなければならないのである。この職札は、座頭業の営業権の許可であると同時に、座員がそれぞれに構築してきた縄張りの共有をも示すものだった。そこにおいて、座外の盲人が座頭を名乗り、興行を行う事に対する拒絶である。

2点目は、座頭と盲人との混同を峻別するもので、座頭業の質について言及している。座

頭は「官服を受候」者であり、「根元長袖之者」という意識を持っていた。「官服を受候仲間之もの」は「右様有間敷事ニ相加り候様も無御座」者なのである。「右様有間敷事」とは、ここでは「座頭相撲」を指し、それは「勸進盲目など之仕業」ではないかとしている。ここにおいて座頭は「盲相撲」などというような芸をする者ではなく、かえってそのような下層芸人とは一線を画していると宣言するのである。訴え出たのは府中座頭であり、この認識は藩内全ての座頭が共有するものではなかったが、座を牽引していた府中座頭の主張は、座の志向性を代表するものと考えられる。またこれを座本は藩庁に取り次いでおり、座の正式な主張となった。以下が座本の文書であり、ほぼ同様の訴えとなっている。

(「浄池院殿御法事帳」安政6年3月9日条)

覚

本妙寺開帳ニ付而、座頭共力くらべ角力躰之儀を興行仕候由ニ而、御府中仲間座頭共ヨリ故障之儀に付而、別紙願書一通相達申候、右は私手許おいても糺方仕候處、別紙願書候通相達無御座候、根元盲人之儀ハ町中在中共商農之働難成處ヨリ、筋々返業を願出候得ハ、私手許ヨリ職札を被渡置候間、三味線等之指南を以今日を送り候儀ハ盲人職務ニ御座候、然處力くらべ角力躰之儀、於場所執行仕候儀は於座法無類之事ニ而、御國中仲間共一統之面目を失ひ候儀ハ、於私も同様之事ニ御座候間、何卒御差留被仰付被下候様奉願候、且又盲人之儀ハ惣而私支配ニ被仰付置候付、私より之差図を違背仕候者共、以来職札引揚支配差放シ申答ニ御座候間、別紙仲間どもヨリ之願書壹通御達仕候条、可然様被及御達被下候様奉願候、以上

付札

私支配之座頭共惣而職札を被渡置候、他支配之盲人は私ヨリ御差留被下候様との儀ハ難奉願、乍然盲人之儀は世上之見候處ニ而は矢張盲人座頭と一と口ニ申處、一統之面目ニ差障候儀ハ相違無御座候得共、他支配之ものに故障と申儀難成、於此處歎か敷事ニ奉存候、此儀は御僉議次第相心得可申奉存候、何分可然様及御達可被下奉願候事

安政六年三月九日

座元

住之一

齊藤久助殿

笠熊七殿 3)

結局この件は、そもそもの「座頭力くらべ」は「押留」られ「踊之儀」のみが許可されたため「盲目踊」と看板を出して興行される事になった。座頭側の言い分が通った形であるが、しかし座本の心情は「乍然盲人之儀は世上之見候處ニ而は矢張盲人座頭と一と口ニ申」との一文に集約されていると考えられる。

座頭は座頭である事によって、自身の地位の向上や利益を求めた。そのため、座頭と俗盲人との区別は厳重になされねばならず、この点についての規範は、座を脱退した者にまで及んでいる。元瞽女に対する座頭側の職業規制の事例がある 4)。

元瞽女よつは、6歳の頃眼病を煩い盲目となり、8歳の時に坪井鋤身崎の津知市という座頭の弟子になった。その後津知市が病死したため、坪井馬借町居住の古庄勾当の弟子になり、瞽女札を古庄勾当から授けられるようになったという 5)。よつは「年来心得違」も多く、さらに「座法ニ背キ新風之唄杯弾」ために「座元乱之根本」になるとして古庄勾当から職札を取上げられてしまった。しかし意に介する事もなく、座から離れた事で、今度は堂々と銀 3 枚を藩庁に払い「新風之唄三味線取囃子」指南をするようになった。ここに至り、古庄勾当および座本が苦情を申し立てたのである。古庄勾当に座本も同調し、当用方に訴えた。2人の主張は「新風之唄三味線取囃子」は座法で禁止されており、座に入っている者はもちろん、たとえ辞めたとしても一度座頭・瞽女であった者は、座法に従わなければならないというものである。これは座員が「新風之唄三味線取囃子」をしたいがために座を離れる事を警戒したものと考えられる。ここでも座頭は「新風之唄」のような流行歌を賤しいものと位置付けており、座頭業ひいては座頭存在の相対的な地位向上あるいは保持の思想が見られる。

問題は、この座頭の主張が藩庁に認められた事である。結局よつ側からの不服を抑えて、詮議の末「一端瞽女組入いたし候者は、新風之唄三味線指南は勿論、弾キ方も難叶」となり、よつは「新風之唄三味線指南」は取りやめるよう通知された。

座頭はこのような訴訟の積み重ねにより、彼らの思う座頭業の範囲を確立し、拡大させていったのである。

(2) 当道座の排他性

座頭が座頭として生きていくためには、同業者への排他性が必要だった。

晴眼の同業者集団には、神職や土御門家に対したように集団の強弱によって対応する事もあり、無札芸人に対しては領主権力の力も用いている。無札芸人はそれが発覚すれば何らかの処罰を受けねばならない。实际的にどれ程の効果があつたのかは判らないが、それは今まで座が藩内で獲得してきた権益が法制度という形をとったという点で、座頭にとっては大きな成果であった。座頭は祭礼の際など、多々ある局面に積極的に関わっていった。その都度、本妙寺開帳や元瞽女よつへの訴えのように、一つ一つ座頭のアイデンティティに裏打ちされた権利を獲得していったのである。

同業者の中でも、とりわけ座頭が厳しく対処したのは同じ盲人に対してである。彼らを排除するのに、座頭はさらにアイデンティティの強化という方法を用いて、内部を結束させた。座員であるかそうでないかという、彼と我との明確な区別を設け、座頭業の質によってその区別を差別化した。盲人芸能者を排他する過程で、縄張り争いや権利を主張する局面が多々あつたと考えられる。何故なら、世間から見れば「乍然盲人之儀は世上之見候

處ニ而は矢張盲人座頭と一と口ニ申處」6) だからである。これは座本自身の言葉であり、座頭にとっては盲目という同属性はずっと付いて廻るものだった。このためにこそ、座はさらに強く主張せねばならなかった。逆に言えば彼らの排除が最も困難だったのである。

座頭には、座頭業の質が厳しく問われていた。座頭は、座法において「賤筋目之もの之子、弟子に不可取事」「筋目悪敷輩へ出入致間敷事」としている。この「賤筋目之もの」「筋目悪敷輩」は「声聞師・弦さし・伯樂・馬口勞・石きり・くつわ・おさかき・船大工・渡守・足駄屋・艀械化・髪結・位牌屋・早桶屋・青屋・紫屋・樟梓屋・空也派・鉢叩・舞まい・猿樂・猿引・傀儡師・面打・弓師」とされ 7)、それらを卑賤視し、自らと区別していた。これが座頭が考える座頭存在の地位の位置付けである。実際に、この意識を彼らは具体的に行動したのである。それが「座頭相撲」を「盲目踊」に変えさせる事であり、一旦座員になった者は、紛らわしくないように、辞めても座の規範を適用させるという形で現れた。それは自らが思う社会的地位の反映でもあった。その意味で、他者から見た時に容易に区別のつく存在よりは、同一性の強い俗盲人が、自らが卑賤視するような業を行ない、座頭と混同されるような事態は何よりも避けたいものだったと考えられる。

それらを含めて、座は座法を守るような人材を育てる必要があった。本来座頭業は師弟関係により受け継がれるものであり、その強固な関係によって成り立つ側面が強かった。何年にも亘る座頭修行の中で、座頭は座頭業はもちろん、縄張り、座内のしきたりなどを身に付けて独り立ちをして行くのである。それらの集合体として、座は独特の世界を構築してきた。座の上層部は領主権力と結びつく事によって座の運営を行ない、または富裕な町人層と共に富裕化し、自らの社会的地位を高めて行った。座内には経済的・地域的なヒエラルキーが存在しており、その社会的地位は様々であった。下層座頭が上層座頭程に座頭存在に対する選民意識を持っていたとは考えにくい。しかし上層座頭が座の運営に関与していたため、彼らの意識は、札替などの行事において座法の読み聞かせを通して座員にもある程度は伝わったのではないかと考えられる。

これらの意識は、同時に俗盲人への差別と中途失明者の座頭への道を閉ざす結果となった。同じ盲人でありながらも、座員かどうか峻別の基準であり、座は盲人全体の組織とはなり得なかった。

これらの他者への排除の論理は、さらに座から離れていく者も作った。座頭業のノウハウを持った俗盲人の誕生であり、座にとっては非常に脅威になる存在だったと考えられる。例えば謙蔵のような者は、座内での経験から、嘉永2年(1849)から4年にかけて「丁組座頭」を騙り、祝物収集を延々と行っていた 8)。そのために謙蔵は座を追放されたが、父である林七の歎願によって、一旦は座に戻る事が許されている 9)。しかし再び明治元年(1868)「不宜事」をして、座から「座頭芸一切難相成」旨を通告された。これに対しても謙蔵は「于今心底相改不申、矢張座頭職業いたし剩帶刀仕、却而捨間之事を誹謗」するのである。座側はとうとう「座法之乱」になるとして「田迎質屋江被召籠、御糾明」を当用方に願い出たのである。この件は当用方から御郡方へ廻され、謙蔵生所の重富村庄屋高田

宗右衛門は「村方江居合不申候間、此内親類組内之もの共手分ケを以、所々江尋方ニ差出申候得共、于今行衛相分り不申、尋出次第召連罷出可申候」と返答している。しかし謙蔵は明治 2 年（1869）8 月になっても見付からず、結局この件はそのままになったのではないかと思われる 10）。

本妙寺の「座頭相撲」も、手助けをしていた座頭がおり、座頭は必ずしも一丸となって俗盲人を排除するわけではなかった。彼らのような者が俗盲人に加担したり、または自身も俗盲人になるなど、座員と俗盲人との間はそう遠くはなかったのである。彼らの存在は、座頭が、より集団の確立や権益を強化させたいと願い、活動する事によって起る矛盾を表しているように考えられる。座の権益の強化は座外存在への排除となり、同じ盲人や時には座員でさえも排除してしまったのである。

- 1) 福西大輔『加藤清正公信仰』岩田書院、2012 年。
- 2) 永青文庫 101 の 17 の 2 「浄池院殿御法事帳」。
- 3) 前掲「浄池院殿御法事帳」。安政 6 年 3 月。
- 4) 永青文庫 12, 9, 79 「座頭帳」。元治元年。
- 5) 熊本藩の瞽女組織についてはよく判っていない。この事例によると、座頭が自分の弟子筋の瞽女に営業札を与えていたようである。
- 6) 前掲「浄池院殿御法事帳」。安政 6 年 3 月。
- 7) 安田宗生『肥後の琵琶師』三弥井書店、2001 年。70-71 頁。
- 8) 永青文庫 14, 1, 7 「口書」。嘉永 2 年。
- 9) 前掲「座頭帳」。明治元年。
- 10) 前掲「座頭帳」。明治 2 年。

おわりに

座頭業と職掌の重なる存在は、すべて座頭の競合者になり得た。その競合者の中には、それぞれ所属する集団がある者と、個人とに分かれた。前者は陰陽師や神職などであり、後者は門弾や音曲指南をする芸業者だった。集団同士の争いの際には、集団の強弱によって、権益の帰趨が決まったものと考えられる。当道座はその意味では、本所と領主権力とのつながりによって他者を牽制するなど、藩内において確固たる地歩を得ていたと言える。後者に対しては、藩内では座頭に優遇措置が取られていた。座頭の門弾や音曲指南の職業的優位を認めた上で、他存在に対しては雑芸札または銀 3 枚を藩庁に納める事を条件に許可されていた。また度々座頭以外の者が琵琶をもって座敷芸を行う事を禁じている。このような措置の下で、違反者がいれば座頭は藩に通知し、罰してもらえるようになっていた。刑は軽いものであり、違反者は跡を絶たなかったが、それが法制度として活用されていた事は重要である。座頭の座としての努力の成果であり、他存在を牽制する根拠になってい

たからである。

座頭はこれらの藩内での成功を踏まえて、さらに自らの地位を高める努力を行っている。権益の完全な確保を目指したのである。それは、門弾や音曲指南といった個人芸業者の中で、特に座頭と盲目という同一性を持つ俗盲人との間の争いにおいて現れた。眼病に苦しみ、またたとえ盲目になっても、誰もが皆座頭になるわけではない。老年になっての失明者はほぼ家族の扶養になるものと考えられる。眼病にかかった者は治療して快癒の見込みがあれば、通常元々の職業の範囲内で生活する事を選択したように思われる。座頭という職業は、幼年期、治る見込みのない盲目者が持てる選択肢だったのではないと考えられる。そのため中途失明者は座に入れず、座頭業をする俗盲人となる者も現れたのである。そのような俗盲人は他から見ると区別が付きにくく、同じ盲人であるが故に、一層座頭にとって排除されるべき存在だった。座頭は彼らとの差別化を図ろうとした。そのために芸業の質を厳しく問い、座頭としてのアイデンティティを強調したのである。

それは、音曲指南・門弾などの職業における座の独占を守るため、つまりは座の存続のためであり、座の要求であると考えられる。しかし職業における座頭の特権的優位性を強調する事は、座頭を他の職業、他の芸人からも際立たせ、一部の座頭に強烈な自尊心を持たせるに至る。これは座の結束を促す精神的な支柱ともなったが、他方座にそぐわない座頭も生む結果となり、座から出ていく座頭を作った。彼らもまた俗盲人と呼ばれるようになった。

当道座は、座の存続のために座外競合者と日常的に争いを繰り広げ、藩内において成果を納めていたが、その事は結果的に座頭になれない盲人を作った一面がある。集団を作り、存続させるという行為は、「社会的弱者」であるはずの座頭が、実際にはさらなる「社会的弱者」を生産するものでもあり、座は決して全ての盲人のための組織というわけではなかった。その意味では座頭は「選ばれた盲人」であったと言える。

第4章 熊本藩制下の座頭と当道座

はじめに

近世期の盲人比率は、栄養状態、衛生状態などの影響で、現代に比べて高い。加藤康昭の試算によると、低く見積もって人口比率 0.2~0.3%程度であり¹⁾、かなりの確率で盲人がいる事になる。盲人には、先天性やごく幼少時の失明、または中途失明がある。前者の中で、幼少時に座頭に弟子入りし、座頭になる道を選んだ者達がいた。そういった者は熊本藩内では盲人比率の 6 割から 8 割を占めている。これは近世社会において座頭になる事が、盲人が家族の「厄介者」にならずに「自立」して生きていけるほとんど唯一の公的な手段だったからだと考えられる。

座頭は当道座という集団を形成していた。彼等は座の中心機関である京都職屋敷から官位を授与され、座頭として社会的認知を受けて暮らしていた。熊本藩の当道座は 17 世紀の段階では、官位制的な秩序を中心として編成されており、最高位を持つ検校の権限が非常に強く見られた。しかし類似の盲人集団である盲僧との対立などを契機に²⁾、座は徐々に領主権力との関わりを強めていった。その関わりの中で行政的な側面が促進され、宝暦の改革において、官位に拠らない座の長である座本・聞役制度が出来た事により座は藩内に確立し、行政の一部となったと考えられる³⁾。その結果、検校の影響力は後退し、行政的な側面に比重が移った。座はその意味では質的な変換を遂げたと考えられる。ただし検校を中心とした官位制的な秩序はなくなるわけではなく、座頭が座頭である限り、行政的な原理と併存する。この 2 つの原理は、彼らが領民であり、京都職屋敷に属する座頭であるという存在に対する 2 元性として捉えられる。

本章では藩内に定置化された後の、主に 19 世紀の当道座を対象として、その在り方を検討する。熊本藩制下における座の位置付けを行ない、その中において、座頭になるという事が盲人の「自立」化をある程度保障し得た事の内実を明らかにする。また盲人が座頭になって得た存在の 2 元性を、近世身分制社会の中で捉える事を課題とする。

1) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974 年。62-72 頁。

2) この争論は、小倉藩での座頭と盲僧との対立に端を発している。延宝元年（1673）12 月、小倉の城中において、藩主小笠原遠江守の歳暮の賀儀に出席した当道座の香坂検校と盲僧寿光院が、座順を巡り口論となった。どちらが上座につくかは、座頭と盲僧の身分序列に関わる重要な問題であり、これが発端となって両派は対決し、ついに当道座によって、座頭と盲僧とどちらが正統であるかという幕府の公事となった。結果、当道座の正統性が認められ、盲僧は当道座の下位につく事となった（永井彰子「筑前・筑後の盲僧集団とその周辺」『身分的周縁』部落研究所出版部、1994 年。260-263 頁）。

3) 拙稿「近世肥後における当道座の確立」（『熊本大学社会文化研究 9』熊本大学大学院社会文化科学研究科、2011 年）。

第1節 座頭の本質的性格

近世期の盲人は、その障害のために家族の扶養になるか、雑芸札を得て門弾などの芸業活動を行って暮らすか、座頭になるという 3 つの道があった。雑芸札を得て暮らすのに比べて、座頭になれば、座頭が独占的に許可されていた芸業や宗教的活動、金融業などの座頭業を行う事ができ、盲人ではあるものの「自立」して生きる可能性が高かったと考えられる。

ここではあらためて、盲人にとっての生業としての座頭の意味と、それを組織的に保障した当道座の存在意義を明らかにしたい。

(1) 座頭への道

近世社会において、盲人の生き方は 3 つに分類される。親や兄弟など家族の扶養になって暮らす者、雑芸札を得て門弾や芸業をする者 1)、座頭に弟子入りして座頭になる者である。盲人は盲目という障害のために、一般的には生業に就けず、家族の扶養になる場合が多いと考えられる。しかし家族の扶養になるのは、経済的にも心情的にも大きな負担になる。そのため盲人は盲人でも出来るような職業に就き、少しでも「自立」して暮らすために雑芸人や座頭になる道を選んだと考えられる。その中で熊本藩の場合は、盲人比率の 6 割から 8 割を座頭が占めている。座頭になる事は強制されるものではないため、多くの盲人が座頭への志向性を持っていたと言える。これは雑芸人に比べて、座頭の方が職業の幅が広く、また当道座という集団の安定性が影響していると考えられる。特に幼少時の失明者は、家族や周囲の者がそれを望んだのであり、座頭は盲人が「自立」して生きる大きな選択肢だった事が判る。

盲人が座頭になるには、まず座頭に弟子入りし、師匠について数年から十数年かけて座頭業を習得する。その後師匠の取次ぎを介して、京都職屋敷に官金を納めて官位を得る。そうして初めて当道座の座員として、京都職屋敷に所属し、座頭として認知されるのである。この際には必ず取次手数料がかかり、経済的な負担にもなるが、彼らはそうする事で同時に熊本藩の当道座にも属し、座頭として藩内で公的に活動が出来るようになる。

具体的には、座頭に独占的に許可されている芸業・祈祷などの宗教的活動・按摩・門弾・祝物収集・金融業などの座頭業を行なう事ができ、独り立ちできる可能性が生まれる。就業は座頭が「自立」して生きるための重要事項であり、そのための座による職業保障だったと考えられる。

座頭になるためには、官位を得る事が絶対条件であり、それには師匠の取次ぎが不可欠であった 2)。そのため当道座は基本的に師弟関係を軸とする関係の複合体であり、幼少時から加入して、その中で成長していく。同時に座頭業を習得する過程で座内の仕来たり等も習得しなくてはならない。座頭業の性質とその特殊な形態のために、座頭間では各地の縄張りや仕来りが形成されており、他者が一例えば中途失明者が一急には入りこめない

ような独特の社会を形成するに至ったと考えられる。座頭になるという事は元々の属する社会を離れて、異なる社会に入るという事でもあった。そのため、幼少時に盲目となった者が、家族の扶養にならずに座頭に弟子入りをして座頭になるのは、家族共々一つの大きな決断であったと考えられる。

座頭になった後には、自分の弟子一人と共に弟夫婦と同居し、座頭業で得た収入を弟の年貢の足しにしていた者や 3)、年老いた両親と暮らし一家を支える者、結婚し妻子を養う者など「自立」して暮らす座頭の姿が見られる 4)。

熊本藩の当道座はほとんど中途失明者を受け入れた形跡がなく、かえって座の權益を守るために勝手に座頭業をする「俗盲人」の取締りを強化している事から、座は決して盲人全体のための組織ではなく、その意味では広く盲人の救済を担っていたわけではない。しかし座入りした盲人には、座頭という新たな属性が付加された。それにより職業的な保障を受け「自立」して暮らす可能性が生まれた。苦しくとも老親や妻子を養う者もいた。家族の負担にならずに盲人が「自立」するためには、座頭になる事が、安定した一つの道だったと考えられる。

(2) 座頭の 2 元性

座頭は百姓や町人といった領民としての側面と京都職屋敷の成員としての側面を持っていた。熊本藩では、座頭になっても高官座頭以外は、百姓・町人という身分を離れる事なく、戸籍的には町在人数として把握される領民である。さらに刑法上、盲目は重度の障害者と位置付けられており、その意味で「篤疾のある領民」とも言える。

その事は御救米の支給の時に明確になる。慶応 2 年 (1866) 3 月、藩内の座頭 13 人が座本を通して当用方に御救米を願い出て許可されているが、その際の「人数覚」には座頭とその家族の人数も記載されている 5)。慶応元年 12 月に園一らが御救米を許可された時には「惣人数拾三人、壺人ニ付三合宛にして三斗五升ニ付七拾目遣之当を以、御救米被為拝領被置」6) との沙汰が下っているので、ここでも座頭および家族を対象にした救済措置であると考えられる。また 13 人の座頭は「難渋ニ付当時本庄手永本庄村江借宅」していたが「右は生所之村方江引取候上、御救米儀之取扱有之筈ニ付、早々出所之村々江引取候様可被達候、尤引取候上、其所之村庄屋迄早々申出候様との儀も可被達候」7) として本来の居住地を離れて暮らしていた。しかしこれ以降「生所之村方」に戻るとして、そこで支給を受けるように希望している。座頭は四度の官位を得ると町在人数を離れるが 8)、それまでは町在人数であり、「影踏帳」にも記載され続け、困窮した場合にはその所属する町在での保障を受ける事が出来た。

座頭は京都職屋敷から官位を授与されて座頭になり、熊本藩から公認される。細川家の吉凶の際には、藩内座頭に「配当金」と称する下賜金が下される事になっており、それは高官座頭・座本・間役を除いて、ほぼ全員に均等に分配された。小額ではあったが、これは藩（細川家）による座頭の公式な認定を表していたと考えられる。これにより座頭が座

頭として藩内で生きる事が可能となったのである。

座頭は町在人数でありながらも、現実の社会的生活においては座頭として認識されていたと考えられる。この 2 元性は、同じ強さで存在していたわけではない。座頭集団に属する事によって、藩庁はその待遇に、他存在と部分的にだが明確な区別をつけた。慶応 3 年（1867）11 月に、池ノ上居住の座頭萩之一が 1 貫目の寸志を願い出たが「座頭より寸志差上候儀難成見合之由、忝無之候ハ、養子いたし、寸志いたし候儀不苦、民籍より拾五貫目差越候得は、諸役人段被仰付候由、当年中ハ右之寸志之口明居候由、右之由返答ニ付、其段座本江申聞候事、一領一疋より以下段等をも有之候事」9) として藩から却下されている。寸志をするにも、座頭は自分の子供か、子供がいない場合には養子を取って、その者が代わりに行わなければならなかったのである。座頭は座頭である限り、その属性を越えて町在の者と同じ藩の待遇は得られないという面がある。町在の者の寸志による社会的上昇を、座頭は官位によって座内で達成されなければならなかった。正確には町在の者の政治的身分と座頭の社会的に認知された「身分」は同列には論じ得ないものであるが、藩庁の政治的身分の規制のレベルにおいて両者が混在されるところに、座頭の社会的認知の強さがある。これは、座頭の存在をより強固なものにしたが、逆に町在の仕組みから外れた存在として位置付けられる事にもなったのである。

またこの位置付けは、身分制社会の中での矛盾でもあった。座頭は一代限りであり、座頭の子供は盲目でない限り座頭にはなれないため、座頭業は家業には成り得なかった。座頭の子供は戸籍的には「生所之人数」10) に登録されるだけで、2 元性は持たない。しかし盲目の親をおいて奉公する事もままならない状況も多々あったと考えられ、座頭の子供であるが故に自立出来ない者もいた。罪を犯して捕まっている例もある。

天明 3 年（1783）6 月、「無宿熊五郎事、惣吉」17 歳は、米屋町に居住していた座頭先弥の息子である。惣吉は両親が亡くなった後は、古桶屋町に住む兄次右衛門の許に引き取られていた。一家共に「御町馬を取持仕候者之方ニ参、馬を牽渡世」していたが、3 年以前に兄の家を出て、宇土八代辺に「馬方奉公」に出た。天明 2 年（1782）3 月鯉村布田弥平太方に奉公している時に「鍬 1」を盗み、同年 9 月新坪井職人町藤次郎方で粟米の包みとして「古帷子 1、風呂敷 1」、天明 3 年 4 月頃質屋から「風呂敷大小 2、銭 2 匁」、同年 5 月宗巖寺丁の某から「古蒲団表 1、小裁古小袖表 1」を騙し取った罪で、天明 3 年春に熊本に出てきたところを捕まっている 11)。

次に、天明 3 年 6 月、中尾検校の息子である「妙躰寺支配、中尾勝次郎」17 歳が、やはり窃盗の罪で捕まっている。中尾検校は宝暦 13 年から明和 4 年にかけて、各種法事帳に「中尾勾当」として記載があり、後検校へ昇進したものと考えられる。父子は同居していたが、勝次郎は安永 9 年（1780）に土山七郎兵衛組の都甲嘉三右衛門の養子になり、都甲勝平と改名している 12)。勝次郎は天明元年 12 月、「御花畑御厩候番所」から、番人が見えなかったために「脇差 1」を盗んでいる。同 3 年正月には、相組の赤星太郎平方から「櫛箱 1、2 匁、吸物椀 1、包丁 1、風呂敷 1」を盗んだ。盗品を当時勤めていた御花畑東辻番所に置き

ておいたところ、露見している。さらに同年 2 月夜、新坪井紺屋丁次三郎方から「錢 10 匁、羽釜 1、鼻紙袋 1」を盗んだ。このような事が続いたためか、養子先に病身という理由で暇を願い、同 3 年 2 月には実父の許に戻り、妙躰寺支配になったという。しかし同年 5 月「刑部様御屋敷向辻御番所」から「刀 1、鼻紙袋 1」を盗み、とうとう捕まっている。結局、苗字刀は取り上げ、40 答という刑罰に処された 13)。

さらに天明 7 年 (1787) 9 月には、「聞役座頭寿恵一悴」で定廻り支配、蘭次 21 歳の犯罪がある。蘭次は同年 3 月と 4 月、嶋崎村松井牛右衛門隠宅に、寿恵一の使いと偽って三味線を借り、それを 2 度にわたり勝手に質入れしている。これは寿恵一が代金を払って返したという。また同年 4 月、佐喜一 14) から頼まれた仕立物をそのまま質入し、これもまた寿恵一が代金を払って返している。しかしとうとう同年 5 月に、隣家の本山次郎助方から「米 1 斗 5 升、釜 1、袴 1」を盗むに至り、親である寿恵一から息子の窃盗の申し出があり、捕まったのである。50 答に相当する罪であったが、親より申出があった事と盗品を返したために「罪状被成御免」となった 15)。

以上 3 件の例のように、府中座頭、検校や聞役といった名のある座頭の子供であってもその将来は安定したものとは言えなかった。そのため座頭は「悴共」の行末を心配し、将来の安定を得ようと藩庁に願書を出している。次の史料は文久 3 年 (1863) に星沢勾当から当用方に出されたものである。

(「座頭帳」文久 3 年 4 月条)

乍恐奉願口上之覚

従前々検校勾当の子供は苗字帯刀仕、間ニは被召仕候儀も有之候哉ニ伝承申候、于今至り而は年隔候而得とは存上不申候得共粗承及申候、依之已往之所より何卒右通ニ被仰付被下候様奉願上候、御存被為在候通、子供と申候ても芸業を以育来、農商之家ニ無御座候得は、幼少之頃より芸業之事ニのみ馴居申候得は、生長之後も右之稼は何程ニ可有御座哉、素不応身之事ニ御座候得は教導之儀不存寄、同は若年之内文武学を為励、随而武芸をも修練為仕、乍恐御国用之端ニ而も為勤上申度奉存候、誠ニ以私共始御国中之盲人共芸業之外ニは、天下泰平御武運長久五穀成就万民快樂之祈念のみニ而御難題ニ計相成、何一ツ御国用も不相勤、却而年々ニは莫大之頂戴錢被為拝領、冥加之程宜恐敷奉存、此段朝暮寝食之間も難忘、御国恩之程難有奉存上候、依之重疊恐多奉願上兼候得共、前文之通悴共江帯刀之儀、御別段被為以、御免被為仰付被下候様奉願上候、左候ハ、嚴敷教戒を加慎謹を為保、文武之芸術ニ為委身、後年御役ニも為立申度奉存候間、御事繁御中奉恐入候得共、帯刀之儀御免被為仰付被下候様願上申候、此段宜敷御達被遊可被下候、以上 16)

星沢勾当は「子供と申候而も芸業を以育来、農商之家ニ無御座候得は、幼少之頃より芸業之事ニのみ馴居申候得は、生長之後も右之稼は何程ニ可有御座哉」と座頭業を子供に継が

せられない現実に不安を抱いており、子供には「若年之内文武学を為励、随而武芸をも修練為仕」ているので「乍恐御国用之端ニ而も為勤上申度奉存候」と公的な道に望みをかけている。これは自然子供に名字帯刀を願うものともなっており、同年6月に当用方から「本文検校勾当之子は生所之人数ニ加り候究ニ付、苗字帯刀は勿論武芸稽古いたし候儀も難叶候」と却下されている17)。

星沢勾当の願書が不許可になった後、元治元年(1864)には同様の訴えが、今度は高官座頭3名・座本・聞役の連名で当用方宛に出された。彼らがいかに子供の将来を案じていたかが判る。

(「座頭帳」元治元年5月条)

乍恐奉願口上之覚

〔前略〕此節私共不図出会仕、兼々銘々心ニ込居申候所を、雑話之内ニ咄合申候処、悉皆同同服中ニ而熟シ而終身之処勤考仕申候処、星澤列三人は三官之内ニ昇進仕、若一已下は御役儀被仰付置御扶持方をも拝領仕難有、只今之所は兎哉角と押移申候得共、忝共之儀生長仕候而も家職と極候業無御座、芸業を以育来申候得は余業ニ疎ク、幼少より仕馴不申候得は、農暮之業は被行申間敷、往々狼唄仕候外無御座と一向存込申候、依不自由之私共一倍心痛仕申候、其上諸国一統之盲人は都而当道ニ入候様と之儀は、毎度従公義御触之趣も被為在候処、近世ニ至候而は、当道も嘲賤之風弊と相成、盲人と生得之芸業を嫌、針治導引共稽古仕、其末医家之門人と被成専変業仕候者有御座、難相濟儀ニ御座候、左様之処より猶更当道疎候族多御座候、依而忝共之儀、如何様成御役ニ而も何卒御奉公ニ被召遣被下間敷哉、誠ニ以御時節柄御国繁多之御中身勝手之願重畳奉恐入候得共、前条之次第ニ御座候間、行末之処無覚束寝食も不安昼夜案勞仕申候、如願被仰付被下候ハ、一統難有一期之際安堵仕、御蔭を以此分自然と諸人之免輕侮、幅広湖上ニ住居仕無此上仕合ニ御座候、就而は忝共江は文武之端をも為習、御用之節は課役をも為勤上申度奉存候、且役儀勤勞年功ニ付而は在方ハ勿論町方ニ而も難有御賞美筋被為在候哉ニ存承申候、私共何ソ為指御奉公は無御座候得共、御代々御不便被為懸候御儀奉紐、猶奉願上候儀重畳奉恐入候得共、右之段奉願上候、此段幾重ニも宜被成御達可被下候、以上18)

子供のために彼らは「忝共江は文武之端をも為習、御用之節は課役をも為勤上申度」と願い出るのである。この願い出は、跡は継がせられないものの、せめて現在の親の社会的な地位に相当するような立場、もしくは生活をさせてやりたいとの思いが込められており、下層の座頭では願い得ないものだっただろう。しかし子供の将来についての不安は、いかに上層座頭と雖も共通のものだった。「家職」がなく、その育ちのために子供達は「芸業を以育来申候得は余業ニ疎ク、幼少より仕馴不申候得は、農暮之業は被行申間敷」現実があったのである。もしそれが叶えば「一統難有一期之際安堵」であり「御蔭を以此分自然と

諸人之免輕侮」事が出来ると訴えているのである。さらに続く「役儀勤労年功ニ付而は在方ハ勿論町方ニ而も、難有御賞美筋被為在候哉ニ存承申候」という文言には、座頭の置かれていた社会的立場とその疎外感を窺う事が出来る。この史料には後の記録がなく、結果は不明であるが、先の星沢勾当の願い出が却下されたものと同様の理由で、やはり認められなかったと考えられる。

一代限りという座頭の葛藤は、座頭の 2 元性の内、領民としての側面が優先されるために起ったものであり、彼らが本質的には領民であった事を示している。また盲目という個人的な特殊事情を、座頭という形で近世身分制社会の中に位置付けた制度上の矛盾をも呈している。しかしそこにこそ座頭という存在の到達点があり、その位置付けによる社会的認知の強さは、座頭本人にとっては、ただの盲人では得られない「自立」した生活がある程度保障するものだった。彼らは自分が「自立」して生きるために、その葛藤を越えて座頭への道を選んだのである。そうして領民としての位置付けを前提としながら、座頭としての職業保障を手に入れる事が出来たのである。

(3) 藩制下の当道座

熊本藩の盲人の中で、座頭になった者は同藩の当道座に属するようになる。座頭数は府中には 40 名程度、在には 700 名程度がいたとされる。また正式な座員と認められていない弟子を入れると、熊本藩には 1000 名弱が座頭および座頭予備軍として存在していた 19)。

熊本藩の当道座は 2 つの原理によって動いている。1 つは当道座本来の官位体系による秩序の原理であり、もう 1 つは藩内での行政的な側面が重視された原理である。前者は初期の当道座を強く規定するものであった。その象徴として検校の権限の強さがあつたが、時代が下るに連れて藩内の当道座と領主権力との繋がりが強まると、その権限は後退している。しかし両者は共に、熊本藩において当道座を形成する上ではどちらが欠けても成立しないものだったと考えられる。

行政的な側面が重視されたのは、宝暦の改革において、座をまとめるための座本 1 名、聞役 2 名という役職を再編成した事で判る。この結果座の長は官位制に則った高官座頭がそのまま就任できるものではなく、藩内座頭間に官位制とはまた別の勢力の醸成を促進した。これが藩内当道座の運営主体である「熊本惣座頭中」と呼ばれるような府中座頭の突出となり、このまとまりが座本・聞役の主な供給源になったと考えられる。座の中核に入り込むためには、まず府中に居住し、府中座頭として認識され、さらに府中座頭内の組で組頭になる必要がある。そうして経験を積むと、聞役の予備軍になり、座本になる可能性が高くなる。座本・聞役は座内から推薦された幾人かの候補者の中から選ばれ、藩が任命する。この候補者の段階で、座内では非常に活発な選挙運動が行われた形跡があり、この座本・聞役の選出という制度に座内での多様な勢力の形成を見る事が出来る。実際に選出された座頭をみると、座内の組織的な経験を積むという要素が、聞役や座本には求められていた事が判る。しかし一方で、高官座頭が聞役を経ずに座本になる例もあり、官位

制による秩序、師弟関係による勢力図といったものが併存している 20)。この 2 つの要素によって、熊本藩の当道座は編成されていたのである。

座の内部には、高官座頭であるかそうでないか、府中座頭であるかそうでないか、「熊本惣座頭中」であるかそうでないかという大きな格差があった。これらは彼らが座頭である前に領民でもあったため、その出身身分に拠るところも大きい。実家の身分や地位、それに伴い住む場所や経済的な事情などが密接に関係している。その上座頭業に対する本人の才能、才覚といったものが影響し合い、それが座員それぞれの座内での立場を決定する事になった。座は複雑で重層的な構造の元にあったのである。これは座内に強固なヒエラルキーを作る事となった。座員になればその中で生きていく事が求められていたのである。また逆にその中でどの位置にいるかによって、社会的な生活や地位にも非常に大きな差があった。これが彼らが同じ座頭であっても、社会的に地位の上下に隔たりがあった理由ではないかと考えられる。

座の中枢にいる座頭は一部であり、多くの座頭は在に住み、中枢にいる事によって得られるような直接的な恩恵はほとんどなかったと考えられる。しかしそれらを内包した上で、藩内の当道座は運営されていた。

- 1) 芸業の中でも門弾という職業は、雑芸札を得れば出来るものではあったが、家々を廻って施物を乞うという職業形態であるため、それまで別の職業に就いていた者にとっては心理的な障壁があったと考えられる。さらに「俗盲人」と呼ばれる、どこにも属さない盲人にとっては、非常に不安定で、危険な仕事でもあり、全ての中途失明者が選択し得る職業とはならなかったと考えられる。
- 2) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社、1974年。208—211頁。盲人が座に入って官位を得ようとするれば、必ず師匠に付き、その師匠に官位を取り立ててもらわなければならない。また最終的に京都職屋敷に官位取次を行う事が出来るのは、検校職にある者に限られていた。そのため師匠が検校でない時は、検校職にある者にまで師弟の系譜を辿らねばならなかった。こうして全国的に座員は官位取次を通して、特定の検校の下に縦の関係を持つ事になっていた。当道座の階級制度は師弟の関係を媒介として成立していたのである。
- 3) 永青文庫 14, 2, 6「口書」。嘉永6年、水俣手永陣内村貞順は自分の弟子と共に、弟長平夫婦と同居し、座頭業によって弟一家の年貢の補助をしている。
- 4) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。「老親育居申候者」「御陰を以老親妻子等凌飢渴相暮申候」「老人并ニ妻子共大勢を育候」といった言葉が散見される。また、熊本藩の犯罪記録の一部である「口書」（永青文庫蔵）中にも、座頭の息子が窃盗や詐欺を働いていたり、妻が密通をして捕まるなどの事例があり、家族を持つ座頭の姿は史料上でも珍しくない。
- 5) 前掲「座頭帳」。慶応2年（1866）3月。
- 6) 前掲「座頭帳」。慶応元年（1865）12月。
- 7) 前掲「座頭帳」。慶応2年3月。
- 8) 物理的には、座頭は四度以上になると、京都職屋敷から「配当金」が支給されるようになる。この場合

の「配当金」は、全国の座頭が官位を得るために納めた官金を分配したものの事であり、慶応3年に勾当になった本田右左一は、明治初年には1年に20両内外京都から支給があると記している（熊本県立図書館蔵「明治四年覚帳 熊本一」）。さらに勾当にでもなれば弟子は増加し、稽古の礼金や、座頭の弟子からは官位取次ぎなどの度に礼金が入る事になる。

9) 前掲「座頭帳」。慶応3年（1867）11月。

10) 前掲「座頭帳」。

11) 永青文庫 13, 13, 14「口書」。天明3年6月条。

12) 慶応3年12月に古庄勾当は子供を「御昇組」の家に養子入りさせようとしたが、子供は高瀬町人数であるという理由のために認められなかった。中尾検校は元々が士分だったから許可されたのではないかと考えられる。

13) 前掲 13, 14, 13「口書」。天明3年6月条。

14) 当時のもう1人の聞役と考えられる。

15) 前掲 13, 14, 17「口書」。天明7年9月条。

16) 前掲「座頭帳」。文久3年4月。

17) 前掲「座頭帳」。文久3年6月。

18) 前掲「座頭帳」。元治元年5月。

19) 前掲「座頭帳」慶応元年。

20) 拙稿「座本聞役選出から見る熊本藩の当道座」（『熊本大学社会文化研究 10』熊本大学大学院社会文化科学研究科 2012）。

第2節 救済の権利化

座頭は藩制下において、前節でも述べたように、領民という側面と座頭という側面があった。座頭としては職業の保障によって「自立」して生きる存在だったが、領民としては盲目という障害を持つ存在であり、その面では「救済される存在」だったと考えられる。座頭は領民と座頭という2元性によって、救済を権利化させる動きを見せる。ここではそれぞれの保障と、その2つが合わさった所に在った藩制下の座頭の姿を明らかにしたい。

(1) 職業独占と生命の保障

座頭業の中でも、特に音曲指南や語り芸等の芸業は座頭に独占的に認可されているものであり、他の者が同様の事をするには藩に「銀3枚」を払って職札を得なくてはならなかったとされている¹⁾。しかしこの種の芸業を無断で行う者は多く、さらに同じ盲目の者でも座に所属せずに勝手に座頭業をする「俗盲人」も多く存在した。これは中途失明者である場合が多いと考えられる²⁾。座頭業の座外の者の侵犯に対しては、安永6年（1777）、文化10年（1813）と幕府の禁令も出されているが、座頭は自らもその摘発に努めていた。藩内の座頭は、それぞれの縄張りの中で、違反する者を見つけてはその名前と住所、違反内

容を座本に報告しており、座本はその取締りを当用方に願い出るのである。これを受けた当用方は、事実関係を確認した上で「叱」あるいは「贖刑」に処している 3)。日を置かずに再犯する者も多々見られるため、この取締りにどれ程の効果があったのかは不明であるが、少なくとも熊本藩によって座頭業の独占が認知されていた事は確かであり、藩の認知の下で、随時座頭による座頭業の独占や他者の排除がなされていた。他者の中に「俗盲人」が含まれているため、これは盲人への保障ではなく、座頭であるからこそその保障である事が判る。

一方、座頭が領民として救済を得ている事に、御救米の支給がある。座頭が、慶応元年(1865)10月と、同2年3月に御救米の給付を藩庁に願っている記録がある 5)。これによると、先述したように本人とその家族にまで救済が及んでおり、その座頭が所属している町在からの支給となっている。これは熊本藩の領民としての救済の側面であると考えられる。

また熊本藩では、藩主やその家族、または将軍家の法事の際に、他国座頭・御国座頭共に配当金を下していたが、隆徳院13回忌の行われた宝暦9年(1759)を最後に、他国座頭への配当金はなくなる。この時期は熊本藩の当道座が再編成され、行政下の組織として確立してきた時期と重なり、熊本藩が法事配当金を行政下にある自国内の座頭に限り、他国座頭を排除したと考えられる。法事配当金の付与は座頭存在を公認する役割を負っており、座頭に対する地域社会の保障が熊本藩の座頭にしか及ばない事を明確にした処置であったと考えられる 4)。彼らは熊本藩内の「座頭という領民」であるために、配当金を得られたのである。

(2) 救済権利化の要求

音曲指南や祈祷、按摩などの座頭業や、領民としての救済である御救米の支給とは別に、座頭が座頭であり、また「篤疾のある領民」であるからこそその社会保障の形に、吉凶の際の祝物収集と門弾とがあった。

座頭の内、音曲指南などの芸業で暮らせたのは、府中や在町のごく少数の者だったと考えられる。官金額が示すように 6)、大部分の座頭は「自立」して暮らす事はできるものの富裕な存在ではなかった。特に府中と在との経済格差は大きい。大部分の座頭が従事したのは、祝物収集と門弾であり 7)、この2つは本来的には異なるものである。しかし共に「向方次第」の施物として地域社会から得るものであり、純粋な職業的対価とは言い難いものだった。文久3年(1863)10月に、座頭が少しでも施物を多く貰えるように町在に触れを出して欲しいと願い出た際には、当用方は「表立市在江及達候儀ハ難被叶候、然し盲人之事ニ而実ニ取続かたく由」なので、郡代入江次郎太郎へ「別紙歎願之趣を以、在中門弾且々少々宛之施物小前より遣候様、御支配方江呉々御支被置候様ニ有御座度」 8) と申し入れている。ここで注目されるのは、当用方根取が「盲人之事故」と言っている事である。これは明らかに盲人である座頭に対する救済を意味し、彼らには地域社会の側から「施し」と

しての施物が渡されていたのである。

この座頭への施物は「手永切り」で行うものとなっており 9)、原則上、座頭の門弾等の縄張りは手永内に限るものだったとされる 10)。これが地域社会の保障の範囲であり、座頭は熊本藩の座頭でありその地域の座頭であるからこそ、その保障を受けられるものだったのである。

施物を渡す地域社会の側では「座頭官銀・奉加錢遣候様子」 11) とあり、彼らは座頭の生活保障と共に、その前提となる座頭という属性を得るための「官銀」の面倒も看ている。それは、座頭という存在を地域社会が丸ごと引き受けていた事を示すものであると考えられる。これはただの盲人にはない保障であり、座頭が晴眼者であれば得られなかった「特権」だった。彼らは、盲人であり座頭であるが故に、合法的に救済される存在だったと言える。

座頭は視覚障害者であり、生業から外れた「社会的弱者」ではあったが、座頭になった時点で、彼らは通常の障害者ではなく、ただ単に救済される「弱者」でもなくなるのである。祝物収集や門弾で得る施物は、実情は「向方次第」であるにせよ、その時座頭にとっては権利となったと考えられる。

彼らの意識は「御国中組頭共」から座本に出された「畝懸り之願書」によく表れている。この願書は座本を通して当用方に提出された。

(「座頭帳」文久3年5月条)

[前略]

兼而在中門弾仕候儘、弥ク上之施物を乞候儀は不容易筋ニ御座候間、市在盲人共申談、已後在中門弾之儀は一切相止可申、左候へハ、是迄盲人ニ紛徘徊仕来候者は聞付次第差咎候様御究被為置被下候ハ、在中一稜之為合ニ相成候付、盲人門弾并無札ニ而門弾いたし少々宛纏物受候分を御国中ニ直り候而ハ、莫大之石高ニ相成、不知々々在中衰微之基ニ御座候間、御時節柄難奉願筋ニ御座候へ共、五ヶ所町外上中下取分、上段米三升中段同式升下段同壺升五合宛竈ニ懸、年々両度宛施物仕呉候様ニ被為仰付被下候儀ハ被為叶間敷哉、宜奉願候、尤前条申上候趣一応御見直被仰付候処ニ而ハ、軒別より余計之施物受候形ニ相見候得共、富家之御家人又ハ小前之内も兎哉角仕居候族は、秋収納之節例年廻在仕候盲人共多人数之事ニ御座候得は、軒別より米一俵余も遣来候由ニ御座候間、門弾一切相止、年々両度まで廻在仕受用いたし候分を、盲人とも其外浪人躰盲之婦人且芸者札所持不仕者浄留理三弦門弾いたし悉打廻施物を乞請候分を平場仕候ハ、門弾被差止、年々右之段取を以申上候通施物受候丈之石高ハ余程相減可申、尤小前々々ニおみて眼前多少を見積候際社相分申間敷奉存候へ共、無逸と往々之為合ニ相成、別而農繁之時分御百姓之妨ニも相成不申、御蔭ニ而盲人共暑寒之憂患も無之、御仁恵之場を毛頭忘却不仕、質素儉約を相守譬如何様之難渋いたし候共、已後御難題ヶ間敷儀決して不奉歎願、成立之基本相立、御製度之趣堅相守、一統懇和ニ而謹

慎を加、奢ヶ間敷儀無之様、組頭之私共よりも、屹ト諭方可仕奉存候〔後略〕12)

これは本来ならば、彼らが一軒一軒廻って「向方次第」に得るはずの収入を、地域社会からいわば税金として藩に納めさせ、それを均等に年に2回座員に下す事を願うというものである。この願書は座頭が座頭としての救済的な保障をさらに押し進め、制度的な権利化にまで発展させようとしている事を示している。これは結局はこの時には成功しなかったが、実現すれば彼らの生活は飛躍的に安定し、なおかつ実際に施物を求めて廻り歩く事によって起こる様々な軋轢と困難から解放されるようになる13)。

座頭は、領民と座頭という2元性を持ち得たために、それぞれの保障を受ける事が出来た。さらに彼らが地域社会から「座頭官銀・奉加銭」を得ていたのは、その2つが分かちがたく合わさったところの座頭の姿を表しており、その延長上に救済の権利化もあったと考えられる。

1) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。元治元年4月に、「御奉行中」から貫角右衛門(掃除頭)に宛てた書状に「三味線指南方之儀は嘉永五年十二月一統及達候通、新風之唄三味線致指南候ハハ、銀三枚宛年々出銀被仰付候条、諸事先年一統達之節通可有御達候、以上」とある。

2) 熊本藩の当道座は中途失明者を受け入れた形跡がない。8)の摘発された無断芸能者11名の内3名は確実に中途失明者であるが、彼らは病気などで「盲目」または「盲目同然」になった時に、雑芸札を得る事は考えても、座頭になろうという選択肢は持たなかったようである。

3) 永青文庫 13, 6, 15ノ2「遠慮帳」。

4) 拙稿「座本間役選出から見る熊本藩の当道座」(『熊本大学社会文化研究 10』熊本大学大学院社会文化科学研究科、2012年)。

5) 前掲「座頭帳」。

6) 第2部2章〔表1〕参照。

7) 前掲「座頭帳」。「末々之盲人共大勢罷在候得共、弟子迎無御座、専町在江罷出門弾にて渡世仕来候」(文久3年10月)との文言がある。

8) 前掲「座頭帳」。文久3年10月。

9) 七浦古文書会編集『芦北郡史料叢書 第六集 徳富家文書(二)』2002年。27-28頁。

10) 永青文庫 13, 17, 9「口書」。高田手永上松求麻村の座頭千代都が無断で「球磨御領内江門弾」をしたが、藩庁は「相当之御懲戒被仰付被下候様」としながらも「千代都居村は枳俣と申小村ニ而、球磨御領ニ相接候程之處柄ニ而、遠方より御境を越、猥ニ罷越候とは事情も異り、其上盲人之儀」であるため、罪には問わなかった事例がある。また手永外の座頭が訪れる事も多く、厳密には守られていなかったのではないかと考えられる。

11) 前掲『芦北郡史料叢書 第六集 徳富家文書(二)』。27-28頁。

12) 前掲「座頭帳」。文久3年5月。

13) 前掲「座頭帳」。「猶亦門弾稼仕徘徊いたし候無官之盲人ハ、於途中散々致嘲弄族も有之、誠ニ以難ヶ

敷次第第二御座候」「殊更山野を隔候所は譬大村と申候ても、人家疎ニ打散居、峰谷を懸居候所も間ニは有之、手引無之盲人ハ漸杖を力として慕寄候ても、施物無之候得は、空敷引返候外無之、左候へハ、短日之砌杯は彼是奔走仕候内、及暮候程之儀にて、其身一己之賄も出来兼、農繁之時分は過半鎖居候家居有之得て、家人迄留守仕居候得は、門弾いたし施物を受候儀ニ行兼、加之御所務最中之節は、渡世方逆乍申三弦弾不申ては難相濟、就中収納時晴雨之模様ニ寄、闇敷折柄罷越候へは、悉相断候のみならず、実物被並有之候様子ニも不心附無何處踏散候様之儀有之、就ては亭主々々立腹いたし候段は素、第一御年貢米等拵立之中は弥以奉恐入候次第」(文久3年5月)などと門弾の苦勞が述べられている。

第3節 座頭による救済権利化の背景

座頭が自身の救済を権利化するまでになった背景には、熊本藩における座頭存在に対する社会的認知、あるいは行政的認知の確立が大きい。座頭集団は他存在との競合と排斥を経る過程で領主権力と結びつき、宝暦の改革において「座本1名、聞役2名」という組織の再編成がなされた。ここに藩内において集団が確立したと考えられる。その編成が藩内における座の在り方を規定し、その中で座頭は生きていく事になったのである。

また近世初期には、座頭集団は検校を中心として藩主の法事に関与し、それが彼らの「役」と捉えられていたが、座頭集団が藩内に行政的に位置付けられた後には形式化してしまっただと考えられる。そのため彼らは熊本藩に対して新たに「役」を創出しようと試みている。その際に座頭は「由緒」を活用し、自身の正当性を主張する。その事例を通して、救済権利化の背景と藩制下における座の位置について考察する。

(1) 存在主張の契機

座頭は、救済されるべき自身の存在性が正当である事を主張し、生活保障の確保を求めるといった志向性を持っていた。その背景として、まずは領主権力による座頭集団の公認があったと考えられる。

近世初期の熊本藩内には、座頭と盲僧が混在する状況があった。また座頭集団は京都職屋敷の權威を背景に、藩内の検校を中心とした強固な人的関係を持つものだった。そこでは検校が裁判権や人事権を行使していた。そのような状態から、延宝の「座頭盲僧諍論」での座頭側の勝利を契機に、熊本藩内では行政的な藩庁との結びつきも強くなっていく。同時に盲僧をも吸収した座頭集団は、数の上でも1つの行政的な集団と捉えられるようになった。検校や座本、領主権力との関係性の上に座頭集団は徐々に集団としての体裁を整えている。京都職屋敷が地方集団の在り方として規定しているのは「支配役検校1名、座本2名」という体制であり、初期の頃の熊本藩でもその形態がある。さらに集団の強化については、支配役の検校が座本の「御目見」を願ったり、藩主一族の法事の際に座頭に平家を語らせるなどの行為によって確認できる。

その集団の体制を認定したのが熊本藩の宝暦の改革であり、この事により座頭は熊本藩

の行政の中に明確に定置化された。藩は座の在り方を追認しつつも「座本 1 名、聞役 2 名」という再編成を行っており、この体制は明治 4 年（1871）に当道座が解体されるまで続いた。これが座頭集団の地方における確立であると考えられる。また座本や聞役は藩から扶持を得て座頭集団を運営しており、その行政の末端的な性格もこの時に確立したと考えられる 1)。

熊本藩内で組織された当道座は、領主権力との関係性が濃厚であり、熊本藩によって組織として公認された事によって、座頭はその立場を自らも確認するようになったと考えられる。

(2) 「役」の変容と由緒の強化

熊本藩の座頭は、領内に居住し、その存在が領主権力によって追認されているため、領主権力に対して「役」の主張を行なう事で存在の安定を求めるといった方法をとった。

近世の身分体系は、政治権力に対する「役」の体系によって構成されたものであるとされ 2)、政治権力に対して、いわゆる「役に立たないもの」が不安定な立場に置かれるという状況がある。そのため座頭は、熊本藩内では身分保障を行う領主権力に対して、自身も身分的な「役」の主張を行なったと考えられる。

「役」については、近世初期には検校と細川家との家政的なつながりの中に見出せる。検校は細川家の法事に関与し、後には座本に重要な法事の中で「平家語」をさせたと考えられる。検校を中心に、座頭の「役」はまずは細川家の法事への参加にあり、その対価として座頭には法事配当金が下されていたのである。しかし享保 5 年（1720）を最後に「平家語」を実際にやった記録は途絶え、座頭の直接の関与は見出せなくなる。後には法事の際に法事配当金だけを下されるような関係に形式化していったのではないかと考えられる。しかしこの法事への参加は、盲僧を排斥する過程で、座頭が集団として藩当局との関係を強化する大きな根拠にもなり「役」の形式化の代わりに、座頭集団は行政的な位置を藩内に占めるようになったのである。細川家との間に確認される初期の「役」は形式化し、その新しい位置付けに沿って、座頭の「役」も変容したものと考えられる。星沢勾当が文久 3 年（1863）に藩に「忤」の将来を慮って帯刀を願い出た時に「誠ニ以私共始御国中之盲人共芸業之外ニは、天下泰平御武運長久五穀成就万民快樂之祈念のみニ而御難題ニ計相成、何一ツ御国用も不相勤」 3) と語っている。これは座頭の「役」が細川家から藩内全体に対する「天下泰平御武運長久五穀成就万民快樂之祈念のみ」というものに、いわば希薄化した姿を表しているのではないだろうか。それはまた、かつてあった確かな「役」に対して、役の体系としてある社会の中で正当性を持ち得ない不安定な自己存在に対する捉え方ではなかったかと考えられる。そのため彼らは幕末の社会情勢の不安を捉え、かつての「役」を踏まえた新たな「役」の創出に乗り出すのである。

座頭にとっての「役」は国家安泰の祈祷であり、それは慶応元年（1865）2 月に座本若之一から当用方根取へ提出された願書の中に窺う事が出来る。

(「座頭帳」慶応元年2月条)

奉伺口上之覚

当節昨年来不容易御儀被為在候ニ付而は、既ニ小倉表江多分之御人数御差出、殊更御連枝様御出張、猶機変ニ応御出馬も被為在御模様、弥奉恐懼候、依て乍恐天下泰平御国家御長久之為、別昏之通各前之者組中打寄、氏神又は組頭宅ニ而般若心経奉誦候、右は兼て御武運長久皆座繁栄之為、毎歳勤来候へ共、此節は別て丹誠を袖相勤祈禱之御札私宅迄差出置申候、御府中組之儀は、昨八月已来、私方江奉安置妙音天は御先代様より被為拝領候、各於宝前般若心経奉修行候、然処追々穩成風評ニ成行申候ニ付而は、余人は閣第一不自由之私共幾計坎案心仕、誠ニ以御国恩諸神諸仏之御蔭と難有奉存候、依之各為報恩熊本組之内少々打寄於正蔵院、来ル十八日より小唄一吟宛奉法施度存候、尤質素ニ相心得万事郷山ニ無之様申合奉手向度、從願出申候間、乍恐取次御達申上候間、願之通被仰付被下様奉願上候、此段宜被成御達可被下候、以上4)

最近非常に社会情勢が緊迫しているため、自分達は「天下泰平御国家御長久」のために藩内でそれぞれ打寄り、氏神又は組頭宅で般若心経を読誦している。それ自体は以前から「御武運長久皆座繁栄」のために、毎年勤めてきたものである。しかし今回は特別に勤め、祈禱した御札を座本宅まで差し出している。さらに府中座頭は、昨年8月以来、座本宅に安置してある妙音弁才天の前で般若心経を修行しているというものである。また座本宅の妙音天は細川重賢から拝領されたものとなっている。ここでは国家安泰祈願が「役」であり、座頭が熊本藩の「役」に立つ事、社会の中で役割を担う事を主張していると考えられる。またここで座頭が「役」を「国家安泰」に設定したのは、それ以外の選択肢がなかったためでもあると思われるが、この「役」自体が近世社会体制の継続を祈る行為でもあった。その中で座頭存在の安定化であり、それが地域保障の獲得へとつながるものだったのである。

座頭がさらにそれを強化しようとする時、この集団安定化の志向性は、彼らが施物の一律徴収や増加を願ひ、また「忤共」の将来の保障—自分達の将来の保障—を願う際に、本所・京都職屋敷の権威を利用するという行為となって現れる。この時に彼らは、座頭の「由緒」を強調する。次に挙げる史料は、施物の一律徴収を願った際の冒頭の部分である。

(「座頭帳」文久3年5月条)

乍恐奉願覚

私共元祖は被為及御聞哉、乍恐光孝天皇之太子天夜尊、御両眼被遊御潰候後、近国ニ而筋目正敷盲人共被召出、追而宮様為御家領日向大隈薩摩三ヶ国を給り、右之内盲人共江御配当被下候上、勾当官を被下候已来盲人官職相始、其後鎌倉頼朝公御代ニ至右三ヶ国被召上、左候而日本一統田地之竿六尺之御定法を三寸延ニ御究ニ相成、横三寸

之延は執行者江被下、豎三寸之延を盲人養育料として被下置、且座頭廻在之節は一宿一飯、吉凶ニ付而は祝儀布施物等受候儀、前条三ヶ国之可為引替旨、建久四年秩父次郎重忠を以被仰渡、其後兵乱打続、当道衰弊之所、乍恐東照神君之御代ニ移、天下泰平之為御祝儀夥敷被為拜領、古格之通諸運上当道江配当可仕旨、職伊豆檢校江被為遊御上意、亦土井大炊頭様を以被為以諸国之当道可育旨、諸御大名様方江御触被為在候由〔後略〕5)

当道座の祖神「天夜之尊」は光孝天皇の弟人康親王であり6)、音曲の道に非常に秀でていた。しかし両眼盲目となった親王は四宮に隠居し、全国から筋目正しい盲人を集めて音曲を伝授し、施物を得る事を許可したとする。さらに源頼朝などの政治的権力者にもその権利を認められ、後には徳川家康からも座の起源と権利を追認されたというものである。これは全国に流布しており、熊本藩の当道座にも同様の話が伝わっている7)。

この祖神伝承は、当道の始祖が天皇家に連なる血筋を持つ由緒正しい存在であり、そのため座頭が施物を得る行為がいかにか公的なものであるかを示し、現在の座頭という存在の正当性を主張するものである。これは生活保障の正当性を主張する事につながっている。座頭はこの由緒をもって外の社会に様々な要求を行なうのである。

さらに慶応元年の座本の国家安泰の祈禱願いの中で注目されるのが、座頭が新たな「役」の創出と共に、地方集団の祖神伝承とも言うべき新たな由緒に言及している事である。重賢拝領の「妙音天」は、新たな由緒となっていたのではないかと考えられる。熊本藩の当道座は、宝暦の改革を一つの画期としており、地方集団として再編成、確立されたという経緯がある。そのため重賢は当道座にとっての「天夜之尊」にも等しい、熊本藩の当道座にとっての祖神的位置を占めるに至ったと考えられる。その重賢が妙音天を座頭に下賜したという事は、重賢が座頭に「役」を授与したという事であり、地方集団の正当性の主張となったと考えられるのである。

施物の一律徴収および増加願いと「倅共」の将来の保障を願うという訴えは、現在の生活保障と将来の生活保障を求めたものであり、究極的には座頭存在そのものの保障を熊本藩、ひいては地域社会に訴えているのである。その訴えの手段としての「由緒」であり、生業を持たない座頭にとって、存在の正統性を訴える事は既存權益を保持し、さらに社会に向けて救済を権利化させるための有効な手段だったと言える。

ここでは「倅共」の将来については結果の記録がなく不明であり8)、「畝懸り之願書」は「願之趣難相叶」9)として退けられているが、重ねて出された倍施の願い出は、郡代から地域社会に勧告するという処置には進んでいる10)。これは座頭が集団として藩内に確立し、座を通して粘り強く交渉し続けた結果だと言える。

藩内に集団として確立し得た事は、他の社会的弱者とは違う、救済の権利化までも視野に入れる活動となった。それは地域社会から施物を得る正当性となり、それらがさらに現実的には官金に姿を変え、座頭のさらなる生活の安定へとつながって行ったのである。

これらの事を背景に、熊本藩の当道座は座員の要求を藩に提出し、座員のために生活向上への弛まぬ努力を行ない得たのである。またそのためにこそ、座は様々な座内の格差を越えて集団として存在する事が出来たと考えられる。

- 1) 拙稿「座仲間役選出から見る熊本藩の当道座」(『熊本大学社会文化研究 10』熊本大学大学院社会文化科学研究科、2012年)。
- 2) 高木昭作は士農工商などの身分は「個々の身分の者が果す国役」に関係があり、「役」を果たす事によって身分たり得るとした(『最近の近世身分制論について』『歴史評論 404』1983年)。また尾藤正英は「役」を「社会の中で個人が担当する役割と、その役割にともなう責任とを、合せた意味で用いられる所」のものであるとし、その「役」を負担する事によって社会的な権利を得るという社会原理を説いた(『徳川時代の社会と政治思想の特質』『思想 685』岩波書店、1981年)。
- 3) 永青文庫 12, 9, 79「座頭帳」。文久3年4月。
- 4) 前掲「座頭帳」。慶応元年2月。
- 5) 前掲「座頭帳」。文久3年5月。
- 6) 当道座の由緒は、京都職屋敷が編集した「当道要集」や「当道大記録」などによって、18世紀後半には全国的に流布している。兵藤裕己によると、蟬丸・景清を祖神とした時期があったが、中世末期には、蟬丸・景清の伝承は当道伝書から廃棄されている。蟬丸や景清の伝承を共有していたのは「非人」や遊女であり、これは座頭の出自を物語るものであり、座頭はそのために、これを廃棄して「光孝天皇」「光孝天皇の御子」説へ転換したとする(『平家物語の歴史と芸能』吉川弘文館、2000年)。また中川みゆきは、中世末、近世の地誌類「塵塚物語」(天文21年：1552)、「遠碧軒記」(延宝3年：1675)、「日次記事」(延宝4年：1676)、「雍州府志」(貞享3年：1868)に、光孝天皇が盲人を庇護したという伝承が記載されている事から、光孝天皇の盲人にとっての特殊性を指摘し、しかもただ単に光孝天皇が盲人を庇護したというよりは「皇子」である方が庇護の正当性があり、ただの「窮民」でないという自己主張により「光孝天皇の皇子」説をとったとする(「当道祖神伝承」『研究紀要 4』奈良県立同和問題関係史料センター、1993年)。最終的には、祖神をより具体化するために、実在の人物である光孝天皇の弟人康親王を比定したとされている(前掲『日本盲人史』)。当道座の祖神は、時代の要請によって、複数存在する雑多な時期から光孝天皇、光孝天皇の皇子説を経て、最終的に光孝天皇の弟人康親王となったと考えられる。
- 7) 祖神については異同がある。熊本藩の当道座では、それまでは祖神「天夜之尊」は光孝天皇だったが、明治2年に京都から、祖神を光孝天皇の弟人康親王とする新しい由緒が送られてきた。そのため、明治2年以降、人康親王に変化している。
- 8) 文久3年4月の星沢勾当の願い出は、子供は市在人数であるとして却下されている。元治元年5月に出されたものに対しては直接の記録がないものの、これ以降「座頭帳」内でそれが通ったと思われる記述がない事から、却下されたのではないかと考えられる。

9) 前掲「座頭帳」。文久3年10月。

10) 前掲「座頭帳」。文久3年11月。

おわりに

近世社会の中で、盲人は必ず存在し、そのまま盲人として家族の扶養になり生きていくか、座頭に弟子入りし座頭になって生きるかの大きな選択肢があった。これは経済的事情・障害の程度などの個人的な要因・失明の時期等、様々な要素により決定されるものであるが、それでも座頭になるという道を選択した者は、家族の扶養を離れて「自立」して生きる事が出来るという可能性が高かった。

座頭になった者は、熊本藩の領民である町在人数として把握され、また当道座の成員として把握されるという存在の2元性を基に、個人として集団として社会に対する事になった。一代限りという現実問題もあったが、座頭になる事で彼らは「自立」し、また藩庁および地域社会に対して、自身への救済を権利化させるという意識を持つまでに至ったのである。

座頭は存在の安定化を図り、当道座の由緒を強調する事でその正当性を主張する。それに加えて、より地域に密着した形で「役」を主張し、細川重賢を新たな「祖神」の位置に置く事で、地方集団としてのさらなる安定を得ようとした。そのようにして座頭は熊本藩に、ひいては地域社会に対して様々な生存のための要求を行い、自分達に対する救済の権利化まで視野に入れた活動を展開するのである。これは視覚障害者としての盲人が、領民でありつつ座頭として生きる事が出来たからこそその道であったと考えられる。

終章

本論稿では、熊本藩の座頭および当道座の実態の解明を第一の課題とし、またそれらは、歴史的な組織自体の展開や、他者との関係によって変動している事を考慮に入れて検討を重ねてきた。さらに、身分制社会における座頭の身分的な位置付けを行い、近世身分制社会の在り方を考察する事を第2の課題としていた。

熊本藩の当道座および座頭の実態と言った場合、座の組織的な展開と、その展開と連動した、あるいは独立した個々の座頭の生活的側面がある。

まずは座の組織的な展開について整理する。

近世初期の熊本藩では、座頭と盲僧の併存する状況があったが、延宝年間に至り「座頭・盲僧諍論」での座頭側の勝訴が契機となって、幕府・熊本藩の後押しを得て、座頭は集団として勢力を増していった。藩内の職業を持つ盲人組織は、徐々に当道座に一本化されたと考えられる。京都職屋敷の規定では、地方の当道座は「支配役の検校一名、座本二名、郡は組頭数名」で運営される事になっており、この頃は熊本藩領でもこの体制が採られている。座頭集団が地域社会で形を成してくるに従い、実務を執る座本への権限の強化が図られるようになった。それは検校主導により進められたが、結果的には熊本藩の宝暦の改革で藩行政の中に座頭集団が定置化された事により達成されたと考えられる。この時に座本が1名になり、聞役2名が新設された。この体制は明治4年(1871)に当道座が解体されるまで続いた。これが座頭集団の地方における確立であり、地方組織としては、本所・京都職屋敷と領主権力の権威を併せ持つ安定性を獲得する事になったのである。集団として形成されて、京都職屋敷は地方組織の整理と強化を進めたが、その際に地方の集団内部からも組織運営のために自主的な動きが現れるなど、必ずしも京都職屋敷の一方的な編成に留まらない姿が見出せる。熊本藩内における座頭集団の歴史は、様々な外部の影響を受けながら組織的發展を遂げた姿であり、彼等がいかに主体的に地域に根を下ろしていったかの過程でもあった。京都職屋敷と領主権力、地方の座頭集団という3者の関係の上に、熊本藩内では集団としての確立を得たのである。

その集団を運営したのは座本・聞役である。両者は藩庁から扶持を下される存在であり、その意味では領主権力との結びつきが強い。管轄部局である当用方との行政的な連携は、府中において座本・聞役を中心にした中枢機関の充実となって現れたと考えられる。宝暦の改革以降、座の長には行政的な手腕も求められるようになった。座官の最高位を持つ検校がそのまま座本になれるわけではない状況が現出し、官位制とは別の論理が醸成されるようになった。それが座本・聞役の選出制度につながったと考えられる。初期の頃は藩からの任命の記録しかないが、幾人かの候補者を座本や高官座頭が藩に推薦し、その中から藩が任命するなど、徐々に制度が整備されていったと考えられる。この座本・聞役の選出を巡っては豊富な候補者が出現し、そこには座の多様な編成原理と格差が反映されている。座内の経験を重視した選択が多いが、官位や師弟関係に重きを置いた高官座頭の選出も、

その時々勢力図に応じて行われた。またそれらを通して、府中座頭と在の座頭との格差が明確に現れるのである。選出の際に表出する座内の対立は組織の充実の反映でもあるが、それらを含めて、座内の勢力を調整し得たのは領主権力であり、それによって座は安定した運営を行う事が出来たと考えられる。

座頭集団の組織的発展は、当用方が作成した「座頭帳」に結実する。これは文久3年(1863)から明治3年(1870)に亘って書き綴られた当用方と座本、または高官座頭とのやりとりの記録である。「座頭帳」の内容は多岐に亘っている。藩庁から当用方へ上げられる願書類や報告書類、藩庁から座頭へ下される通達類、さらに何か問題が起きた時に調書の類をまとめた一件書類が、基本的には時系列に沿って綴られている。「座頭帳」の作成は、座頭集団が行政上に明確に位置付けられた事を示すものであり、またそれを維持する役割があった。これは座頭集団に対する藩庁の認識の表れでもある。これは、座頭にとっては、座頭集団が熊本藩において行政的な立場を確保した事を示す。座頭は一般の座頭に至るまで、このルートを使って座頭業の確保や地位の向上、生存権の確保を訴え続けていた。それが叶うかどうかはその時々状況や藩の認識によるが、座頭の要望を藩庁に取り上げる、行政的なルートが確保されていたのは重要である。「座頭帳」の成立は、座頭集団の熊本藩における1つの行政的成果であると考えられる。

以上が熊本藩における座の組織的な展開である。次に、座頭の生活的側面に関して明らかになった点を述べ、座頭の身分的な位置付けを行い、近世身分制社会の在り方について若干の考察を試みる。

宝暦の改革を経て確立した座頭集団は、その際に改革刑法の中で庶人と同等であるとの定められた。これは当道座の官位形態をある面では否定するものであった。座頭は藩内においては「篤疾のある領民」という位置付けになったのである。そのため座頭は政治的身分として独立したわけではなく、あくまでその範疇において、座頭という属性を持ったのである。「士—平人—賤民」の観念の中で、座頭は賤民身分の者の組入りを認めていなかったため「士—平人」の中に、座頭は存在した。平人身分は百姓と町人が相当するが「村落地に対する検地によって百姓身分が確定されたのと同様、町地に対しても検地・屋敷改めが実施され、町屋敷地を所持し、地子を負担する町人身分が確定した。百姓と町人との身分区別は農業と商業・手工業の分業を基礎としつつも、直接的には都市と農村の分業を機軸とするもの」¹⁾であり、それが在と町との分離となった。平人身分内での居住地の分離であるが、この事が在と町の座頭の生活実態を分けたのである。「在村の農業従事者は、第一次的には検地・土地支配関係において百姓身分として編成され、第二次的に役負担において職人と狭義の百姓に分割編成」²⁾されているような在を生活の拠点とする座頭は、主に農業生産物を乞う門弾に従事し、廻在して暮らしていた。一方、町、特に府中では、町人による貨幣経済の発展があった。そこでは芸能は商品化されており、座頭は音曲指南などの芸業を職業として暮らせるようになった。在と町では座頭業の質が異なるのである。それが座頭間での経済的格差を生んだと考えられる。また府中には領主権力と結びついた

座頭集団の中心組織があったため、経済力と共に組織内の権力が集中するようになった。官位制度とはまた別の、地域的な座内のヒエラルキーの形成である。ただし町と在の座頭の移動は、本籍地レベルでは変化しないものの、基本的にはその土地の座頭を含む地域住人が受け入れれば可能だった。そのため座頭には、在から町、府中への志向性が醸成されたと考えられる。

彼らは座頭という属性を持つ、広義の「百姓」であり「町人」である。この 2 元性は座頭存在の不完全さでもあったと考えられる。在方での座頭の職業に門弾が多い事がそれを示している。門弾の対価は「施物」であり、純粋な職業とは言い難い。さらに地域社会における「座頭官銀・奉加錢遣候」³⁾との取り決めは、座頭の官位保障まで含んでいる。これらは座頭の「村抱え」的な性質を表していると考えられる。府中においても「丁組」「聴組」の座頭達は祝物収集権を持っており、その意味では在方と同様「町抱え」の座頭も存在していた。ただし府中の場合は、先述のように、芸能市場の供給のために座頭の音曲が「商品」となる事態があった。また座の中枢機関による座内の権力の集中もあった。そのため、府中では「町抱え」に頼らずに暮らせる有力な座頭が存在し得たのである。しかし本質的には、座頭存在の不完全さのために、座頭は町在人数であり続けたのではないかと考えられる。座頭は政治的身分における「士」「平人」という層の中にある事によって、社会的な認知を受ける座頭として「自立」出来た。彼らの「自立」は地域社会によっても望ましい事だったのではないだろうか。

座頭存在の基礎を政治的身分に置いた場合、彼らはそこに吸収されつつも、社会的な認知を獲得し、行政的に特殊な地位を得るという形に転化させたのである。「役に立たないもの」として戸主の同居人という扱いを受ける可能性の高い盲人が、座頭になる事で「自立」出来るようになった。その上藩庁および地域社会に対して、自身への救済を権利化させるという意識を持つまでに至ったのである。座頭は、近世初期に保持していた「役」の形式化に伴い、より地域に密着した形で「役」を主張し、地方集団としてのさらなる安定化を図っている。その際当道座の由緒に加えて、細川重賢を新たな「祖神」の位置に置く事により、自身の正当性を強く主張する。座頭はそのようにして、自身の存在を内外に認めさせてきたのである。これは視覚障害者としての盲人が、領民でありつつ座頭として生きる事が出来たからこそその道であったと考えられる。

しかしそれは同時に、座外者への排除の志向性を伴っていた。座頭業と職掌の重なる存在は、すべて座頭の競合者になり得た。当道座は本所と領主権力とのつながりによって他者を牽制するなど、藩内において確固たる地歩を築いていた。門弾や音曲指南などは、藩内では座頭に優遇措置が取られていた。座頭の門弾や音曲指南の職業的優位を認めた上で、他存在に対しては雑芸札または銀 3 枚を藩庁に納める条件で許可されていた。また度々座頭以外の者が琵琶をもって座敷芸を行う事を禁じている。このような措置の下で、違反者がいれば座頭は藩に通知し、罰してもらえるようになっていた。刑は軽いものであり、違反者は跡を絶たなかったが、それが法制度として活用されていた事は重要である。座頭の

座としての努力の成果であり、他存在を牽制する根拠になっていたからである。

さらに、他存在への排他性は盲目という同一性を持つ俗盲人との間の争いにおいて、より明確に現れた。盲人が皆座頭になれるわけではなく、中途失明者は座に入れず、座頭業をする俗盲人となる者も現れたのである。そのような俗盲人は、他から見ると区別が付きにくく、同じ盲人であるが故に一層座頭にとって排除されるべき存在だった。座頭は彼らと差別化を図るために、芸業の質を厳しく問い、座頭としてのアイデンティティを強調したのである。これは座の結束を促す精神的な支柱ともなったが、一方で座にそぐわない座頭をも生む結果となり、座から出ていく座頭を作った。彼らもまた俗盲人と呼ばれるようになった。当道座は、座の存続のために座外競合者と日常的に争いを繰り広げ、藩内において成果を納めていたが、それは結果的に座頭になれない盲人を作った一面がある。座は全ての盲人のための組織ではない。座頭の特権を守る組織であり、自然それは他存在との差別化を志向した。その意味では座頭は「選ばれた盲人」であったと言える。

そもそも盲人は社会の中で一定数は必ず生まれる。盲人が農業や商業などの生業活動を行うのは困難だった。しかし一生家族の中に盲人を一人養っていく事もまた、困難だった。そのため、幼い内に盲目となった者は、盲目以外身体的に支障がなければ座頭への道を望んだのではないかと考えられる。藩内で盲人が座頭になった比率を考えれば、座頭は盲人が「自立」するための1つの大きな受け皿になっていたと言える。

盲人が座頭になるには、経済的事情・障害の程度などの個人的な要因・失明の時期等、様々な要素により決定される。それでも座頭になるという道を選択した者は、家族の扶養を離れて「自立」して生きていける可能性が高かったのである。これは藩庁の行政的な措置によるところが大きい。

座頭がそのような藩庁の配慮を得たのは、集団化に成功したからであり、また彼らが盲目であるからだと考えられる。集団化に成功したのは、座頭の長い年月における自主的な活動の結果であるが、盲目であるという障害は、座頭集団の社会的な認知や要請を引き出した。彼らは座頭として生きていくが、町在人数を離れないために、その政治的身分の持つ経済的・地縁的・血縁的・政治的な属性を保持したままなのである。これは双方向性を持つものであり、当道座内での官位上昇は、外の社会にも通用した。もちろん逆もある。だからこそ座頭は、同じ座頭であっても座外の社会と同じように居住地や職業的な差異があり、経済的な格差が生まれるのである。政治的身分のレベルでは、彼らは身分として把握されないが、かえってそのために行政的に特殊な立場を獲得するという成果として転化し得たのではないかと考えられる。

また座頭は一代限りであり、座頭の子供は盲目でない限り座頭業は継げない。座頭業は家業とはなり得ない現実があった。峯岸賢太郎は、前近代の身分は『『個体の出生と、或る特定の社会的地位、職能等々の固体化としての個体とのあいだの直接的同一性、無媒介的一致』の産物であり、この『一致』が身分をつくる』⁴⁾としたが、その意味では座頭は身分という概念に当てはまらない。さらに官位は官金により得られるものであり、その活発

な官位取得は、近世身分制社会の枠組みを逸脱する要素を持っていたように思われる。彼らのような存在を、熊本藩が行政的な枠組みの中に捉えた事実は、座頭自身が歴史を通じて生存保障を図るべく行動した、その積極的な主体性と共に評価されるべき事ではないかと考える。

本論稿では、課題の1つとして、近世社会における領国地域の座頭存在の1つの形を提示する事を試みたが、これを元に、本来は非領国地域など他地域との比較検討を行なう必要がある。それによって京都職屋敷と各地の座頭集団との関係や、当道座と座頭との関係、あるいは他地域間における組織や座頭との関係などがさらに明らかになると考えられる。今後の課題としたい。

- 1) 峯岸賢太郎『近世身分論』校倉書房、1989年。84-85頁。
- 2) 前掲『近世身分論』。190頁。
- 3) 七浦古文書会編集『芦北郡史料叢書 第六集 徳富家文書(二)』2002、27-28頁。
- 4) 前掲『近世身分論』。35頁。

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典	
飽田	80,512	五丁 (本村64)	庄村	春歆(哥)	慶応元年時、組頭	慶応2年1月、3両	座頭帳	
				春恵		慶応2年1月、3両	座頭帳	
				栄順		慶応2年1月、3両	座頭帳	
			大田尾村	乙一	慶応元年時、組頭	慶応3年2月、6両2分 慶応3年12月、3両2分	座頭帳	
		内越村	左馬一	明治2年10月、座頭から鍼治医者に変業。岡崎植林老に入門し、沢村数衛の支配となる(「御家中御抱」)		座頭帳		
		池田 (本村33)	牧崎村	春海		慶応3年12月、3両1分3朱	座頭帳	
			池山村	春了	元治元年、座本から賞美500文貰う 慶応元年時、組頭		座頭帳	
				萩之一	慶応3年、1貫目の寸志差上を願うが、却下		座頭帳	
		中嶋村	明山	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に中嶋村に戻る 家内4人		座頭帳		
		横手 (本村35)	戸川原村	広一		慶応2年5月、8両	座頭帳	
			荒尾村	関之一	慶応元年時、組頭		座頭帳	
			大保村	梅之一	慶応元年時、組頭。座本から賞美500文貰う		座頭帳	
		錢塘 (本村34)	荒木村	口久		慶応2年5月、3両2分2朱	座頭帳	
			海氏村	上総一	慶応元年時、組頭	慶応3年7月、8両	座頭帳	
				数左一	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に海氏村に戻る 家内2人		座頭帳	
			沖古閑村	春山	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に沖古閑村に戻る 家内3人	慶応3年7月、8両3分3朱	座頭帳	
			西錢塘村	靄房	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に西錢塘村に戻る 家内3人		座頭帳	
			南走潟	宝林	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に南走潟村に戻る 家内3人		座頭帳	
			新開村	咲一	慶応元年時、組頭		座頭帳	
				春竹村	真恵之一		元治元年7月、6両	座頭帳
					大城		慶応元年5月、4両	座頭帳
静之一					慶応2年2月、6両	座頭帳		
貞一					慶応3年7月、4両3分3朱	座頭帳		
長嶺村	春亭				元治元年7月、11両	座頭帳		
南部村	此都			文政4年、本庄手永戸嶋村の甚助(仁助)の息子算(14才)が、吉見宗寿と養子縁組をする際に、取り持ち		口書		
十禅寺村	松之一			慶応元年時、組頭		座頭帳		
大江村	春以				慶応2年8月、12両	座頭帳		
	要之一		慶応2年2月、8両	座頭帳				

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典	
詫摩	23,538	本庄 (本村33)	本庄村	三穂之一	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内4人		座頭帳	
				春之一	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内4人		座頭帳	
				伊豆之一	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内2人	明治3年4月、6両2分	座頭帳	
				玉之一	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内4人		座頭帳	
				唯一	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内4人		座頭帳	
				海順	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内2人		座頭帳	
				富江	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内2人		座頭帳	
				清香	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内3人		座頭帳	
				法輪	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内3人		座頭帳	
				名山	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内4人		座頭帳	
				龍信	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内5人		座頭帳	
		吉弥	明治2年6月、御救米支給。本所は別だが、本庄町居住の者なので、そこで拝領 家内6人		座頭帳			
		田迎 (本村10)	八反田村	沢之一	元治元年、座本から賞美500文貰う 慶応元年時、組頭		座頭帳	
				宝山	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で生活していたが、これを機に 八反田村に戻る 家内2人	慶応2年10月、3両2分2朱	座頭帳	
				勝山		慶応3年2月、3両2分	座頭帳	
			重富村	謙蔵(春次)	嘉永元年～2年、「丁組座頭」を騙り、祝物を詐取(府中座頭の式部都の弟子。当時は住所不 明)		座頭帳 口書	
			四才町村	清喜		慶応2年8月、4両	座頭帳	
		鯨 (本村20)	深内村	勝弥			慶応元年11月、3両	座頭帳
				三輪一	慶応元年時、組頭		座頭帳	
			小坂村	惣順	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。元治2年2月22日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳	
戸川村	京山				慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳		
上り牟田村	難波一			慶応2年5月、8両	座頭帳			
北甘木村	口順			慶応3年4月、4両	座頭帳			
	浅喜			慶応3年7月、4両	座頭帳			
砥川村	石花			慶応3年7月、4両	座頭帳			
	迫村		栄順		慶応2年4月、4両	座頭帳		

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典		
上益城	(下益城と合 せて 106,683)	沼山津 (本村28)	中村	清与			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳	
			木山町	玉之一	元治元年、座本から賞美500文貰う 慶応元年時、組頭			座頭帳	
				清山			慶応2年5月、4両	座頭帳	
			宮園村	唯一	元治元年、座本から賞美500文貰う 慶応元年時、組頭			座頭帳	
				玉ノ一	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に宮園村に戻る 家内4人			座頭帳	
			寺中村	春山				慶応2年5月、3両2分2朱	座頭帳
				時之一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
			西惣領村	清恵				慶応3年4月、8両	座頭帳
			六ヶ村	光龍				慶応3年4月、3両2分	座頭帳
			中牟田村	清寿				慶応3年5月、4両	座頭帳
		沼山津村	三門之一	慶応元年時、組頭			座頭帳		
		小谷村	八重之一	慶応元年時、組頭			座頭帳		
		甲佐 (本村33)	上豊内村	豊嘉				慶応2年2月、11両	座頭帳
			岩下村	東之一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
			田口村	寿永				慶応2年8月、4両	座頭帳
				銀之一				慶応2年6月、3両	座頭帳
		木倉 (本村23)	仁田子村	辰弥				元治元年7月、4両	座頭帳
				春分				慶応元年12月、3両	座頭帳
			高山村	清弥				慶応2年4月、4両	座頭帳
		矢部 (本村76)	辺田見村	明順	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に辺田見村に戻る 家内3人			慶応3年7月、3両1分3朱	座頭帳
				南木倉村	清喜				慶応3年2月、3両2分
			井無田村	泰悦				慶応2年4月、4両	座頭帳
			戸次村	組之一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
			永田村	瀧一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
			仁田尾村	雪一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
			寺川口村	亭寿				慶応2年4月、4両	座頭帳
			寺川内村	常一				慶応3年5月、12両	座頭帳
				君之一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
			中嶋村	清善				慶応3年5月、4両	座頭帳
			安方村	明順				慶応3年5月、4両	座頭帳
		猿渡村	清光				慶応3年5月、4両	座頭帳	
		大野村	了竿				慶応3年5月、3両1分3朱	座頭帳	
杉嶋	(松橋)国丁 村	鳳嶋				慶応2年5月、3両2分2朱	座頭帳		
		恭順				慶応2年5月、3両2分2朱	座頭帳		

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典			
下益城	(上益城と合せて106,683)	(本村21)	永村	嘉知一	慶応元年時、組頭		座頭帳			
			北永村	正恵			慶応2年8月、4両	座頭帳		
			隈庄町	関寿			文久3年10月、4両	座頭帳		
		廻江 (本村27)	松橋江崎村	了信	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に松橋江崎村に戻る				座頭帳	
			南小野村	清順	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に南小野村に戻る				座頭帳	
			小野村	八重一	慶応元年時、組頭				座頭帳	
			村吉	清欽			慶応元年2月、4両		座頭帳	
			六田村	満一	慶応元年時、組頭				座頭帳	
			国町村	泰悦			慶応2年4月、3両2分2朱		座頭帳	
			東海東村	注連一	慶応元年時、組頭				座頭帳	
			住吉村	学之一	慶応元年時、組頭				座頭帳	
			嶋田村	徳寿			明治2年2月、3両3分		座頭帳	
			藤山	城亭	慶応元年時、組頭					座頭帳
				吉弥	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に藤山村に戻る 家内3人					座頭帳
			河江 (本村36)	松橋	栄寿				文久3年5月、11両	座頭帳
				(松橋江崎村)	了信	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に江崎村に戻る 家内5人				座頭帳
		南小野村		清順	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に南小野村に戻る 家内2人				座頭帳	
		下江村		金弥				慶応元年3月、4両	座頭帳	
				末寿				明治2年4月、4両2分	座頭帳	
		新田村		房一	慶応元年時、組頭					座頭帳
				春恵				慶応2年5月、3両2分2朱	座頭帳	
		北古保山村	学之一	元治元年、座本から賞美500文貰う				座頭帳		
		砥用 (本村52)	大倉村	瀧一				慶応3年5月、6両1分3朱	座頭帳	
			名越谷村	沖の一				慶応2年4月、4両	座頭帳	
			名越谷村	順両				慶応3年5月、3両1分3朱	座頭帳	
			早楠村	順了	文政5年、只一(府中座頭か)の弟子になる。父は御山口勤め 文政6年、廻在先の娘と密通して50笞。琵琶を弾いて「所々打廻渡世」。小田手永二俣村厨助宅に5月13日から27日まで滞留。同所方角を大方廻ってしまったので、木葉在に行く				口書	
			土喰村	若尾一				慶応3年5月、8両	座頭帳	
				沖之一	慶応元年時、組頭					座頭帳
			石野村	竹寿				慶応3年5月、8両	座頭帳	
興正寺村	竹寿一					慶応3年5月、8両	座頭帳			
権正村	豊嘉				慶応3年5月、4両	座頭帳				

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典		
			夏水村	米嘉			慶応3年5月、4両	座頭帳	
			岩小野村	梅之一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
				竹寿			文久3年9月、4両	座頭帳	
		中山 (本村39)	(小市野村)	若狭都	息子鶴松は、勝手に剃髪して三味線門弾などで渡世していたが、元治元年に窃盗で捕まる				口書
			木早川内村	栄弥			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳	
				式之一	慶応元年時、組頭		慶応2年5月、8両	座頭帳	
			馬場村	榭之一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
			柳川村	山海			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳	
			鶴村	称玄	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で按摩をしていたが、これを機に鶴村に戻る 家内2人				座頭帳
			中村	清寿			慶応2年5月、4両	座頭帳	
		宇土	29,570	松山 (本村31)	大口村	札順	慶応元年時、組頭		座頭帳
					飯塚村	順海			慶応3年2月、4両
				郡浦 (本村30)	郡浦村	城三喜	慶応元年時、組頭		
春哥	慶応2年2月、御救米支給。生活難渋のために本庄手永本庄村で生活していたが、これを機に郡浦村に戻る 家内4人						座頭帳		
	加賀一				慶応元年時、組頭			座頭帳	
下長崎村	鷺之一				慶応元年時、組頭			座頭帳	
野津 (本村23)		野津 (本村23)	有佐村	順弥			慶応3年12月、20両2分	座頭帳	
			東野津村	正山			慶応3年12月、4両	座頭帳	
			内田村	濱之一	慶応元年時、組頭			座頭帳	
				香紫			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳	
		下嶽村	嵯峨一	慶応元年時、組頭			座頭帳		
			了政			慶応元年4月、4両	座頭帳		
			正伝			慶応元年4月、4両	座頭帳		
			了山			慶応2年4月、4両	座頭帳		
			清之一	慶応3年12月に村番に打擲された六ツ一と柿迫村伊豆一の師匠				座頭帳	
			六ツ一(睦の	慶応3年12月～、西小川村の座頭打擲一件。同村清一の弟子				座頭帳	
			両順			慶応2年4月、4両	座頭帳		
			栗木村	宝伝			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳	
			川俣村	春弥			慶応2年4月、4両	座頭帳	
				幸弥			明治2年4月、4両3分	座頭帳	
		晨山				慶応2年2月、3両2分	座頭帳		
		岡谷川村	河海	慶応元年時、組頭			座頭帳		
		種山 (本村24)		永月			慶応元年4月、4両	座頭帳	
				新満			慶応元年5月、4両	座頭帳	

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典			
八代	57,976		柿迫村	京順			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳		
				伊豆一	慶応3年12月～、西小川村の座頭打擲一件。同手永下嶽村清一の弟子			座頭帳		
				泰順			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳		
				松月			慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳		
			種山村	春益			慶応元年8月、4両	座頭帳		
			万獄村	哥喜都	寛政12年、小浦村の専助を訪ねて来て、同村座頭清代の家に宿泊。お金が盗まれたために、専助に相談				口書	
			小浦村	筆之一	慶応元年時、組頭				座頭帳	
				清代	寛政12年、万獄村哥喜都が泊りに来た座頭				口書	
			高田 (本村43)	松求麻	知元	慶応元年時、組頭				座頭帳
					清弥				文久3年7月、4両	座頭帳
					清順				慶応2年2月、3両2分	座頭帳
		栄寿						慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳	
		岩恵						慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳	
		正山						慶応2年11月、7両2朱	座頭帳	
		行山						慶応2年11月、7両2朱	座頭帳	
		海山						明治3年4月、3両	座頭帳	
		下松求麻村 (生名子)		豊都	18歳の頃「半引」という官位を貰い、按摩で渡世 嘉永元年(46歳)、下松求麻村の庄右衛門方に入った泥棒を当てる盗人祈祷(燈明代45匁)をしたために贖刑となる。祈祷方法は師匠藤都に習ったが免許は受けていない 慶応元年時、組頭				口書	
				藤都	嘉永元年、下松求麻村座頭豊都の師匠。祈祷方法を教える				口書	
		下松求麻村		大喜				慶応3年5月、9両1分3朱	座頭帳	
			千代之一	慶応元年時、組頭				座頭帳		
		井上村	葛一	慶応元年時、組頭				座頭帳		
			豊賀				慶応元年7月、3両2分	座頭帳		
			慶一				慶応元年8月、3両2分	座頭帳		
		古閑北村	甚弥				明治2年5月、18両	座頭帳		
			清山				慶応元年8月、4両	座頭帳		
			注連一	慶応元年時、組頭				座頭帳		
		片野川村	清喜				慶応元年8月、3両	座頭帳		
		高田村	清円				慶応3年4月、11両	座頭帳		
			作之一				明治2年5月、7両	座頭帳		
		敷河内村	永寿	明治2年8月16日、座頭組に入る				座頭帳		
		宮地村	龍元				慶応2年7月、3両3分	座頭帳		
			□町(本町力)	春蔵				慶応元年8月、7両2分	座頭帳	
		田浦 (本村4)	白岩村	海純				慶応元年5月、4両	座頭帳	
久多良木村	歌之一		慶応元年時、組頭				座頭帳			

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典				
芦北	35,678	(本村9)	下久多良木村	教山		慶応2年4月、3両2分2朱	座頭帳				
		佐敷(本村6)	宮浦村	清道		明治3年4月、4両	座頭帳				
		湯浦(本村6)	歳村	茂一	慶応元年時、組頭			座頭帳			
			内中野村	春喜		慶応3年5月、4両	座頭帳				
			本村	奥順		慶応3年7月、4両	座頭帳				
		水俣(本村7)	陣内村	貞順	嘉永6年、同居の弟長平が、貞順の弟子同村律次を盗みの嫌疑をかけて問い詰めていたため、言い争いとなり打擲される			口書			
				律次	嘉永6年、同村貞順の弟子。貞順と4、5年共に方々琵琶稼ぎ。貞順の弟に盗人嫌疑をかけられ迫害されたため、貞順が親元に返す			口書			
			洗切村	久米之一	天保12年、坂本手永滑石村座頭政之都在り廻在した時に止宿した所			口書			
			濱村	若之都	天保12年、坂本手永滑石村座頭政之都在り廻在した			口書			
		久木野(本村1)		京山	松崎検校下筋		文久2年4月、4両	座頭帳			
山本	15,282	正院(本村63)	岩野村	栄弥		慶応2年2月、3両2分	座頭帳				
			仁連堂村	四季之一	慶応元年時、組頭						
			菅原村	亭順		慶応2年4月、4両	座頭帳				
			鏡田村	三笠一	慶応元年時、組頭	慶応3年2月、7両3朱	座頭帳				
			平嶋村	佐伝一	慶応元年時、座本から賞美300文貰う	慶応3年5月、6両	座頭帳				
小田(本村39)			小嶋村	金口		慶応2年2月、3両2分	座頭帳				
			寺田村	城逸	慶応元年時、組頭						
			横嶋村	栄之一	慶応元年時、組頭						
			大菌村	静山		慶応2年10月、4両	座頭帳				
			小田村	京山		慶応2年10月、3両3朱	座頭帳				
				豊賀		慶応2年11月、4両	座頭帳				
			立山村	教伝		慶応3年5月、4両	座頭帳				
			大濱町	久賀一	慶応元年時、組頭			座頭帳			
				栄弥(菊弥カ)		明治2年5月、18両	座頭帳				
			内田(本村52)	玉名村	清恵		明治3年4月、6両2分	座頭帳			
				岩尻村	専両	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。文久2年2月25日、妙音会の会所となる			妙音会巡回記帳		
				下津原	春地	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。明治3年2月22日、妙音会の会所となる			妙音会巡回記帳		
				安楽寺村	彦順	明治2年8月15日、座頭組に入る			座頭帳		
						開田村	金恵		慶応2年2月、3両2分	座頭帳	
						高辺村	杉之一		慶応2年6月、6両	座頭帳	
							砂尾一	慶応元年時、組頭			座頭帳
							克恵		慶応2年2月、7両2分	座頭帳	
			直一		慶応3年4月、6両	座頭帳					

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典
玉名		坂下 (本村37)	滑石村	延一		明治2年2月、3両	座頭帳
				清京		明治2年5月、3両3分	座頭帳
				政之都(鶴松)	天保12年(22才)、廻在の途中、手引きに雇った佐太という少年を打擲して死なせた。後座頭組を追放され改名を命じられる 同村栄之都の弟子		口書
				栄之都	同村政之都の師匠		口書
			上野口村	友之一	元治元年、座本から賞美500文貰う 慶応元年時、組頭		座頭帳
			高道村	久代一(国一)	慶応元年時、組頭	慶応3年7月、6両2分	座頭帳
			小濱村	幸順		慶応3年7月、4両	座頭帳
		中富 (本村30)	岩原村	悦順		慶応2年4月、4両	座頭帳
				悦一		慶応3年5月、6両	座頭帳
			藤井村	出羽一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			分田村	雲之一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			宮村	鉄順	松崎檢校下筋	文久3年8月、4両	座頭帳
		松尾一		慶応元年時、組頭	慶応3年5月、6両	座頭帳	
		荒尾 (本村46)	宮崎村(宮崎出目村)	春弥		元治元年8月、4両	座頭帳
			長洲村	須賀一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			長洲町	代々一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			塩屋村	実恵		慶応元年8月、4両	座頭帳
			川登村	延弥		慶応元年8月、4両	座頭帳
			牛之水村	春次		慶応3年4月、3両3分	座頭帳
			中尾村	君枝		慶応3年7月、4両	座頭帳
			河登村	難波一		明治2年2月、7両2分	座頭帳
			宮内村	卷之一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			一部村(向一部村)	寿清		明治2年2月、3両2分	座頭帳
			平山	明順	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。慶応4年3月4日、妙音会の会所となる(鉄ノ一が没したため、順番が廻って来た)		妙音会順 回記帳
		南関	南関	鉄順		文久3年8月、4両	座頭帳
				千代寿		慶応元年9月、4両	座頭帳
			和仁村	順賀		慶応3年5月、3両1分3朱	座頭帳
			外目村	春暦	慶応元年時、組頭		座頭帳
			坂上村	相模一	嘉永6年時～、組頭 嘉永6年、自宅で妙音会について話し合い、会の順番を決定した 安政3年1月16日、妙音会の会所となる 安政7年2月23日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳
		江田村	宝順		慶応3年5月、3両1分3朱	座頭帳	
			勝弥	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。嘉永7年2月18日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳	

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典
		南関 (本村48)	九重村	京順	天保6年生、明治10年没 松崎検校下筋 玉名郡南関手永坂上村相模之一組。安政2年2月10日、妙音会の会所となる	文久3年8月、4両	妙音会順 回記帳
			下坂楠村	栄寿	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。安政4年2月18日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳
			上坂楠村	栄順	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。安政5年2月12日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳
			下和仁村	順歌	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。安政6年11月15日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳
			中和仁村	養順	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。文久3年2月2日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳
			関村	直順	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。慶応2年2月8日、妙音会の会所となる		妙音会順 回記帳
			野田村	長栄	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。慶応3年2月14日、妙音会の会所となる	慶応3年5月、3両1分3朱	妙音会順 回記帳
山鹿	27,992	山鹿 (本村33)	湯町(菊池 小路)	星沢勾当	文久3年、「悴」に帯刀させて欲しいと藩庁に訴えた(却下) 慶応3年に「一度」昇進して「送り物之晴」になった	文久3年12月、2分 元治元年正月、2分 慶応元年7月、2分 慶応2年10月、2両 慶応3年3月、金額不明	座頭帳
			宗像村	清喜 琴一	松崎検校下筋	元治元年正月、7両	座頭帳
			椿井村	鉄之一	慶応元年時、組頭		座頭帳
				両節	玉名郡南関手永坂上村相模之一組。文久4年2月17日、妙音会の会所となる	慶応3年7月、3両2分	座頭帳
		中村 (本村31)	新町(城村)	清志		文久3年7月、4両	座頭帳
			椎持村	春欲		慶応元年5月、4両	座頭帳
			相良村	本龍	慶応元年時、組頭		
			吉田村	吉一		慶応3年5月、6両	座頭帳
			津袋村	清順		慶応3年5月、4両	座頭帳
			小楠野村	政喜		慶応元年4月、4両	座頭帳
菊池	20,878	深川 (本村44)	大琳寺村	玄順	天保2年没 息子又兵衛は、その15年後(21才)に窃盗で捕まる		口書
			高野瀬村	豊之一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			木野本分村	菊寿一		慶応元年7月、4両 慶応2年5月、3両2分2朱	座頭帳
			河原 (本村35)	鍋倉村	富恵一	疱瘡でほとんど失明。願いによって座頭組入 文久3年(29才)、地神経を読み渡世していたが、「炭山日雇」に行った時に、窃盗をして捕まる	
		神来村		政之一	慶応元年時、組頭		座頭帳
		原村		主計		慶応元年4月、8両	座頭帳
				沢之一		慶応3年12月、8両	座頭帳
			喜貞一		慶応3年12月、8両	座頭帳	
			右伝一		慶応2年10月、6両	座頭帳	

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典	
合志	29,281	竹迫 (本村50)	富村	珍賀(元里之一)	五丁手永柿原村出生 府中座頭式部都の弟子だったが、破門 嘉永3年、「丁組座頭」を騙り、官位剥奪 元治元年、座本若之一より座官回復の願い出有→「一官之八木打掛」に回復 慶応元年、座本若之一より、元の官位「才敷衆分」まで回復して欲しいと願い出(結果不明)		座頭帳 口書	
			村吉村	八重一		慶応2年2月、12両	座頭帳	
		大津 (本村47)	杉水村	正順		慶応元年3月、4両	座頭帳	
			尾足村	志恵		慶応元年3月、4両	座頭帳	
			平村	春平		慶応元年11月、8両	座頭帳	
				友一		慶応3年5月、4両	座頭帳	
			小林村	伝恵		慶応3年5月、4両	座頭帳	
			小柳村	菊恵		慶応3年5月、4両	座頭帳	
			中代村	三戸の一(水戸之一)	慶応元年時、組頭	慶応2年4月、8両	座頭帳	
		簾之一		慶応元年時、組頭		座頭帳		
大津町	久一	慶応元年時、組頭		座頭帳				
阿蘇(南郷)	(南郷・阿蘇谷・小国で52,044)	布田 (本村17)	小森村	光恵		慶応2年5月、3両2分2朱	座頭帳	
			鳥子村	鷹之一	慶応元年時、組頭		座頭帳	
			北村(上久木野村)	若之一	慶応元年時、組頭		座頭帳	
		高森 (本村15)	下市村(畠中)	了順	半打掛		文久3年12月、4両	座頭帳
			色見村	志賀一	明治2年8月、祈願のために全国各地を放浪していたら、家の百姓株を横領されてしまった			口書
				尾之一(小野一)	慶応元年時、組頭		座頭帳	
		菅尾 (本村63)	下中村	了富			明治2年4月、4両3分	座頭帳
			柳村	円月			文久3年10月、4両	座頭帳
				豊之一	慶応元年時、組頭		座頭帳	
				目細村	太丸		慶応3年5月、4両	座頭帳
			塩出迫村	暁		慶応3年5月、4両	座頭帳	
		野尻 (本村41)	津留村	了安		慶応元年2月、4両	座頭帳	
阿蘇(阿蘇谷)	(南郷・阿蘇谷・小国で52,044)	内牧 (本村32)	小立村	春歓		慶応元年7月、4両	座頭帳	
			黒川村	喜代嘉		慶応2年4月、4両	座頭帳	
			内牧	豊賀	西尾検校下	文久3年4月、4両	座頭帳	
		了恵			明治2年4月、14両1分2朱	座頭帳		
		垣利	中原村	嵯峨一	慶応元年時、組頭		座頭帳	

〔資料1〕「在方の座頭」

郡	安政5年人口	手永 坂栄 (本村12)	所在村	名前	備考	官金年月日と金額	出典
			役犬原村	出羽一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			手野村	京伝		慶応3年5月、3両1分3朱	座頭帳
阿蘇(小国)	(南郷・阿蘇谷・小国で52,044)	北里(小国) (本村26)	宮原	了喜代		慶応元年8月、7両2分	座頭帳
				八重一	慶応元年時、組頭		座頭帳
			小立村	清弥		明治2年5月、4両	座頭帳
直入	2,137	久住 (本村15)	榎木野村	栄之一	慶応元年時、組頭		座頭帳
川尻町	(五ヶ町で32,491)		河尻新町 (鯉手永万ヶ瀬村産)	緑ノ一(清崎四度栄泉一)	「清崎四度栄泉一」に昇進。星澤勾当取り立て 慶応元年時、組頭 明治元年5月9日、告文状到着 明治元年、門松建方願い(新規建方は見合せのため不許可)	元治元年7月、11両 明治元年7月、金額不明	座頭帳
			川尻町	栄		慶応元年8月、10両2分	座頭帳
			川尻外城町	清一	慶応元年時、組頭	慶応3年4月、6両	座頭帳
高瀬町	(五ヶ町で32,491)			加賀一	慶応元年時、組頭		座頭帳
八代町	(五ヶ町で32,491)		八代塩屋町	清寿		慶応元年4月、4両	座頭帳
		千代都		寛政8年、同所平河原町相撲取惣右衛門に打擲される。元は息子同士の喧嘩が原因		座頭帳	
			金神町	四方一		慶応3年4月、20両2分	座頭帳
			本町	城之一	慶応元年時、組頭 慶応元年、座本から賞美700文貰う		座頭帳
不明			板井村	春次		慶応元年7月、9両2分	座頭帳
不明			川尻か	春栄	按摩業。昇進の誘いに釣られて、偽役人に天草出身の「売婦」を紹介		口書
不明				秀寿		文久3年正月、4両	座頭帳
不明				波之一		文久3年正月、8両	座頭帳
不明				豊賀		文久3年5月、5両	座頭帳
不明				福口		文久3年5月、5両	座頭帳
不明				宝山		文久3年5月、5両	座頭帳
不明				逸満		文久3年5月、5両	座頭帳
不明				富恵		文久3年5月、5両	座頭帳
不明				京伝		文久3年5月、4両	座頭帳
不明				静雄一	慶応2年3月28日～4月11日に告文状着(長野検校→古庄勾当から受取る)	不明	座頭帳
不明				住之一	天保元年頃、沼山津手永河原村白山宮社司、緒方山城に頼まれて、薬師の開眼をした。後に「矢部在」出身で、安政5年に座本になった住之一か		口書

※文久3年から明治3年「座頭帳」、19世紀分の「口書」、嘉永7年から明治3年「妙音会順回記帳」より作成した

〔資料2〕「府中座頭」

懸り	人口(文政3年)	所在丁	名前	備考	聴組	官金	出典
新1丁目	541	新1丁目	要之一(藤吉勾当)	松崎檢校下筋 慶応2年、京都へ官途のために旅行。道中、学問所松崎檢校に唄を習う	文久3年・慶応1年	文久3年6月、4両 (慶応2年四度、明治3年勾当)	座頭帳
		新1丁目	重一		明治1・2年	慶応2年1月、3両 慶応3年4月、20両2分	座頭帳
		新1丁目	満一			慶応1年8月、3両2分	座頭帳
新2丁目	796	新魚屋町	深山一		文久3年・慶応1年	元治1年、8月3両2分	座頭帳
		新魚屋町	大和一			慶応2年4月、25両	座頭帳
		新魚屋町	元之一(稲原勾当)	慶応2年、高官座頭に無礼があったとして、日数5日「差扣」 慶応3年、京都へ官途のために旅行。京都で唄三味線などを習得する事も目的		明治1年4月、20両(勾当) 明治2年3月、金札30両	座頭帳
新3丁目	762	新町3丁目	三津瀬一		慶応2年・明治1・2年	慶応2年11月、16両	座頭帳
蔚山町	492	蔚山町	近江一			元治1年8月、3両2分	座頭帳
職人町	548	上職人町	左枝一			元治1年8月、7両	座頭帳
細工町	1,481	新細工町	清一			元治1年7月、8両	座頭帳
		(細工町)	千代寿一	慶応1年12月、御救米支給			座頭帳
		(細工町)	嶽雄一	慶応1年12月、御救米支給	慶応1・2年		座頭帳
西古町	1,985	古桶屋町	八重之一	慶応元年、妻同行で長崎に療養。食糧は日々門弾で賄う			座頭帳
中古町	1,724	中古町小沢町	早之一	安政5年(1858)、聞役候補 文久2年時、組頭 慶応3年、さらえ講興行願いを出したが、不許可		慶応1年5月、8両	讃談帳 座頭帳
		萬2丁目	千代寿一			慶応3年4月、6両	座頭帳
東古町	2,847	舟場2丁目居住(高瀬村産)	梶之一	安政5年(1858)聞役候補	文久3年～明治2年		讃談帳 座頭帳
		船場町	只一	文政4年、紺屋阿弥陀寺町の寿越を妻にしたが、銀錢などを掠め取った上に密通していたため離縁。朝夕出入の人も多く、物入も多かった。弟子多数いる模様			座頭帳
		新古川町	千之一	文久2年時、組頭 文久2年に聞役候補	文久3年～慶応2年、明治1・2年		座頭帳 讃談帳
		川原町	栄寿			慶応1年8月、18両	座頭帳
紺屋町	1,559		なし				
京1丁目	575		伊豆一	明治2年、立売町目において、日数10日で仲間と小唄・三味線さらえを興行したいと願い出	明治2年		座頭帳
京2丁目	—	京2丁目	右左一(本田勾当)	慶応元年、門松建方の許可 明治1年5月、沼田勘解由家来伊藤喜三郎の姉と結婚 明治2年、師匠直都の追善法要を高麗門瑞光寺で行う		慶応1年8月、48両(四度) 慶応3年4月、30両(勾当)	座頭帳
(京町)		京町	和泉一			慶応2年2月、8両	座頭帳
(京町)		京町(元治1年7月～)(玉名出身)	若之一	安政5年(1858)、聞役就任 文久2年、座本就任 元治元年6月、古賀宗貞老に拝借されていた地子屋敷(京町)を譲り受ける 慶応元年、門松建方許可			座頭帳 達帳
(京町)		歩小路居住(隈庄宮地村産)	渚ノ一	安政5年(1858)、聞役候補			讃談帳 座頭帳
今京町	426						座頭帳

〔資料2〕「府中座頭」

懸り	人口(文政3年)	所在丁	名前	備考	聴組	官金	出典
出京町	1,036	出京町	時之一(高木勾当)	慶応3年、新規建方禁止のため、門松建方不許可		元治1年8月、7両 慶応3年4月、100両(勾当)	座頭帳
		京町(～慶応2年) 出京町(慶応3年～) (上鍛冶屋町産)	簾一(長谷勾当)	慶応3年、新規建方禁止のため、門松建方不許可		慶応2年2月、28両 慶応3年4月、45両(勾当) 慶応3年5月、28両	座頭帳
本坪井町	1,591	本坪井新町	清賀			慶応1年8月、4両	座頭帳
本坪井町		本坪井1丁目	数衛一(主計一・宮村勾当)	安政5年(1858)、聞役候補 文久元年、門松建方の許可 古庄勾当弟子		慶応3年4月、24両(勾当)	達帳 座頭帳
本坪井町		(本坪井下3丁目)	園一	慶応1年12月、御救米支給	文久3年～明治2年		座頭帳
本坪井町		(本坪井下3丁目)	咲一	慶応1年12月、御救米支給	慶応2年・明治1・2年		座頭帳
本坪井町		(本坪井下3丁目)	千歳一	慶応1年12月、御救米支給			座頭帳
新坪井町	2,744	新坪井馬借町	芳之一(吉野一)		慶応1・2年、明治1・2年	慶応1年、3両2分	座頭帳
新坪井町		堀端町	壱岐一		慶応1・2年、明治1・2年		座頭帳
新坪井町		新馬借町 本坪井1丁目	靄寿			慶応1年8月、7両2分 慶応3年4月、9両	座頭帳
新坪井町		新坪井馬借町	光弥			慶応1年8月、4両	座頭帳
新坪井町		とびのを村産 坪井竹や町(安政5年) 新坪井職人町(文久2年) 新坪井馬借町	秀之一(西本勾当)	安政5年7月に組頭就任 安政5年(1858)、聞役候補 文久2年、聞役候補 慶応2年、門松建方許可		慶応1年11月、36両 (慶応2年四度、明治2年勾当)	讃談帳 座頭帳
(新坪井町)		(新坪井馬借町)	直嘉	秀之一(西本勾当)の弟子		慶応1年11月、3両	座頭帳
(坪井)		竹部村古千軒(明治年2～)(高瀬町出身)	古庄勾当	嘉永5年時、玉名高瀬町に居住 一時期組頭も勤める 安政5年(1858)、座本候補 元治元年、長崎養生館への療養願(許可されたが結局行かなかった) 慶応3年、弟子取扱に筋違いの儀があるとして京都職屋敷から呼び出し 慶応3年、「御昇組」に「子弟」を養子にしたいと願い出るが、却下		慶応2年10月、18両2分	座頭帳 佐田文書 達帳
		坪井建町	千代之一			慶応1年4月、12両	座頭帳
		鋤身崎	高雄一	文久2年時、組頭 文久2年、聞役候補	文久3年、慶応2年、明治1・2年		座頭帳 讃談帳
		すきのみ崎居住(高瀬村産)	采女ノ一	安政5年(1858)、聞役候補			讃談帳
		聲取坂	彰一	文久2年時、組頭 文久2年、聞役就任			座頭帳 讃談帳
		坪井鋤身先	津和一	1852年頃、8歳のよつの師匠となる。よつは火焚丁江居住仕候替女 つるより指南を受けているが、つるは古庄勾当の弟子			座頭帳
		高田原	生之一			慶応1年8月、3両2分	座頭帳
		熊本南岳丁	京順		慶応3年2月27日、7両3朱		座頭帳
		(矢部出生)	住之一	安政5年(1858)、座本就任 文久2年没			座頭帳 達帳

〔資料2〕「府中座頭」

懸り	人口(文政3年)	所在丁	名前	備考	聴組	官金	出典	
		新1丁目産、春竹居住	宮尾一(宮一)	安政5年(1858)、聞役就任	慶応1年に入っているか?		座頭帳 讃談帳	
			春智	文政4年、船場町只一の弟子で、只一の弟宅に同居。幼年			座頭帳	
			乙一			文久3年		座頭帳
			際之一			文久3年		座頭帳
			菊寿一			文久3年		座頭帳
			民一			文久3年		座頭帳
			水戸之一			文久3年		座頭帳
			春恵			文久3年～明治2年		座頭帳
			悦一	文政4年聞役		文久3年～明治2年		座頭帳
			貞之一			文久3年～明治2年		座頭帳
			澤之一			文久3年～明治2年		座頭帳
			志賀之一			文久3年～明治2年		座頭帳
			兵部一			文久3年～明治2年		座頭帳
			藤之一			文久3年・明治2年		座頭帳
			染一			慶応1・2年、明治1・2年		座頭帳
			壬生一			慶応2年・明治1・2年		座頭帳
			湊一			慶応2年・明治1・2年		座頭帳
			延一			慶応2年・明治1・2年		座頭帳
			式部一			慶応2年・明治1・2年		座頭帳
			寿之一			明治1年		座頭帳
		萩之一			明治1年		座頭帳	
		康之一			明治1・2年		座頭帳	
		泉弥			明治2年		座頭帳	
		清弥			明治2年		座頭帳	
			直一	安政5年(1858)座本候補 明治1年没 本田治部一(右左一)勾当の師匠			座頭帳	
			春波の一				座頭帳	

※文久3年から明治3年「座頭帳」、文久2年・安政5年「讃談帳」、安政5年「達帳」を元に作成